

平成二十六年十二月定例会

平成26年第4回

# 菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月4日～12月18日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成26年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/4	木	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告
12/5	金	議案審議（認定第2号～認定第6号）質疑・委員会付託
12/6	土	休会
12/7	日	休会
12/8	月	一般質問（4人）
12/9	火	一般質問（4人）
12/10	水	一般質問（3人）
12/11	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/12	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/13	土	休会
12/14	日	休会
12/15	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/16	火	議案審議（承認第4号、議案第39号～議案第48号、同意第3号、諮問第2号、報告第8号）表決
12/17	水	休会（議事整理）
12/18	木	委員長報告・質疑・討論・表決・研修報告・発議・閉会

平成26年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	小林久美子 (P49～)	1. 雇用問題について	(1)「若者働き方」アンケートを行ったが、非正規の労働者が増え、くらしは深刻さを増している。国はさらに、労働者派遣法の大改悪を進めようとしている。この状況について、町長の認識はどうか (2)自治体（町）で働く非正規の雇用実態はどうなっているのか。また、非正規職員が多いという状況について、改善できないか (3)働く若い人たちへの応援が必要ではないか
		2. 学童保育について	(1)学童クラブ運営の統一化について、進捗状況はどうなっているのか。また、菊陽北小学校区の学童保育施設の建設に向けた状況はどうなっているのか
2	吉本 孝寿 (P61～)	1. 武蔵ヶ丘支所の運営について	(1)来年春にキャロピアが供用開始されるが、武蔵ヶ丘支所の業務内容に変更はないのか
		2. 職員の有給休暇・代休について	(1)有給休暇は適切に付与されているのか (2)休日に労働した職員が改めて別の日に休日をとれているのか
		3. 苦情処理制度の改善について	(1)苦情を町民目線で早期に解決し、さらに職員の負担を軽減する苦情処理体制が望まれるが、専任職員を新たに配置することは考えられないか
		4. フェイスブック運用について	(1)近隣自治体はフェイスブックで情報発信を積極的に行っているが、菊陽町では開設の考えはないのか
3	甲斐 榮治 (P74～)	1. 熊本都市計画区域マスタープラン見直しについて	熊本都市計画区域マスタープランの見直しについては、菊陽町では平成26年2月27日と10月7日に「住民説明会」が行われた。11月9日には公聴会が熊本県庁で行われている。予定ではこの後に関係機関協議が入り、この中で国や市町村の意見が述べられることとなっている。以下の件について尋ねる

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(1)10月7日の住民説明会において、「益城町では31.9ha、嘉島町では6.3haが市街化調整区域から市街化区域に変更された」、「菊陽町では、0.2haが市街化区域から市街化調整区域に変更された」旨の公表があったが、町執行部はこの事実をどう受け止めたか</p> <p>(2)11月9日以降の進捗はあるか</p> <p>(3)町は熊本県に対して何らかの意見を述べたか。或いは述べる予定があるか。あるとすれば、その概略を示せ</p>
		2. 第5期菊陽町総合計画(後期)策定について	<p>(1)本件に関する住民アンケートは9月4日現在で58通返ってきたとのことであったが、その後の経過はどうか</p> <p>(2)アンケートについてはどう処置するか</p> <p>(3)第5期総合計画(後期)策定についての今後の予定はどうなっているか</p>
		3. 町づくり上喫緊の課題について	<p>(1)光の森駅周辺は、熊本県都市計画区域マスタープランの中で地域核として位置付けられる予定である。町執行部は光の森駅周辺の整備をどのように考えているか</p> <p>①交通の結節点として、ラウンドアバウト交差点を設置する考えはないか</p> <p>②上記との関連で、バス停やタクシーの停車場・送迎車の滞留所及び駐輪場などの適正配置を考えてはどうか</p> <p>③安全安心の町づくりの観点から光の森駅界隈に交番を誘致してはどうか。また、交番設置については、諸方面から要望が出ているところであるが、その進捗状況はどうなっているか</p> <p>④光の森駅からその周辺の施設への連絡通路設置についての計画はないか</p> <p>⑤光の森「ゆめタウン」へのアクセス道路は日を追って混雑を極めている。各道路の交通混雑を解消する計画を立てるべきと考えるが、どうか。特に弓削跨線橋は交通混雑が激しくなっている。片道2車線化を図るべきではないか</p> <p>(2)今後の町の最重点事業は何か</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	野田 恭子 (P89～)	1. 菊陽町定住促進補助金制度について	この制度は菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するための制度だが、 (1)開始からの経過はどうか（件数・金額等） (2)現在の菊陽町定住促進補助金交付要綱（条件）の中に同居を伴う増改築も追加できないか (3)将来的に少子化対策として、この制度の指定区域を広げる予定はないか (4)また、この定住促進を発展させ三世代同居を推進・支援できないか
		2. 菊陽町の観光について	(1)本町に訪れる観光客の人数、観光内容について把握しているか (2)菊陽町商工会との役割分担はどうなっているか (3)現状で対応できているか (4)観光協会の必要性はないか
5	渡邊 裕之 (P103～)	1. 子育て支援について	(1)子ども子育て三法を受けて、町立保育所の民営化への取組も再始動しなければならないが、社会福祉協議会への移管についての検討はされているのか (2)ファミリーサポートセンター事業の現状はどうなっているか
		2. 地域活性化総合特区について	(1)主に白水台地を中心とした空港周辺地域に総合特区の取組が必要と考えられるがどうか
		3. 予算説明書の作成について	(1)町民にも分かりやすい、予算説明書を作成し配布すべきであるがどうか
6	上田 茂政 (P117～)	1. 3期目の町政運営について	(1)菊陽町将来人口は目標年度の平成32年で、42,558人としているが将来的には、人口減少問題が本町にも関わってくるので、それを踏まえた運営が必要ではないか (2)公約実現について、どう今後進めていくのか
		2. 農業振興について	(1)町農業の課題をどう認識しているのか (2)農業後継者問題についてどう対応していくのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	吉山 哲也 (P126～)	1. 障害福祉について	(1)障害者の就労促進について ①町の障害者雇用状況はどうあるか ア 最近における本町の障害者雇用率 イ 雇用形態 ウ 職種 ②最近における障害者新規採用の状況はどうあるか ③障害者の職場実習等の利用は考えられるか (2)菊池圏域地域自立支援協議会 ①協議会の機能としての現状と効果はどうあるか ②今後の課題解決に向けた町の考えはどうあるか
		2. 地域活性化について	(1)定住促進制度 ①現在までの状況・効果はどうあるか ②より効果を上げるための今後に向けた町の考えはどうあるか (2)国道443号線 ①現況の交通渋滞緩和策の施策はどのようなものか ②今後の改良に向けた整備促進期成会の状況はどうあるか
8	加藤眞佐男 (P139～)	1. 光の森町民センター（通称：キャロップピア）について	(1)工事が遅れた理由と、それに対する住民の理解は得たのか (2)完成期日は（落成式の日程等） (3)会議室、軽運動室、和室等の使用時間や使用手続き等はどうなるのか
9	坂本 秀則 (P147～)	1. 保育所入所選定について	(1)保育所入所決定には、どのような過程を経て決定しているのか (2)入所選定で優遇措置はとれないか。例えば（消防団員、地区役員等の社会貢献度、地元定住）など
		2. 農業振興発展について	(1)用水路の水量調査及び改修はできないか (2)農作業の効率化のため、町独自で再度の農地基盤整備はできないか (3)各井手のかんがい排水事業の進捗状況と平成27年度の工事計画はどうなっているのか (4)新町井手に対する今後の計画はどうなっているのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 菊陽空港線延伸と原水駅周辺整備について	(1) 菊陽空港線延伸計画は怎么样了っているのか。また、今後事業化に向けて活動して行くのか (2) 原水駅周辺整備計画は進んでいるのか
		4. 予算説明資料について	(1) 基本構想・基本計画・実施計画に載った事業別予算説明書の作成及び提示はできないか
10	中岡 敏博 (P161～)	1. 本町の危機管理室及び危機管理監の役割等について	<p>【菊陽町危機管理室設置規程で危機管理監をおくことができるとして配置してあるが、菊陽町と他の自治体の危機管理室及び危機管理監の役割や分掌事務と比較し内容ごとに質問する】</p> <p>(1) 有事、災害等における町民の危機管理に関することとしているが具体的な内容をきく</p> <p>① 危機管理室及び危機管理監が関わる有事、災害等とはどのようなものを指すのか</p> <p>② 他の自治体は、災害発生時の危機管理監の役割等の位置付けを明確化している。本町はなぜ、そのシステムを取らないのか</p> <p>③ 平時に防災等に関する事務や防災啓発等どのような活動をしてきたのか</p> <p>④ 危機管理室の防災等訓練の参加及び実施計画では、どのような役割をなされてきたか</p> <p>⑤ 菊陽町地域防災計画において危機管理室及び危機管理監の位置付け役割をどのようにすべきと考えているのか</p> <p>(2) 国民保護に関することで具体的な内容及び計画をきく</p> <p>① 国民保護計画の作成は義務であるが、過去にいつ作成し、必要に応じて見直しをしているのか</p> <p>② 国民保護計画において、危機管理室及び危機管理監の役割をどのようにとらえているのか。万が一の時にどのような備え、訓練、啓発等をしているのか</p> <p>(3) 各種犯罪・不法行為等の防止に係る住民相談に関すること</p> <p>① 過去に総合的な相談窓口があると答弁があった。本町では、数箇所に犯罪被害者相談窓口設置の表示をしている。この役割を十分発揮できるような業務をしているのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>②相談の内容により関係機関（警察相談窓口、犯罪被害者支援センター、精神保健福祉センター、法テラス等）と連携し、橋渡しなどを行っているのか</p> <p>(4)職員の不正行為等の防止のための情報収集・調査に関すること及び公益通報者保護に関することで法令順守を職員に徹底しているのか</p> <p>①危機管理室は、地方公務員法第34条及び菊陽町個人情報保護条例違反に関する職員の情報収集はどのようにしているのか</p> <p>②役場関係課と連携し防止策や保護をどのように講じているのか</p> <p>(5)総合的に考えて、現在の危機管理室を見直し、整備する必要が急務と考える。現状を町長はどのように捉えているのか</p>
		2. 警察力の強化について	<p>【町長の公約である安全・安心のまちをつくるため、熊本県警察署再編計画（案）及びパブリックコメントを参考にして、本町の警察力強化に関する具体的な方策をきく】</p> <p>(1)菊陽町への警察署、交番設置に関し町長は今までに、どのような活動をして町民の熱意をどのように伝えてきたのか。また、2018年予定の仮称熊本合志署運用開始について町長はどう認識しているか</p> <p>(2)再編により大津警察署職員の業務負担が軽減するようであるがこれに対しどのように考えているのか。また、本町には24時間体制の交番が必要である。町長はどう認識しているのか</p> <p>(3)法律、条例に従い交番候補地を誘致し、交番の設置へ進めるための考えはないのか。今後どのように熊本県警察と協議をしていくのか</p> <p>(4)地域パトロールセンター、安全安心ステーション等の提案をしてきた。地域住民、企業、行政の協働による防犯力強化、意識を向上させるよい機会ではないのか</p>
11	佐藤 竜巳 (P173～)	1. 今後の取組について町長の考えは	(1)町立保育所の民営化の推進の考えはあるのか



順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(2) 警察力強化に向けた交番の設置はどうなっているのか</p> <p>(3) 菊陽空港線の延伸は本当にできるのか</p> <p>(4) 水害による曲手地区の工事が進められているが、その進捗状況と完成予定はどうなっているのか</p> <p>(5) 中部小学校建設費について、総事業費及び建築単価について、大津町美咲野小学校や益城中央小学校と比較した場合どうであったか</p> <p>(6) 投票率の低さをどのようにとらえているのか。今後の対策はあるのか。投票所との関連はないか</p>

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月4日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議席の指定及び変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 常任委員の選任について

日程第6 特別委員の選任について

日程第7 行政報告

日程第8 町長提出認定第2号から報告第8号までを一括議題

日程第9 町長の提案理由の説明

日程第10 決算審査報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	佐々木 理美子 君	2番	中 岡 敏 博 君
3番	野 田 恭 子 君	4番	吉 本 孝 寿 君
5番	吉 山 哲 也 君	6番	渡 邊 裕 之 君
7番	坂 本 秀 則 君	8番	石 原 武 義 君
9番	甲 斐 榮 治 君	10番	岩 下 和 高 君
11番	佐 藤 竜 巳 君	12番	福 島 知 雄 君
13番	川 俣 鐵 也 君	14番	加 藤 眞 佐 男 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	梅 田 清 明 君	18番	大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教育委員会委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 桐 陽 介 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福祉生活部長	實 取 初 雄 君	武蔵ヶ丘支所長兼 光の森町民センター 開設準備室長 産業建設部審議員兼 商工振興課長	渡 邊 幸 伸 君
産業建設部長	松 村 孝 雄 君	総務課長	荒 木 一 雄 君
会計管理者兼 会計課長	大 川 由紀美 君	財政課長	吉 川 義 則 君
総合政策課長	服 部 誠 也 君	人権教育・啓発課長	阪 本 浩 徳 君
税務課長	阪 本 章 三 君	福祉課長	高 木 定 伸 君
東部町民センター所長	平 野 葉 子 君	健康・保険課長	西 本 一 浩 君
子育て支援課長	宮 本 義 雄 君	環境生活課長	佐 藤 清 孝 君
介護保険課長	市 原 憲 吾 君	農政課長	今 村 敬 士 君
町民課長	酒 井 章 彦 君	都市計画課長	志 垣 敏 夫 君
建設課長	小 野 秀 幸 君	総務課長補佐兼 総務法制係長	大 山 陽 祐 君
下水道課長	土 野 公 典 君	学務課長	中 島 秀 樹 君
図書館長	山 崎 謙 三 君	菊陽町代表員	松 本 洋 昭 君
農業委員会事務局長	紫 藤 広 美 君	監 査 委 員	中 原 輝 男 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

本日は議会議員補欠選挙後、初めての議会でありますので、仮の議席にお着き願っております。後ほど議席指定を行います。

それでは、ただいまから平成26年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議席の指定及び変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議席の指定及び変更を行います。

議席の指定及び変更は、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により議長において指定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。

これから議長が指定します。

指定の方法は、当選回数ごとに生年月日の若い順に1番から順次議席番号をつけたいと思います。議席番号は議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列どおり番号をつけたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 全員異議なしと認めます。

それでは、議席を事務局長より発表させます。

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、議席番号と氏名を発表いたします。

1番佐々木理美子議員、2番中岡敏博議員、3番野田恭子議員、4番吉本孝寿議員、5番吉山哲也議員、6番渡邊裕之議員、7番坂本秀則議員、8番石原武義議員、9番甲斐榮治議員、10番以降は従前のおりであります。

以上で発表を終わります。

○議長（大塚 昇君） ただいま事務局長が朗読したとおり議席を決定しました。

この際、補欠選挙当選議員を紹介申し上げます。

佐々木理美子議員、登壇して御挨拶をお願いします。

○1番（佐々木理美子君） おはようございます。

私がこの議員の任務について約2か月が過ぎました。私の思いは皆様がこの町で子育てをしたい、そしてこの町に住んでよかったという思いに努めるつもりでございます。そして、私が見て聞いて感じたことを土台にして女性目線で教育、子育て、そして福祉などについて一生懸命頑張るつもりでございます。

今日は御紹介いただきありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐々木議員には一生懸命今後頑張ってくださいと思います。皆さんで拍手をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番加藤眞佐男君、15番上田茂政君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（8月、9月、10月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般全国町村議会議長全国大会が11月12日にNHKホールで開催されました。大会内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したので報告します。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

このたび補欠選挙で当選されました佐々木議員の常任委員については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名します。

総務常任委員に佐々木理美子君を選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 特別委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、特別委員の選任についてを議題とします。

議会活性化特別委員会は全議員で構成することに平成23年6月定例会で決定しておりますので、佐々木理美子君を選任することになります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成26年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え、大変御多用の中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。そして、今回の議員補欠選挙において当選されました佐々木議員におかれましては御当選誠におめでとうございます。佐々木議員のこれからの御活躍を御期待申し上げます。

それでは最初に、本町の誘致企業で原水工業団地に立地しておりますナカヤマ精密株式会社が技術協力しました小惑星探査機はやぶさ2の打ち上げ成功について報告します。

同社のエンジンのノズルを搭載した小惑星探査機はやぶさ2を搭載したHIIAロケット26号機が3日午後1時22分4秒に鹿児島県の種子島宇宙センターから打ち上げられました。ナカヤマ精密では焼結ダイヤモンドを使用した精密部品製造についての技術的研究を継続的に行っておられます。特に焼結ダイヤモンドがろうづけ接着されたメカニズムを大学や産業技術センターとともに研究調査を行っておられまして、強度の保障、欠陥の早期発見に役立てるようさらなる努力を積み重ねておられるところであります。本町の誘致企業が世界的な技術を有し、活躍されることを誇らしく思っているところであります。もう既に読まれた議員もおられるかと思いますが、本日の熊日新聞に、制御ノズル加工のナカヤマ精密社員抱き合い歓喜、菊陽町という見出しで掲載されておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思っております。

次に、全国町村長大会について報告します。

11月19日に東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容といたしましては、全国町村会長藤原忠彦会長の挨拶に続き、安倍総理大臣をはじめ高市総務大臣や石破地方創生担当大臣など、来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。大会決議として本年は9項目が出されました。主な内容を紹介いたしますと、1つ、東日本大震災からの

早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。1つ、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。1つ、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。1つ、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。1つ、TPP交渉に当たっては、国益の堅持と重要5品目聖域の確保に万全を期すことなどが全会一致で決議され、加えて本年は人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じるよう地方創生の推進に関する特別決議も全会一致で決議されたところであります。

次に、国保制度改善強化全国大会について報告します。

11月20日に日比谷公会堂において国保制度改善強化全国大会が行われ、9項目の要望事項が決議されました。主な内容としましては、1つ、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく国保制度の見直しに当たっては、地方の理解を得た上で法制化等の措置を講ずること。1つ、国の責任において国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり維持可能な制度を構築することなどがあります。

それでは、町内のことについて行政報告を申し上げます。

初めに、11月に開催された3つのイベントについてであります。

まず、11月8日土曜日に、今年も姉妹都市屋久島町から荒木町長以下26名をお迎えし、本年度で27回目を迎えたすぎなみフェスタを開催いたしました。また、同日に屋久島町姉妹都市盟約20周年記念の植樹式も行っております。

フェスタの会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品の販売及び各種団体の展示や体験コーナーなど内容の充実を図ったところであります。昨年に続きまして吉本興業のお笑い芸人もっこすファイヤーのお二人をすぎなみフェスタPR大使として任命し、出演番組等によりPRをしていただきました。また、ステージではお笑い芸人とのニンジン料理対決をはじめ、子ども向けショーや各種団体の出演などによりまして、少し雨もぱらつきましたが、約5,000人の来場者がありました。今後も菊陽町の基幹産業であります農業とともに、健康、福祉、環境等の分野を含めた総合祭として町民相互の交流を深め、都市部と農村部の交流により農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鼻ぐり井手祭について報告します。

11月16日に南部町民センターと鼻ぐり井手公園を会場に第6回菊陽町鼻ぐり井手祭が開催され、約1,100人の来場者がありました。熊本大学大学院教授の山尾敏孝先生から「馬場楠井手の現状と文化財登録に向けて」の基調講演のほか、文化財ボランティアガイド及び菊陽南小学校児童による子どもボランティアガイドが鼻ぐりの説明を行い、来場者に菊陽町に残る歴史的遺構をPRすることができました。

次に、菊陽町スタンプラリーについてであります。

11月23日祝日にJR九州とタイアップした秋のウォーキングと菊陽町スタンプラリーを実施



いたしました。この事業は、JR三里木駅をスタート、ゴールとする約8キロのコースで、町の伝統行事や特産品と触れ合い、のどかな風景の中を歩き、鉄砲小路公民館でのおにぎりやのっぺ汁のもてなしが好評で、参加された方との交流も定着してきたところでもあります。こちらでも昨年同様の約600名の参加があり、菊陽町名産の商品やニンジン等の農産物の紹介を行ったところでもあります。

次に、株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定について報告いたします。

去る11月21日に、株式会社ゼンリンと災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結いたしました。この協定は、菊陽町において災害等が発生、または発生が予見される際に、即時に住宅地図が利用できる環境の構築をするとともに、平常時から防災に関する情報交換を行い、防災・減災に寄与する地図の作成を検討、推進することにより、町民生活における防災力の向上を図ることを目的としております。今後とも、町民の方々が安全で安心な生活ができるよう、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、菊陽町光の森町民センターキャロピアについて報告いたします。

光の森町民センターにつきましては、施設オープンに向けて鋭意進めておりますが、年内には建物が完成する予定であります。年明けから建物内の備品等の搬入、設置等を進めてまいります。光の森町民センターのオープンにつきましては現在精査をさせており、正確な期日は未定であります。なるべく早く開所できるよう進めてまいります。

次に、原水東地域の光ブロードバンド環境の整備について報告いたします。

原水東地域の光ファイバー通信サービスの提供については、9月の議会で事業費を承認していただきました。事業者選定につきましては、熊本県立技術短期大学の教授等の外部より3名を含め6名の選定委員によるプロポーザル方式により行い、慎重に審議した結果、NTT西日本に決定をいたしました。光ブロードバンド環境整備を行うことにより、原水工業団地を含む原水東地区にとって円滑かつ安定した情報処理ができ、集落内開発の活発化や新たな企業の立地を促進させ、地域内が活性化していくものと考えております。

次に、介護保険事業について報告いたします。

平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画に定めました地域密着型サービス施設の一つであります認知症高齢者グループホームは、昨年7月に公募をかけて、事業者を株式会社かいごのみらいに指定しました。八久保地内において本年3月から建築工事に着手し、8月に竣工しまして、グループホーム武蔵ヶ丘として11月から運営が開始されており、18名が利用可能となっております。この施設整備により、入所待機者の解消につながるものと期待しているところでもあります。

次に、新環境工場計画の進捗について報告いたします。

菊池環境保全組合で進めております新環境工場の建設につきましては、現在合志市幾久富地内の新環境工場建設候補地での現地測量を行っています。また、環境影響評価、いわゆる環境

アセスメント調査業務の委託業者も決定し、平成30年3月の調査完了に向けて作業を始めたところであります。なお、本年度は新環境工場の基本設計を行うこととし、現在は業務の委託業者も決定し、敷地造成及び中間処理施設や最終処分場の基本計画の検討もあわせて行っているところであります。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 町長提出認定第2号から報告第8号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第8、町長提出認定第2号から報告第8号までの19件について一括して議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第9、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成26年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は19件であります。内訳は、認定5件、承認1件、議案10件、同意1件、諮問1件、報告1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第2号から認定第6号までは、平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めます。

承認第4号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてであります。

平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により11月21日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

去る11月21日に衆議院が解散され、総選挙が12月2日公示、12月14日投開票の日程で執行されることに伴う予算であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,341万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億2,727万4,000円と定めました。

議案第39号は、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

現在建設中の菊陽町光の森町民センターキャロピアの開設に伴い、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例を改正し、あわせて所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことにより、権衡上改正する必要があると、議会の議決を求めるものであります。

内容は、熊本県人事委員会勧告に合わせた改正を行うもので、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた改定に加え、水準調整を行い、給料表を改正するものであります。給料月額を約0.55%増額、その結果、職員1人当たり月額約2,014円の増額となります。また、勤勉手当の支給率を100分の67.5を100分の75にし、期末勤勉手当の年間支給月数を3.95月分から4.10月分に引き上げ、あわせて通勤手当の改正も行っております。

議案第41号は、菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、町が子ども・子育て支援法第20条の規定に基づく保育の必要性の認定を行うに当たり、同法施行規則第1条に定める事由に基づき、保育の必要性の認定に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第42号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、家庭系廃棄物のうち、再資源化の対象となる資源物等の持ち去りを防止するために、町内のごみ一時保管所から町及び町の委託業者以外の者が資源物等の収集または運搬をすることを禁止する条項を現行条例に追加するものであります。

議案第43号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産一時金の額を改正するものであります。

議案第44号は、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公営企業会計基準の見直しによりまして、みなし償却制度が廃止されましたことに伴い改正するものであります。

議案第45号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,484万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,212万3,000円と定めるものであります。

歳入は、町税を7,656万4,000円、財産収入を1億3,066万9,000円それぞれ増額し、繰入金を1億2,400万円減額するものなどであります。

一方、歳出は、民生費を3,943万9,000円、教育費を3,280万7,000円それぞれ増額し、土木費を3,912万7,000円、災害復旧費を3,818万6,000円それぞれ減額するものなどであります。

議案第46号は、平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億8,446万3,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を148万9,000円、繰入金を359万8,000円増額し、歳出は総務費を508万7,000円増額するものであります。

議案第47号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額に事業費用を14万8,000円増額し、13億9,567万7,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額に資本的収入予定額を4,338万7,000円減額し、4億5,163万5,000円と定め、資本的支出予定額を4,338万7,000円減額し、8億6,429万4,000円と定めるものであります。

議案第48号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました新山1丁目地区の開発道路を新たに町道に認定するものであります。

同意第3号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

菊陽町教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同意をお願いします紫垣徹様は、現在教育委員に就任していただいておりますが、平成26年12月31日で任期が満了いたしますので、再任の同意をお願いするものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員のうち2名の方が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、候補者として菊陽町大字原水1367番地6にお住まいの米村憲子様を3期目の再任に、菊陽町沖野4丁目11番19号にお住まいの別府逸郎様を新任として推薦するものであります。

報告第8号は、平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてであります。

内容は、継続費を設定しておりました菊陽中部小学校改築事業が平成25年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2号の規定により継続費の精算報告をするものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第10 決算審査報告

○議長（大塚 昇君） 日程第10、認定第2号から認定第6号まで5件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。監査委員の中原でございます。

ただいまより平成25年度の一般会計、特別会計及び財産・基金の運用状況に関する意見書の監査報告をさせていただきます。

まず、審査につきましては、お手元に意見書がお配りされていると思いますが、その1ページをあけていただきますと審査の概要というのがございます。そこに審査に付されました平成25年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算と、それから財産・基金の運用状況を審査の対象に、本年の7月11日から8月13日の13日間で加藤監査委員ともども本庁にあります監査委員室で監査を行っております。

また、審査の報告につきましては、ちょっと2ページあけてみますと上段の方に書いてありますけれども、そこに述べてありますとおり審査の方法につきましては審査に付されました決算関係書類につきまして、会計課の方で保管されておりますいろんな書類、諸書類をはじめ、必要に応じて各担当職員からの説明と、それから根拠書類等を確認させていただきまして、予算の執行状況並びに会計処理が適正で合理的に行われているかということを確認しております。

決算の概要につきましては、そこに一般会計、特別会計書いてありますけれども、まず決算の概要につきましては各会計の出納閉鎖日、5月31日における収支差額、これが見ていただくとお分かりになると思いますが、翌年度への繰越額、収支額から繰越額を引いた実質収支額というのがございますけれども、それが2ページの一般会計では7億5,169万6,000円。

それから、11ページの特別会計のところですけれども、国民健康保険特別会計が1億5,757万3,000円ですかね。

それから、14ページあけていただきますと、14ページに後期高齢者医療が961万9,000円。

それから、16ページ。16ページの介護保険、これが6,997万4,000円というふうになっておりますし、それからもう一つ18ページになりますかね。土地取得特別会計、これは収支が0になっております。

したがって、本年度における当該予算の予算執行結果につきましては実質収支ベースで純剰余金が、平たく言うと利益ですけど、が出ており、問題ない状況にあると、総括的には思います。この付近の当該分の細かい話を説明しますと物すごく時間かかりますので、この付近は毎年同じような様式で計上されておりますので、お読みになると分かると思いますし、また後ほどの常任委員会でも御質問なんかもできるというお話ですんで、そっちの方は後で見ていただいた、細部について見ていただきたいと思います。

それから次に、財産に関する、財産と基金の運用についてでございますが、財産につきましては19ページの表の29、30に示しておりますとおり、その主なものは土地の方が平成26年3月

に解散しましたことによる土地開発公社の原水工業団地の代物弁済での普通財産が増えております。

それから、建物につきましては、菊陽中部小と菊陽中学の改築と解体が行われておりますけれども、その増減の結果としての行政財産の増がありまして前年度末に比べますと合計して土地が7万1,760平米、それから建物延べ面積が9,722平米の増となっております。

それから、土地建物以外の財産では、先ほど述べました土地開発公社解散による出資金が0円と、解散により0円となったということと、それから奨学資金、あるいは住宅関連資金などの貸与額より償還額の方が多かったということなどによりまして前年度に比べると139万1,000円の減というふうになっております。

それから次に、基金の運用についてですけど、基金の運用については20ページあけていただきますと、表31にその運用状況について書いてございます。これをざっと見ていただきますと、その主なものとしては財政調整基金、それから土地区画整理事業基金、それから学校建設基金、それから土地開発基金、こういうものが大きく移動しておりますが、それ以外の大部分は基金の積立金の利息による変動で、最終的に出納閉鎖日での保有残高は前年度に比べると4億2,526万4,000円の前年度から比べると増というふうになっております。

これらにつきましては、基金の運用状況を示している書類の計数、それが所管する課が持っている書類と一致しているかどうか、それからその運用の方法、手続が条例に従い適正で基金の設定目的に従った確実かつ効率的な運用となっているか、そういうところを基準といたしまして審査しておりまして、財産基金については妥当な運用がなされているものというふうに監査委員は認定しております。

それから次、21ページの本町の財政構造と財政指数ですかね。この付近の説明に入らせていただきますが、表32と、それからその下の参考というのがございますが、これ見ていただくと分かりますように、本町の財産の自主財源の割合がずっと継続して減少しております。それに対応する依存財源、こちらの方が継続して増えてきているというふうな状況にはありますが、参考の方と比べていただくと分かるように、熊本県内、それから全国の他の自治体と比べるとまだまだよい財政状況にはあるということはこの中でも言えると思います。

それから、23ページをちょっとあけていただきたいと思いますのですが、財政力指数のところを見ていただきますと、それはこの財政力指数の主要財政指標ですかね。これの4項目を見ていただきますと、まず本町の一番右側の標準財政規模、これについては年々増加しておりますし、それから財政力指数、それから公債費負担比率、これも健全な値を示しております。ただ、要するに弾力性を示す経常収支比率ですかね、この付近が前年度に比べ少し高い値を示しておりますけれども、この高い値が何で起きたのかという主な要因は、新設されました2つの私立保育所の運営費、これが負担増になっているというもので、これにつきましても全国での類似団体から比べると、まだ低い値ということでございまして、この付近の値については5年間の推移を見ますとばらばらでございまして、上がったり下がっております。したがって、

その時々、要請に対応した財政出動での変動の範囲内であるというふうに思っておりますし、先般9月議会だったと思いますけど、財政健全化判断比率の指標値を御説明いたしましたけれども、その方面から見ても本町の財政状況は健全であるというふうに認めております。認定しております。

それから、そういうような今ざっくりとした大まかな状況を踏まえまして、最後に監査の結果と意見ということで取りまとめさせておりますけども、現在の一般に採用されております歳入歳出決算の先ほど申しました実質収支額での会計判断では24ページの前段に述べておりますとおり、本町財政は良好な予算執行状況であるというふうに言えますけれども、ちょっと私の方で今回本町全体ですね。要するに一般会計と特別会計がやりとりやられてますので、その付近を整理したような形ではどういうふうな状況を示すのかというふうなことをちょっとやってみております。要するに一般会計と特別会計の歳入歳出額から繰越額をまず外します。それから、会計相互間の重複額、要するに繰入れと繰出額、これを除いた純粋な25年度単年度だけでの純計決算額というのを算出しております。それはちょっと26ページですか、の方にちょっとこの付近の25、26ページの方に書いておりますけども、これで見ますと一番上の表ですけど、これを特別会計とかあれを合算した額ですけど、25と26を比べますと歳入の方も増えております。確かに増えております。しかし、歳出の方も増えております。ところが、歳入よりも歳出の方が大きくなっているということで、そこに書いてあるとおりに25年度は24年度よりも単年度の歳計額というやつは2億0,751万円の歳入歳出不足というような形が出ております。この付近については先ほど申しました繰入れ、繰出しのところがやり方によってこういうふうに全体で見るとちょっと菊陽町といえども財政は厳しくなっているというふうなところが見えるんじゃないかと思えます。しかも、これが先ほど申しました弾力性が少し経常収支比率が少し高くなっているというふうなものにもつながっているんじゃないかというふうに思っていますので、監査委員としては今後ともこの推移については引き続き継続して見ていきたいというふうに思っております。

それから、特別会計についての社会保障関連につきましても、最終的には受益者と、それから負担の関係がどのような基準でバランスをとっていくかということが大きな課題になっていると思えます。ところが、この付近については国もちょっと曖昧なところもありまして、今般国の消費税引き上げ先送りでの衆議院解散、これは来年度の予算編成、地方の予算編成にも非常に影響が出てくると思えます。この先送りされたものに10%上げたときの社会保障費関係の予算をつぎ込むというふうになっていましたので、その付近の財源の確保をどうするのかというのが一つの課題だろうと思えます。したがって、今後におきましても、この付近については国とか県と非常に関係しておりますので、その動きを見きわめながら本町住民のニーズを十分に把握しての優先順位、行政課題の優先順位を決めたような行政運営をやっていただきたいというふうに思っています。

あと、その後ろの方に個別の会計、あるいは基金、財産なんかの意見についてはもう気がつ

いた点については書いておりますけれども、この付近については読んでいただければ分かると思いますので、甚だ簡単ではございますが、以上で25年度の決算報告を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時48分



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月5日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 認定第2号 平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第3号 平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第4号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第5号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第6号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員会付託)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 佐々木 理美子 君

2番 中 岡 敏 博 君

3番 野 田 恭 子 君

4番 吉 本 孝 寿 君

5番 吉 山 哲 也 君

6番 渡 邊 裕 之 君

7番 坂 本 秀 則 君

8番 石 原 武 義 君

9番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 桐 陽 介 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福 祉 生 活 部 長 實 取 初 雄 君

武蔵ヶ丘支所長兼  
光の森町民センター  
開設準備室長

渡 邊 幸 伸 君

産 業 建 設 部 長 松 村 孝 雄 君

産業建設部審議員兼  
商工振興課長

荒 木 一 雄 君

会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 大 川 由 紀 美 君

総 務 課 長 吉 川 義 則 君

総 合 政 策 課 長 服 部 誠 也 君

財政課長 阪本浩徳君  
人権教育・啓発課長 高木定伸君  
福祉課長 西本一浩君  
健康・保険課長 佐藤清孝君  
環境生活課長 今村敬士君  
農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君

税務課長 阪本章三君  
東部町民センター所長 平野葉子君  
子育て支援課長 宮本義雄君  
介護保険課長 市原憲吾君  
町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

平成25年度決算認定の件について各課長に説明を求めますが、この決算については、この後、各委員会に付託を予定しております。

質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第2号 平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、認定第2号の平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、昨日代表監査委員さんから決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように、各委員会に付託される予定でございますので、詳細につきましては、その際各担当課から説明させていただきたいと存じます。

まず、関係書類でございますが、歳入歳出決算書、1センチぐらい厚いやつが1つあるかと思えます。それから、主要な施策の成果というのがございます。それから、財産に関する調書です、白い分ですね。それから、監査委員さんの意見書がございます。それから、最後に添付資料としまして、歳入歳出決算参考資料というホッチキス止めの分があろうかと思えます。この5種類になります。

財政課からは、最後の添付資料の歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額、支出済額の前年度の比較を中心に御説明を申し上げ、その後で歳入歳出決算書の中でポイントとなります事項を御説明いたしたいと存じます。

それでは、歳入歳出決算参考資料を御覧いただきたいというふうに存じます。

1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、予算現額及び調定額につきましては省略させていただき、平成25年度の収入済額について平成24年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

まず、款の1町税でございます。町税は、前年度から0.4%、2,617万8,542円減少し、収入済額としましては63億3,407万2,092円となりました。歳入合計に占める構成比は39.1%で、最も高い比率でございます。その中で、項の1町民税は4.4%、1億127万3,502円減の22億1,195万9,748円で、そのうち個人町民税は増加しましたものの、法人町民税が減少したため、

大幅な減となったものでございます。

項の2の固定資産税は1.2%、4,476万2,733円増の37億6万9,955円となりました。

次に、款の2地方譲与税は3.5%、645万1,145円減の1億7,579万8,000円で、これは国税として徴収されまして、都道府県や市町村に一定の基準を持って譲与されるもので、項の1地方揮発油譲与税、項の2自動車重量譲与税、項の3航空機燃料譲与税とも減となっております。

次に、少し飛びますが、款の6の地方消費税交付金は0.9%、313万1,000円減の3億5,683万8,000円となりました。

また、少し飛びますが、款の12地方交付税は6.2%、3,613万9,000円減の5億5,085万8,000円であります。

次に、款の14分担金及び負担金につきましては、項の2負担金で4.7%、1,610万6,486円減の3億2,668万8,188円で、保育料をはじめとします児童福祉費負担金が約93%を占めている状況でございます。

それから、款の16国庫支出金は11.0%、2億3,250万6,354円増の23億4,653万7,442円で、構成比は14.5%で3番目に高い比率でございます。このうち国庫負担金が4.5%、5,678万7,812円の増、それから項の2国庫補助金が20.9%、1億7,676万4,139円の増であります。この補助金の増につきましては、地域の元気臨時交付金約3億8,000万円が大きく影響しているところで増えたところでございます。

次に、款の17県支出金につきましては36.6%、3億1,800万1,429円増の11億8,751万736円で、これはJAに対しますニンジン選果場の建設補助金、それから小規模特別養護老人ホーム設置補助金などの増によりまして、大幅に増えたものでございます。

続きまして、款の18財産収入は155.1%、2億1,392万8,655円増の3億5,190万1,305円で、このうち第2土地区画整理事業の保留地処分金が3億4,000万円ほどございます。

次の3ページ、4ページをお開きください。

5段目でございますが、款の20の繰入金につきましては73.3%、7億2,284万1,748円減の2億6,351万4,000円であります。平成24年度は特別会計繰入金としまして、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設用地を取得した土地取得特別会計からの約3億円の繰入れがございましたが、平成25年度はこれがないので、皆減となりました。また、学校建設基金や公共施設整備基金などの繰入れがありませんので、今年度は大幅に減少したというところでございます。

次に、款の21の繰越金でございますが、こちらは9.2%、7,600万2,182円増の9億139万2,981円で、逡次繰越分と明許繰越分を含んだ金額でございます。

それから、款の23の町債は15.1%、4億510万円増の30億8,820万円で、構成比は2番目に高い19.1%を占めてるところでございます。主なものとしましては、臨時財政対策債、第三セクター等改革推進債、防災行政無線デジタル化更新事業関係、それから菊陽中部小学校の改築事業、菊陽中学校の増築改修事業などでございます。

以上、歳入合計は平成24年度からの繰越分を含めまして161億9,465万8,284円となりまし

て、前年度から2.8%、4億3,803万2,407円の増となったものでございます。

5ページ、6ページをお開き願います。

次は、歳出になります。

まず、款の1議会費につきましては、0.5%の減の1億2,820万4,160円でございます。

続きまして、款の2総務費は14.5%、3億3,241万5,770円減の19億6,444万5,589円で、構成比は12.8%を占めているものでございます。前年度から大幅に減少しておりますが、その理由としましては、光の森複合施設の建設事業につきましては増加しましたが、土地取得特別会計から費用約5億円が平成25年度はありませんでしたので、大幅な減という形になったものでございます。

なお、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業の3億7,500万円につきましては、継続費通次繰り越しとしまして平成26年度に繰り越しているものでございます。

次に、款の3民生費は2.8%、1億785万224円増の39億8,161万3,301円で、歳出合計に占める構成比は26%と最も高い比率でございます。

項の1の社会福祉費は1億2,534万721円増の17億8,935万216円で、この中には国民健康保険特別会計への繰出金、それから介護保険特別会計への繰出金、また熊本県後期高齢者医療給付費負担金や障害者福祉費の扶助費などが主でございます。

また、項の2の児童福祉費につきましては1,749万497円減の21億9,226万3,085円で、この中には児童手当、それから保育園費などが主なものでございます。

増減の大きなものでは、私立保育所の新設補助金が皆減となりましたが、私立保育園の運営費につきましては増加しているというところでございます。

次に、款の4衛生費は0.4%、353万9,959円減の9億6,947万8,890円で、主なものは項の1保健衛生費の子ども医療費助成、それから予防接種委託料などでございます。

項の2清掃費につきましては菊池環境保全組合への負担金、ごみ収集運搬委託料などがございます。

続きまして、款の5の労働費は6.2%、31万676円減の471万4,851円で、勤労青少年ホームと働く婦人の家の人件費を除く管理運営費でございます。

款の6農林水産業費は96.0%、2億9,059万2,495円増の5億9,331万4,042円で大幅に増加しております。増えましたのは、平成24年度から繰越しましたJA菊池のニンジン選果施設整備補助金があるためでございます。

続きまして、款の7商工費は84.5%、1億2,632万686円増の2億7,584万5,049円で、企業誘致費の工場等立地促進補助金が増加したものでございます。

次に、款の8土木費は16.9%、2億8,346万3,294円増の19億6,194万7,239円で、構成比は12.8%というところでございます。このうち項の2の道路橋梁費は繰越明許費が多かったこともあり、2億1,389万2,220円増の4億9,748万4,054円、項の3都市計画費は土地区画整理事業費や下水道事業会計への繰出金でございます。また、鼻ぐり井手公園拡張整備事業費などもご

ございます。

また、項の4住宅費では、光団地建設事業がほぼ完了したことにより、1億1,930万7,651円減少し、1億5,927万5,769円となったものでございます。

なお、土木費につきましては、鼻ぐり井手公園拡張整備事業をはじめ4つの事業約1億4,000万円を平成26年度に繰越しているものでもございます。

続きまして、款の9消防費は49.4%、1億9,213万8,931円増の5億8,124万6,647円で、増加の要因につきましては、平成24年度から繰越しました防災行政無線デジタル化更新事業の2億1,184万円などの増によるものでございます。また、菊池広域連合負担金として3億540万8,000円などもございます。

次に、款の10教育費は19.3%、7億1,423万9,668円減の29億7,960万8,229円で、構成比は19.4%と2番目に高い比率でございます。大きく減少しておりますが、菊陽中学校の増築・改築事業が増えてはおりますが、菊陽中部小学校の改築事業と菊陽西小学校の増築・改築事業がそれぞれ減少したため、大幅に減少したというところでございます。

なお、菊陽中学校の増築改修事業につきましては、継続費逐次繰り越しとして、また小学校関係の空調関係ですが、こちらの事業につきましても約2億円ほどを繰越しているところでございます。

次に、款の11災害復旧費は、支出はございませんでした。

款の12公債費は6.4%、7,393万2,513円減の10億7,538万2,200円で、構成比は7.0%でございます。内訳としましては、元金が9億1,558万3,728円、利子が1億5,979万8,472円でございます。

なお、平成25年度末の地方債現在高は、一般会計で142億4,816万9,000円となっております。大きく増えておりますが、第三セクター等改革推進債、防災行政無線デジタル化更新事業、菊陽中部小学校の改築事業、菊陽中学校増築改修事業などにより、前年度から21億8,000万円ほど増えておるというところでございます。

次に、款の13諸支出金は、土地開発公社解散に対する補償金の8億420万円でございます。

最後は、款の14の予備費で、支出済額はございませんが、その他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載しておりますので、後ほど説明申し上げます。

以上、歳出合計は平成24年度からの繰越分を含めまして153億2,000万197円で、前年度から3.1%、4億6,476万7,301円の増となったものでございます。

以上で参考資料による説明を終わります。次に歳入歳出決算書、1センチぐらいの厚い書類ですけども、この中でポイントとなります事項を説明させていただきたいというふうに思います。

決算書を2枚めくっていただきますと目次がございます。目次は、大きい項目が3つございまして、そのうちの1の歳入歳出決算書を1ページから、それから大きなページの2ですけども、事項別明細書につきましては10ページから240ページ、それから一番下でございますが、

3の実質収支に関する調書を最後の241ページに掲載しておるところでございます。

それでは、ポイントだけを説明させていただきます。

1ページと2ページをお開きいただきたいと思います。こちらの分は、歳入歳出決算書の歳入でございます。

収入済額は、先ほど説明したとおりでございます。

次に、2ページの不納欠損額というのがございます。不納欠損額は町税とか、あと款の14の分担金及び負担金などがございます。それから、収入未済額は款の1の町税、それから款の14の分担金及び負担金、それから款の15の使用料及び手数料などがございます。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などにつきましては、監査委員の決算審査意見書の中にも記載してございますので、御覧いただければというふうに存じます。

それから、2ページの右端でございますが、予算現額と収入済額との比較の項目を御覧いただきますと数値が入っておりますが、△、マイナスがついてる分があるかと思いますが、この中で言いますと一番下の国庫支出金ですね、こちらについて△がついております。それから、次の3、4ページの中の2行目に、県支出金のところも△がございます。それから、最後の町債についても△がございます。こちらの△の部分につきましては、平成26年度へ継続費の通次繰越や明許繰越費に係る財源の未収入済額などが△として上がってくるものでございます。こういったのは平成26年度に入ってくるというところでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

次は、歳出になります。

支出済額等につきましては、先ほど説明したので省略させていただきますが、6ページの中央の列に翌年度繰越額とございます。こちらは継続費や繰越明許費でありまして、6月議会におきまして繰越計算書として報告させていただいた内容と一致するようところでございます。

また、監査委員さんの意見書の中にも一覧として整理されるところでもございます。

10ページをお願いいたします。

10ページ以降につきましては、決算を認定をしていただくための書類であります事項別明細書になります。大まかな内容は、先ほど説明しましたので省略させていただきますが、11ページ、12ページをまずお開きいただきまして、まず歳入につきましては、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細説や金額などを記載しているところがございます。こちらについては、各常任委員会の方で説明があるかと存じます。

少し飛びますが、45、46ページをお願いいたします。

こちらのページからが歳出になります。歳出におきましても款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細説や金額などを記載しているところがございます。

なお、先ほども申しましたけども、事項別明細書につきましては歳入歳出とも各委員会に付託される予定でございますので、その際、各担当課から詳しく説明をさせていただきたいとい



うふうに存じます。

大分飛びますけど、最後から2ページ目の239ページ、240ページをお願いいたします。

款の14の予備費でございます。予備費につきましては、支出済額はございませんが、239ページの右から2つ目の列に予備費支出及び流用増減に記載がございますが、1,299万9,000円を充当したというところがございます。その内訳としましては、240ページの備考欄に10項目ほどございますが、こちらの款項に充当したというところがございます。

最後のページ、241ページをお開き願います。

こちらは実質収支に関する調書で、単位は千円になります。

順番に申しますと、1の歳入総額は161億9,465万8,000円でございます。2の歳出総額が153億2,000万円ですので、3の歳入歳出差引は8億7,465万8,000円となります。

なお、4の翌年度へ繰越すべき財源としまして、継続費通次繰越額の7,978万1,000円と繰越明許費繰越額の4,318万1,000円が必要になりますので、5の実質収支額は7億5,169万6,000円となるものでございます。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、昨日の監査委員報告にありました審査意見書の中にも記載されておりますので、御覧いただければというふう  
に存じます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 1点だけお願いします。

監査委員さんの報告の中に、自主財源と依存財源の変化がありまして、毎年自主財源の率が低くなって依存財源が高くなってるといふ指摘がありましたが、これは次のように理解してよろしいですかね。依存財源が増加しているということは、国庫支出金とか、あるいは県の支出金が増加して分母が大きくなったためだといふふう  
に理解してよろしいのか、あるいは先ほど法人町民税ですか、これが減少したということがありました。そういった減少の原因があるのか、その辺について少し詳しく説明をいただきたいと思  
います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

今申し上げましたのは、監査委員意見書の21ページの財政構造の中の自主財源と依存財源の比率のところだと思  
います。意見書の21ページのところだと思  
います。

確かにおっしゃいますとおり、自主財源比率は今年度は下がりました。自主財源の最たるものが基本的には町税と考  
えていただきたいと思  
います。

町税につきましては、先ほど私も説明申し上げましたが、24年度決算で63億6,000万円、

25年度決算で63億3,000万円ということで、2,600万円ぐらい減少したという状況はございます。ですけど、自主財源比率というのは、24年度からの55.8から25年度は51.8ということで、4%ほど下がってるというところでございます。なぜ下がったかと申しますと、先ほど議員おっしゃいましたとおり、分母であります、依存財源でございます国庫支出金、それから県支出金が増えてるという状況でございます。

それから、もう一つ町債ですか、こちらにつきましても今年度30億円ほど抱えておりましたので、やっぱり大きくなったというところで、税収は変わらないものの、ほかにいただく分と申しますか、依存財源がやっぱり大きくなった関係で、率的には自主財源比率が下がったというところでございますが、税としましてはずっと60億円前後でございますので、県内では5番目ぐらいに市も含んで多いような金額ではございますので、当然税収の確保と申しますと、当然課税対象の確保、徴収率の向上、それから企業の誘致いただいて税収を増やしていきたいというふうに思います。

それから、当然大きな事業が減りますと国庫補助金も減りますし、地方債あたりも減ってきますので、また率は上がったりが下がりたりはしてくるかなとは思いますが、今回のようにどうしても多くなった関係で、率は下がったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、今の件ですけれども、例えば今後地方創生の政策が出ておりますけれども、この付近で国庫支出金等が該当する事業が増えてくれば、なおまた依存財源が増えていくと、だけどそれは心配することではないというふうに理解しとっていいですかね。ある意味では、執行部の方で補助金等についてアンテナを高くして、できるだけ国庫支出金とか県支出金を引き出すというふうに理解をしとってようございますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

国、県からいただく交付金につきましては、依存財源という形になります。ですので、例えば町が新しい事業をする場合、やっぱり国、県の支出金なり、地方債なりはやっぱり活用しなければならぬと思います。これが単独でそんなのもいただかなくてできれば一番よろしいんですが、そういう財政状況にはございませんので、事業を進めるに当たっては国県支出金、地方債あたりは活用させていただくというところでございます。

そうした場合、当然依存財源ですので、依存財源比率は当然高くなる可能性はあります。しかしながら、それが高くなったからといって、自主財源比率が下がったからといってそう悩むというか、それは必要はないんじゃないかと、一時的には当然上がったりが下がりたり当然してまいりますので、町としましてはやっぱり自主財源の柱であります町税ですね、こちらの方をできるだけ多くいただきたいということを考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（9 番甲斐榮治君「最後です」の声あり）

甲斐榮治君。

○9 番（甲斐榮治君） 先ほど地方債の現在の残額が142億円とおっしゃいましたかね。これ確認です、約142億円と理解しとっていいですかね。

それからもう一つは、臨時財政対策費ですね、この累積がどのぐらいになってるのか、アウトで結構です。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

今申しました142億4,000万円につきましては、一般会計の分でございます。通常、財政上、使いますのは普通会計という言葉を使っております。普通会計といいますのは一般会計と土地取得特別会計をあてたところでございます、土地取得特別会計にも光の森の公共整備用地の北側の分ですね、こちらの残があと5億円ほどあったと思いますので、実際は町の普通会計といたしますと147億5,000万円の残高になります。一般会計では142億4,000万円程度というところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（9 番甲斐榮治君「臨時財政対策費」の声あり）

財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 失礼しました。お答えします。

臨時財政対策債につきましては、約44億円が残ということでございまして、こちらにつきましては、町としましてもできるだけ借らない方がよろしいんですが、制度的には借らざるを得ないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第3号 平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、認定第3号平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、認定第3号の平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出

決算の認定について御説明申し上げます。

1 ページめくっていただきますと、主要な施策の成果をつけております。

この特別会計につきましては、用地の先行取得事業に係る歳入歳出を整理していくものでございます。

また、1 ページめくっていただきますと、土地取得特別会計の歳入歳出決算書をつけております。

内容は、事項別明細書で説明させていただきます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

まずは、歳入でございます。

款の1 財産収入、項の1 財産運用収入、目の1 基金運用収入につきましては、調定額、収入済額ともに6万1,153円でございます、これは土地開発基金の利子でございます。

次に、項の2 財産売払収入、目の1 不動産売払収入は、平成24年度に先行取得しました鼻ぐり井手公園拡張整備用地を一般会計に1億4,428万6,121円で売り払ったものでございます。

次に、款の2 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 一般会計繰入金ですが、調定額、収入済額ともに1億7,501万7,799円で、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて、財源を確保したものでございます。

以上、歳入合計は調定額、収入済額ともに3億1,936万5,073円となります。

次の9 ページ、10 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1 土地開発基金積立金は、支出済額が1億4,434万7,274円で、内訳としましては、先ほど歳入で申しました鼻ぐり井手公園拡張整備用地の売払金1億4,428万6,121円と歳入で受け入れました基金利子の6万1,153円を積み立てたというところでございます。

款の2 諸支出金は、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の維持管理費90万82円でございます。

最後に、款の3 公債費は公共用地先行取得等事業債の借入金で、目の1 元金を1億6,778万円、目の2 利子を633万7,717円支出しました。

なお、平成25年度末の地方債残高は、先ほども申し上げましたが、5億334万円となるものでございます。

以上、歳出合計も3億1,936万5,073円となりましたので、歳入歳出差引額は0円となりますので、このため翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支額も0円となるというところでございます。

以上で説明は終わります。よろしく願いいたします。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第4号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成25年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから28ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算の執行状況を、最終29ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1国民健康保険税は、一般分と退職分で前年度より79万2,425円増の8億1,098万4,826円となっており、不納欠損額は1,691万9,668円、収入未済額は3億2,652万9,309円であります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は89.2%であります。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は療養給付費、高額療養費、特定健康診査に対する負担金で7億843万9,663円です。

項の2国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金で2億6,532万9,000円です。

款の6療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3億397万1,332円です。

款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金において国保被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者の加入の偏在による保険者間負担の均衡に応じて調整されて交付されるもので、6億3,853万5,170円です。

款の8県支出金、項の1県負担金は、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るための高額医療費負担金と特定健康診査等負担金で1,913万8,192円です。

項の2 県補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金で1億7,252万2,000円です。

款の10 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金で4億4,861万859円です。

款の13 繰入金は一般会計からの繰入金で、財政調整繰入金は執行しておらず、2億282万6,108円です。

以上により、歳入合計は予算現額37億3,568万5,000円に対しまして、調定額40億9,890万8,091円、収入済額37億5,436万3,258円、不納欠損額1,691万9,668円、収入未済額3億2,762万5,165円、予算現額と収入済額との比較では1,867万8,258円の増となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きいただき、歳出の主にもものについて説明いたします。

予算現額については省略し、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費は、療養給付費と療養費等で20億6,674万7,539円です。

項の2 高額療養費は、算定基準を超える部分を高額療養費で給付するもので、2億7,158万4,230円です。

款の4 出産育児諸費は、被保険者の出産に対して給付されるもので2,696万5,282円で、件数は65件です。

款の3 後期高齢者支援金は4億6,600万8,622円です。

款の6 介護納付金は、介護保険の第2号被保険者である40歳から65歳未満までの国保被保険者から徴収する介護分で、2億52万8,082円です。

款の7 共同事業拠出金は、小規模保険者の運営基盤安定化及び高額医療費の調整を図るための拠出金で4億3,924万9,644円です。

款の8 の保健事業費、項の1 の特定健康診査等事業費は、糖尿病をはじめとする生活習慣病に関する特定健診、特定保健指導に要した費用で、1,582万9,833円です。

項の2 保健事業費は、被保険者の健康保持増進のために必要な事業で、1,679万5,948円です。

款の11 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金は、一般及び退職被保険者の保険税還付金284万5,658円と過年度分の療養給付費国庫負担金の返還金7,401万6,287円の合計7,686万1,945円です。

以上により、歳出合計は予算現額37億3,568万5,000円に対しまして支出済額35億9,679万36円、不用額1億3,889万4,964円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が37億5,436万3,258円、歳出総額が35億9,679万36円で、歳入歳出差引残額が1億5,757万3,222円です。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額が1億5,757万3,000円で、実質収支額

も同額となっております。

以上で平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 認定第5号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成25年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終15ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページを御覧いただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入で、前年度より1,342万3,660円増の2億1,676万4,780円です。

款の4 繰入金是一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療特別会計事務費及び保険基盤安定負担分の6,615万9,401円です。

款の5 繰越金は896万6,861円です。

以上により、歳入合計は予算現額2億9,495万2,000円に対しまして調定額2億9,809万7,291円、収入済額2億9,680万271円、不納欠損額7,500円、収入未済額128万9,520円、予算現額と収入済額との比較は184万8,271円の増となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

3ページと4ページをお開きください。

予算現額は省略し、支出済額について説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より1,499万1,660円増の2億7,885万1,728円です。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業、健診費用や人間ドックの助成などですけれども、529万3,466円です。

以上により、歳出合計は予算現額2億9,495万2,000円に対しまして、支出済額2億8,718万750円、不用額777万1,250円で、予算現額と支出済額の比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が2億9,680万271円、歳出総額が2億8,718万750円で、歳入歳出差引残額は961万9,521円であります。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額が961万9,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第6号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成25年度の歳入歳出決算書は、1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから26ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終27ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから



4 ページまでの款項の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、決算書の 1 ページと 2 ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の 1 保険料、項の 1 介護保険料は、第 1 号被保険者である 65 歳以上の方の保険料収入で、前年度から 2,437 万 9,140 円増の 4 億 2,845 万 8,880 円、収納率は 96.5% となっております。また、不納欠損額は 273 万 2,220 円、収入未済額は 1,260 万 4,160 円であります。

款の 4 国庫支出金、項の 1 国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で 3 億 1,776 万 9,046 円です。

同じく項の 2 国庫補助金は、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金で 9,692 万 3,790 円です。

款の 5 支払基金交付金、項の 1 支払基金交付金は、第 2 号被保険者である 40 歳から 64 歳までの分、29% を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、5 億 1,821 万 2,000 円です。

款の 6 県支出金、項の 1 県負担金は、介護給付及び予防給付に要する県の負担金で 2 億 6,116 万 6,040 円です。

同じく項の 3 県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業の補助金で 916 万 2,395 円です。

款の 9 繰入金、項の 1 一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担金で 2 億 7,096 万 8,826 円です。

以上、歳入合計は、予算現額 19 億 6,147 万 8,000 円に対して調定額 19 億 6,500 万 6,287 円、収入済額 19 億 4,966 万 9,907 円、不納欠損額 273 万 2,220 円、収入未済額 1,260 万 4,160 円、予算現額と収入済額との比較が 1,180 万 8,093 円のマイナスとなっております。

次に、3 ページと 4 ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額については省略し、支出済額について説明いたします。

款の 2 保険給付費、項の 1 介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用で、前年度から 4,722 万 2,607 円増の 17 億 2,623 万 4,603 円であり、同じく項の 3 高額介護サービス等費は、要介護者等が 1 か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻しされるもので、3,745 万 9,332 円です。

款の 4 地域支援事業費、項の 1 介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、通所による運動教室を行う事業費で 2,381 万 8,325 円です。

同じく項の 2 包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるための総合相談や権利擁護などの事業費で 3,047 万 2,585 円です。

以上、歳出合計は予算現額 19 億 6,147 万 8,000 円に対して支出済額 18 億 7,969 万 5,941 円、不用額が 8,178 万 2,059 円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4 ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が19億4,966万9,907円、歳出総額が18億7,969万5,941円で、歳入歳出差引残額が6,997万3,966円となり、この差引残額が平成26年度への繰越金になります。

最後に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額6,997万3,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

以上で認定第2号から認定第6号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第2号から認定第6号までは議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時0分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月8日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君 |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |             |                                 |           |
|-------------------|-------------|---------------------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君   | 副 町 長                           | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長          | 曾 我 惟 雄 君   | 教 育 長                           | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長           | 桐 陽 介 君     | 総 務 部 長                         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君   | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君   | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 | 総 務 課 長                         | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君   | 財 政 課 長                         | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長           | 阪 本 章 三 君   | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 東部町民センター所長        | 平 野 葉 子 君   | 福 祉 課 長                         | 西 本 一 浩 君 |
| 子育て支援課長           | 宮 本 義 雄 君   | 健康・保険課長                         | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君   | 環境生活課長                          | 今 村 敬 士 君 |

町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君

農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。日本共産党の小林久美子です。

山都町の陸上自衛隊大矢野原演習場で実施中の日米共同訓練で、昨日米軍の新型輸送機オスプレイを使った訓練が行われました。共同訓練にオスプレイを使用するのは九州では初めてです。全国でも2番目ということで、今日熊日でも報道されていました。

また、今日は、1941年12月8日のアジア太平洋戦争の開戦から73年を迎えました。日本がマレー半島とハワイを突然攻撃した日です。その10年前に始めた中国東北部への侵略から45年の敗戦まで、2,000万人以上のアジアの人々が犠牲になりました。

国民が、戦後の憲法で、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを誓ったにもかかわらず、安倍政権は、海外で戦争する国への道を突き進んでいます。今年の流行語大賞は、「集団的自衛権」、「ダメよ～ダメダメ」の2つでした。この言葉を並べますと、「集団的自衛権ダメよ～ダメダメ」になります。「集団的」という言葉は今の憲法では違憲とされてきたものが、いきなり解釈を変えて可能になる、私は、このオスプレイを使った訓練も、きな臭い動きになっているのではないかと懸念をするものです。

今日の質問は雇用問題についてと学童保育について行いますので、自席から質問をさせていただきます。

先ほどお話ししましたように、今日は第1問が雇用問題についてです。質問の要旨として、若者の働き方アンケートを行ったが、非正規の労働者が増え、暮らしは深刻さを増している。国は、さらに労働者派遣法の大改悪を進めようとしている、この状況について町長の認識はどうか。2番目が、町で働く非正規の雇用実態はどうなっているのか、また非正規職員が多いという状況について改善できないか。3つ目に、働く若い人たちへの応援が必要ではないか。

2つ目の項目としまして、学童保育について。学童クラブ運営の統一化について、進捗状況はどうなっているのか。また、菊陽北小学校区の学童保育施設の建設に向けた状況はどうなっているのか。このように質問通告を出しております。

それでは早速、第1番目の雇用問題について質問をさせていただきます。

私は、日本共産党後援会として、町内の20代、30代の若者の方に若者働き方アンケートを行

いました。少しそのアンケートの返ってきた中身を御紹介します。

20代女性、この方は、正規の職員で、有給休暇も半分ぐらいとっている。心配事としては、結婚したいが、生活できる収入じゃない。ブラック企業をなくすためにはどういふことが必要ですかという設問もしてるんですけども、離職者数の公表、年間の残業時間に上限を定める、セクハラ・パワハラ防止などが上げられていました。

また、30代の女性、パート職員の方は、手取りの収入月額が9万円で、希望を持って働きたいが、賃金が安い。結婚したいが、生活できる収入がない。奨学金の返済が負担。この方も、ブラック企業については、本当にどうにかしてほしい、使用人感覚で人を雇う個人経営者に向けた指導などに力を入れてほしい。

また、30代の女性、パート職員の方は、手取りが12万円。今の仕事について、希望は持てないが、働きたい。また、心配事や不安、不満などについては、やはり賃金が安い、雇用契約が更新できるかどうか不安だ、またセクハラ・パワハラを受けている。

30代の男性、正規職員で製造業の方は、労働時間が長い、休暇がとれない、仕事がきつい。

また、20代の男性で学生で、研究室で不当労働をしている、残業代も全く支払われていない、労働時間が長い、休暇がとれない、仕事がきつい、セクハラ・パワハラを受けている、心身の調子が悪い。

30代の女性、卸売業のパート、手取り7万円。有給休暇はほとんどとれない。

30代の男性、医療・福祉、正規職員、手取り25万円。職場、仕事がなくなるのでは、心身の調子が悪い、子育てに悩んでいる。

30代の女性、卸売業、正規職員、手取り20万円。有給休暇はほとんどとれない、希望は持てないが、働きたい。

20代の男性正規職員、手取り25万円。残業代は全て支払われている、有給休暇はほとんどとっている、希望を持って働きたい。

30代の女性、卸売小売業、パート職員、手取り3万円。希望もなく、働き続けられない。賃金が安い、正規職員になれない、心身の調子が悪い、子育てで悩んでいる、学費が高い。

30代の男性、生活関連サービス業、正規職員。有給休暇はほとんどとれない、不満は休暇がとれないこと。

30代の女性パート、手取り6万円。希望は持てないが、働きたい、心配事としては、賃金が安い、学費が高い。

20代の男性、学生、手取りでバイトで5万円。希望はあるが、続けられない。

これは、アンケートで返ってきた中身を少し御紹介しましたが、やはり正規職員の方は、有給休暇は余りとれないけど頑張って働きたいという、ただいま御紹介しましたように、出されていきました。

ただ、やっぱり女性の方で、既婚、未婚にかかわらず、パートの場合は、安い方で3万円、それから7万円とか9万円とか、非常にやはりそういう労働条件で本当に大変だなど。希望は

持てないけども、働かざるを得ないし、いろんなやっぱりセクハラ・パワハラでも人ごとではないんだなというのを感じました。

安倍首相は、雇用は100万人以上増えたと言われていますが、総務省の労働力調査で見ますと、安倍政権発足時と現在を比べてみますと、正規職員はマイナス22万人で、非正規職員が123万人増えています。確かにアベノミクスで、一握りの大株主、大企業は大きな利益を上げていますが、大多数の国民の実質賃金は15か月連続で下がり続けているという状況です。

こういう町内、私たち、まだ一部ですけれども、また今後アンケートとかもとったり、また直接お話も伺ったり、若い子どもさんをお持ちのお母さんやそういう方とお話ししますと、本当に10社ぐらい、熊本、この菊陽町内でも試験を受けたけれども、結局見つからずに、広島とか山口とか、県外に行かざるを得なかったという声もたくさんあります。

町長は、町長選も戦われまして3期目を目指すということなんですけれども、実際町民の方と接して、私自身は、今の一番の政治の問題、また税金を上げていくという、税金を安定してそういう運営をしていくという点でも、やっぱり若い人の働き方の問題が一番今の政治の課題ではないかというふうに強く思っているんですけれども、町内を回られての、町長いろんな御要望とかお聞きされて、若い世代の御要望なりについてどういう認識をお持ちなのか、また今後町政運営をしていく上で、この問題について町長のお考えがあればお聞きしたいということで1番目の質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） おはようございます。

町長ということですけど、まず私の方から答弁させていただきます。

労働者派遣そのものは、古くは江戸時代からの昔から人足貸しとして行われてきたところであり、昭和の時代になって、人材派遣というビジネスが始まったところなんです。

昭和40年代になって、業務契約として労働者派遣は行われてきましたが、労働者保護の観点から昭和60年に労働者派遣法が成立、翌年施行されました。正式には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律という。この法律の施行から日本における労働者派遣の歴史が正式に始まったと言われてしています。

初期の派遣法は、正規労働者が派遣に置きかえられる可能性が少ないソフトウェアの開発、コンピューター操作、通訳、秘書等の専門的な13業務に限って派遣を認められるというものでしたが、平成の時代になってから数次にわたって派遣業務の対象範囲拡大や派遣期間延長の法改正が行われてきたところなんです。

こうした流れの中で、特に大きい意味を持つ法改正は、平成17年の対象業務の原則自由化の法改正と平成15年の製造業の派遣解禁の法改正と言われています。この2回の法改正を大きな要因として、労働者派遣事業所も派遣労働者の数も増加しています。全国で数字を申し上げますと、平成12年6月1日現在で派遣事業所1万333社、派遣労働者が53万7,063人、25年6月1日で申し上げますと、派遣事業所が7万4,368社、派遣労働者が127万3,502名となっております。



す。

熊本においても、平成25年6月1日現在で604社の派遣事業所があり、8,443人の派遣労働者が働いています。ただし、派遣労働者の全雇用労働者に占める割合は小さいもので、全雇用労働者の35.2%がパート・アルバイト、契約、派遣などの非正規雇用であります。その中の5%が派遣となっているところです。

この派遣労働者の年齢構成については、20代、30代で全体の75%を占め、職種については、男性の50%超がソフトウェア開発、機械設計などに従事し、女性の33%が事務用機器操作に従事している状況です。

なぜ派遣の職を選んだのかというのは、1つ、就職先が見つからなかった、2つ、仕事内容、会社を選べる、3つ、仕事の範囲や責任が明確、4つ、自分の能力、専門技術、資格を生かせるなどとなっています。

この派遣の問題については、派遣労働者の肯定的回答もあるように、1つ、自由な働き方、希望の働き方ができる、2つ目、自分の技術、資格など高額な賃金が得られると派遣労働者から評価され、また派遣労働者を使う側からは、1つ、従業員の需給調整ができ、正規従業員を解雇しなくても済む、2つ目、即戦力として使えるといったことが言われています。

また一方では、1つ、派遣は雇用が不安定で、派遣切りなどとあったこともあり、2つ目は、賃金、福利厚生、社会保険、年金などがよくない。3つ目、職業訓練、教育が不十分で、スキルアップがないという課題があると指摘されています。

議員は、今回改正されようとした内容に触れておられますが、今回の派遣改正法の中では最も議論がなされていることは、現在は専門26業種については派遣期間に制限がなく、それ以外の業種については原則1年、最大3年という制限があるものを、専門26業種という業種区分を撤廃することで、全ての業種において最長3年の派遣になるというものです。

この改正に対し、業種に関係なく雇用期間が最長3年となる派遣切りにつながるという批判や、同じ職場で最長3年という制限があるものの、部署を異動させれば同じ派遣労働者を雇用することができることから一生派遣となるという批判があるところです。

これに対し政府は、「専門26業種など、現在の労働環境に適合せず現場実態が混乱している制度を分かりやすく実態に合うようにしているのであります」としています。また、期間を設ければ、3年ごとに派遣先、派遣元、派遣労働者も、正職員になる、派遣先を変えるなど働き方を見直すきっかけとなると主張しています。

いずれにしても、この法改正は、十分な審議がなされないまま、今回の国会解散により廃案になったところであり、選挙後は、慎重、十分な審議がなされることと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま商工振興課長もお答えしたところではありますが、この労働の問題は大きな課題と思っておりますが、基本的には国の事務であります。労働者の権利を守るため

に労働基準法があり、安全を確保するために労働安全衛生法があります。また、雇用対策として職業安定法があり、労働者の教育訓練のために職業能力開発機構がありまして、それぞれ国の機関が業務をやっております。

しかしながら、働く人の問題点は町民の問題とも言い換えることができます。さらに、労働者を雇用する企業にとっては、働く人は企業活動に欠かせない存在であると同時に、企業の競争力という観点からは、働く人の能力開発、人件費という経営コストの問題として絶えず対応していかなければならないことでもあります。

このように、働く人の問題は、町民に関係するものであること、そして町内企業に関係する問題であることということから、町の問題であると認識をしております。町民と町内企業がともに満足を得られて初めて、この町の将来像も実現するものと考えているところであります。

今回の派遣法改正についての問題提起でありましたが、派遣だけではなくて、パート・アルバイト、契約、嘱託社員などの非正規労働者の問題もありますので、このことは政府、労働者側、使用者側が十分にこの審議を尽くして、ベストの政策がされるように期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今派遣法の説明もしていただいたんですけども、今回の国会では廃案になっていますが、私たちは、やはり働く人を一生派遣のままにする派遣法の大改悪ということで、反対の運動をして、国民のそういう運動で廃案になったものというふうに思っています。

また、ヨーロッパでは、有期の雇用や非正規でも、同じ仕事なら正社員と均等の待遇を保障しているということで、賃金とか有給休暇とか、本当に日本の今の派遣や非正規の問題を改善していくことが非常に大事だというふうに思います。

これは、もちろん町長がおっしゃったように、町だけでできるものではないんですけども、やはりそういう共通認識を持って働いている人を守っていくということが非常に大事ではないかっていうふうに思います。

私は、以前派遣切りが非常に問題になったときに、ソニーにも直接出かけて、雇用を守ってほしいということを中心に訴えたということは今思い出したんですけども、やはり町としても、そういう労働者の状態というか、誘致企業とかもありますので、そういう労働実態などはどのように今現在把握しておられるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

企業の労働条件については、一応町の方ではちょっと、企業もそこまで知らせるといのはやってないと思いますので、こちらとしても把握していないところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 労働安全衛生法ですか、そういう労働者を守る法律とかもありますけど、大きな大企業に対しては、特に町からのいろんな実態を把握するとか、そういう手だてはないんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 誘致企業に対しては、協定を結ぶときに雇用とかは協定書にうたっておりますけど、その後の企業内容については今のところやっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 誘致企業の今の雇用の状況とか、誘致企業を誘致することをうたっているということですけど、一、二、もし分かれば実態を教えてくださいたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 雇用の状況というのも公表されておられませんので、こちらとしても把握してないところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、誘致するときは、もう数だけですか。人数、何名以上という、労働者何名以上という人数だけですか、町で把握できるのは。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） そういうときは、例えば何人お願いしますじゃなくて、雇用をお願いしますということで、それが何人になるかはちょっと把握できないところです。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはり誘致企業をお願いするということですけども、何年以上とか、非正規の状況とか、そういう労働条件を改善するというところで、町としてもそういう手だてができないかということでお聞きしたわけなんですけれども、現在はただお願いするだけで、それ以上のことはできないという表現だったかと思いますが、であるとすれば、やはり国全体が若い人たちの雇用問題をどういうふうにやっていくかが非常に、今選挙戦の最中ですけども、今後問われてくるんじゃないかというふうに思います。

それでは、町の部分で次の質問に移らせていただきます。

企業の労働条件は分からないということでしたが、町で働く非正規の雇用の実態はどうなっているのか、また非正規職員が多いという状況について改善できないかという質問です。

この問題については、今年の3月議会でも取り上げました。菊陽町は非正規職員の占める割合が多く、全体の63.1%で、県内でももちろんトップですけども、九州で4番目の高さでし

た。その改善を求めましたが、現状はどうかということで質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられたとおり、今年の3月にも同じような質問があったかと思っておりますけれども、一応直近について御説明いたしたいというふうに考えております。

まず、正規職員数の状況について申し上げます。当町では、平成17年11月に策定しました第3次菊陽町行政改革大綱に基づきまして職員数の削減を図っておりましたが、急激な人口増加による業務量の増大に対応するため、ここ数年、新規採用による正規職員の確保を行っております。平成26年7月1日現在の職員数は221人で、この数は条例定数の221人と同数でございます。

町で働く非正規職員の雇用実態はどうなってるかについてでございますが、現在町立保育園8園においては、延長保育や一時保育といったきめ細やかな保育サービスの提供、増え続ける保育所待機児童の問題に対応するため、121人の臨時保育士の雇用、あわせて安全・安心な食の提供を行うため、保育所及び学校における53人の給食調理員の雇用を行っております。また、町立小・中学校においては、充実した教育を行うため、学習サポーターや特別支援指導助手を55人配置し、行き届いた教育環境を整えております。さらに、地域における健康づくり活動の支援を行い、みんなが健康で暮らせるまちづくりを行うため、保健師、看護師、ケアマネジャーの雇用などにより、非正規職員の雇用割合は高くなっております。

これは、最近の急激な人口増加に伴い、業務量の増加、行政需要の多様化、高度化が急速に進んでいる状況でありますので、行政サービスの低下を来さないためには、非正規職員で対応できる業務につきましてはその雇用により対応を行っているためでございます。

また、非常勤職員の中には、フルタイムでの雇用よりも、配偶者の扶養の範囲内での雇用、短時間での雇用を望まれてる方も多くおられます。

非正規職員が多いという状況については改善できないかということではありますが、非正規職員の割合を下げる対応策としましては、行政の効果的、効率的運営を目指しながら、保育所の民営化や、外部委託できる業務に関してはその実施を行うなどの方策が考えられると考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今説明ありましたが、3月議会から見ますと、臨時保育士はそのとき126人でしたから、5人のマイナスで、学習サポーターや特別支援助手は、3月議会のときは45人で、今55人という説明でしたので、約10名増加してるのかなというふうに思いますが、非常に今保育士さんの、やはり臨時の場合は待遇も、お給料も安いということがありまして、どこもなかなか保育士不足というのがあるんですけども、町の場合はどういうふうになっているのかっていうのが1つなんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 今の御質問ですけれども、保育士に関しましては前回よりも減ってはおりますけれども、それは、減ってるというのは雇用が足りてないという状況であるかと思いません。

それと、待遇面につきましては、保育士に関しましては退職金制度というのを設けておりまして、他自治体とは違うような制度も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 保育士の退職金制度ということでしたけれども、今議会に職員の給与の引き上げの条例が提案されているんですけれども、非正規職員については、これに伴ってというわけではないですが、待遇改善の一つとしてどういうふうな影響があるのか、またどういふふうにご考慮されるのか、この点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 今回の条例改正につきましては、人事院勧告に基づくものでございまして、これはあくまでも正規職員についての待遇改善ということで、非常勤職員までの遡及は現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それじゃ、町長にお尋ねしますけれども、正規の職員は、そういう人事院勧告ので条例が提案されて、望ましいと思いますが、やはり非正規の問題も非常に関連してくると思いますが、その点について検討されるという考えはないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 非正規職員の件でありますけれども、本町のように非常に人口が急増している地域にあっては、子育て支援や学校、教育の充実といった喫緊の課題に対応していくためには、どうしてもこのような人員確保が必要であるというところであります。

また、町立保育園の措置費や準要保護就学援助等に対する国からの助成制度がなくなりまして、全部普通交付税に算入されるなど、いわゆる国の矛盾等が出ているような状況でありまして、関係自治体と協力し、制度改革を要求してまいりたいというふうに考えているところであります。

今年、まち・ひと・しごと創生に関する施策提案というものがありますけれども、これに対しても、いわゆる子育て支援、それから教育充実に対する支援、総合支援を創設することで、今言ったような、どうしても共働き、これも賃金の低いところから来ると思いますが、若い人たちが子育てするためには、やはりこの共働きを防がれないということで、最初から保育所に預けられておりますけれども、そういうところについて、国できちんと考えていただきたいということでそういう関係の自治体ともその要求はしていきたいとも考えておりますし、そう

いう今回の、これからのまち・ひと・しごと創生に期待する状況であります。

それと、非正規の職員の賃金等の関係ですが、今回、この正規職員のところに対して触れておるものでありまして、また非正規職員の改善については、また近隣のそういうところの状況と、それから最低賃金制度がどうなるかという、そういうところも見た上で判断していくようになると思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 非正規職員の賃上げ待遇改善は、給与のアップについては、引き続きぜひ検討していただきたいと思います。

平成12年の町の財政力指数を見ますと、県内で多分菊陽町がトップなんですね。だから、やっぱりそういう意味では、もちろん人口が増えて、かなり町長苦勞されて、保育所の拡充とか学校への支援とか、学校のクーラーや冷暖房の設置など、また特別支援指導助手の設置など、かなり努力はされてると思いますが、やはり財政力が県内で一番いいのは間違いないわけで、ぜひこの非正規の、先ほど前段でお話ししました若い人の働き方の問題で非常に大事なところだと思いますので、来年度の予算の作成のときにもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、3番目なんですけれども、今町と全体の若い人たちの働き方ということで質問をしてみましたけれども、特にやはりこの菊陽町、子育て世帯、そして若い人たちは一番県内でも多い、非常にうれしい町っていうのはもう何回も言っていますが、非常にうれしいんですけれども、やはり3割、4割の方が非正規で非常に給料も安いという労働環境の中で働いているというのも一方であるわけです。また、パートは特に女性の方が非常に多いという問題もありますので、そういう若い世代の応援が必要ではないかというふうに思います。

特に保育所の充実や保育料の引き下げ、また給食費の補助などもやっているところもありますから、今日、一つ一つの提案はまた次の3月議会でもさせていただきますが、そういう全体として若い世代の応援についてどのように考えておられるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 働く若者に対する支援、応援は、主に就業支援の形で行われているところです。具体的には、まず大学、高校新卒者・既卒者に対する就労支援があります。

これは、1つ、ハローワーク内にジョブサポーターを配置し、学校等を定期的に訪問し、就職相談に応じ、就職セミナーを開催したり、また職場改革をするなど、若者の就職活動の支援がなされています。

2つ、若者が働くために必要なサービスがワンストップで受けられるジョブカフェによって、就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などのサービスが行われ

ています。また、ジョブカフェでは、保護者向けのセミナーも実施されています。

また、フリーター、ニートと呼ばれる青少年が正規雇用として働けるように職業訓練を実施し、職業相談、職業紹介、履歴書の作成指導などを支援する就職支援ナビゲーターを配置して支援がなされているところです。

そのほかに、経営者の団体が、高校生、大学生を地元企業に就職できるよう、学生を対象にした就職活動支援のキャリア教育を実施したり、インターンシップをはじめとして、パソコン技術、介護資格取得のための講座開催や職業訓練を実施されています。

これらは、ハローワークを中心とした国の機関や職業訓練を中心に展開している県、民間企業団体が主体となって実施しているところですが、しかし菊陽町においても、勤労青少年福祉法に基づいて設置された勤労青少年ホームや旧勤労婦人福祉法に基づく働く婦人の家において、町内在住や町内勤務の勤労青少年を対象に、職業、生活、健康等の相談や保健・体育及びレクリエーション活動、一般教養及び事務教育に関する講演会、講習会を開催しています。また、町と町内企業所が連携して職場対抗スポーツ大会を実施して、健全な勤労青少年の育成に努めているところです。

そして、町では、新たに11月から厚生労働省からの委託を受けた学校法人松本学園が実施する若者サポートステーション事業を導入し、月に2回、キャリアカウンセリング、学習・就業に関する若年就職無料相談会を開催しているところです。そして、町として最も大きな就業支援となる企業誘致による雇用機会の創出にも努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、今説明がありましたいろんな就職の支援と、最初から申したいような派遣の問題、町でもできることを、非正規を待遇をよくしていくために町でできることを引き続き取り組んでいただきたいという要望をしまして、次の学童保育に移りたいと思います。

学童保育につきましても今年の6月議会で取り上げましたが、その後、学童クラブ運営の統一化について進捗状況はどうなっているのか。

また、菊陽北小学校の学童保育に向けては、答弁で平成28年4月の開所予定で、学校敷地内に専用の施設を整備する準備をするということで、平成26年度中に補助金の申請などを行うということでしたけれども、その後どういうふうに進んでいるか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、一番最初の御質問でございますが、学童クラブの運営の統一化についての進捗状況についての御質問にまずお答えいたします。

町では、町内の学童クラブを統一的に運営する組織の設立を目指して、今年6月に、学童ク

ラブを運営しております学校の保護者会の会長やPTA代表者等計8人で構成されます菊陽町学童クラブ統一運営組織設立準備委員会を設置し、これまで11回の会合の中で、運営を保護者会から受け継ぐ統一組織の構成、あるいは利用の要件、利用日、利用時間、利用法に関する項目を協議してきました。あわせて、各学童クラブで児童の支援に従事されとります指導員の主任クラスで構成される菊陽町学童クラブ指導員代表者会議を開催し、指導員の意見を踏まえまして、統一化に向けた話し合いを進めているところであります。

そうした協議の結果、統一組織の名称を「学童クラブ菊陽」としまして、会の運営を決定する理事会、あるいは会の会計や庶務を担当します事務局を設けまして、会則、予算等は総会に諮って決めるということが決定されたところであります。

先般、現在学童クラブを運営されてる保護者による臨時総会が開催されまして、この学童クラブ菊陽の利用日、利用時間、利用料などに関する統一案に対して同意が得られたところであります。

さらに、今後決定すべき事項につきましては、先ほど申しました菊陽町学童クラブ統一運営組織設立準備委員会に一任するということが決定されました。

これを受けまして、同準備委員会では、来年4月からの統一運営に向け、今後会則案の制定や、理事、幹事等の選任を行うとともに、今年度中に設立総会を開催しまして組織を立ち上げるという計画になっております。

それと、もう一点の菊陽北小校区の学童保育の新設に向けた状況はどうなってるかということの御質問にお答えいたします。

菊陽北小学校の学童クラブは、平成18年4月に保護者会を運営主体としまして「はらっこクラブ」の愛称で設立され、以来9年間、菊陽町ふれあいの森研修センターの研修室を使用して実施されております。

近年、菊陽北小校区では、住宅開発に伴い校区人口が増え、同校の児童数はこの1年で195人から30人増加しまして、本年5月1日現在、225人になっております。校区人口と児童数の増加傾向は今後も続くと見込まれ、学童クラブの利用者が、平成28年度以降60人から70人程度になると予想されます。

こうした状況を踏まえまして、町では、本年度当初から教育委員会や学校と協議を進めまして、平成28年4月の開所を目標に、学校敷地内にプレハブづくり平家建て、建築面積は約170平方メートル、受入れ定員は70人程度の専用施設を整備する計画を立てまして、現在その完成に向けて、熊本県あるいは役場の関係部署と協議を重ねているところであります。

整備に当たっては、県の放課後児童クラブ整備補助金を活用する予定でありまして、本年9月に県に協議書を提出し、10月に県の担当者による現地調査が行われたところであります。今後、国、県の補助対象事業として採択を目指しまして、平成27年度に土木工事、建築工事を行いまして、平成27年度末までには完成させる計画であります。

以上です。



○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 準備が進んでるということで安心しましたけれども。

1つは、子ども・子育て支援事業のサービス量、ニーズ量についてはどういうふうになっているのかということと、また平成27年度以降、放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策というのが出たと思いますけれども、それについてはどういうふうになっていますか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 一番最初の、今策定してます子ども・子育て支援事業計画における分の放課後児童クラブの件でございますが、今、実は事業計画の素案ができて、今町の方でパブリックコメントをしているところでございます。町としましては、今後、確かに学童クラブの利用者のニーズが高いということで、それを踏まえまして整備をしていくところで、要は具体的な数字のところは出しておりませんが、今パブリックコメントをしておりますし、またこの事業計画の素案が、来年3月に町議会に報告をするとともに、県の方に報告いたしますので、また詳細についてはそのときに報告をいたします。

それと、学童保育の指導員さんの処遇改善についてでございますが、これも先般の議会で説明しましたけれども、ただ町の方で、その財源というところはまだ決まってないところであります。これはまた今後の処遇改善につきましては、来年度以降というところの処遇改善の分が用意されていることなので、また今後必要な分については検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、事業計画の素案でパブリックコメントをしてるということで、すけれども、保育所なども見てみましても、保育所を創設しても、また待機児童が増えるということで、学童もかなり予想よりも増えるのではないかというふうに思いますが、その辺の見込みはどうかということと、指導員の処遇改善、これは国からの財源措置になるのかどうか、どの財源なのか、その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、一番最初の質問でございますが、これ、うちの子育て支援課で担当しております保育所と同じでございますが、先ほど議員がおっしゃったように、子育て世帯が非常に多くなってるということで、非常に保育所の入所待ち、あるいは今テーマになっております学童クラブの入所の希望というところも多くなってるのは事実であります。

これにつきましては、今年は9クラブということで、平成25年度に西小の学童クラブの施設を整備しました。そして、先ほど申しましたように、来年度、27年度には菊陽北小学校の方の整備をしていきますが、今後整備をしていく中で、町の方で今学童の専用施設をつくっておりますが、それでももしも不足する場合については、地域の遊休施設、あるいは学校の方の空き

教室等も踏まえて、ここはまた学校側との御相談になりますけども、そういったところで、施設の確保というところはまた今後考えていきたいと思います。

それと、指導員の処遇改善につきましては、これ、国の方から100%補助が来るのではございませんで、当然処遇改善の補助というところで来ますので、町の方の負担も入ってきます。ですから、ここはもう町の方のいわゆる財政状況も踏まえたところで、その事業をどういった形で展開していくかということも必要になってきますので、十分そこのところは、処遇改善といっても、また財政担当課とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日、雇用問題と、特に町の非正規職員の問題、また学童保育について取り上げてきました。先ほども述べましたように、若い世代の応援という点では、雇用問題、やっぱり喫緊の課題でもありますし、保育の充実、学童保育の充実等、今後のまちの大きな課題ではないかというふうに思います。

菊陽町の財政力を生かしたまちづくり、町外に行きますと、菊陽町はお金があっていいねって、お金持ちでっていうふうに言われるんですけども、非常にその財政力があっても、交付税が少ないっていうことで、まちづくりでは非常に御苦労されていると思いますけれども、やはりこういう若い世代の応援という点で、雇用問題、非正規の問題、また保育、また学童等、今後も町長にはぜひ力を入れて町政運営を進めていただきたいということを述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時50分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましておはようございます。きくよう政策研究会の吉本でございます。

本日は、傍聴に来ていただきました皆様、誠にありがとうございます。

先日、オスプレイの日米共同訓練の視察に行っていました。報道等と言われるような音の問題、風の問題は、イメージしてるよりも若干なかったかのように思います。昨日より報道されております中山間地の孤立した地域での災害派遣については非常に大きな力を発揮してくれるというように思います。

菊陽町は、比較的、そういったところから考えますと、災害には恵まれている地域かなとい

うふうには思いますが、一方で、長きにわたり菊陽町にお住まいの方々に対しては、少しでも過ごしにくい状況になってきているのかなというふうにと考えるとところでもございます。本日はそういうところも踏まえまして一般質問をしていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） まず、質問に入る前に、議長にお諮りをさせていただきたいというふうに思います。

質問事項の1番項を4番項に繰り下げて、以下2番項から順に質問させていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

○議長（大塚 昇君） 許します。

○4番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

それではまず、武蔵ヶ丘支所の業務内容に変更はないのかという質問でございます。

1960年代末、当時一面の農業地帯、丘陵地帯であったこの一帯で大規模な住宅開発が計画をされました。武蔵ヶ丘は、県、県住宅公社でございますが、主導で整備が進められております。70年代初頭には、熊本でもまだ珍しかった高層集合住宅を建設をし、これを核として、その周辺に一般住宅や公園が取り巻くというニュータウンが形成をされました。また、武蔵ヶ丘中央通りと呼ばれる麻生田から楠や武蔵ヶ丘へ抜ける通り沿いには、商業施設ムサシプラザやニコニコ堂をはじめとした店舗が建ち並び、急速に発展をし、さらに1980年の武蔵塚駅の開業や道路網の整備に伴い人口も増加した地域の方々もサポートしてきた武蔵ヶ丘支所でございますが、来年春オープン予定のキャロピア併用に伴い、業務内容の変更があるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長（渡邊幸伸君） おはようございます。

武蔵ヶ丘支所については、光の森町民センター、愛称を「キャロピア」と申しますが、来年春オープンすることに伴い、施設内に移転することとしております。

現支所の年間業務を、平成25年度ですけれども、これを各課ごとにまとめますと、町民課関係が住民票や戸籍謄本の発行をはじめ55項目、それから健康・保険課関係が国保や後期高齢等の37項目、税務課関係が26項目、福祉課関係が身障者医療及び児童手当認定請求等の17項目、それから総務課関係が5項目、学務課関係が4項目、環境生活課関係が9項目、農政課関係が2項目、それから商工振興課関係が2項目、建設課関係が8項目、そしてその他が7項目であり、合計で約194項目を実施しているところでございます。

また、具体的な年間の件数につきましては、転入・転出、出生や死亡の戸籍及び社会保険加入や喪失、国民年金の資格等の異動処理件数が1,217件、それから国保、後期高齢、子ども医療等の各種保険証等の発行業務が3,139件、住民票謄抄本、印鑑証明及び登録、それから戸籍謄抄本の証明書の交付業務が1万6,683件、重度心身障害者医療、生活保護世帯傷病届、児童

手当関係受付等の各種申請書受付業務が1万6,813件、そして町税等の収納事務が5,210件、その他事務が3,800件で、合計4万6,862件も現在処理しているところでございます。

今回、菊陽町の光の森町民センターへ移転することにより、現在の事務内容に加えまして、どこまでを支所でできるのか、内容を精査しているところでございます。

また、10月下旬より、もし現支所を廃止した場合にどのようなことについて困られるのかを、主に体の不自由な方や御高齢の方の来所者を中心に今聞き取り調査を実施しているところでございます。

現時点での主な意見を御紹介いたしますと、巡回バスの便数や路線について検討してほしい、あるいは自分は自家用車で行けるのでよいが、高齢者や体の不自由な方は不満ではないか、こういう方への対応が必要ではないか、そして新しい支所で全ての業務ができるようになるという、これらの意見が出ておるところでございます。

今後、この聞き取り調査の中から、高齢者や体の不自由な方が不便や不都合なところはどのようなことかなのか、どのような対応策が必要かということを具体的に検討し、早急に対応していくこととしておるところでございます。

さらに、毎年6月に提出が開始されます県営団地入居者の所得証明や住民票の取得時には、多くの方、対象としましては1,314世帯がございませうけども、この多くの方が来所されますが、このうち、光の森支所の利用に対し不便や不都合なことがある方については便宜を図れないか、熊本県と協議を重ねておるところでございます。

いずれにしましても、今後区長会や住民説明会を実施しまして皆様の御意見を伺い、早急な対応をとることとしておるところでございます。

武蔵ヶ丘支所のその後のあり方については、現在利用者の方々から聞き取り調査をしているところでございますので、御意見の中から自然と方向性が決まることと思われまうので、丁寧な聞き取りをしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 平成25年1月25日でございますが、武蔵ヶ丘支所管内区長新年会の挨拶におきまして、支所存続の意向が町長より伝えられております。また、同年6月27日の熊日の紙面におきましては、武蔵ヶ丘支所は機能を絞った上で存続する方針を示し、業務内容は、地域の意見を聞き、絞り込むとした記事が掲載をされ、さらには同年8月の菊陽広報8月号紙面においては、約70名の方々が出席をされた説明会の武蔵ヶ丘支所の今後のあり方について掲載をされ、その内容は、「現在町では武蔵ヶ丘支所の今後の業務などについて検討を行っています。町としても、複合施設の利用開始と同時に武蔵ヶ丘支所を閉鎖することは難しいと考えています。今後、町の財政状況を踏まえながら、地域の意見に耳を傾けていきたいと考えています」との内容で掲載をされております。本年3月議会の文教厚生委員会におきまして、私も、複合施設に支所ができるが、武蔵ヶ丘支所はどうなるのかということをお尋ねいたしました。

移転したからといって即時廃止することはないというふうな答弁を受けておりますが、以上の中からいって、即時廃止はないというふうに誰もが考えているところではないでしょうか。

しかしながら、今回の議案第39号菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、これがもし賛成可決をされるのであれば、「武蔵ヶ丘支所」の名称が消え、そのかわり、「菊陽町役場西部支所」の名称が加わるかというふうに考えます。ということは、廃止になるということにはならないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいま議案第39号の菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の件でお尋ねになりましたので。

この条例につきましては、廃止ということではなくて、移転するというようなところでの条例でございますので、先ほど支所長が申しましたとおり、これからまたいろいろ意見を聞いて、現支所の件につきましては今後また詰めていくというような状況になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） それじゃ、確認ですが、仮にこれが可決をされても、支所がなくなる、名称がなくなるということはないということでしょうか。支所がなくなるということではないんでしょうか。支所が、武蔵ヶ丘支所が。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問ですけれども、現支所の取扱いについては、先ほど申しましたとおり、今後またいろいろ検討してまいりますので、その中で、支所になるのかどうかは分かりませんが、どのような業務になるのかというのは、それ次第で施設の名称等も変わってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 私の思いは、先ほども説明がありましたけれども、非常に多くの事務処理をされております。そういった中で、この今回第39号が可決をされた場合、そしてそれが粛々と進められていった場合に、仮になくなったという場合においては、私たち議員の当然責任でもあるというふうに思いますので、これは、いつもいろんな議案も重いのですが、特に重いのかなというふうに思います。

平成25年4月1日から施行されております菊陽町町民参画・協働推進条例の前文におきましては、町民と町が日々深いつながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築き、互いに協力をし、知恵を出し合う参画と協働のまちづくりを実現していくことが強く求められております。「参画と協働」が、住みやすいまちづくりの合い言葉として全ての町民の共通の理解となることが必要でございます。そのために、まちづくりに関する情報を町民と町が共有するこ

と、町民の意向を町政に反映させるための広報、コミュニティ活動などを支援することをこの条例に定めますとあります。また、第8条におきましては、町は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は町民参画手続を行うものとするとあります。第1号、町の基本構想、基本計画、その他施策の基本的な事項を定める計画案等の施策または変更、第2号、次に掲げる条例、規則等の制定または改廃、ア、町の基本方針を定めるもの、イ、町民に義務を課し、または権利を制限することを定めるもの、第3号、その他、町が町民から意見を求める必要があると認めるものとございます。この条例からいきますと、第3号のその他のところでございます、町が町民から意見等を求める必要があると認めるものが該当し、意見交換会の開催が必要だというふうに思います。

今後、町の対応の意見交換会が必要であるのか、町民から意見を求める必要がないのか、これを町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この武蔵ヶ丘支所の取扱い、支所長が申しあげましたように、この光の森町民センターの方に整備しようということでもっていきますけども、要はそこに、今支所を利用されておる方々がどういう、移ることによって不便や不都合があるかということとは十分、今もいろいろやっておりますけども、その辺を詰めながら、特に実態的に高齢者の方々が、町の方々が年1回来られる、県の方へ出される所得証明等のそういうものが一番、車等をお持ちの方は、距離的にはそんなに離れませんし、駐車場も広いところにありますので、問題ないと思っておるところでありますけども、そういう非常に立場の弱い方々が迷惑されるようなことはもう絶対したらいけないということでもありますけども。

また、その支所のその後のあり方といいますか、そういうことについても、さっき言いましたように、今後区長会、住民説明会等実施しながら、そのことは、移ることによって非常に、全てがそのまま残るといふことはありませんし、今後の事務は移っていきますけども、そこにどれぐらい年間通って、不便になるとかそういうところについては十分、やはりこの支所を2つ持つということではできませんので、話し合いの中できちんとまとめて、支障が出ないように持っていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 本日の熊日の朝刊に載ってましたが、多良木高校の問題が載ってございました。やはり説明をしっかりとすることが大事だというふうに思います。いろんな会議の中で町民の皆様言われるのは、決まったことを聞いても何の意味もないということです。説明会であれば、説明をしていただいて、町民の方々の意見を持ち帰って、そしてまたそれを皆様に御提案をするという手法でやっていかないと全く意味がないというふうに思います。質の高い結論を出すためには、参加者全員の個性を生かしてゴールに進む必要があるというふうに思います。そのためには、誰か一人がその会議を仕切るのではなく、対立するのではなく、一体感のある話し合いが理想であるというふうに考えます。1時間の会議よりも10分の対話が必要だと

いうふうに個人的には強く感じます。行政目線ではなく、町民目線でこの問題も考えていただき、100%町民の皆さんが理解をされるというのは非常に難しいとは思いますが、ぜひとも交換の場を設けていただきたいというふうに思います。

武蔵ヶ丘8町内の方々の集まる場所には、非常に多くの支所を残してほしいという御意見が張っております。ぜひともそういうところも見ていただいて、いろんな方々とお話をさせていただいて、皆さんが喜んでいただけるような運用にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問でございます。職員の有給休暇は適切に付与されているかでございます。

本年NHKで、日本人の有給取得率について、日本人の有給取得率は38%である、非常に少ないという報道がされておりました。フランスなどでは100%でございますが、これは法律で有給の取得を義務化しているためであり、競争が激しいアメリカですら83%もあります。これはお国柄と言えるかと思いますが、仕事をするときには徹底的に仕事をするが、休暇をとるときは長期休暇をとるといった特徴があるからだと思います。

10月3日の日経新聞には、厚労省が有給休暇の消化を企業に義務化を2016年度の春から施行を検討との記事が掲載をされておりました。また、熊本県のホームページに、熊本県市町村の一般職員の勤務時間、年次有給休暇の状況を見てみますと、菊陽町の平均使用日数は5.9日と、熊本県ではワーストワンであります。近隣の合志市は11.1日、大津町は10.4日、西原村も10.7日、益城町においては12.4日と、菊陽町以外は全て10日を超えた有給休暇の使用日数となっております。

菊陽町役場内でも各課により取得率がばらばらだというのは思いますが、これは急激に伸びた人口の反動で仕事量も増え、とても有給休暇を利用する体制になっていないというふうに考えるところでもございます。有給休暇は適切に付与されているかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それじゃ、御質問にお答えいたします。

結論から申しますと、有給休暇の付与につきましては、適正に付与されております。一応職員の年次有給休暇の日数は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第10条の規定により決まっております。例えば平成26年度の新規採用職員につきましては、在職期間が4月から12月までということになりますので、8か月を超え9か月となりますので、年次有給休暇は15日となっております。また、年次有給休暇は20日を超えない範囲内で残日等を繰り越すことができるというふうになっておりますので、多くの職員は40日の年次有給休暇を付与されております。

御質問の適切に付与されているかにつきましては、適切に付与されております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） ありがとうございます。なかなかその問題は非常に難しく、当然いろ

んな仕事を抱えて、そのとれる雰囲気ととれない雰囲気があるのかなというふうに思いますので、ぜひ管理をされてる皆さんにおかれましては、とっていただくように進めていただきたいというふうに思います。

次の質問でございます。

休日に労働した職員が改めて別の日に休日をとれているのかでございます。

休日労働をしたにもかかわらず、休日がとれないといった話をほかのところでよく耳にいたします。代休は適切にとれているのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えしたいと思います。

一応休日とは、国民の祝日に関する法律で定められた休日と労働基準法第35条第1項の休日に該当するもので、特別な勤務形態の職員以外は一般的には土曜日及び日曜日とされております。これは通常週休日と言っております。

代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算する8週間の日まで、ついて行わなければならないというふうになっております。また、週休日の振替についても、国家公務員と同様に、一定期間内に安定的に休日確保のために勤務日と振替えることができるとしております。

お尋ねの代休、週休日の振替については、多くの職員においては適正に取り扱われているものと考えております。ただ、特定の部署や繁忙期においては、期間内の対応が困難な状況にあります。

このことにつきましては、適正な人員配置や人事異動等により不平等感が生じないように努めるとともに、今後も円滑な代休取得が行われるよう推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 皆様も多分記憶に新しいかと思いますが、本年10月17日、熊本地裁は、肥後銀行に対して、過労を原因として鬱病を患い自殺した行員の家族による損害賠償請求を認め、1億2,886万円の支払いを命じております。

肥後銀行の男性行員が、2012年10月初旬に、業務を伴う心労や心理的負担が過度に蓄積したことにより鬱病を発症、同年18日、肥後銀行本店で飛びおり自殺を行ったものであります。

遺族は、13年6月に提訴、銀行側は争う姿勢を見せておりましたが、4月に方針を転換して、この事実を認めております。

鬱病発症以来、12年6月20日以降、毎月の残業は100時間を超え、自殺直前の1か月間の残業時間は209時間にも上り、裁判所は自殺の原因を過労による鬱病によるものと判断をし、今回の判決に至り、肥後銀行は、二度とこのようなことが起きないように、これまで以上にコンプライアンスの強化に努めるとし、今回の自殺の原因となった過労について、組織的な問題が



あった、行員の勤務状態を管理すべき役職員の教育が弱かったとしております。今後は、教育の徹底のみならず、残業の管理がなされるように仕組みを改めるというコメントを出しておられます。

このことでは、菊陽町においてもこのような事態に陥るといことがひょっとしたらあるかも分かりません。もし同じような事態がこの菊陽町で起きてしまえば、金銭的な負担はもとより、菊陽町のイメージは悪化し負の連鎖が生じるものと考えております。

有給、代休の適切な取得についても、肥後銀行も答えていたように、組織的な問題がないのか、職員の勤務状態を管理すべき役職員への教育は弱くないのか、いま一度立ちどまり、考えるべきだと思います。

職員の勤務時間、休暇に関する条例にも、規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤労した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても同勤することを要しないとあります。

条例は守られているのか少しだけ疑問にも思うところでもございますが、町長御自身が、各課に任せるのではなくて、職員一人一人と向かい合って、今の状況をどう思われるのか、思いを聞く機会を早急に設けるべきだというふうに思いますが、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員の仕事の進め方でありまして、若い職員、特に新規採用職員等もそうでありまして、日頃言っているのは、やはり自分の仕事を一人で抱え込まないように、そのために同僚もおるし、上司もおる、そして私たちもおるとしております。

そういった中で、今言われたような事態、そういうことは、人事管理上、当然それぞれの仕事の進める中で、一緒にやるところもありますけれども、個人が、何ていいますか、係、それから同僚のが分担されたりということいろいろやっておりますけれども、それについては、当然担当の係長、課長、部長もまたおりますし、その辺で十分目配りするように指示をしておりますけど、一人一人と全員と会うというのはなかなか時間的にとれませんが、それは組織、また体制の中で十分そういった、何ていいますか、仕事の中で、そういうことはもう絶対ないようなふうに進めていきたいというふうには考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 菊陽町の役場の職員の方、これはチームであり、家族であるというふうに思います、町長からして。そういったところで、やはりいろんな目配り、心配りをしていただきたいというふうに思いますし、休暇した職員の仕事は周りの職員がカバーできるような環境づくりをさらに進めていただき、職員が安心して働ける仕組みづくりが職員、町民の双方にメリットをもたらすという面もあり、誰しも自分が大切にされていると思えばモチベーションも上がるというふうに思います。そうでなければ心が離れるかと思しますので、どうぞそのようなことがないように、なかなかお一人お一人と話すことは難しいかと思っておりますが、いろんな課

ではいろんな問題を抱えてらっしゃると思います。ぜひともその課に足を運んでいただいて、その課が今抱えてる問題何なのか、どうすればこの問題が解決できるのかということや人員配置も含めて行っていただきたいというふうに思います。それがひいては町民のためにもなるというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

職員の環境づくりという点においては、苦情処理対応も重要だと思います。次は、苦情処理制度の改善についての質問に移らせていただきます。

菊陽町に限らず、あらゆる組織においてクレームの対応が問題となっております。町民からの問い合わせには誠実に対応することが必要であります。その反面で、苦情や要求を求めた声が多く寄せられ、職員の貴重な時間が費やされてしまうことも少なからずあると思います。苦情相談件数が増加する場合には、行政全般を扱う組織とは別に、苦情が多いと見られる福祉、保育、教育、その他特定の分野を対象とした新設は検討に値するものと思われませんが、専任の職員の配置をすることが必要であるとも考えます。

ここで、その専任の職員の配置ということで、必要性はあるのかないのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それじゃ、御質問にお答えしたいと思います。

現在、行政の行為に対して不満、不服を訴える場合は、まずは利用される行政の所管部署に対する苦情が一番多かろうと思っております。申し出は口頭でも可能でありますので、簡単に利用されますので、申し出の件数は相当数上っております。行政は、これに対して何らかの対応を行っており、その労力は相当なものとなっております。

このような町民の苦情の申し出、行政の誤り、あるいは職員の姿勢を正し、改善していくことから応用することもありまして、行政が適切に対応することは必要であるというふうに考えております。

本町においては、町民からの苦情が寄せられた場合、まずは各所管課で直接対応し、回答することとしております。町民から寄せられる苦情の内容は非常に複雑で多様化したものもあり、所管している課のみならず、複数課が連携して対応しているところでもあります。したがって、これまでどおりの、関係するところが丁寧に対応してまいりたいというふうに考えておりました。関係課と連携して、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 本町に限らず、ある企業の方からこのクレーム対応についての話も聞きました。非常に頭を抱えておられまして、なかなかこちらから電話を切ることもできず、お話を聞くだけで1時間、2時間ということを知ったところでございます。その担当で、仕事はできるわけもなく、非常にその仕事は勤務外の仕事になってしまうということで、そういう部署が

あればということで、いろんなところに研修にも行かれております。そういったところで、これからは各課にとどまらず、組織的に考えていく必要があるというふうに考えます。

企業などが参加するクレーム対応セミナーに参加をし、法律やクレーム対応に精通した機関との交流を行うことや、専門の相談員を配置したよろず相談窓口等ができると、各部署で対応に追われる時間が短縮できるのではないかというふうに思います。

今後は、町長をリーダーとしまして、この問題にもさらに取り組んでいただきたいというふうに思います。やはりいろんな問題はありますけども、映画のワンフレーズではありませんが、事件は会議室で起こってるのではないと、現場で起こってるんだという言葉ありました。ぜひともそういうところもお含みいただいて、町長におかれましては、本当に何回も言いますが、各課に行かれまして、いろんな職員の方々とお話をさせていただいて、その各課がどういった問題を抱えているか、しっかりと話を聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、今回最後の質問でございます。フェイスブックの運用についての質問でございます。

以下、私が行った平成24年9月定例会でのフェイスブックの開設についての質問における答弁でございます。「フェイスブックは、文字や写真、動画を投稿して、グループや不特定多数の人と双方向でコミュニケーションをとったり、情報を共有することができる大変便利なものだというふうにも思います。大変便利なこの情報ツールでありますけれども、一方では、地方自治体が開設する場合の課題としまして、パソコンが苦手やインターネットになれていない、あるいは使用されていない住民の方に対する配慮や対策も必要でありますし、利用する人の声だけが行政に反映されやすくなるのではとの懸念もございます。また、行政情報が自動配信される反面、フェイスブックは実名での登録が必要であり、個人情報に登録したくない人や情報が流出したりすることを心配する人もおられます。ほかにも、他人を傷つけるような中傷的な書き込みなど、現時点では自治体がフェイスブックを活用する上の課題があります。そういったことで、フェイスブックの開設ということは考えていないところですが、町民の皆さんへの情報の提供は非常に重要なことであると考えていますので、ホームページや、あるいは広報紙を使いまして、できる限りの多くの情報を皆様に提供していただきたいというふうに考えているところでございます」との答弁でございます。

これをよくよく目を通してみますと、ホームページを開設する際にも、パソコンが苦手やインターネットになれてない方は当然いらっしゃると思うんです。あるいは、使用されていない住民の方々に配慮や対策も必要だと思いますが、当然月日がたつにつれ、そのような問題も小さくなっているのではないのでしょうか。町長は開設のお考えがないのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

本庁では、現在、公式ウェブサイト、いわゆるホームページと広報紙で行政情報や各種イベント等の情報発信を積極的に行っております。近年では、情報通信技術の進展とともに、情報

機器の小型化、モバイル化が進み、特にスマートフォンの普及によって、さまざまな情報を適宜入手できる環境も整ってきております。

御質問のフェイスブックによる情報発信ですが、個人や企業、行政を含め、多様なフェイスブックページが開設され、多くの情報が発信されており、フェイスブックを利用して情報を発信する市町村も徐々に増えてきております。熊本県内の各自治体のフェイスブック運用や発信されている情報を見ても、ホームページとの差別化を図りながら、特色ある施策やイベント情報をフェイスブックによって情報発信し、住民との情報共有を意図して運用しているようでございます。

本町では、平成14年にホームページを開設し、インターネット上での情報発信を行っていますが、新たにフェイスブックを開設するには、期待される効果、いわゆるメリットと課題、デメリットを整理する必要があると思います。

効果、メリットにつきましては、1つには、役場からのお知らせをフェイスブック上に即座に提供することができるという即時性、2つ目には、フェイスブック登録者と町とがお互いにやりとりができるという双方向性の2点が上げられます。また、フェイスブックは、アメリカのフェイスブック株式会社が運営するウェブサービスであり、利用は無料ですので、維持管理に関する財政的な負担はありません。

一方で、課題、デメリットもあります。主に、1つはホームページとの差別化、2つ目には、ソーシャルネットワーキングサービス特有のリスク、以上の2点です。まず、ホームページとの差別化についてですが、既にホームページは開設しておりますので、フェイスブックを使ってどのような情報を発信すべきかを整理することになります。また、多くの情報を適宜発信することは、職員の作業負担が増えることになり、加えてフェイスブック運用のルール化、どこの課のどの職員がいつどのような方法でどのような情報を発信するのかという運用ルールの作成、フェイスブック管理体制の整備、写真や動画の著作権の課題等の整理、このようなもののルール化が必要となります。このことは、現在菊陽町議会フェイスブックを実際に開設、運用されておられますので、お分かりになられるかと思えます。特有のリスクにつきましては、発信する記事は適切か、発信された記事に個人情報を記載した書込み、差別的な書込みなどがあつた場合どうするかなどを想定する必要があるということです。例えば不適切な書込みの削除の線引きと責任について明確にするソーシャルメディアガイドライン、いわゆる利用に関する行動指針といったルールをつくり、外向けに明示するなどして、これらを遵守する態度が求められます。さらに、フェイスブックアカウントを持つユーザー数、特に町民の方は現在のところ余り多くないと思えますので、これら一部のフェイスブックユーザーに対する情報発信にどのような効果があるかは、情報発信の内容とともに十分考える必要があるかと思えます。

繰り返しになりますけれども、町としても住民への情報発信は重要であるとの認識ですが、まずは広報紙であるホームページの充実を図りながら、情報発信を今後も積極的に行っ

てまいりたいと思います。その中で、フェイスブック開設に伴う効果と課題、また県内外のさまざまな自治体のフェイスブック利活用に関する先行事例、庁内体制や運用上の整備等を総合的に勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） さまざまなデメリットはあるというふうに思いますが、要はそこに向かってやるのかやらないのかという考え方だと思います。やるために何をするのかということを考えればいいと思いますし、やらないためにこうすればこうすればということであれば、多分これは一生、何年かかっても多分できないというふうに思います。やるためにはどのような問題をクリアしてやっていくのか、そういうところにしっかりと考えを持っていかればいいのかなどというふうに思います。

ここで再三申し上げますが、少子・高齢化の中で、公の領域はどんどん広がっていき、そうであるならば、町民と行政とがともに公を支える仕組みが必要であるというふうに思います。町民と行政の協働を行う上で非常に重要だというふうに思います。協働の前提は、町民と行政の情報の共有であるというふうに考えます。後藤町長も、本年7月に個人的にフェイスブックを開設をされ、情報発信をされておられます。夏祭りや台風情報、キャロッピーのピンバッジの案内、コンサートの案内などは町のフェイスブックを利用すればよいのかなというふうに思います。また、8月には公式ウェブサイトも開設をされ、びっくりしたと同時に、期待も持ったところでございます。

こういったところは、町長個人的にはされておられますが、御自分がされてみて、菊陽町にもこのフェイスブックの開設が必要なのか必要ではないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町民と行政が情報を共有するために、情報発信の一つとしてフェイスブックの開設という御提案でありますけれども、行政がする場合のときについては慎重にやらなければならないと思っているところでもありますけれども、情報発信のほかにも、情報公開という観点からも捉えることができるかと思えます。御承知のように、毎年熊本市民オンブズマンによる自治体情報公開調査が行われておりますけれども、昨年は本町のランキングは非常に下位に位置づけられておったところでもあります。このことから、今年3月の一般質問でも取り上げられたところでもありますけれども、その中で、実際はこの上位にランキングされる市町村と同等の取組を行っているところを御説明させていただいたところでもありますけれども、そういう面でも、きちんとした情報の発信といいますか、そういうところが今回徹底させるところでもあります。

情報公開という観点からのフェイスブックの利活用という評価については、個人的には、吉本議員達も今回の質問を出されたように、やってみますけれども、なかなか自分で書き込む、やはりどの部分まで人とのかわりの部分を出していくかというのは非常に難しいなど思っておるところでもあります。ただ、ほかの人たちが発信してきたものを見ることによって、

いろんな、どういう人がどんなことを、そういう出される人たちのことは、個人的な情報でありますけども、勉強しとるような段階であります。

ただ、担当課の方から調べた熊本県の地域別のこのフェイスブックのユーザーの情報で見ますと、菊池郡は非常に高いところがありまして、若い人たち、この年齢別に見ますと、20代とかそういうところでは利用も大分広がっているのかなと思いますけども、二十四、五％じゃないかなと思いますけども、50歳以上になりますと極端に少なくなって、50歳から54歳が3.8%、55歳から59歳1.7、60歳になりますと1.0、65歳以上になると0.2%になるということですので、これを行政の方で取り扱うためには、さっき担当課長が申しあげましたように、いろんな課題もありますし、そこはかなり人手と時間的なものがあると、ほかの業務もしながらですので、さっき年休もとれてないかということがありましたように、そのようにまだまだ工夫する必要があるかと思っておりますけども、時代の流れの中で、自治体の中でもそれを取り組んでおるところもおられますので、引き続きそういうことも見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） どれぐらいの情報量をそのフェイスブックで発信するかということが問題だというふうに思いますが、個人的には、町長が今されてらっしゃるフェイスブックで十分だというふうに思います。夏祭りがひよっとしたら雨でないかもしれないだとか、台風が来てるから気をつけてくださいだとか、最初はそのレベルでいいと思います。そして、いろんな方々を菊陽町に興味を持っていただいて、たくさんのユーザーを含むことによって、そしてまた新たな情報発信をやっていけばいいなというふうに思います。

町長のフェイスブックは、僕も「いいね！」ちゃんと押しておりますので、その辺の確認もしていただいて、今からやっていけば、他の自治体と少しだけ距離は離れておりますけども、すぐ菊陽町は追いつけるというふうに思います。これは、なかなか町長もその年代の差があるというふうにおっしゃいますが、私のお友達の中で、80過ぎの方もいらっしゃいますし、そういった中では、まだまだ皆様若うございます。そして、この菊陽町の職を辞られた方々も、いろんなところで情報発信をされておられます。これはひとつ、菊陽町のファンクラブをつくるということにおいては、ぜひとも利用をしていただきたいというふうに思います。

今回、職員の件に関しまして、いろんなところで聞いたり見たりして質問をさせていただきました。菊陽町ではないとは思いますが、いろんな企業におきましては、この情報は誰が発信したんだということで犯人捜しになってしまうということがあるようでございます。ぜひともこの菊陽町におきましてはそのようなことがないようにお願いをしたいというふうに思います。

そういうことで、もしもそういうことであれば、逆に今度はどなたがその犯人捜しをしたのか、逆に犯人捜しをしなければいけないというふうになってしまうので、私どもは、議員は、職員の方々からもいろんな情報を受ける権利があるというふうに思いますので、その辺も

しっかりと理解をしていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時50分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

議席番号9番になりました甲斐榮治、一般質問を行います。

本日は天候も気候も厳しい中に傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。

さて、我々の任期中の議会も、本議会を含めてあと2回になりました。振り返ってしますと、この3年半、私たちは、議会のあり方、あるいは政務活動費等について随分議論を交わしてまいりましたが、そろそろ結論を出すべき時期に来ているのではないかというふうに思います。

こういう機会に改めて確認をいたしておきたいと思いますが、我が国の地方自治体は二元代表制であります。その中で、議会の役割は、団体意思の決定、これはもう予算等を決定する権限であります、団体意思の決定、それからもう一つが首長の業務執行状況のチェック、もう一つ、法令の立案件がございます。

最初の団体意思の決定については、適宜行ってきたところでありますけれども、振り返ってみますと、問題発見、あるいは課題の設定、議員間の討論においてまだ不十分であるというふうに思っております。それから、首長の業務執行状況の監査については、議会の基本的機能でありますけれども、地方議会の中でも与党、野党みたいな考え方があって、ちょっと誤解されておるのではないかと、まだ機能が十分に発揮されてはいないというふうに思っております。それから、法令の立案については、2つ、今度もしも2案件が発議されてくれば2つということになりますけれども、極めてこれもまた不十分であると。

こういった状況を踏まえて、基本条例を設定をして、私たちの活動の基本を定める、それからその予算的な裏づけとして政務活動費の提案もするというふうな流れになるかと思っておりますけれども、本日は、我々の気持ちの中にあるのは、いつも町がどの方向に歩いていくのかと、この辺が一番の関心事でございます。それに関連する質問を行いたいと思います。

一般質問については、この議会基本条例で定めるまでもなくて、一般質問をするためには、調査、研修が要ります。それから、チェックもする必要があります。提案もいたします。討論

もこの中であります。最後に、情報公開につながっていきます。一般質問というのは大変大事な我々の活動の一つであることを前置きをして、あとは議席から一般質問を行いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、一般質問に移ります。

お手元にありますように、1番目に、熊本都市計画区域マスタープラン見直しについて。

熊本都市計画区域のマスタープランの見直しについては、菊陽町では平成26年2月27日と10月7日に住民説明会が行われております。そして、これ私は参りませんでした。11月9日には公聴会が熊本県庁で行われております。予定では、この後に関係機関協議が入って、その中で国や市町村の意見が述べられるということになっておるようです。

次の点についてお尋ねをいたします。

まず1番目、10月7日の住民説明会において、益城町では31.9ヘクタール、嘉島町では6.3ヘクタールが市街化調整区域から市街化区域に変更されました。菊陽町では0.2ヘクタールが市街化区域から市街化調整区域に逆に変更されております。そういう旨の公表がありました。

町執行部はこの事実をどういうふうにとらえていらっしゃるか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えします。

まず、甲斐議員におかれましては、この一般質問の通告書のとおり、後の御質問も大変多いようでございますので、私の答弁は、専門的な話をやめまして、必要最小限、かつ少々早口となりますことを御了承ください。

（9番甲斐榮治君「よろしくお願いします」の声あり）

それでは、お答えいたします。

町はどう受けとめたのか、との感想を求めるような御質問ですが、推察しますと、益城、嘉島は市街化区域が増えているけれども、本町は、わずかだけれども減っていると、それはなぜなのかという趣旨かと思えます。

これに適切にお答えするには、木を見て森を見ず的な議論とならぬよう、最初に各市町の市街化区域等について説明します。

まず、本町の市街化区域は、町の総面積3,757ヘクタールに対し589ヘクタールと、その割合は15%を超えております。本町の2倍近い益城町は434ヘクタール、7%、嘉島町は180ヘクタール、10%、本町と同じく市街化区域の拡大がない合志・西合志合併の合志市も、総面積は本町の1.4倍ですけれども、市街化区域は545ヘクタール、10%という状況です。このように三市町の全てが本町より狭く、その割合も3分の2以下の状況でございます。

また、市街化区域となりましても、道路、下水道等がなければ建築はできません。編入の条



件の区画整理は、本町が第2地区を含めて286ヘクタール、益城町55、嘉島町133、合志市8ヘクタールという状況です。さらに、準市街化区域と言える集落内開発条例の区域も、本町は益城、嘉島以上の面積を確保しております。

次に、本町の市街化区域編入要望について説明いたします。

本町は、今回の見直しに当たりまして、県に対し4か所、210ヘクタールの要望を行いました。しかしながら、関係法令、特に農地法、農地転用基準の厚い壁に阻まれまして認められませんでした。

このようなことから、今後も引き続き関係法令の改正、運用状況等をにらみながら、その実現に向け、規制緩和等を求めていくところであります。

最後に、今回の編入等について御説明を申し上げます。

益城町の32ヘクタールは区画整理が条件です。この区域は昭和61年に県が計画し、その後、施行者を誰にするのか、施工区域をどうするのか等々の紆余曲折があり、約30年を要した経緯がございます。また、町施行ではありませんで組合施行の区画整理です。嘉島町は、6ヘクタールという狭い面積で、区画整理の認可条件5ヘクタールを超え、市街化区域に隣接し10ヘクタール以上の農地の広がりが無いとの国、農林水産省の判断で農地転用が可能となるなど、一定の条件下で実現しています。

他方、本町の0.2ヘクタール、調整区域への編入は非常に珍しいケースであります。1筆の農地でありますので、その理由は控えますけれども、ここで申し上げられるのは、農地の場合、市街化区域のハードルは極めて高く、調整区域のハードルはないに等しいということでございます。

このように、改めて法律の基準、条件の厳しさ、規制緩和の必要性を痛感しましたことから、今後もその実現、解決に向け、関係市町と連携協力しながら協働していかなければというふうに再認識、受けとめたというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 他市町の状況と比べての話でもありましたけれども、私も、何も無秩序に市街化区域を増やせばいいというふうに考えてるわけではございません。当然菊陽町の町の構成といたしますか、緑あふれる生活都市ですので、その緑地と市街化区域、これのバランスというのは当然考えていかななくてはいけないというふうに考えておりますが、この前の説明会でも、町民の皆さんの感覚はちょっと別でして、何で益城や嘉島では増えてるのに、菊陽町はその逆のことをやったかという、そういうことでございました。ですから、今みたいな説明をああいう場でもなされたらどうかというふうに私は思います。それが1点ですね。

それから、これもそのいい悪いは別にして、白水台地の方で意見を聞きますと、西部地区では、その地区の人の話ですよ、いい悪いは別にして、西部地区では、概して農地の保持と市街化が農家の自由意思で決定できる。ですから、言うならば、簡単に言えば、その土地を整理し

たり売ったりして一定の資金的余裕をつくって、しかし農地は農地で自分たちでうまく運営できると、経営が比較的楽であると。しかし、白水台地については非常に厳しい経営をしているという、これがございます。これがいい悪いということではありません。この意見がいいとか悪いとかではなくて、ただそういう思いがあるということをご理解してらっしゃると思いますけれども。

そして、何度もこの議会でも折に触れて出てまいりますけれども、南小学校、ここの複式化の問題と同時に、白水台地をどうするかというのはたびたび出てきておるんです。そのために、今日はこれをわざわざ出しました。だから、今のような説明をその場でもなさってはどうかというふうに思います。

いずれまた、この白水台地の件についてはほかの議員が申されるとしますので、この程度にとどめておきます。

ただ、私が研修に行きました新宮町では、なかなかこの農振を外すというのは難しいんですけれども、全体計画をもって町をどうするか、全体計画に従った地域の計画をして、そして5年間、県と粘り強い交渉をして、こういう町をつくるんだという考え方の中で市街化区域に転用ができてるという例もございますので、中には非常に難しい問題がたくさんあって、ここで言えるような、短時間で言えるようなものではないと思いますけれども、そういう例もあるということをご1つ申し上げておきたいと思っております。

2番目行きます。11月9日に公聴会がっております。その後の進捗状況があるかどうか。

それから、3番目もついでに。町は熊本県に対して何らかの意見を述べたか、あるいは述べる予定があるのか、あるとすればその概略を示してほしい。先ほど4か所を要望されたということもおっしゃいましたが、その点も含めて御回答いただきたい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） では、引き続きちょっとスピードを上げていきたいと思っております。

11月9日、県庁での公聴会以降の進捗があるかということなんですけれども、お答えいたします。

策定主体が県でございますので、県の方では、広聴会の後も引き続き来春の都市計画の決定に向けた法的手続を進めております。

本町では、今回の改定内容を踏まえ、引き続き市街化区域の拡大という手法だけではなくて、調整区域全体の規制緩和について、関係市町長あるいは議長さんで構成する市街化調整区域活性化連絡協議会での連携を密にしまして、今後の効果的な戦略の検討を引き続きやっているとご報告いたします。

それから、町が県に対して何らかの意見を述べたかというところで、この公聴会の中には最終的な意見を述べるという形での話があつてはおりますけれども、このときは実際間に合いません。と申しますのは、案の段階で、案をつくる段階でしっかりと意見を申し述べておかないとちゃいけないものですから、これにつきましてはちゃんと公文書で要望を行っているところでご

ざいます。

この問題につきましては、町としましては、ありとあらゆる形で調整区域全体の活性化、規制緩和を実現しなければと考えておりますので、これまで県に対し、さまざまな機会で、場で、あるいは形で、意見表明、要望等を行ってきたところでございます。その結果としまして、原水工業団地ほかの企業誘致のための地区計画制度、あるいは集落内開発制度なども実現したところでございます。

今回は県に対する公式の意見ということですので、次のような意見書を提出しております。その趣旨を要約しますと、まず大きな柱としまして、現在の区域マスタープラン、県の計画は、そのほとんどが熊本市を中心に計画されている、広域の都市計画であっても、住民サービスを行うのは各市町である。その市町に等しい割合で市街化区域があり、住居、商業、工業の用途地域の指定がなされ、初めて地域住民の要望やコミュニティの維持、生活環境の整備、雇用の創出などが可能となります。各市町は、これがあって初めて政策を行うための財源が得られ、必要な行政サービスが行える。この重要な問題を解決するには、周辺市町の土地利用規制を緩和し、これまでの熊本市一極集中を改め、周辺市町との多角連携、いわゆるコンパクトシティづくりへとシフトすべきであるとしております。

それから、個別意見としまして、本町の公用地域は、社会経済情勢の変化と区画整理の進捗により、工場の区域外移転や住宅、商業施設の立地が進んでいる。菊陽バイパス沿いという優位性を生かし、住宅、店舗等の環境保全と利便性の高い土地利用を目指して、工業系用途を残しつつ、商業・住居系用途地域への変更を願いたいとの内容です。

以上でございます。すいません、早口で申し訳ないです。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） そのことについて評価をする余裕は今ちょっとここではありませんので、もう聞きっ放しにしておきたい。いずれ議事録を見て、またあとの質問につなげたいと思います。

それじゃ、時間もありますので、今の熊本都市計画区域マスタープランに基づいて、あと第5期の菊陽町総合計画後期の策定等も並行して進んでるところですけれども、それについて質問をいたします。

皆さん御存じのように、これについては、小学校区の6小学校区で住民説明会が行われて、その件に関して住民アンケートをとられた、全世帯に送ったというふうなことでございました。9月4日現在で58通返ってきたということでありますけれども、その後の経過がどうなっておるのか、何通返ってきたのか、その内容の特徴、これも話すと長くなりますから、かいつまんでほしいんですが。それから、アンケートそのもの、それからアンケートの集約結果については公表するのか。それから、住民懇談会で出た意見や要望についてはどう処置をしたか。検討します、後で答えますということがあったと思いますけれども、どういう処置がされたか。まずはそのことをお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それではまず最初に、1番目の通告であります本件に関する住民アンケートの件につきましてお答えいたします。

今後のまちづくりについて皆様の御意見をお聞かせくださいとしまして、町広報9月号に挟み込んで配布しました御意見用紙ですけれども、9月に187通、10月に21通、11月に3通、12月に1通、合計212通が返信用封筒で返ってきております。

提出されました御意見、御要望の内容は非常に多岐にわたり、さまざまな意見、要望が提案されております。現在、校区ごとに取りまとめておりますけれども、今後はその内容を政策分野ごとに整理する作業を行っているところでございます。

それと、2番目の部分にも少し触れられたのかなと思いますけど、1番目の部分だけでよろしいですか。

（9番甲斐榮治君「2番目も含めていいですよ。わかっとなりますから」の声あり）

2番目のアンケートについてはどう処置するのかという質問でございますけれども、提出していただきました意見用紙につきましては、今申しましたとおり、現在政策分野ごとに線引きをしているところでございます。提案されました内容が後期基本計画のどの分野に関係する事項なのか、町民の皆さんがどのようなことを希望されているのか、また町の課題がどこにあるのかなどを整理し、後期基本計画を策定する際の住民の意見として取り扱うこととしております。

また、住民懇談会で出た意見につきましても、現在整理しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 212通、合計としては返ってきておるといことですね。それは一定の成果ではないかというふうに思いますけれども。

今後、それを各分野ごとに整理をして出していくというふうに理解してよろしいですか。

公表するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 公表できるものにつきましては公表していくところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 3番目ともちょっと関連します、③にも関連しますが、今後の予定、今アンケートの集約をそういうふうにしてやってる、まとめ、それからこの前の副町長のお言葉からすると、丁寧に丁寧に進めていくと。一回まとめて、それをもう一回町民の皆さんに返して、さらにまたその意見を、それに対する意見を聞き取って、また返していくというふうな、

そういう趣旨の答弁ではなかったろうかと思えますけれども、大体日程的にどのぐらいの時期にまとめるんですかね。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、3番の質問についての答弁になるかと思えます。

今後の全体的なスケジュールということで御理解いただきたいと思えます。

後期基本計画の策定の予定ですが、今年度中は、各種団体との懇談会、それから今申されましたけれども、2回目の校区別の住民懇談会の開催を予定しております。また、5年ごとに実施しています郵送による住民意識調査、住民アンケート調査になりますけれども、これも実施し、今年度内に取りまとめを行う予定です。

今年度中は、これら住民懇談会や住民意識調査により、まちづくりに対する町民の御意見や要望、町政に対する考えなどを整理し、計画を策定するに当たって必要な現状分析、基礎データ、町民の意向状況などを中心に行い、27年度から具体的な本格作業に入っていきたいと考えております。

27年度からは計画の本格作業になりますが、まず職員、議員、公募委員等で構成される総合計画策定委員会において原案の策定作業を行います。その際には、学識、議員、学生等で構成される有識者等会議からの指導、助言もいただきながら内容を詰めていく予定であります。また、並行して住民懇談会も開催し、住民の皆様からの御意見も聞きながら、住民の皆様と協働で策定してまいります。

その後、総合計画策定委員会において計画素案、計画案の策定と作業を進めてまいります。この際にも有識者等会議、住民懇談会を開催し、御意見を聞きながら作業を進めてまいります。また、学識、議員、各種団体の代表者等で構成される町の附属機関である総合計画策定審議会からも御意見をいただく予定です。

最終案がまとまりましたら、パブリックコメント手続、策定審議会への諮問、答申を経まして、平成28年3月末までに計画の決定を行うこととなります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 確認をいたします。今年度中に各種団体との話し合いをすると。それから、第2回目の町民との懇談会を行うという、これは校区別ですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 各種団体につきましては、もう既に始めております。住民懇談会につきましては、整理ができた段階で、また校区別の住民懇談会になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それと、住民の意識調査、これも行うということですね。

そういったことを積み上げていって、27年度から本格的な作成に入るということですね。そ

して、その過程の中で、総合計画の策定委員会、審議会を設置すると。この前の副町長のお話によれば、町民からの公募委員あるいは議員の参加も期待するということがありました。

それからもう一点は、有識者会議を設けると。各分野の専門家、業界人、学者、国や県の職員、学生、これも、そして議会の関与も期待するという言葉がありました。そのようにとっていいですか。そして、最終的にはパブリックコメントを経て、平成28年3月末までには後期計画を完成する。答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 今説明されたとおり、そのような進め方で進めてまいります。ですから、今言われました総合計画の策定委員会、それから指導、助言をいただく有識者等会議、そして諮問、答申をいただく総合計画策定審議会、そういったものを設置して御意見をいただくということになります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 次は、ちょっとこの関連で町長にお伺いしますが、議会の、要するに2つの今委員会、それから有識者会議、仮の名前ですけども、ありますが、そこに議会の議員の参加も期待するというこの前のお話でありましたが、町長の諮問機関の中に議員が入るというふうなことになりますので、その辺については、今は期待するというふうなことで理解をしておりますけれども、實際上、その段階になれば、少し調整を、両者間で共通理解をとって調整をしないと、あとの議決との関連も出てきますので、その辺を考慮していただけるかどうか、それをお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 当然、最終的には総合計画策定審議会の方に審議してほしいと考えていますが、そのメンバーの中に、当然議員の代表の方も、これまでも入っていただいておりますが、入っていただきますけども、さらにもう一步手前ぐらいのところで、議員さん方々の御意見、全体的なそういう説明とかそういうものが需要であれば、そういうふうな対応を考えたい。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 冒頭で申し上げましたように、地方自治体の場合には二元代表制ですので、例えば町長の配下とといいますか、支配下とといいますか、そこにある諮問会議に議員が入っていくということについては少し制限をしておかないと、いけないとは言いませんけれども、整理をしておかないと、議決上の問題が出かねませんので、その点をお聞きしました。その辺を配慮していただけるかどうか、その一点をお答えください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 最終的には、この附属機関の方に諮問して答申得たものをまた議会で最終的に審議していただいて決定していただくことになりますので、そういう——失礼いたしました。基本構想ではありませんので、これ基本計画ですので、そういう附属機関の中から答申を

得たところで、計画としては、3月、28年度からの新しい期間に入りますので、その辺については、取り組んでやっていますけども、議会も、今のところ基本計画については、この議決、付議事件としては出ておりません。と申しますのも、基本計画といいますと、いわゆる基本構想については、非常に自治法上、今はそれも法的にはなくなっておりますけれども、基本構想については議会の議決にもってやっていますけども、基本計画については、これまでも議決案件までは持っては行ってはおりませんが、きちんと説明あたりはしながら、決定までには十分協議、そういう前の段階のところから議員さん方も入っていただいているその策定委員会等ありますので、その中で議員の方々から意見をいただくことにしております。そういう経過をとりたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 地方自治法の改正で、その基本構想等については必ずしも議会の議決を経なくてよろしいというふうな今の段階になってます。それらは、現段階ではそういうふうな理解をいたしますが、あと、それに従っていけば、町長としてはその基本計画は議決事項ではないという今の考え方であるということですね。

それのよしあし等、これちょっとまた今ここで判断がつきませんので、そういう町長のお考えであるということを確認するにとめておきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、3番目のまちづくり上喫緊の課題についてというのに移ります。

喫緊と書いておりますのは、後からまた説明を申し上げますが、1番目の光の森駅周辺は熊本県都市計画区域マスタープランの中で地域核として位置づけられる予定、まだできてませんので、予定である。町執行部は光の森駅周辺の整備をどのように考えているか。喫緊と書いておりますのは、もういろいろ立て込んで、ぐずぐずしておるとますますいろいろな条件が厳しくなってくるという意味で喫緊と書いております。

まとめて、一括してあとも続けて質問をいたしますので、まとめて答えていただきたい。

まずは、その光の森駅周辺の整備、地域核として県が指定する予定である光の森駅周辺の整備をどう考えられるか、これ1点。

それから、その中として、これは光の森に御在住のある方が公聴会に出席をして意見を述べられたということなんですけど、今あそこに、光の森駅の西側に変則的なロータリーがございます。これを、ロータリーといえばロータリーなんですけども、今外国でも話題になってるラウンドアバウトですね、ぐるっと回って、そして右方車優先の交差の仕方があります。ラウンドアバウト交差路を設置する考えはないか。もしもあそこにラウンドアバウトを設置するとすれば、豊肥線沿いの、お分かりと思いますが、線路沿いの道路、あそこをあけなくてはならない。あれと、今のロータリーの部分の、今は閉鎖されておりますけれども、あけなくてはならないという問題等がございます。それが1点ですね。

それから次に、このラウンドアバウトをするとすれば、そこにバス停とかタクシーの駐車場とか、あるいは送迎車の滞留所、それから駐輪場等の適正配置が必要になります。計画がない限り、今ここでどうのこうのとは言えないとは思いますが、そういうことも考えてはどうかということをお願いします。

それから、安全・安心のまちづくりの観点から、光の森駅かいわいに交番、これは前から出てる話ですが、誘致してはどうか。また、交番設置については諸方面から要望が出ておりますので、その進捗状況がどうなっているかをお伝えいただきたい。

できれば、光の森の駅周辺にできないかという点についてお答えをいただきたい。

それから、光の森駅からその周辺の施設への連絡通路、特にちょっと小耳に挟んだものでは、光の森駅の2階の通路からゆめタウンへの回廊をできるのかできないのか、その辺の問題ですね。

それから5番目に、光の森ゆめタウンへのアクセス道路、これが日を追って混雑をきわめております。各道路の交通混雑を解消する計画を立てるべきだと考えておりますけれども、どうかということ。特に弓削の跨線橋、これはもう交通混雑が非常に激しくなっております。2線化を図るべきではないかと考えます。

いずれにしても、熊本県、熊本市、本町、それぞれが関連する部門ですので、なかなか複雑な問題があるかと思いますが、現在の時点での町の考え方を聞かせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） まず、交通の結節点としてラウンドアバウト交差点を設置する考えはないかについてお答えいたします。

このことについては、10月22日、11月10日に役場にお見えになった光の森の住民の方から、光の森駅前にラウンドアバウト交差点をつくったらどうかの詳しい御説明と御提案がありましたので、その後資料収集等を進めていたところであります。

まず、甲斐議員と重複するかもしれませんが、ラウンドアバウトについて説明しますと、日本名では環状交差点と言いまして、交差点の中央に円形地帯になっております中央島が設けられた円形交差点の一種になります。信号機は存在せず、車両はこの中央島に沿った環状の道路、時計回りの一方向に通行し、それぞれの道路に流出します。環状の道路を走行する車両に優先権があることが最大の特徴でありまして、環状の道路の交通の流れは信号機や一時停止などにより中断されることはありません。簡単に言いますと、信号の要らないロータリー式の交差点ということになります。

また、法律関係では、平成26年9月1日に施行されました改正道路交通法により、環状交差点に係る規定が整備されています。その主な内容は、環状交差点の定義、環状交差点における左折等を行う場合の通行方法、環状交差点における車両等の優先関係と、環状交差点における合図であります。

近年、欧米諸国では、安全でエコな交差点の整備方式としてラウンドアバウトが積極的に導



入されているようですが、国内では、国土交通省でラウンドアバウト交差点の効果や影響を確認するため、平成24年度に長野県北佐久郡軽井沢町の交差点にラウンドアバウトを導入する実験を社会実験として採択し、この社会実験では、ラウンドアバウトの導入による交差点の安全性や円滑性、地域住民の理解度などを検証するため、交差点における自動車の速度、自動車の錯綜の有無、交通事故の発生状況、交通量、渋滞の発生状況などに関するデータの収集が行われ、その他地域住民に対するアンケートが行われております。また、平成25年度は、静岡県焼津市、滋賀県守山市の交差点にラウンドアバウトを導入する実験を社会実験として採択し、平成24年度にも行われた軽井沢の社会実験と同様のデータの収集が行われています。

このような状況の中、国内においてはラウンドアバウトの設置例が極めて少ないと聞いております。なお、国土交通省では、ラウンドアバウトの整備における技術的な課題について検討するため、平成25年9月よりラウンドアバウト検討委員会を設置し、検討を進めているところであります。

また、メリット・デメリットについては、警察庁交通局の情報によれば、メリットとして、信号交差点に比べて交錯点の数が少なく、車両同士が交差する地点がないため、いわゆる右直事故がなくなること、信号交差点に比べて交差点を通行する車両の速度が遅くなるため、重大事故が減少すること、低速にはなるものの、信号により完全に止まることはなく、いずれの方向についても絶えず車両が流れるため、信号交差点に比べて待ち時間が減少すること。待ち時間の減少により停止時間が短くなるとともに、発進時の急加速も抑えられるため、燃料消費量や二酸化炭素の排出量が削減され、環境負荷が低減されることとされております。

また、デメリットとしては、国土交通省の実験では、さまざまなケースでの社会実験が行われておりますが、交通量が多い交差点では、かえって渋滞につながったり、国土交通省の資料では、自動車が一旦停止をほとんどしないため、自転車の場合は今までに比べて危険度が増したとのデメリットがあるようです。

このように、前段でメリット・デメリットを国土交通省、警察庁が分析しており、課題が多く、難しいと思われませんが、今後については情報収集を続けて行ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、関連の質問で、バス停やタクシーの停車場、送迎車の滞留場及び駐輪場などの適正配置を考えてはどうかについてお答えいたします。

光の森前ロータリーにありますバス停やタクシーの停車場、送迎車の滞留場については、警察等との協議の上、適正な位置に配置してあると考えております。

また、自転車駐輪場については、大型商業施設の増築により、駅前町道を挟み北側に、平成26年5月に駐輪場466台分の整備を完了しております。駅前駐輪場94台分を合わせると560台分の確保はできている状況にあります。このことにより、整備前と比較しますと141台の増となっておりますので、駐輪場についても適正な配置で整備が完了しており、問題はないと考えております。

このように、駐輪場を統合、拡大したことで、放置自転車等がなくなり、駐輪台数も増加しておりますので、駅前周辺はすっきりし、利便性が高まっていると思っております。

前段でお答えしましたとおり、役場にお見えになった方が、もしラウンドアバウト交差点をつくるならば関連する施設の配置も変える必要があるということでありまして、配置変更後の御提案をいただいているところであります。

しかし、現在のところ、ラウンドアバウト交差点については情報収集をしている段階であり、したがってそれを前提としたバス停やタクシーの停車場、送迎車の滞留場及び駐輪場などの配置を変えることは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは続きまして、安全・安心のまちづくりの観点から、光の森駅界隈に交番を誘致してはどうか、また交番設置については諸方面から要望が出ているところであるが、その進捗状況はどうなっているのか、この御質問にお答えしたいと思います。

3月議会定例会においても同様な質問があっておりますが、これまでの取組状況について御説明いたします。

本町は、大規模な住宅街の開発や大型商業施設、大企業の進出により人口は激増し、その結果、交通事故や犯罪事件が多発しております。昨年1年間に菊陽町内で発生した、自転車やオートバイの窃盗犯などを含む刑法犯認知件数は407件であり、大津警察署管内で発生している件数の約半数が菊陽町で発生しております。

平成23年3月に熊本県に対しまして1万2,646名分の署名を提出し、大津警察署管内の警察力の強化について要望活動を行っております。また、町としましても、熊本県警察本部や大津警察署に対しまして、機会あるごとに陳情、要望活動を行っております。

このような中、平成25年8月に熊本県警察本部から警察署再編計画案が発表され、この計画案では、熊本市北区と合志市を管轄区域とする新たな警察署が熊本市北区内に新設されることでした。

これに関して、合志・菊陽交番の扱いがどうなるのか、大津警察署管内の警察力がどうなるのか不鮮明であり、この計画案に対するパブリックコメントに多くの町民の方が、菊陽町における警察力の強化に対する意見、特に大津警察署の菊陽分署、また光の森交番の設置、警察官の重点配置などの要望、意見を提出されております。

これを踏まえまして、9月25日に町、議会、町民連絡協議会のメンバーの皆様と一緒に、光の森交番の新設など、菊陽町における警察力強化を求める要望書を県知事、県議会議長、県警本部長にそれぞれ提出いたしております。

さらに、10月2日には、安全・安心なまちづくり町民大会を図書館ホールで開催し、650人を超す多くの町民の皆様に参加いただき、県に交番新設などを求める決議を採択し、1つ、大津警察署菊陽分署か菊陽光の森交番の新設、2つ、警察官の重点配置、3つ、警察機動力の充

実を求める決議書を後日県警本部と大津警察署に提出しております。

さらに、平成26年度におきましても、熊本県警察本部に対しましても同様の要望活動を引き続き行っております。

警察力の強化、交番の設置に関しましては、多くの自治体で要望が出され、町としての努力も相当なものと考えており、今後も熊本県、熊本県警本部に対しまして可能な限りの協力をするとともに、継続的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 引き続きまして、光の森駅からその周辺施設への連絡通路設置についての計画はないかについてお答えいたします。

光の森を中心とする地域については、特に住民が急増している地域であります。住民の増加に伴い、公共交通の拠点であるJR光の森駅の利用者も年々増加し、昨年度の実績では4,217人となっております。また、大型商業施設も立地していることから、当該駅周辺はにぎわいが創出されております。現在、大型商業施設も増築中でありまして、さらにはにぎわいが強くなることと思われまます。

よって、駅前周辺の安全な通行及び大型商業施設への利便性の向上を目的として、JR光の森駅から駅前駐輪場及び大型商業施設までの連絡通路を整備することにより、高齢者、障害者、妊婦等の安全・安心な通行の確保及びJR光の森駅利用者の安全な通行が確保されるとともに、大型商業施設への利便性が向上されると考えております。

また、光の森駅前駐車場の拡大により、パーク・アンド・ライドが増加し、熊本市北東部の交通渋滞が緩和されることも期待されます。

このことについては、平成25年9月3日に議員連絡会で御説明しましたとおりでありまして、構想はあります。しかし、整理しなくてはいけない課題が山積しておりますので、現在構想段階だということをお伝えいたします。

続きまして、⑤の光の森ゆめタウンへのアクセス道路は日を追って混雑をきわめている。各道路の交通混雑を解消する計画を立てるべきと考えるがどうか。特に弓削跨線橋は交通混雑が激しくなっている。片側2車線化を図るべきではないかについてお答えいたします。

ゆめタウン、光の森地区は、御承知のとおり、三方を熊本市と合志市に囲まれています。休日は多くの車が集中し、渋滞している現状があります。この光の森地区に向けた幹線道路は、主なもので国道57号菊陽バイパス、同じく東バイパス、南北方向に中央に弓削跨線橋を含む県道住吉熊本線、東端に三里木高架橋の県道辛川鹿本線、東西方向に地区北側の県道新山原水線、そして熊本市の西部方向から熊本北郵便局近くまでの熊本市道があります。

さて、本地区の交通渋滞を解消するためには、これら国、県道、熊本市道の広域的な2車線化、あるいは立体交差などを本町の区域内外で広域的に行う必要がありますが、特に弓削跨線橋など、沿線に建物が建ち並んでいる路線についての拡幅は難しく、またバス・電車の増便

等、公共交通機関の充実による渋滞の低減対策も本町だけで行えるものではありません。

この問題に関しては、県が熊本都市圏全体の渋滞解消と公共輸送の充実を図るため、熊本県が各種の調査を実施し、その結果を踏まえて、都市圏全体での渋滞解消のための熊本都市圏都市交通アクションプログラムを策定され、事業化に向かって動き出すことと思われます。本町としましては、この計画の策定内容に積極的に声を上げ、早期の事業化、成立促進に協力していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 現状について大体了解をいたしました。先ほど申し上げましたように、国あるいは県、市、町、それぞれが絡む事業でありますので、右から左に行くなどとは思っておりません。当然時間をかけて条件を整備して、可能な限りのことをするというに尽きると思うんですけれども、少し確認しておきますと、このラウンドアバウト交差点については情報収集中である、その段階であれば、今のその駐車場とか駐輪場とかの配置は適正であると、それはそのように私も理解をいたしたいと思います。どうぞ今後も情報を収集され、可能性を探っていただきたいというふうに思います。

それから、交番の件ですけれども、これはちょっと、もう大体私が頭の中にあるようなことを重ねておっしゃいましたけれども、進んでいるのかいないのか、その点を、一言で結構ですので、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ、大津警察署を通しながら、県警本部に何度も足を運んでおられて、まだなかなかどうこうということまではいきませんが、以前よりも県警本部の方も対応が大分変わってきて、進んでるということで、中身的にはまだはっきり言えないような状況ですけれども、交渉の方は前向きの方で進めております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 進んでおるということですが、いろいろ聞いてみますと、やはり誘致する側としては、土地を提供するぐらいの覚悟がないと、なかなかこないんじゃないかという話もあります、その辺は町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ、ぜひ議会の皆様方にも、何ていいますか、御理解いただきたいと思っておりますけれども、とにかく交番を、もう古くなるところの改修等があるのと、それなりの数がつかえておる状況であります。

そういった中で、いわゆる緊急性から見ると、非常に菊陽町のものは先にやらんといかんというような事は理解されておりますので。ある面では、土地とか建物等についても、その辺を積極的に出るか出ないかによって優先度が変わると思っておりますので、そういう話が進む中で、議会の方に御相談しなければならぬところまで行ったときにはまたよろしくお願ひしたいと思

います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） これは個人的な意見ですけれども、できれば土地も建物も提供するぐらいのことでやっていただければというふうに思っております。

それから、ゆめタウンへの連絡通路については構想はあるということですね。

それから、交通混雑については、もう都市圏の計画と整合性をとっていくというふうな、そういうスタンスですね。そういうように理解をしておきたいと思います。

あと3分です。

大きな2番の今後の町の最重点事業は何か。幾つかあるかと思えますけれども、一番これだけはというのを何と考えてらっしゃるのか、町長、一言お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう答弁途中で時間切れになるかと思えますけれども、これはというのは、それぞれの分野でやはり非常に大事なことがありますので、何か一つだけ言うと、それが一番ということになるかと思われますので。当面、今本町の将来像であります「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の将来像を実現するために取り組んでおるところでありますけれども、今年度中に菊陽中学校の耐震化事業と光の森複合建設事業が完了しまして、待機児童対策としての2つの私立保育所も来年4月には開園します。そして、南小校区の定住化促進もしておりますけれども、憂い事で、まず教育のそんなところぐらいじゃないかと思えますけれども、教育文化の分野では、生徒数の増加や施設の老朽化に対応するために、武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業や、それから天井の非構造部材の耐震化、さらには給食室のあり方を含めた各施設の老朽化対策などがあります。そして、鼻ぐり井手公園の国の文化財の指定に向けた継続した取組を行っているところであります。

総合体育館や総合グラウンドの整備につきましては、今年の9月でもお願いしましたけれども、今後国の積み増しをしていく計画の中で進めていきたいと考えております。

あと、健康福祉分野では、子育て支援対策として2つの新設保育所を含めた公立8園、私立7園の……。

○議長（大塚 昇君） 時間が来ましたので、速やかに終了してください。

○9番（甲斐榮治君） 一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 議席番号3番、野田恭子です。本日最終質問者となります。

先日の補欠選挙でお一人女性の味方が増えました。男性、女性というのではないとは思いますが、やはり考え方一つあるかと思えます。また、華があつていいという皆さんのお声もいろいろいただいておりますので、枯れないように頑張りたいと思えます。

それと、本庁の目の前の菊陽中学校、姿がようやく見えてまいりまして、来年の2月には引っ越しをさせてもらえる予定になっておるということですので、一安心しております。

では、通告どおり、質問事項1、菊陽町定住促進補助金制度について、2、菊陽町の観光について、本日2つの項目について質問させていただきます。

続きは質問席より行います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） では、早速質問要旨、菊陽町定住促進補助金制度について。

この制度は、菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するための制度ではありますが、開始してからの経過はどうか、1番の件数、金額などについてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えします。

ちょっと先ほどはスピード速過ぎまして申し訳ございませんでした。法定スピードを守って答弁したいと思います。

まず、金額なんですけれども、定住促進制度、昨年度が新築2件、転入2件の合計4件、金額で290万円、今年度が、11月末現在で、中古住宅の取得と転入、合計2件、それと現在御新築中の4件を含め、予測としまして計6件、650万円でございます。昨年10月施行後の合計では10件、総額で940万円の交付を予定しております。

それから、大事な、この10世帯の来年4月1日現在での子どもさんの数は、小学生が8名、それから未就学児が7名、合計15名という状況でございます。

さらに、若い世帯の方々が入ってこられるものですから、今後の御懐妊、御出産を期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） もう少し、入ってこられた方が、御新築の方の御出身などは、町内、町外かということまで聞けますか。転入、入ってこられた方は当然町外でしょうけれども、町外とは限りませんよね、町内の違う地区から入ってこられた方もいらっしゃるでしょうし、新築でおうちを建てられてる方も、町外もしくは町内の別の地区から来られて家を建てられてるといふふうなところがあるとは思いますが、その分が詳しく分かればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

ちょっと事前通告の中でそこまで予定しておりませんでしたから、どの町から来られたかというのを詳細に統計、あるいは町外から、あるいは校区外から、あるいはもともとそこに住んでいらっしやっただが、出て行って帰ってこられたかというのは、数字的には把握しておりませんが、全てのケースがございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） では、その定住促進補助金の交付要綱でございますね。この中には、私が質問しております2番の増改築が入っていないかとは思いますが、今後、増改築、同居を伴う増改築を追加できないかについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） いいタイミングでの御質問になっております。ありがとうございます。

お答えいたします。

現行の制度では、新築住宅の世帯に100万円プラス小学生以下の子どもさん1人当たり20万円、中古住宅取得の世帯には50万円プラス同じく子どもさん1人当たり20万円の補助金を交付しております。御実家あるいは借家、アパートなどへの転入世帯につきましては、新たな住宅の取得がありませんことから、子どもさん1人当たり10万円の補助金を交付しております。これは、現行の制度が、固定資産税の発生、住宅新築に伴って、取得に伴ってなどの住宅の取得を前提、基本として組み立てたという理由によるものでございます。

しかしながら、新築、中古住宅だけではありませんで、実際には生まれ育った御実家の増改築等を行った上での3世代あるいは4世代同居ということもございます。これは、町としましてもUターン定住の一つの理想的な姿ではないかと思っております。昨年10月施行後のさまざまな検討、議論の中で、町として何らかの対応ができないかというふうに考えていたところでございます。

このようなことから、現在御質問の御実家等への増改築だけではありませんで、リフォーム、修繕等の工事を前提とする同居、定住につきましても補助金の交付対象とする方向で検討を進めまして、既に交付要綱の改訂に着手しているところでございます。これによりまして、増改築等を行った転入世帯にこれまで以上の手当が可能となり、さらなる定住促進、子どもの増加に寄与できるのではないかというふうに考えているところです。

改正の内容につきましては、過年度分の救済も含めまして、今総合的に検討しております。現在最終的な詰め段階に入っているところであります。

また、この制度そのものが、特異と申しますか、そのような性質を有する制度でございますので、補助金額につきましては、財政上の検討は当然のことながら、均衡性、妥当性、公平性などを考慮しまして、来年4月、新年度から実施させていただけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 大変ありがたい、今の時期だからこそ、こういった新年度からという回答いただきまして、うれしく思います。

そこで、3番の、将来的に少子化対策としてこの制度の指定区域を広げる予定はないかなんですが、今現在、南小校区の中に限っておりますが、正直なところ、うちの子どもが小学校だったときに、中部小校区だったんですが、東側、出分とか上中代、中代、あのあたりでPTAの役員さんを決めるときに非常に困難でございました。なぜかという、子どもがいないというところから、おおむね役員を2回も3回も回しているというところから、この辺も実はお子さんが少ないんだなというところがありまして、今現在は南小校区に限ってですが、将来的にこの辺、指定区域をもう少しピンポイントで持っていくことを考えられないかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） では、その点についてお答えいたします。

おっしゃる御意見、御質問もありかと思えますけれども、そもそもこの制度の制定の趣旨、目的の一番大きな柱は、菊陽南小学校の児童数の減少対策でございます。本制度は、要綱上、指定地域としておりますけれども、事実上、おっしゃるとおり、白水地区、南小校区を指定し、その区域に転入される、定住される世帯を対象としております。皆様御承知のとおり、御承知ない方もいらっしゃる方もしれませんけれども、以前の菊陽南小学校は200名を超える児童が在籍しておりました。しかしながら、社会経済制度の変化等さまざまな要因から、現在児童は65名となっております。結果として、少人数の授業等で、児童一人一人のきめ細やかな教育等が可能になっておりますけれども、少ないことは否めない状況です。他の町内の小学校につきましても、全ての学校で一定数以上の児童が就学しております。その中には、南小区とは逆に、児童数の急増により教室の増築が必要となっている学校もございます。

このように、南小校区と他の校区では、児童数及びその増減が著しく異なる状況でございます。

また、小学校は、それぞれの地域の核という性質も有しますことから、南小校区、白水地区の振興、活性化の観点からも、その対策を含めて本制度を設けたところでございます。

このように、本制度につきましても、小学校区を一つの地域として考えることを前提としておりまして、このような考え方をもとに制度化しておりますので、ほかの校区、地域への適用は今のところ考えておりません。

今後につきましては、町全体の推移を見守りながら、必要性が高いと判断された校区につきましても、その時点で検討してまいりたいと考えているところでございます。

先ほど最後に申し上げましたように、この制度そのものは、特異な性質とか特別な事情等があって、効果を発揮するというところからございまして、先ほどのように、均衡性、妥当性、公



平平等をしっかりと検討しながら、どうしてもやっぱり一定の線引きをせざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 確かに、先ほど申し上げました中部小校区は来年児童数が800人になるというふうにも聞いております。これは今後の、今すぐどうかというところではございませんで、将来的な、せっかくいい定住促進の補助金制度でございますから、これを今後発展させて、将来的には世界の人口は減るといふふうに言われておりますので、いかにしてその地域の活性化を保つかというところで考えていきたいなとも思っております。

そこで、先ほどの2番とも少し重複するんですけども、4番の定住促進を発展させて、確かにこれは特異な例ではあるかもしれませんが、今後、町全体に考えていかなければいけなくなるのではないかと、10年先、20年先、30年先、どれぐらい先の話か分かりませんが、そのときに、3世代同居推進支援、いかにして少子化対策、また高齢者をお一人で住ませないという対策として、この定住促進制度もさら発展させて、確かに担当課は別になるかもしれませんが、町全体の話になるかと思うんですが、推進支援できないかと今考えております。

よその町では、いろいろとそういった制度がもうでき上がっておりまして、これ日野市というところでは、平成25年5月に3世代が寄り添う暮らしという基本方針というものが出されておりますし、品川区だったですか、やはり都心の方でも、やっぱりポイントサービスということで、地域の企業さんと連携して、ここは公金のサービスとか減税のサービスではなく、ポイント制でそういった活動をされております。

それと、1つ、内閣府の政策統括監というところから、平成27年度税制改正（租税特別措置）要望事項の新設というものをちょっと見つけてまして、これは制度名が三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設ということで、一緒に住んだらちょっと税金安くしてあげましょうよといったような内容の、これはもう今から、できるかできないかは、あくまで要望ですので、今のところはっきりはしていませんけれども、こういったことも国の方で考えられておりますので、これは今回の減税という形では、方向性は少し違うかとは思いますが、3世代同居推進支援、いろんな方面であるかと思えます。この点についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

まず、3世代の同居、あと御質問の趣旨、白水、南小学校区に限ったことではない部分が出てますけれども、ひっくるめてお答えしたいと思います。

まず、南小区の補助金の対策という切り口での3世代・4世代同居を推進できないか、これにつきましては、先ほどの御実家への増改築、リフォームあるいは修繕等の補助金と対象とすることで対応が可能かと思っております。それ以外の地区、例えば3世代と申しますのは、例えばこれ正しい日本語かどうか分かりませんが、オールドニュータウン、全国的にも、

例えば東京で言うと多摩ニュータウンとか、戸建て住宅でも、菊陽町の中には、昭和40年代、50年代、古くなったところで、子ども会等、小学校の児童が少ないところというのも現実的にございます。

あるいは、菊陽町の市街化調整、同じ例えば北小校区、あるいは中部小校区でも、校区ではなくて、地区単位で3世代同居が望まれるところがございます。

この少子・高齢化の問題につきましては、これは例えば過疎地域の指定というふうには、その山間部とか離島あたりの市町村そのものが少子・高齢化した過疎地域としての対策、あるいは離島振興法とか過疎債の対応とかあります。それから、菊陽町みたいに小学校区として少子・高齢化が進んでいくということで、うちの菊陽町の定住促進制度をつくると。もう一つは、地区、これは市街化調整区域の既存集落だけではございませんで、菊陽町でも、例えば武蔵ヶ丘の方でも、あるいはその他のオールド新興住宅、戸建て住宅の中でも一緒の問題が起きております。これは、菊陽町本町だけではございませんで、全国的な少子・高齢化、あるいは中心地への集中というところの問題になってるものですから、それにつきましては、先ほどの税金の問題も含めて、国の議論、県の議論、また町の中でも、そういう法律なり制度なり、そういう手法が出てきましたときは当然考えていかなくちゃいけないというふうな問題意識を持っているところなんですけれども、さてすぐにこの問題がどうこうできるかと、菊陽町の中で市街化区域を3世代を進めるとか、地区単位での進めるといふのは、ちょっと具体的な状況、環境、交付制度までには至ってないのかなと。御指摘は御指摘のとおりだと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 実は、3世代同居を望んでいらっしゃる若い御夫婦、3世代といいますが、親との同居を望んでいらっしゃるというのが多いというデータが出ております。なぜかといいますが、今から家を建てるのは今の雇用の状況では難しいというのがありますけれども、やはり子育てする上で、大先輩がいた方が安心というのと、助けてもらう、手伝ってもらうという部分がございます。ですから、日本人は、やはり昔から大家族で住んでいた部分もございますので、確かに嫁しゅうとの問題がっていうのは一時期出ましたけれども、日曜日の夕方6時半からあつてる「サザエさん」は、長いことテレビでやっているのはなぜかというのを考えていただければ、やはりああいったのは日本人の心が安まる環境なんじゃないかなというところで、少し話が脱線しましたけれども、3世代同居を少し助けていただければ、皆さん、大義名分じゃないですけども、こういうのがあから一緒に住もうよと、本当は助けてほしいから一緒に住みたいんだっていうことをうまいこと隠しながら先に進めるんじゃないかと思ひ、今回ちょっとお話をさせていただきました。

町長は3世代同居についてはいかが思われますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 3世代同居ということが、非常に今核家族化しておりますので、そういう意味では、やはり3世代が一緒におるのは、非常に家庭の中での生活のあり方としては非常に理想的かなと思っております。高齢化してきますと、親の介護の問題とかありますけども、子どもたちが親に依存するだけではなくて、子どももまた親を見る、孫がまたきちんと自分ところの親を見る、そういう意味ではいいと思います。

現実的には非常に核家族化が進んでおりますけども、大事な課題だとも思っています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 子どもの教育のためにも、いろんな年齢層の人と過ごすというのはいいかと思しますので、これは今後いろいろと方法を考えていきたいと思えます。

では、2番の菊陽町の観光について聞きます。

この観光についてなんですけど、本町での一般質問でもいろんな議員さんがされておりました。私のちょっと記憶で一番、今回この場に来させていただいてる中で一番最初に記憶に残っているのが、平成24年度の第2回定例会で芝議員が観光行政についてというところで質問を上げておられました。読み直してみましたところ、ああ、なるほどなという部分がありまして、重複、ほかのものもいろんな議員さんが、先輩方が観光について質問をされておりますが、また改めてちょっとお尋ねしたいと思えます。

1番の本町に訪れる観光客の人数、観光内容について把握されているかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

人数につきましては、観光統計調査を実施しております。この調査は熊本県が実施するもので、本町は、観光施設及び宿泊施設等から情報を把握して熊本県にお送りしています。

この観光統計調査によりますと、本町にありますホテル3施設の宿泊数は4万1,597名、またゴルフ場、さんさん公園、「さんふれあ」等の施設利用による日帰り客数が69万1,992名となっております。観光客の内容につきましては、宿泊客の7割がビジネス客です。これは一応ホテルの方に聞き取りをしたところなんです。それから、日帰りの観光については、温泉客、夏祭り、すぎなみフェスタ等のイベント参加者が大口の入り込み客数となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 先日お尋ねしたところ、確かにホテルは3つしかないというところで、7割がビジネス客ということは、3割、鼻ぐり井手の方へはどれぐらい来てるのかというところをピンポイントでお尋ねしていきまして、平成25年度は、ボランティアさんのガイドさんを言われた方で約4,000人いらっしゃいました。先ほどの鼻ぐり井手公園の登録、世界文化財登録だったですかね、頑張っているというお話もありました。今後も、この観光客が増えることを期待したいと私は思っております。

先日、ハンズマンというディスカウントストアがありますけれども、あそこに観光バスが止まっていたそうです。乗っていらっしゃった方は外国の方だったそうです。以前も一般質問の中で少し申し上げましたけれども、ドン・キホーテという、これまたディスカウントストアに、やはり外国の方がたくさん来ていらっしゃいます。

あそこのお店でもお金が落ちてるんでしょうけれども、もう少し、もう一声かけて、「さんふれあ」とかあっちまで回っていただいて、菊陽町のことをもっと知っていただきたいとは思っておりますが、2番の菊陽町商工会との役割分担についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 町と商工会との役割分担についてですが、町の役割は、鼻ぐり公園や文化財等の観光資源の整備、またそれらの説明看板、案内標識の整備、そしてまたトイレや駐車場などの観光基盤整備を行うことと考えています。

また、町の文化財やイベント、食事休憩店などの観光資源を紹介する観光パンフレット、ガイド本、イベントの実施等については、農業を含む商工業者等の観光関連業界と町が連携協力をして行うものと考えております。

このように観光振興は、町と農業・商工業者等の関係業界が、時に役割を分担し、時に連携協力して行うものと考えています。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） そこで、3番、現状で対応できているのか、私ここがちょっと聞きかかったんですけども、今役割分担、連携ということで伺いましたけれども、やはりそれぞれがいろんなイベントをされているというふうに聞いております。

先日、JRウオークラリーがあったときには約600人いらっしゃってるというふうに聞いております。また、夏祭りは約2万人。ただこれが、夏祭りは商工会さんが中心で、一応実行委員会をつくられてはいるというふうには聞いていますが、大きくは商工会さんかなというふうに私は認識しております。また、このJRウオークラリーになりますと、またちょっと違うというふうに。庁舎内でもそれぞれ担当課がばらばらになっているというふうに認識しているんですが、その点で、町外からの問い合わせなどの対応などについて、不便というか、困ったなというか、そういった部分がないのか、その点あわせて、現状の対応はいかがかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 先ほどの町外からの対応というのはほとんど商工振興課の方でお伺いしております。それはパンフレットの請求とか、例えばホテルはどこにありますかとか、そういった案内があります。そういうときは、ほとんど観光については商工振興課の方に電話が回ってきますので、そこでお答えをしてると。そんなに年間通して多いことはありませんので。

まず、現状で対応できているかということで、お尋ねの要旨は、菊陽町の観光資源のPRの

量や対応スタッフの数に関するところですが、観光業界の大まかな構造は、まず1つ目は観光資源を整備し、次に2つ目に、観光資源をPRし、3つ目に誘客のためのセールス活動をするということにあります。この1つ目の観光資源を整備につきましては、おおむね3点ありまして、1点が神社・仏閣、文化財、史跡、風物など観光客が見物するものの整備、2点目が宿泊施設、食事休憩店、交通機関の整備、3点目、以上に附随する案内標識、説明板等の整備をいいます。これらの観光資源の整備のときにPRと誘客セールスを行うこととなります。このPR及びセールスは、何をPRするかといいますと、自然、遺跡、文化財、建造物というような観光資源と宿泊施設、食事休憩店や食べ物、名物をPRすることとなります。

菊陽町においては、これらの観光資源、宿泊施設、いわゆる観光地と言われている地域と比較して少ないところでありまして、したがって、当面、現行で行っておりますパンフレット、リーフレットを主体としたPRを、時代や観光客のニーズに合ったものになるよう、現在のスタッフでブラッシュアップしていくこととしています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） その現在のスタッフで足りてますか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 先ほどイベントの話はされましたけど、町内においては、まず夏祭りとかすぎなみフェスタ、鼻ぐり井手があります。それと、うちで行っていますJRウォーキング。これは、鼻ぐり井手とすぎなみフェスタと夏祭りは、担当課と商工会と、あと全部実行委員会があります。そこで全部行っております。自分のところでやっているJRウォーキングにつきましては、うちの課と、あと産業建設の部局の職員を4名ほど手伝っていただいておりますので、それはそのときだけになりますので、その後は、PR、パンフレットつくったりとかそういうのをやっておりますので、今のところは現状で足りていると思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 課長に足りてますかと聞いたのは、申し訳ございません、ちょっと失言でございました。

先ほどの吉本議員の一般質問にもございましたように、休日出勤した分の代休とれているのか、その辺の絡みもあるかとは思いますが、私が言いたいのは、いろいろな課の方がそのとき、ちょっと言い方あれですけども、残業したりとか休日出勤したりとかしながら対応を今現在されているんだろうと推測しております。問い合わせも余りないという、ちょっと寂しい御回答だったんですけども、これが、問い合わせをする先がないから問い合わせがないのか、それとも菊陽町は皆さん素通りしていかれてるんじゃないかというちょっと心配もございます。

お隣の町、大津町は観光協会をたしか最近立ち上げられてると思います。ホームページをつくれ、いろいろなイベントをされ、フットパスという、以前もちょっと申し上げたかと思うんですけども、山道とか、ひよっとしたら町なかを歩いて回るといふ、そういったイベントなどもされております。

本町も、そういった窓口を一本化してみたらどうかと私は思うんですが、そうすることによって、年間を通してのイベントをもう全部そこに、PRする場としても集約できるんじゃないかと考えます。皆さんも、その観光協会あることによって、そこに問い合わせが増える、行ってみようかと思ってくれる人が増えてくるのではないかと。また、文化財は文化財、宿泊施設はそれはそれ、お祭りはお祭りということではらばらではなくて、そこにまとめて1セットでPRを外にできるんじゃないかと考えるんですが、この観光協会の必要性はないか、4番についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 観光協会とは、一般的には、当該区域における観光振興を進めるため、各種事業の企画、立案、運営に当たり、地方自治体、交通事業者、観光事業者などの連携調整や複数の観光協会による連携を行う団体です。

主な活動としまして、地域内の清掃活動、公衆トイレの運営、観光イベントの開催、観光客誘致活動、各種メディア、旅行者への情報提供、宿泊施設や観光名所、交通機関の案内などを主に基本としています。

本町では、観光業界の中心的業界である宿泊施設等が他の観光地を抱える自治体に比べ少ないため、観光協会は設置しておりません。しかしながら、観光産業の動向に関する情報収集については必要と考えていることから、県の観光連盟には加入して情報を得ております。また、観光関係の自治体や業界との連携が必要な場合は、現在商工振興課で対応していますので、観光協会の設立の必要性はないと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） では、町長はこの観光協会の必要性、将来的にはいかががお考えか。鼻ぐり公園が文化財に認定された場合、現状で対応していくのか、それとも将来的にはあった方がいいかなと思われるか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 基本的には、今商工振興課長が答えたとおり、現時点で、この協会までつくって、いろいろそのようなところまでの資源的なもの、宿泊までするような、そこまでは本町の場合は今の時点では必要ないと思います。将来的に、鼻ぐり井手公園等整備しまして、人が非常に来て、またそれに伴って、そういう観光協会をやっぱりつくってやってみたいというような人達がでてきてですね、そういう必要性に迫られたところがあれば、その協会も成立するかとも思うんですけども、現時点では、まずは鼻ぐり井手公園を整備して、また国の指定等

に持っていきながら、どういうところが展開できるかというのをもう少し見ておく必要があるかなと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） そうですね。やはり菊陽町といえば、宿泊には確かに私も向いていないと思います。ただ、熊本市があり、阿蘇があり、空港があり、熊本インターがあり、JRも走っております。ちょっと寄り道をしていただく方向性の観光を考えていってはどうかというのが、私今回少し提案を含めて質問をいたしました。できれば先を見て、同居の話もそうですし、今回の観光の話もそうですけれども、確かに現状はそうかもしれませんが、5年、10年先を見て、今後も提案していきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時47分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月9日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君 |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |             |                                 |           |
|-------------------|-------------|---------------------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君   | 副 町 長                           | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長          | 曾 我 惟 雄 君   | 教 育 長                           | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長           | 桐 陽 介 君     | 総 務 部 長                         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君   | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君   | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 | 総 務 課 長                         | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君   | 財 政 課 長                         | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長           | 阪 本 章 三 君   | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 東部町民センター所長        | 平 野 葉 子 君   | 福 祉 課 長                         | 西 本 一 浩 君 |
| 子育て支援課長           | 宮 本 義 雄 君   | 健康・保険課長                         | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君   | 環境生活課長                          | 今 村 敬 士 君 |

町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君

農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、昨日の8日に引き続き一般質問を行います。

渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 皆さんおはようございます。きくよう政策研究会の渡邊でございます。

本議会から、私どもの一般質問も含め、これが動画配信されるということでございます。予想は、インターネットで中継をされているような中で、やっと私どもも遅ればせながらこのようなシステムになったというのは大変ありがたいことでございます。それが影響してかどうか、上田議員と私は勝負の赤ネクタイで本日は挑んでおります。これは、私ども質問者だけではなくて、答弁者も問われることでございますので簡潔に、有権者の皆さん、そして内外全ての皆さんが納得いくようなやりとりをしたいと思います。

まず、質問に移ります前に、9月の選挙の後の最初の議会でございます。後藤町長それから佐々木議員、御当選おめでとうでございます。これは民意でございますので、私どもも尊重し、一緒にまた是々非々の立場で取り組んでまいらなければならないと思っております。

民意というのは、ただ単に一票入れただけではなくて、その後ろには大きなさまざまな地域の問題、それぞれの個人で抱えられた問題、そういったものを何とかしてほしいという強い思いがあるからであります。今日は、そのような思いの中で大きな提案もいたしたいと思えます。ただただできないという答弁ではなくて、どうやったらこの問題が解決するか一緒に考えていく、そのための提言でございますので、実のある答弁を期待いたしまして質問にいたします。

それでは、質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） では、通告に従って、まず1番項の子育て支援についてということにしております。これは、まず第1番目は、町立保育所の民営化について、お尋ねをこれまでも3回、4回としてまいりました。特に私は、単なる民営化ではなくて、その当時、民営化を町長に答申をしたその委員会の委員でありましたので、そういったところでの反対、その当時のどのような反対があったか、議会でも反対をされております。そこを踏まえて、社会福祉協議会への移管ということで御提案をさせていただきました。内容は、既に愛知県の碧南市の例を挙げて、これもまた再度質問いたしますので見直しましたら、昨日の非正規職員の問題、それから職員全体の負担の問題もこの行革の中で、しっかりと要点を押さえて8つの理由で社協に移管をされております。

それはもう、以前提案を読み上げましたので今日は読み上げませんが、この質問で、その当時の方針が二転三転ということで、その中では、まだ民営化も含め結論が出せないというようなことが最後の答弁であったかと思えます。そして、子ども・子育て3法が成立し、それを受けて前議会では条例も制定したところでございます。それを受けまして民営化に向けての取組、特に社会福祉協議会の移管についての検討は、今どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

今の、町立保育所の民営化、これは今議員がおっしゃったように、町の社会福祉協議会の移管についての御質問にお答えいたします。

公立保育所の社会福祉協議会への移管方法には、民設民営と指定管理者制度等によります公設民営があります。民設民営による移管は、議員が以前御紹介されました、愛知県の碧南市の例があります。同市では、それまでの10保育所のうち5保育所を平成20年度から23年度にかけて民営化しております。碧南市は、地方交付税の不交付団体であったため、民設民営の移管を行うことにより、新たに運営費負担金が国、県から交付され、保育所運営費の財源が増大し、財政面で効果を発揮したということでもあります。このほか民設民営とは別に、施設の管理権限を委任しました指定管理者制度などによる公設民営の方法もあり、大分県の日田市が、社会福祉協議会を引受法人として指定しております。この方法によりますと、運営費が、国等の負担金の交付の対象にはならず、財政面の効果というのは、民設民営に生かしますと小さい特徴があります。この両者を比較しまして、当初、民営化に当たっては、国、県の保育所運営費負担金などを有効活用しまして、長期に安定した行財政運営を行う観点から、その設置、運営形態は民設民営が妥当であると考えております。菊陽町で、民設民営により公立保育所の運営を町の社会福祉協議会に移管した場合でございますが、運営や職員配置、あるいは施設整備について町の意向が反映され、優秀な臨時職員さんを社会福祉協議会の職員として正規化すれば身分の安定につながると思います。一方、碧南市のように、運営が軌道に乗るまでは移行期間に町の職員を町社会福祉協議会に派遣ということになりますし、派遣職員と町社会福祉協議会の採用の職員がしばらくは民営化した保育所を運営するということになると思います。この場合、ただ保育所運営の実績を今社協が持っておりませんので、その運営というのが負担になる場合もあります。民設民営による保育所の移管法人については、議員提案の社会福祉協議会に加えまして、近年有効な経営実績を有しております民間保育所が増えております。保護者のニーズも高まっていることから、既設の社会福祉法人を公募して今後は考えていきたいと思えます。今後はこの保育所民営化につきましては、公立保育所民営化検討委員会の答申を踏まえまして、適切な手法と時期を見きわめながら、平成21年5月に策定しましたこの公立保育所民営化計画にあります移行時期あるいは内容の見直しを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 私立への移管を私は反対するものではありません。ただ、私が答申しました翌年の反対の中では、私立に対する誤解があって、不安があったので反対があったと思います。そこが、きちっとその違いを行政としても説明しなければなりませんし、この碧南市の中でも民間に委託する中で、民間に委託する場合の時間的なロスを考えてときに、今課長もおっしゃいましたけど、社協であればスムーズに動くというようなことで、私は社会福祉協議会に移管を御提案をしたのでございます。ここは昨日の質問での非正規の問題でもありますし、この後の質問にもかかわっています。さまざまな政策を実現していくのに、220人の中に40人も保育所に正規職員がとられるということがこの町のさまざまな政策を実行していくのに足かせになっていると言っても過言ではありません。行政の仕事は何かといえば、民間ができないサービスをすることです。保育所も今おっしゃいましたとおり、私立で十分立派になさっております。こういう事業を今行政がする必要はないと思いますので、この40人の枠をあけること、それから今お話しありました普通交付税に算入されてる、これは確認いたしますが当時2,000万円と聞きました。これは8年で2,000万円なのか、2園民営化という投資をいたしましたけども、そのようなお金が直接子育ての予算として使われるのか、まずその予算の方を聞きたいと思っております。私が今、2つ申し上げたのが民営化の最も大事なところでありますので、そういったところでどのように検討してきたか、民営化も含めて、いつも、している、しているというお話は聞きますが、どのように検討して、投資を踏まえてということですから、2園だけ民営化されるのか、それとも8園も含めてされるのかも含めてお尋ねいたします。まずはその補助金、2,000万円がいいですか、補助金といたしますか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） これは平成22年度の実績でございますが、民間保育所の分の保育所の運営費につきましては、補助対象の基準などがございしますが、基本的には、国から2分の1、県から4分の1が出とりますんで、1つの保育所当たりで年間で大体3,000万円程度というところです。それと、民営化検討につきましては、一番に、先ほど議員がおっしゃったように、来年4月から始まります子ども・子育て新制度関係がありまして、公立保育所の扱いというところもありました。あとは移管、法人の分が、社会福祉協議会も一つの候補だと思っております。それと、先ほど申しましたように平成21年度のと時から民間保育所が増えましたので、町民の方の民間保育所に対する評価というのが高まって、そここのところは両方今後考えていくべきだということですのでしております。あとは、先ほど申しましたように移管の時期、そのタイミング、基本的にはまず答申を踏まえたところの計画というのは平成21年度に策定しましたので、その内容を、今後またタイミングを見計らっていきたい。町の動き、あるいは国の動きがありますので、そういったところを、今まで時間をかけてきておりますので、最終的にはグッドタイミングのところを今後見計らって計画全体の見直しを図っていくという考えでおります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 民間を推進していくというようなことでありますから、ただこれはもうスピードです。今お話がありました、私とその答申をしたのが21年、今もう26年、27年になろうとしています。国の方針があるというのはありましたけども、どのような方針で、そして保護者の皆さんも、そして今現在働いている職員の皆さんも、安心してまた次のところで働けるというのが社協にというようなことでの御提案でございます。それも含めて提案したいと思います。1点、私がお尋ねしたいのは、では公立保育所のメリットは何か、端的にお答えになられるならぜひお願いいたします。でない、子どもを預けてらっしゃる皆さんは公立がいいという、公立じゃないといけないと、こんな町はないんです。ほとんどどこも私立の保育所しかないんです。公立はお隣の天津でもあっても1園です、幼稚園1園、保育所1園。合志はありません、ないですよ、社協が運営している保育所がございます。そのように、近隣も含めて全て民間の私立の保育所が当たり前でありまして、今申し上げましたとおり民間が参入できる事業に、公立であるメリットが私は分からない。メリットがあったらお答えいただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今御質問の公立保育所のメリット、これはもう私立保育所と比べてというところもあるかもしれませんが、今保育所につきましては、全国的に公立もあるし私立もあります。以前、ほかの議員の方とも両方を比較というところがあったんですけど、どっちがいいということは決してないと思えますけど、それでも特徴があって、それが違うということであると思えます。公立保育所につきましては、菊陽町の場合はずっと8園体制でやって、これまでの実績等もありますし信頼があるということで入所希望者も多ございます。私立保育所につきましては、平成19年度から新たにできたわけですけども、個性のある保育内容等をされてますから、そういったところであるのかなというところがありますから、保育所が、公立はだめ、私立はだめという発想ではなくて、それぞれいいところの特徴を生かしてそのまま設置をする、あとは最終的に民営化のことですから、議員がおっしゃったように、8園の中で幾つを分を民営化するというところで全体のバランスですね、来年4月1日現在でいいますと、公立が8園と私立が7園になります。8対7になりますからバランスがいいんですけども、ただ、町としては公立保育所を民営化という政策課題を持っておりますので、そのところで、最終的には公立よりも民間が増えていくかなというところは考えております。それぞれの特徴を生かして、バランスよくあった方がいいんじゃないかと個人的には思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） そういうバランス論は菊陽町独特だと思います。今申し上げましたとおり、近隣では公立保育園はありません、ほとんど。だから、行政がやる、しかも正規職員でや

る必要はありません。これは、先生方を悪く言うつもりはありません。行革を進めながら、この碧南市の例もそうです。そこに新しい事務職員を置くことで、いろいろな課題、積み残し、そういったものを取り組める政策遂行職員を雇える、その1点でも大きな、菊陽町にとってもプラスがあると思いますので、それが公立保育所のメリットとおっしゃいましたが、デメリットが、昨日の質問にもあったとおり120人以上が臨時保育士ですよ、こういう非正規を使っていることも大変なデメリットです。社協の正規職員とすることで、同一労働、同一賃金、それぞれの差がない中での事業ができる。それから、子どもが少なくなれば公立を少しずつ減らしていくという、当時からの話もございました。社協であれば、そういうことも可能になってくるかと思います。前向きに、この私立への民営化、それから社協も含めて、2園ぐらい置いとっていいでしょう。でも、全然この5年間国の方針もあったということでもしてありませんが、スピードを上げてこの問題に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではもう1点、今社協の話をしていただきましたが、社協に委託をしておりますファミリー・サポート事業でございます。ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等、児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者を相互援助活動に関する連絡、調整というようなことでございます。現在、基本事業をされているところが738市区町村であるというようなことで、熊本は27自治体ぐらいあるようでございます。社協にも、いろいろお尋ねをしてみました。まずはこの現状についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今言われたように、ファミリー・サポート・センター事業の現状についての御質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、核家族の進行、あるいは子育て世帯の増加、女性の社会進出などの社会情勢を受けまして、既存の保育サービス等では対応し切れない住民ニーズに応えるため、地域住民が協力して子育て支援を行うという福祉サービスであります。子育て世帯で子どもの預かり等の援助を希望する人を利用会員、その援助を行う人を協力会員として登録し、協力会員の人的サービス員に対しまして、利用会員が協力会員に一定の利用料金を支払うシステムであります。町では昨年5月から、利用者の負担軽減と利便性の向上を図るため、従来のキャロットサービスを改編しまして、子育て支援をファミリー・サポート・センター事業として町社会福祉協議会に委託しており、利用会員と協力会員の橋渡しをする事務局は町のボランティアセンターの中にあります。本年11月末現在の登録者数は、利用会員が401人、協力会員が71人で、援助内容が、保育所、学校、あるいは放課後児童クラブへの児童の迎え、その後の預かりが多く、今年4月から10月までの期間で468件、月平均67件の支援サービスが実施されております。利用料につきましては、月曜から金曜までの中で、午前8時から午後7時までの時間帯につきましては1時間が500円、協力会員への報酬は800円で、その差

額300円については町が負担しております。このセンターでは、小児科医や、あるいは看護師、消防職員及び保育所園長などを講師としまして、計11時間の講習会を開催し、協力会員の育成と資質向上に努めております。昨年から、利用料金が従来1時間800円から500円に引き下がり利用しやすくなりました。利用会員からは、ファミリー・サポート・センター事業の事務局に対しまして、仕事で遅くなっても安心して預かってもらえる、あるいは病気したときでも子どもを預けて病院に行ける、あるいは冠婚葬祭のときに大変助かっているというような声が寄せられています。今後は、町社会福祉協議会と連携しまして、事業の周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 私も直接お伺いしましたけども、大津町の例をいろいろ聞いておりましたので、お一人でアドバイザーの方がなさっているのをちょっとびっくりをいたしました。今お話にもございましたけど、依頼会員が401人、71人とおっしゃいましたけど私は43人とお聞きしておりました、協力会員。非常に少ないですね。今、延べの件数でおっしゃいましたけども、月の平均、する方は、15名から13名というようなことでもございました。ちなみに、大津町は26年5月現在で、依頼会員が670名、協力会員が233名、両方の会員が234名、合計で1,137名ということで、件数も1,000件を超えております。ここは確かに先行事例といいますか、先進事例でございます。平成10年ぐらいから、こういう制度の前から取り組んでおられますので大変参考になる子育て支援をされております。もちろん、NPOが運営をされておりますが、去年の5月から始まった私どものサービスですから、一概に比較ができません。しかし、昨年からは今年にかけての会員数も増えておりません。これも踏まえて現状の問題点、利用者が少ない点があると思います。大津町の子育てサポートセンターに対して、菊陽町からも問い合わせがあるように聞いております。それはもちろん、昨年5月から始まったのでその前かもしれません、告知が少し少ないかというふうに思います。どのような告知方法をされているのか、また料金も熊本市や大津町と比べて高いです。これも非常に問題であるかと思えます。その点も踏まえて、現状の問題点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） このセンター事業でございますけども、まず先ほど申しましたように、昨年5月はファミリー・サポート事業としてやっております、現在はキャロットサービスとして、高齢者の支援の分と子育て支援の分と2つキャロットサービスでやりました。昨年5月から子育て支援に特化してファミリー・サポート・センター事業としてやっておりますので、社協としましてはキャロットサービスとファミリー・サポート・センター事業、両方ということで位置づけておまして、先ほど周知ということで申しましたけども、まずは今年でいきますと社会福祉協議会の広報紙のひばりの9月号と、あるいはボランティアセンターの広報紙のおいぎりで、これは今月12月号でございますが、キャロットサービスを中心とし



たファミサポ事業もそうですけども、こうした高齢者支援あるいは子育て支援のサービスを今やっていますよと、そして併せて協力会員さんの募集をしておりますので、そうした広報紙というのは社協の方でやっております。また、今後は町の広報紙でも使って事業の内容等を、議員がおっしゃったように、協力会員ももうちょっと増やしていくというところは必要かなとは認識しております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 大津町がこれだけ全国から注目されるようになったものを考えると、今の告知方法と全然違いますね。これを立ち上げられたときには、大津町にはアドバイザーの下に大体サブリーダーっていうのがつきます。大津には4名いらっしゃる。菊陽の場合まだ少ないからそのサブリーダーって方が必要ないということで、そのサブリーダーの方が大変な努力をされております。まずその前に、大津町ではどのようにされていたか、まず出生届のときにサービスの案内をいたします。定期健診のときにもそれをいたします。育児サークルとかそれぞれの保育所でやっておりますが、そのようなときにも告知をやっている。しかも料金が安いということで、まずは登録をしようとして依頼会員から入る、協力会員も依頼会員を募るということでございます。それで、最初平成10年ごろに取り組みされたときには、大変な協力会員を募るのを、行政ではなくてそのサブリーダーの方が回られたということです。その中で、産婦人科、歯医者さん、保育園、幼稚園はもちろん、就学時健診や、PTAの例会等集まるそういうときに保護者に啓発活動をして協力会員を募ったということでございます。今私が参りましたその担当者のアドバイザーの小島さんは1人でされておりますので、このようなことを社会福祉協議会に委託はされておりますが、実施主体は、この要綱によりますと、実施主体は菊陽町とするというような要綱になっておりますから、責任は菊陽町にあります。ですから、今私どものファミリー・サポートがなぜ大津町、まあ大津町と比べて今も申し上げましたけども、会員が進まない状態であるかというのは、今申し上げた問題でございますから、これからそこを改善して、告知を含めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今菊陽町のファミリー・サポート・センターと、大津町の同事業の比較でございますが、スタッフが、今おっしゃったように、大津町がメインのアドバイザーさんがいらっしゃるって、あとは地域でプラス4人アドバイザーさんがいらっしゃいます。その辺のところはかなり違ってございますけども、町としましても、ここは事業主体が御指摘のとおり町ですから、社会福祉協議会とのところは連携しながら、そうした地区のアドバイザー的な地区のスタッフを考えていきながらより強力で制度の周知等を図って行って、利用しやすいような環境をつくりたいと思いますのでまだこれは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君）　そういうことです。社協に委託したから全部ではなくて、責任、実施主体は第2条で町と書いてありますから、そこはしっかりやっていただきたいと思います。そして、将来はキャロットサービスの中の老人福祉とは切り離して、子育て事業だけを独立をさせる、大津町のようにNPOがこの実施をしていくような、そういうような体制もぜひ検討していただきたいと思います。

最後に1点、これだけは昨日お話を伺った中で言いました。

菊陽町のファミリー・サポートの問題は、日曜、祝日、夜間の預かりが困難である、協力会員さんも御家庭があるのでなかなかそれができないので、合志などのサービスをしている。合志は、緊急対応強化事業をされてるんですかね、そういうことでされてるかと思いますが、大津町にお聞きすると、今も課長もおっしゃいました、サブリーダーさんが4人もいらっしゃるの、この方々が責任を持って、そういう緊急の、日曜や祝日や夜間の預かりもやっていると、ここが違うんですね、そういうところの問題。それから、研修です。今研修の話がありましたけども、小さな命を預かるわけですから、救急救命等も含め、さまざまな研修を社協でもされておりますが、平日の昼間なんで、なかなかこれができないということで大津町にお聞きしましたら、土日に対処しているということで、これらも合わせてぜひこの課題を検討するようにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、質問事項の2番でございます。地域活性化総合特区についてでございます。

これを私が質問する理由は、お分かりの方はお分かりだと思いますが、町長選において、総合特区の政策の提案をいたしました責任でございます。町民に対して、これが必要だと私はそのようなことを訴えさせていただいたわけでございます。これは、候補者をお願いしてそのようなことをしました。それから、南部町民センターでの総合計画後期計画の説明のときには、いろいろな意見が出ましたけども、この特区に対する要望が1件出たのを、町長、覚えていらっしゃるかと思います。そのような中で、特に白水台地というふうにしておりますのは、いろいろな御意見がある中で、昨日も定住促進や、児童の数の話もありました。さまざまな策を講じて、なかなか、農地も含め、市街化調整区域も含め、こういう中で、人も増えない、活性化もしないという中で、地元で取り組まれております。そこで、この総合特区制度はもう調べられたかと思いますが、そのような課題を、規制や税制上の問題も緩和をさせて地域を活性化させるというような制度でございます。

まずは、この特区制度について、どのように必要と考えられてるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君）　総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君）　それでは、おはようございます。

ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

まず、通告では白水台地を中心とした空港周辺地域と設定されておりますけれども、空港周辺一帯は高遊原台地であり、白川左岸にも畑作、一部水田もありますけれども、この台地が白

水台地であり、それぞれ法律の規制が異なりますので、ここでは白水台地に限定してお答えさせていただきます。

御提案がありました総合特区につきましては、平成23年8月1日から施行されております総合特別区域法に規定する総合特区制度のことと思います。この総合特区制度は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子・高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的として、大きくは国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の2つに分類されます。

今回、御提案いただきましたのは、地域活性化総合特区についてであります。総合特区の指定を受けるに当たりましては、地方公共団体、民間実施主体等により構成されます地域協議会を設置し、この協議会の協議を経て総合特区の指定の申請をすることとなります。

地域活性化総合特区の指定の要件としては、1つ、地域の活性化に資する事業を実施することにより我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること、2つ目には、包括的、戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること、3つ目には成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり一定の熟度を有すること、4つ目には、実現を支える地域資源等が存在すること、5つ目には、有効な国の規制、制度改革の提案があること、6つ目には、地域の責任ある関与があること、7つ目には、運営母体が明確であること、以上の要件をクリアして、初めて内閣総理大臣による総合特区に指定されることとなります。地域活性化総合特区に指定されますと、先ほども申されましたけれども、規制、制度の特例措置、いわゆる規制の緩和の適用はもとより、税制上の支援措置、財政上の支援措置、金融上の支援措置が場合によっては受けられます。地域活性化総合特区の事業、いわゆる特定地域活性化事業についてであります。まず総合特別区域法第2条第3項第1号及び別表第2に掲げる需要があり、加えて同法第2条第3項第2号では、農業、社会福祉、観光、地球環境の保全、その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的、社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業としており、政令さらには省令への委任条項に列挙されているものを見ますと、より限定的な事業に限られるようです。したがって、地域活性化総合特区制度を活用して、あらゆる規制が緩和されるわけではありません。余談にはなりますけれども、指定を受けた自治体からは、各部長が特区内における規制緩和に対して消極的であるとの意見も出ているようです。いずれにしても、議員の質問の趣旨は南小学校区の活性化であり、その一つの手法として地域活性化総合特区制度を取り上げられたことと思います。御承知のように、南小学校区域は全域が都市計画法の市街化調整区域であり、さらには農地法上の規制も加わり、思うように開発することができません。このような中、集落内開発制度により、一定の区域においては住宅建築が可能となり、さらには町独自の定住促進制度を設けこれまで南小学校区の活性化に努めてまいりました。しかしな

がら、地域活性化のためには定住促進制度のみならず、雇用の場となる企業、さらには生活上の利便性を高める店舗、医療施設等の誘致など、総合的に事業を推進していく必要があります。南小学校区の活性化は、町としても最重要課題であると認識しており、早急に解決しなければならない課題であります。これからも地元の南校区活性化協議会などとの協働により、地域の活性化につながる事業の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） この制度が、100%とっておきません。しかし、いろいろな地域からの声に、今のような答弁でございます、常に。それでも不満が出るということは、今最後に触れられた、結局都調は使えない、農振がかかり市街化調整区域であるということであろうと思います。これまでの、国とそれぞれの自治体の協議の中で一番いろいろあったのが、農振に関する要件緩和、これを国に対して要望をされている、そういう事例がいっぱいあります。特にこの山梨ですか、南アルプス市の事例は見られたかと思いますが、ここでは総合特区をとられて、農家や民宿でオリジナルのワインを醸成しやすくなった。ワインは、年間6リッター生産しないと新規参入できなかつたんですが、総合特区の特例措置をもって、少量でも醸造できるようになったということでもあります。菊陽にも、とてもすばらしいブドウがありますのでそういうことも可能かと思いますが、そしてさらに、このインター付近の農振地域を除外して、インター付近の敷地12ヘクタールを、農作物の生産から加工、販売まで手がける農業の6次産業化施設を整備するということで、この制度を使って農振を除外し、そのような加工場なり農家レストランだってできてるんです。多くの自治体がこの制度を利用し、今私たちの目の前にある規制、問題を取っ払って前に進もうとしている中で、いろいろ、もちろんこれをするには、先ほども話しました相当の職員の労力と御苦勞もあるかと思いますが、これだけ要望書も出されて、何とか農振をしてくれという地元の声がある中で、何年も何年も、議員もそうです、みんな一生懸命やってるのをよく分かっております。解決できない現状にあるのに、なぜこのような制度を利用しても検討しようとなさらないのでしょうか。まずは地域協議会、今おっしゃいました地元の活性化協議会と協議をしながら、この地域協議会を設立していく、そのようなお考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 地域協議会の設立ということでもありますけれども、まずはこういったいろいろな国が進める特区構想、今申しました特区構想、それから、ほかにも経済活性化計画や国土開発計画、地域活性化計画など、ほかにもたくさんの振興構想がございます。それぞれ中身を検証してどうやって実施を進めるかということ、まず検証する必要があるかと思っております。その中で、具体的には効果があるかどうか、そして町の事情に適しているかどうか、そして町の負担はどうなるのか、それと地元の利益になるのか、こういったことを総合的に検証しながらどの制度がいいのか、そして南小学校区の活性化が、先ほども申しましたとおり喫

緊の課題でありますので、まずは町がすぐにでも取り組める計画を、着実に、具体的に進めていこうという考えてございますので。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） もちろん、特区構想の提案をして、はい、やりますと言わないということは想定をしてからの質問であります。ただ、今課長のおっしゃいました、さまざまな他の方法もあるならば、それらを行政の中で考えずに、地元の活性化の皆さんと協働でやっていく、これが必要だと思います。以前、中心市街地活性化の基本計画のお話もしましたが、これも行政が主導するのではなくて、商工会をはじめ、まちづくり会社を設立という話をしました。大事なのは、住民の皆さんと協働すること、責任と情報を共有することであろうというふうに思いますから、この制度も、頭ごなしに否定をするのではなくて、こういう方法も、地元から特区でもやってくれという声が出てるんですよ。ですから、なぜだめなのか、どういう方法がいいのかっていうのをやらないと、この問題はいつまでたっても解決しないと思います。もう、私がこの町に来る前からの長年の地域の皆さんの要望かと思えますし、これが地域の皆さんの生活のみならず、熊本県全体の浮揚につながることでありたいと思います。今高遊原台地の話をいたしましたけど、大体空港周辺も合わせてというふうに思っておりましたから、ぼけるので、今回は白水にいたしました。空港周辺には4か町村ありまして、議会とも親睦を図っておりますが、大空港構想のもとに、この空港周辺を整備することで、熊本を、この道州の話は町村会が反対しておりますが、どのような形になろうとも、熊本の中心に我々の町が、というところの構想もあります。ですから、せっかくのこの宝の台地をこのままにしておくのではなくて、今規制を緩和し、このような農家レストランや物産、加工場、こういうことまでできるのであれば、このような制度を、ぜひ取り組んでいただきたいというのが私の思い、また地域の皆さんのこの活性化に取り組む思いであります。それで、今制度のお話をされました、その中で、民間団体と一緒に地域協議会をつくるとお話をされましたが、民間団体から町に対して指定申請をすることで提案もできるというのがあります。その場合も、地域の活性、この民間団体は地域の方々、特に活性化の協議会の方々を念頭に置いておりますが、そういう方々が、町がやらないなら我々が指定申請をやる、そのような思いで取り組まれたときに、町はどのように対応されるのか、支援をするのか、それとも今みたいに頭ごなしにやらないというのか、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 先ほども申しましたけれども、仮に民間の団体から、今申し上げられましたとおり民間の方からの提案もOKになっております。その内容は、効果があるかどうか、そして町の事業に適しているかどうか、そして町の負担はどうなるのか、地元の利益になるのか、そういったことを総合的に勘案しながら、それが、今言いましたふうに適しているということであれば、それは提案として受け付けるというふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 最初から比べたら制度でございますので、そのように考えていただけるのは大変大事なことだと思います。これをもって地域の方々もこの制度の勉強をなさるでしょうし、そしてそのような相談があったときはぜひ乗ってください。そして、一緒に地元のさまざまな問題を解決し、この中でおっしゃってるのは、このような旧集落地域の浮揚によって、日本一の町として誇れる、そんな町になるというような思いもされております。長年地域に住まれて、このすばらしい町を、その地域を次の代に残そうと思って精いっぱい努力をされております。ですから、私どものような世代がこれを引き継いで、また言っていかなければ、このかたい国や、国のこの制度を変えることはできません。例えば、国会議員にこのことをお願いしても、町が動かなかつたら何にもならないんです。同じような資料をお持ちでしょうから、申し上げますならば、国と地方の協議会の開催4番目の項目に行かない限りは、多分国会議員も動きません。菊陽町が、本当にこの問題を解決するために汗をかかなければ、この農振除外の問題も、絶対に解決はできない、そのように思います。このような制度が生きている以上は、ぜひ取組をしていただきたいと思います。ただ、残念ながら、西条市でも、私どもの委員会で西条市に行きまして、西条市が農業革新都市ということで6次産業に取り組まれております。かなり先進的な事例で、これはまた委員会の報告でいたしますが、ここでも地域活性化の特区はとられておりますが、問題なのは、その前の小泉さんのときの構造改革特区と違って民主党政権のものなので、また安倍政権になって余り政府が乗り気でないというような、この一貫性のない政府にも問題がありますが、地方はこのような規制緩和をもって、今それぞれの、新潟ですとか静岡ですとかさまざまところが今自治体間競争に取り組んでおられますので、菊陽は、我が町だけではなくて、熊本県の経済を牽引する重要な位置にあるわけですから、特に白水台地は重要なポイントだというふうに考えておりますので、ぜひ、課長も大変かと思っておりますけれども、そのようなことで地元の皆さんと協議をしながら、前向きに取り組んでいただきたいと思います。この制度については今日はこれぐらいにしておきます。

最後でございます。予算説明書の作成についてというふうにしております。

これは、坂本議員が明日また質問をされます。議会活性化の中の取組の中でこのような事例を多く見かけます。熊本県内においては、隣の大津町が概要書として1冊、これは総合政策課で作成をされておりますが、町民に配布をされております。また、御船町もホームページで出されておりますし、宇土市ではPDFでプリントアウトできるようになりに細かく出されております。その内容は、例えば子育て支援に幾らというだけではなくて、その中で、国から、今先ほどの説明にありました、2分の1が国で4分の1が県だと、そのような内容を、細かく町民の皆さんに御理解をいただくことで、先ほども言いました責任と情報を共有する、協働の社会、協働の社会と言いますが、まさに、町民の皆さんにも、菊陽町は裕福だ、裕福だと言われてますが、こうですよということを共有しながら一緒に健全な財政運営をしていくとい

う中には、大切なことであろうというふうに思います。先日、議運で嬉野市に視察に行きましたら、我々の活性、基本条例の内容にもなりますけども、細かい予算事業計画書兼主要な事業の説明書として、細かくこういうものを出している。これは、どちらかという議会に対してであろうと思いますが、この中で全体計画として、何年度に幾ら、何年度に幾らというようなことも書かれておりますから、これを見ながら、いろいろな施策に対しての質問であり理解をするってことは大変有意義であろうと思います。そして、こちらニセコ町の説明書でございます。多分、これが一番最初に出されて、私はこの逢坂誠二町長にもお会いしました。後に代議士になられまして、今は代議士かどうか知りませんが、御挨拶したときに、これ余談ですけども、あ、菊陽町ですか、富永町長有名ですね、全国の町村会長を当時なさってたんですね、そのような、北海道の町長さんから言われたのは誇らしい思いがいたしましたけども、このニセコ町で、これだけ分厚いものを町民に配っておられます。もちろん町民の数が違いますから、これだけのものを町民にというのは難しいと言われるかもしれませんが、こんなに厚いものじゃなくていいと思いますけども、内容は、全体的なものから細かいところまで、全て年間予算が書かれております。これを見ながら、決算時どうであったかということが、町民の皆さんにしっかりと見ていただけたらと思います。これ、ちなみに町外の方には1,000円で販売されておりますので、そのときに購入をいたしました。今インターネットで確認しましたら、今もこのような制度で販売されているようでございます。ですから菊陽町も、広報の中では、予算については主要な部分は説明をされておりますけども、このように予算の細部にわたる、細部といいますか、予算の今申し上げました補助金であるとか、交付金であるとか、そのようなところでというところの内容と、どのような内容で書かれているかという、このようなものを作成することの必要性を今感じ質問をいたしておりますが、配布すべきであるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、渡邊議員の御質問にお答えいたします。

御質問の、町民に分かりやすい予算説明書ということでございますが、まず通常予算書がどのようなものかと申しますと、通常予算書は、地方自治法、それから地方自治法施行令関係法に基づきまして、定まった様式がございます。その中で、議決事項であります、款、項に区分してまず調製をいたします。それから、添付資料としまして、予算に関する説明書も、歳入、歳出、予算、事項別明細書で、さらに、目、節、説明に区分して財源の内訳や内容、それから金額などを記載しております。確かに、実際の事業がどのような内容で幾らかかるのかというのは、分かりづらいというのは確かに事実であると思います。そこで、少しでも具体的な内容をお知らせすることを目的に作成しますが、今おっしゃいました町民にも分かりやすい予算説明書だと理解しております。

本町におきましても、平成22年7月に、平成22年度の当初予算の、今年の予算としまして作成しまして一度ホームページで公開したことがございます。しかしながら、労力がかかる割に

は町民からの反響といたしますか、反応というのはございませんでしたので、それ以降は作成いたしてはおりません。現在、菊陽町の方が行っております予算に關します説明方法としましては、当初予算につきましては、毎年、広報きくよの4月号で自主財源と依存財源に区分した歳入、それから性質別、目的別の歳出、財政用語の説明、当該年度の主な事業などを掲載しております。内容的にはこういった感じのもので、御存じだと思います。また、6月と12月には、これは法律それから条例で定めたものでございますけども、財政事情というのを年2回公表いたしております。この中には、当初予算はもとより、補正予算につきましても、内容を掲載しているという状況でございます。ホームページでは、広報紙や財政需要はもちろん、予算書、財務諸表、それから財政状況の資料集、それから決算関係など、さまざまなものを公開しておるところでございます。なお、菊陽広報においても、さまざまな事業を毎月毎月お知らせをしてるかと思いますが、こういったものも、基本的には財政にかかわるものということで考えております。

以上のように、さまざまな財政に関する内容を公表はしているものの、殊に町民の反応というのは少ないというのが事実でございます。お一人、二人はよく相談に来られますけれども、それ以外は、ほとんど問い合わせというのは来てございませんので、財政としましてもう少し来ていただければなあという気持ちは実際持っております。そこで、先ほど議員もおっしゃいましたように、分かりやすい予算書というのは、ニセコ、こちらが最初だと思います。私も、財政担当係長のときに、平成17年度ですか、同じものを有償で、自費で購入してはございません。確かに、内容は詳しく書いてございまして、すごい書いてあるなあという思いは確かに持っておりました。近隣では、またおっしゃいましたように、県内でも大津町とか宇土市あたりも作成してございまして、大津町ではまちづくりの観点ということで、財政といたしますか、まちづくりの観点からつくって全世帯配布しているという状況でございますが、どうですかと尋ねて見ますと、なかなか反応はいまいちなあというのは事実だそうでございます。これ、財政需要などの情報につきましては、今言いますと、つくること手いっぱいになって、なかなか、目的はよく見ていただいて、御理解それから御協力いただくことが本当の目的だろうというふうに思います。ちなみに、平成22年1月に実施しました住民アンケートもございますが、町の情報を得る手段としましては、菊陽広報が87.4%、それからホームページが10.4%という数字でございまして、広報の方が、町全体の方に見られるのが多いのかなあというふうな感想は持っております。以上のことを考えまして、町としましては、まず現在行われております予算の説明方法であります菊陽広報を、こちらの方を内容をより工夫して、より分かりやすいようなものに努めていきたいというふうに考えております。このため現段階で、この予算説明書を作成し併せて配布ということは考えておりませんが、将来につきましては費用対効果を勘案して、判断しないとしないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。



○6番（渡邊裕之君） 現状と将来に向けての答弁をいただきました。私は、いきなりこれをつくれと言うつもりはありません。1番目の質問からそうです。40人その保育所におけるわけですから、また180名ぐらいで、人口が増えるこの町の事務もしなければならぬというのは大変な御苦労であろうと思います。その上で負担を強いるのは、またこれも大変だと思いますが、そうは言うておられません。町民からすれば同じ税金を払っておるんですから、なぜ他の自治体のようにできないのかというような指摘もありますから、最初の民営化の話も含め、その次の御提案に取り組める職員を任用することもそうです、こういうこともそうです、お金がかかります。というのは、僕は、課長がおっしゃった中で、広報の中でいいと思うんです。ただ、できればあれは、とめてない、入れてある広報です、1枚ばらばらになる、そこだけ抜いて1年間持てるようなものをつくれば、そのときは、今22年1月に予算をつくられたということで、すいません、これチェックしてなかったんですけども、反応は見て、レスポンスはなかったかもしれませんが、それを重要に見ておられる方もいっぱいいらっしゃると思いますし、中にはネット環境のない方、それが苦手な御年配の方もいらっしゃるし、今広報の話もされましたんで、ぜひ広報の中で、その予算の分だけでも抜いて1年間見て、また決算もそうです、そうやって、町の財政を町民の皆さんがそういう確認をしながら、一緒に責任と情報を共有しながら、よりよき町になっていければということでございます。また、私ども議会に対しまして、説明を細かくいただいておりますが、この部分は、坂本議員が明日されますので、これで私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 皆さんこんにちは。議席番号15番の上田茂政です。

まずもって、今回の町長選につきまして、3期目の当選、誠におめでとうございます。

考えるのはみんな一緒ですけども、元気のある町は、国の財政が削られて健全な町と菊陽町も言われておりますが、財政はそういう状況ではないと私は信じております。その中で、財政規律を維持、堅持しながら、実質公債費比率を、将来負担比率ができないよう健全な財政運営を町長にやってもらいたいというふうに今回は思っております。3期目の挑戦で当選をされましたので、タイトルといたしまして、3期目の町政運営についてと農業振興についてをお尋ねしたいと思いますので、あとは自席でやりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 1つ目が、3期目の町政運営について、菊陽町将来の人口は目標年度の平成32年で、4万2,558人としているが将来的には、人口減少問題が本町にもかかわってくるので、これを踏まえた運営が必要ではないかということでございます。

後藤町長、改めまして、3期目の挑戦おめでとうございます。これも、ダブルスコアで大勝利という結果でありましたが、町長を応援した町議会議員の一人といたしまして、誠にうれしい限りであります。このような勝利が与えられたのは、私もそうですが町民も後藤町長の2期8年の実績を評価し、町の将来を託したものと思います。夢だけではない、言葉だけではない、町民の生活や町の将来を見据えつつ、健全な財政をやりくりしながら着実に生活都市菊陽づくりを進めていくという後藤町長の姿勢に町民は期待をかけたものと思います。ぜひ町民の期待、私たちの期待に応えられるよう頑張ってくださいと思います。

そこで、後藤町政3期目の運営について質問をいたします。

町の行政運営の基本は総合計画にあるということで、今年の夏から菊陽町の後期基本計画をつくるために町民懇談会が開かれました。平成28年度から32年度までの町の運営計画ですから後藤町長の3期目の町政運営に大きく関係いたします。この後の基本計画を含めた総合計画、正確には第5期菊陽町総合計画ですが、この計画で平成27年度の将来の人口を4万102人とし、平成32年度の将来人口を4万2,558人とします。後藤町長がいろいろ会合の挨拶の中で町の人口が4万を超えたという発言をしておられるし、平成27年度の目標4万102人はクリアすることでしょうか。そして、先月11月18日の熊日新聞で平成の大合併特集記事では、熊本市、合志、大津、西原などととも人口が増加し、中でも菊陽が一番の増加率となっていますが、ここしばらくは人口増加が続くと思います。しかし、平成32年度の将来の人口4万2,558人というのは結構高い数値目標ではないでしょうか。というのは、5月9日の熊日新聞では平成52年、西暦2040年には熊本県内の市町村のうち26の市町村が人口減少が続けば消滅の可能性がある都市として具体的に名前が出ています。天草全島、人吉、球磨、そして長洲、南関、和水、小国、高森、南阿蘇、美里、甲佐、氷川、山都、水俣、芦北、津奈木など熊本県下45市町村のうち26の市町村が消滅の可能性があるとなっております。町が元気であるかどうか、活性化していくかどうかをはかる物差しの一つとしては人口と思いますが、我が菊陽町も将来的には人口が減少していくのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

町の総合計画の目標としている平成32年度の人口4万2,558人は達成可能なのか、町の将来人口をどのように考えているのか、そしてこの目標を達成するためにはどのような町政運営をしようと考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問ですけれども、総合計画にかかわる内容になりますので私の方からまず答弁させていただきたいと思います。

菊陽町総合計画策定時の将来人口推定は、目標年度の平成32年、2020年までの人口を、平成

17年の国勢調査と平成22年の推定人口調査による男女別、年齢別人口をもとにコーホート要因法、これは基準年次の男女別、年齢別人口を出発点とし、これに国で仮定された男女別、年齢別生存率、男女別、年齢別人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法でありまして、この方法によって求めたものであります。この方法により平成32年度の予測値を4万2,558人とし、目標人口を4万3,000人としています。11月1日現在の本町の推定人口は4万488人で、平成27年度の人口見通しの4万102人を少し上回る状況で推移しております。

また、将来人口は達成可能なのかということでは、平成27年度の国勢調査の結果を待ち新たに推計をする必要がありますが、現在の市街化区域での宅地化の状況や集落内開発制度の運用状況を見てみますと、平成32年の目標人口の4万3,000人に近い人口となっていくと推察しております。しかしながら、この目標を達成するためには、現在策定を進めています、町の総合計画の後期基本計画の中に議員が申された人口減少社会という事項を新たに盛り込み、その計画に基づいた事務事業を実施していく必要があると考えております。先ほども申されましたけれども、消滅する市町村ということについては、今年の5月に日本創成会議が将来人口の推計を行い、平成52年、2040年までの間に20歳から39歳の女性人口が5割以上減少する市区町村が大幅に増加し、全国の約半数に当たる896市区町村は、自治体としての存立が危うくなる消滅可能性都市として発表しました。ちなみに菊陽町はこの消滅可能性都市には含まれておりません。その対策として日本創成会議は、成長を続ける21世紀のためにストップ少子化、地方元気戦略の提言をまとめ、その基本姿勢として日本の人口減少は待ったなしの状態にあり、この真実を正確かつ冷静に認識して早急に人口減少の対応策をつくることであると提言しております。また、政府はこの提言を受けて地方創生という政策構想を発表したところでありますので、このことにつきましても後期の基本計画の中に取り入れることとしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 1番目の、3期目の町政運営についてということで、2番目の公約実現についてどう今後進めていくかということによろしいでしょうか。

（15番上田茂政君「はい」の声あり）

それでは、お答えいたします。

3期目の町政を担わせていただくことになりまして、改めまして責任の重さを痛感しているところがございます。今回、私が公約として掲げさせていただいたことは、先人の志と知恵を忘れず、議会や町民の皆様との協働のまちづくりを進め、町の将来像であります「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指すということであります。

（15番上田茂政君「分かりました」の声あり）

そして、このことを実現していくための7つの重点施策を掲げたところであります。

1つ目が、待機児童の解消と校舎の耐震化や増改築などの教育施設の充実であります。これ

は、将来の菊陽町を担う子どもたちのために早急に対応しなければならない課題であります。

2つ目は、子育て支援、高齢者、障害者福祉健康づくりの充実であります。これは、児童・生徒や出産、育児を担っている子育て世代、そして今まで町や社会に貢献してこられました高齢者や障害をお持ちの方々をはじめとして、全ての町民の方が菊陽町に住んでよかったと実感できる福祉や健康づくりの施策を確実に実施していくことであります。現在、町全体としましては、人口は増えてる状況にありますけれども、地域別に見ていきますと、人口減少や少子化、高齢化が待たなしになっているような地域もございます。そういうことを踏まえながら、子育て支援や介護、そして健康づくりを重点施策として実施しております。

3つ目は、スポーツ施設の整備と芸術、文化、生涯学習の充実についてであります。この分野の充実が町の文化の成熟をあらわすものでありますので、町民の方々がスポーツと文化が楽しめる環境を着実に整備して取り組んでまいります。

4つ目は、暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心のまちづくりであります。これは「生活都市 きくよう」を実現するために幹線道路、生活道路といった道路網の整備をはじめとして、土地区画整理や上下水道の整備など基礎的な基盤整備に引き続き積極的に取り組んでまいり所存であります。そして、安全・安心のまちづくりとして、交番の誘致や消防、防災のための基盤整備も着実に進めてまいります。

5つ目として、農業、商業、工業、観光などの産業の活性化があります。まず、農業の分野についてはT P P交渉の行方、食糧の安全保障、農業団体のあり方の議論など多くの問題に直面しているところでありますが、これらの進展に注意を払いながら、農地、農道、生産設備などの農業生産基盤の整備と農業人材の育成化を中心に基幹産業としての農業振興に取り組むこととしております。建設業を含めた商工業の分野については、町の力強さや豊かさ、そしてにぎわいを生む分野でありますので、国、県、地方公共団体、企業などと連携をしてそれぞれの分野でこれも着実に振興策を進めてまいりたいと思います。また、企業誘致についても税収、そして雇用の場、雇用の開発という観点から、国、県、金融機関等と連携して情報の収集に努め、戦略的企業誘致を進めてまいります。次に、観光については、文化財や自然、食べ物や名物、祭りやイベント、商業施設などの観光資源や交通手段などを広く情報発信をしまして、入り込み客や観光による消費の拡大に努めてまいりたいと思います。

6つ目は、町民と行政が一体となった協働のまちづくりであります。協働のまちづくりについては、就任当時の平成18年度から協働の仕組みづくりを進めてまいりました。今後も後期基本計画の策定、そして実施に当たって町民の皆様と町による協働のまちづくりを進めてまいります。

7つ目は、行財政改革による健全な行財政運営についてであります。行財政改革による健全な行財政運営については歳入の確保、効率的な歳出に努め、大型の事業も控えておりますけれども、財政規律を堅持し、実質公債費率や将来負担比率を見ても健全財政と呼べるような運営を行ってまいりたいと思います。

以上が重点施策の概要であります。

私は、3期目の立候補を決意するに当たり、町の将来像「生活都市 きくよう」の実現を公約の柱といたしました。この生活都市とは、町民の皆さんの安全・安心が確保され、経済産業活動ができ、教育、文化、健康、福祉が十分になされるという都市であります。

来年、菊陽町は津田村、白水村、原水村が合併してから60周年を迎えます。人でいうならちょうど還暦の年に当たるわけであります。振り返ってみますと、この60年間、いやその以前から菊陽町はいわゆる先人の制度、志で、まちづくりの理念として生活都市を目指してきたのではないかと考えております。私が仕えてきました阪本町長、富永町長、そしてその時々議員の方々、町民の方々がこの生活都市の実現を目指して、道路基盤、交通基盤、上下水道や住宅団地などの生活基盤、そして農地や工業団地などの生産基盤の整備を計画的に実行して、着実にやってこられたところであります。そして、あわせて時代の変化に対応して、福祉、衛生、教育、文化などのソフト生活基盤の整備を着実にやっております。その結果として、町民の安全・安心が確保され、経済産業ができ、教育、文化や健康、福祉が十分になされるという町に近づいており、今の元気な菊陽と近隣の市町村からの評価を受けるようになっていないかと思っております。ただ単に熊本市の隣接地という地の利だけで今の菊陽町があるのではないと思っております。

さて、先ほども申しましたが、町が来年還暦を迎え新しい「生活都市 きくよう」に向かって進んでいかなければなりません。私は、選挙期間中、町内の各方面に出かけた皆さんの話を聞きました。また、総合計画策定の住民懇談会でも多くの意見、要望を伺いました。これは、またこれからも続くものであります。

この過程で多くの政策、課題にも気がついたところであります。

1つ目として、今は人口が増えておりますが、人口減少社会が確実に来ていること。

2つ目に、団塊の世代が75歳となる10年後は、超高齢化社会となること。

3つ目に、武蔵ヶ丘団地などの完全に成熟した地域が出現すること。

4つ目に、町内の均衡や発展のための施策の実施を急がなければならないこと。

5つ目に、人口急増地域に対する対応をとらなければならないこと。

6つ目に、老朽化した社会基盤のリニューアル化が急がれているということ等々があります。

これらのことへの対応は早急に、計画的に、そして10年、20年の長期的展望を持って実行していかなければなりません。しかも、町の財政規律は守りながら施策展開をしていかなければならないと考えております。先人の知恵を忘れずに10年、20年先を見て着実に、確実に3期目の町政運営をしていくことを決意しとりますので、議員各位、町民の皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして御挨拶いたします。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 今、町長が長々と述べられましたが、最初の人口減少について、もう少

しお分かりだったら、もう少し説明してください。さっきの2番と一緒に1、2番と一緒に答えられましたので、公約実現についてどう今後進めていくかということだろうと私は思っております。いずれにしても、3期目当選ということで、やはり町民の方々から信頼を受けたんですから職員と一緒に、また私たちも一生懸命、町長をはじめ職員の方々にお互いに努力し合いながらこの町をよくすることを誰しもが望んでおりますので、その辺のところを私もしっかりやっていきたい。6項目だったですか、この項目については、4年間、間違ふこともあるかもしれませんが、確実に実現していただくようお願い申し上げます。

3期目の町政運営で1、2は全部しましたので、次は農業政策に入りたいと思います。

農業振興について、町農業の課題をどう認識しているかということでございます。

まず初めに、菊陽町農業の現状と、約40年以上経過した農業用施設の老朽化についてどう認識しているかお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、質問にお答えします。

菊陽町農業の現状における販売農家の規模別農家数では、100万円以上500万円未満で100戸、500万円以上1,000万円未満で70戸、1,000万円以上1億円未満で124戸、1億円以上は2戸となっています。また農家戸数は419戸で、そのうち法人化数は12経営体で、農業人口は約972人、経営耕地面積は990ヘクタールとなっております。主要な作物は露地野菜で、特に産地指定を受けたニンジンであります。一方、その生産基盤である農地は、昭和50年代より実施された圃場整備事業により、おおむね平坦な地形であった農地を深く整形されるとともに、農業用施設も整備されたことで生産性の高い優良農地となり、多種多様な農産物が生産されてきました。その中でも露地野菜のニンジンは国の産地指定以降、年々産地として確立され、菊陽町の主要な農作物となっており、近年は他の作物からの作付け転換も多くあり、菊陽町を代表とする作物となっております。そのような中、この大切な生産基盤である農業用施設の老朽化が進んでいまして、最も早く整備されました鉄砲小路地区の用水管や、白水台地の用水管とその関連する施設、その用水の供給元である深迫ダム施設の老朽対策など、整備後約40年を経過した施設が次々と改修を必要とする状況にあります。また、その後に基盤整備された津久礼、久保田、原水をはじめとする圃場整備済み区域の農業用施設も25年から30年経過しており、いろいろところで支障が出ている状況であります。このような老朽化した施設の更新事業などの取組は、菊陽町の農業が土地利用型農業であるため、その営農上なくてはならない重要な施設でありますので、土地改良区と連携しながら早目、早目の整備、更新に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） このごろ新聞紙上では米価の下落、そして農家は悲鳴を上げてということで、担い手育成もなかなか暗雲してるという記事や、野菜の下落、11月13日、あるいはTP

P交渉、日本農業ひとり負けといえますか、のような記事がたくさん多く載っております。最近、農政改革の中で確実な実施、成長産業化というような先手意識をした政党、公約の記事が目につくようになりました。そして、私の周りを見ますと、高齢になって自分ではできなくなったから人に貸しているとか、人手が足りず外国人労働者を使っているとか、後継ぎがないというような話をよく聞きます。私は、農業は町の基幹産業の一つであると思っておりますし、やり方次第ではどのようなものよりも成長し、可能性のある仕事だと思っておりますが、町長が言われたような町の農業をどのように見据え、どのように問題があるかと思ってお尋ねしたいと思いますが、課長からお話がありましたように、老朽化の問題、これが農業を取り巻く私たちの中では一番大事な仕事だろうと思っておりますが、もしよかったら町長に何か御提案がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほども言いましたけども、菊陽町の農業の中で土地利用型ということで、今非常に農業用の施設が老朽化で、やり直すといえますか、改修する必要性が出ております。鉄砲小路の方ではもう既に事業化されて今事業が進んでいるような状況を聞いておりますけども、一番問題は白水台地の深迫ダム、農政課長が申しあげましたように、この改修は非常に老朽化して40年間も経過したということで、あちこちの用水管が破裂してるような状況で応急措置でやっておりますけども、これにつきまして、土地改良区の方とも連携をしながら国の方で出されております農業政策の一つである、いわゆる農地中間管理機構、これにのっていけば農家負担が非常に軽くて済むというような制度であります。ただ、これについては、農家の理解、先祖から受け継いだ土地をそういうところに、この管理機構に委ねて、そのときにはきちっと、県が持つとる中間管理機構でありますんで間違いのないところでありますけども、農家の皆さんに理解していただいてそういう担い手の方にまた集団化とかそういうことも必要かと思っておりますけども、そういう制度を使って、既に今年予算からある程度入れていただいておりますけども、この事業を使って改修に全力で取り組んでいく覚悟であります。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） ちょっと新聞資料で書いてあるんですけども、JA総合事業の評価ということですが。日本アプライドリサーチ研究所というところが出しておるんですけど、農政の推進には農業振興だけではなく、生活のインフラの維持など地域振興も自治体がJAの役割に強い期待を寄せていることが民間の調査で分かった。過疎地や中山間地の生活、金融サービス等、JAが担っている自治体の7割がJAの役割がなくなると非常に困ると回答する。JAの総合事業を強化して地域振興などの調査研究を行う日本アプライドリサーチ研究所、東京都千代田区ですけども、10月、11月に全国の自治体1,788件に対象調査し、インターネットなどを通じて市町村から864件、都道府県から40件の計904件の回答がございました。地域振興で関連する取組でJAの役割の発揮に強い期待を寄せられたのは、過疎、中山間地でのスーパーや給油所、生活サービス、金融サービスなどの維持、379件、回答4割の自治体がこの役割をJA

が担っていると答えた。うち69%がJAが役割を果たさないと非常に困るという回答でした。このほかにもJAが役割を担っている項目として、JAの採用や担い手支援などによる地域での雇用創出は372件、自治体の地域振興策への協力は366件の回答がありました。農業振興面では複数回答でも聞いた農業技術、普及指導、情報提供では745件、回答率8割の自治体がJAが取り組んでいると回答。農地集積や米の生産調整などの自治体が推進する農業政策への協力では644件、農産物などの安定的な販路の複数確保でも584件がJAの役割を務めたと書いてあります。また、自由記述にはAコープ、ガソリンスタンドなど農協事業は特に後期の高齢者のセーフティーネットになっている、食料調達、金融機関など住民の生活スタイルに密着しており必要不可欠などの意見があった。同研究所が特に地方の町村や集落レベルで生活インフラを支えるJAの役割がなくなることへの強い危機感が調査結果で出たということでございますが、そこで最後の質問ですけれども、後継者問題を次にどのように町は対応していくかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

菊陽町の農業後継者の現状は、後継者がいない認定農家の問題であります。先ほどありましたが、農家はだんだん減少しております。現在菊陽町の認定農家の平均年齢が60歳前後であり、10年後は70歳前後まで高齢化して離農されるケースが予測されていまして、後継者育成は喫緊の課題であります。現在農政課で把握できている後継者は推定で50名弱おりますが、全くの新規の就農となりますと二、三名であります。このように新規就農者が少ないのは就農前に大きな問題があるからです。第1に農業用の各種機械や営農用の施設など大きな初期投資の問題があり、第2に生産基盤である農地の確保が難しいものである、第3に栽培技術と販売先や販売手法の問題、これらのうち1つが伴わずに収益が上がらず途中で断念されるケースもよくあります。最近では国の施策の創設によりある程度は改善されています。第1の投資については、国の施策で5年間の青年就農給付金とともに就農資金の融資等も制度化され許可されております。第2の農地の確保については農地中間管理機構や人・農地プランにおける国の認定就農者制度などにより農地を確保しやすく、第3の栽培技術、販売先や販売手法については、農業大学校やJAの就農支援制度、県の農業普及振興課の各担当者の指導、菊陽町では独自の営農指導員を配置していきますので、十分にアドバイスを受けることができる体制であると思います。これらにより就農希望者も多くなり、特に町外からの新規就農を打診してくる方もいますので、それらの方には相談に乗りながら就農についてのアドバイスや提案を行い就農を支援しているところであります。対応も一緒にいいですか。

（15番上田茂政君「お願いします」の声あり）

今後につきましては、今までの就農者が早く収益が上がるように支援していくことで、それを見聞きしたたくさんの就農希望者が菊陽町に集まるよう、後継者育成に努めていくことであります。今年度は菊陽町の若手農業者と新規就農者に対する勉強会を開催したところ、熱心な



13名の参加がありました。その若手農業後継者の中には、長野県出身の33歳で玉名の農業法人で研修されていたが縁あって菊陽町において酪農で新規就農される方や、京都出身の35歳で九州東海大学農学部においてトマトの研究をし、その後JA研修を受けて菊陽町の農家で学び、24年から独立就農しており、両親を呼び寄せて白水地区で営農を希望されている、また認定農家の後継者では、もうすぐリタイアするおやじの後は自分が経営を引き継ぎ自分なりのカラーを出していくとか、親元で農業技術を習得してきたが今後は地域の担い手として活躍していきたいなど、やる気のある就農者がたくさん集まり熱気のある会となりました。その中で若干意見を集約したところ、機会があるならぜひ勉強したいとの強い意欲を持っており、特にパソコン簿記についての希望が多くあることが分かりました。そこで早速1月よりその研修会を予定したいところであります。27年度も引き続き、若手農業者や新規就農者を対象とした勉強会や研修会を複数回開催し、後継者相互の連携強化を図りながら栽培技術や経営能力を身につけ、早く安定した農業者になれるように町として総力を挙げて支援していくところであります。

以上です。

(15番上田茂政君「町長何かありませんか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 菊陽町の農業は典型的な土地利用型の農業でありまして、その優良農地を支える農業用施設は大変重要な施設でありまして、その施設が整備されて、先ほども申し上げましたけども、早くも40年が過ぎて、その維持保持や修繕に多額の費用が必要となっておりますので、これから順次更新事業に着手しまして、農家の方々の営農に支障がないような事業を進めてまいります。また、今農業後継者につきましては、課長も申しましたけども、認定農家の高齢化の問題や新規就農者の問題がありますが、若手農業者後継者との勉強会に私も一緒に出席しまして、若手の農業者の意見を聞いたところであります。その熱心で力強く、さっき課長が言ったような後継者の方々が意見を言う姿勢を見まして、このような若手が次のリーダーとなるように、町としましても担い手育成の事業の一環として、町が持っております人材育成基金の活用を視野に入れて、このような若手の農業者の方々が研修の機会を設けて見聞を広げて営農に生かせるように、できるだけ、できる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長(大塚 昇君) 上田茂政君。

○15番(上田茂政君) 政治家は、継続は力なりとよく言われますので、町長ももう3期目過ぎまして立派な政治家でございます。南校区の問題で、いろいろ先ほど渡邊議員から、ほかの甲斐議員の方からも御指摘がございましたように、福岡の新宮町では、いろいろ時間をかけて農地転用を市街化区域にされたという研修報告がございました。私も農業をやる中で、議長も酪農をやっておられます。白水台地に辛川台地は農水省補助事業といたしまして、なかなか緩和が難しいということは分かっているのです。今は後継者が足りない、人手が不足、担い手がないということで、町、JA一体となって今後4年間、10年間しっかりとやっていけば、機会

均等の充実、そしてまたガイドラインの整備、そのほかやっていけば今の農家の方々は平均年齢65歳ぐらいですけども、若い人もおりますが、果たして調整区域を市街化区域にして、本当に何ができるのかという不安もあります。市街化区域になれば税金も高くなります、今の農振の場合はほとんど支払いゼロって言っていいぐらいの感覚で、ただ部分的に農振を外すならば、外してどうにかなるかもしれませんが、私たち農業人としては、今のままで担い手ができ、町内外からの育成、そしてまたJAを基本とした農業の指導、そういうことをやってもらった方が私個人としてはいいかなと思っております。しかし、小さい農家の方々は市街化区域になって住宅を建てたり、いろんな要望があります。先ほどの人口減少の問題もあります。そして、後10年、20年後は菊陽町も福祉の町になります。そのときに菊陽町がただただ財政を使って、本当に後継が、後に残る子どもや後世のためによかったかな、悪かったかなという目線で見ながら、町長が今後大黒柱としてちゃんと指導していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 皆さん、本日はお疲れさまです。傍聴席の皆様におかれては、師走の忙しい中に傍聴の方に足を運んでいただきましてありがとうございます。

議席番号5番吉山哲也です。今議会から議席番号の方が4番から5番というふうに変更になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回26年第4回定例会ということで一般質問の方を通告しております。

内容はまず1つ目、障害福祉についてであります。障害福祉の中でも特に障害者の就労促進についてであります。これについては、昨今雇用や社会保障問題等いろいろな場面で取り上げられておりますが、特に若者や女性の雇用促進等とまた違う分野でありまして、なかなか争点として上がってこない一面もあります。ただ、これも障害者の雇用問題あるいは就労促進については、福祉行政のみならず労働行政の分野における問題でもありますので、そのあたりでの町としてのいろんな就労促進策、そういうところを質問をしたいと思ひます。ちなみに、12月3日から12月9日、今日までですけど、障害者基本法によってこの1週間は障害者週間ということで位置づけられております。その障害者週間の最終日に障害者の問題について質問をするということで、よろしくお願いいたしますと思ひます。

その次に2点目ですけれども、地域活性化についてということで質問を通告しております。

これは私が今までの一般質問の経緯において、過去に質問した内容についてのその後の状況ということで質問をしたいと思います。

以下、具体的に質問者席の方から質問させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） それではまず、通告書に従っていきますけど、通告書の1番目、障害福祉についての第1問目ですけれども、障害者の就労促進ということで質問をしたいと思います。

最近の熊日とかそういうところでも県内の障害者雇用状況についての記事、あるいは昨日だったですけれども、昨日の熊日においては社説という射程という部分で障害者雇用の虚偽報告の問題が論じられておりました。そういう中で、障害者雇用促進法による事業主に対する常時雇用する従業員の一定割合、法定雇用率といいますか、法定雇用率以上の障害者を雇うことを義務づけてあります。そういう流れの中で、今町の状況としていかなるものかというところで質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えさせていただきます。

国及び地方公共団体については、障害者の雇用の促進等に関する法律、第40条に基づきまして、毎年障害者である職員の任命に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないとされており、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の任命に関する状況等、毎年6月1日現在について熊本労働局に提出しております。御質問の最近における本町の障害者雇用率はということですが、雇用率は3.2%であり、法による国及び地方公共団体の機関の障害者雇用率2.3%を超えている状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今雇用率の方で説明いただきました。その後通告書には雇用形態あるいは職種というふうに書いておりますので、そのあたりも簡単に教えていただけますか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 申し訳ございません。続きまして雇用形態、職種ということでございますけれども、雇用形態につきましては正規職員としておりまして、職種は一般の事務職でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今の状況で説明いただきましたけども、2番目に通告しております、そういう雇用の中で新規採用っていうところでは、どんな人数的とか、そういうところではいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 最近10年間では、平成18年度に1人、平成25年度に2人を新規採用の職員として雇用しております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 10年間というスパンですずっと報告いただいたところですけども、ここに自分の持つて資料で、労働局の資料なんですけども、平成20年の状況での資料を持つてんですけども、今新規採用ということで一般の人数だけ言っていただきましたけども、ここ最近、24、25、26ぐらいの、ここ3年間ぐらいの状況はどんな感じですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ここ3年間でございますれば、平成25年度に2人という雇用状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） なかなか、その法定雇用率というのに対してというところで特別問題とかそういうことがあるわけじゃないんですけども、表題が障害者の就労促進というような視点での質問でございますので、今そういう状況の中で、今後に向けて障害者の雇用促進というような視点からいくと、もっと町行政としても、その辺いろんな形で起用していただきたいというような願望もあるんですけども、これはほかの自治体、特に熊本県とか熊本市ではいろんな政策を講じて雇用等についての就労促進をしてるようなところが、いろんな施策があります。県でいきますと身体障害者対象とか、法定雇用からいきますと身体障害者、知的障害者そういうところで、特に平成9年からは身体障害者の選考採用試験の実施というようなことで県の方で実施されております。また、単独採用というようなところでは、聴覚障害者あるいは知的障害者、精神障害者、そういう方々を対象とした採用を行っております。また、これは身体、知的、精神としての、非常勤としての雇用ですけども、県立学校においてもそういう雇用をやられてるという実態があります。また、熊本市においても、平成10年から法定雇用で、身体障害者を対象とした職員採用試験が実施されております。最近、聴覚障害者の問題もあったところなんですけども、そういう状況があります。単独採用としても、各種障害者の種別に関係なく雇用の方に事業をやっていくというようなところはあるんですけども、特にその中で、県であり、熊本市であり、知的障害者あるいは精神障害者のインターンシップ制度、職場体験実習とか、こういう受入れをされてるわけですけども、この点について町としての考えというところではいかがですかね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） お答えいたします。障害者らの職場体験実施はインターンシップといえますけれども、これにつきましては事業所等における職場体験を通じ、身体障害者、知的障害者、精神障害者に職場生活の基本知識、ルール等に関する理解を深めていただくことを目的に実施されております。県内においては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、熊本県と

熊本市において、平成19年度から実施されておられます。御質問の障害者の職場体験実施につきましては、障害者雇用の観点からもその必要性は十分認識しているところであり、障害者の職場体験はもとより、障害者との触れ合いを通じて、より多くの職員が障害者に対する理解の浸透を図ることができるものと考えております。障害者の職場実習を受け入れる場合は、職場に対するサポート等を行うジョブコーチの雇用や仕事内容の選定など、関係部課との十分な協議が必要となり、職場環境の整備を整えることができれば、本町におきましても障害者の就労の機会が広がるような場を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今前向きな返答をいただいたと思いますけども、いろんな職種に応じて仕事、職種を分解していくと、いろんな形で過程を、この過程はこういう障害があっても、この過程の仕事であればできるというような分がたくさんあると思います。そういうところを見つけ出して少しでも障害者当事者の就労促進の方に自治体としても起用していただきたい。民間企業の方でもいろんな形で努力をされているところでもあります。そこで、民間企業だけではなくて、やはりそこはそういう公的機関といいますけど、民間企業に対してはいろんな形でそういうところを率先垂範でやっていただければ、まずもってありがたいかなというふうに思っているところでもあります。また、今障害サービスの方では、就労移行支援事業とか、就労支援施設とかといういろんな形でやっております。だから、そこを経由して次の一般就労の方につなげていくには、やはりそういう体験というのが重要になってきますので、何とかその辺の窓口を広げていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ちなみに、調べたところで、川口市の件ですけども、市民参加条例という、本町でいえば参画条例のようなものだと思うんですけども、これに基づいて市民の方々からも意見が上がってきて、その中で意見として、市役所での障害者インターンシップを推進してくださいと、こういう意見が分かっております。それに対しての市役所の回答では、市役所での障害者インターンシップの推進については障害者の方々に適した業務や期間などについて検討してまいります、これは平成25年度の意見とそれに対する回答であります。こういうケースもありますんで、まずは、菊陽町はやっぱり優しいまちづくりというようなことも標榜されておりますので、そういうところで窓口を広げていただけたらと思います。

それから、2番目の菊池圏域地域自立支援協議会ということについて質問をさせていただきます。

この自立支援協議会というのは、今は障害者総合支援法というふうに法律が変わってきてますけども、以前の障害者自立支援法という法律がありました。これの規定に基づいての自立支援協議会というようなものです。これについて、1つ目の質問としまして、この自立支援協議会、協議会というところの申し上げますが、協議会の機能としての現状と今後はどうなるかというふうなことで質問を上げておりますが、これについて、今現状で構いません、簡単に教え

ていただければと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

菊池圏域地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、菊池圏域の菊池市、合志市、大津町、菊陽町が共同で設置し、菊池圏域における障害者等への支援体制の整備を図るために必要な協議を行っております。なお、協議会は障害者等とその家族で構成する4つの団体の長、5つの相談支援事業所、教育、保健、医療、権利擁護、労働雇用、療育関係8団体に従事するもの、4つのサービス事業所、菊池管内及び2市2町の行政機関の関係者、総勢28名で構成しています。

また、子ども、サービス、生活支援及び相談支援の4つの部会を設置して、関係機関等の協力を得ながら、一月ないし二月に1回程度の頻度で、それぞれの専門的な分野について協議を行っております。

まず、子ども部会は障害児支援のあり方を検討しており、例えば障害児通所施設での課題の共有や、困難事例の検討、幼・保・小・中の連携のあり方の検討、家族や保育士、教員、施設の支援者のネットワークの構築、福祉的な支援体制や、家族のケアに必要な方策等の検討などが上げられます。

次に、サービス部会は、サービス支給料基準、サービスを提供するに当たっての問題や困難事例の対応等を検討しております。また、福祉サービス提供事業者のネットワークを構築するため、支援種別ごとのサービス管理責任者等にも参加していただいております。

生活支援部会は権利擁護と就労に関することについて検討し、当事者として福祉サービスの利用方法が分からない、どのような事業所があるか分からないといった要望等に対する方策等について検討しております。

最後に、相談支援部会は各部会で協議された事項を集約し、課題等を検討したり、各部会で検討すべき事項の調整などを行っております。また、相談支援事業者が相談支援を実施するに当たっての困難事例等を検討するなど、行政と課題の共通認識をするための場でもあります。

さらに、協議会及び専門部会の運営等に関する事項を協議するため、各市町と委託相談事業者で構成する運営会議を開催しているところでもあります。このように菊池圏域の2市2町のそれぞれのニーズや課題、困難ケースなどを踏まえ、また関係者それぞれの立場での課題等の共通認識や情報共有のもと、関係者等による定期的な会議、各部会での専門分野での具体的な協議を通じて、各市町や各事業所の担当者などが連携することで、菊池圏域における障害者の方に対する支援体制の整備が確実に進んでいくものと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） ありがとうございます。菊池圏域地域自立支援協議会の構成、あるいは各

種部会の説明等、詳しくいただきましてありがとうございます。

今の説明いただいた内容については、自分も資料を今持っているところでは、自立支援協議会の設置要綱を参考にしてよろしいですか、はい。この設置要綱ですけれども、たしか最初に、平成20年だったと思います、要綱をつくったんが。その後の経過としては25年に変更があっっておるような状況ですけれども、設置要綱が、菊池市、合志市、大津、菊陽と2市2町の中で、設置要綱を町のホームページ、市のホームページに菊池市だけアップしてるんです。合志、大津、菊陽っていうのはアップしてない。2市2町での協議会ということで、その辺の何か課題があるのかなとは思いますが、その点についてということをして2番目の質問で、今後の課題解決に向けた町の考えはいかがかというふうな部分で、お尋ねをしたいと思います。今の設置要綱のアップの状況です、ホームページでの。

もう一つは、今第4期の障害者福祉計画、これは27年から29年の3年間に向けての計画ですけれども、この策定に向けて今、第3期障害福祉計画、20年から26年の、今現在26年ですのでもう見直しがあってるというようなことだと思いますけれども、この2点についてまず、簡単に結構ですので、説明いただけますか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

自立支援協議会のホームページへのアップについては、今協議会の事務局を担当しておりますということで菊池市のみがアップしている状況でございます。

このようなことも踏まえまして、課題といたしましては協議会そのものを障害福祉サービスや障害児通所支援等を実際に提供している事業所の職員や民生委員、児童委員といった地域における支援者の方に広く知られていない、周知不足が一番の問題であると認識しております。

協議会が専門部会を中心に徐々に機能していくことは間違いありませんが、地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくためには、協議会そのものをもっと地域に周知していくことが大切だと考えております。

そのためにも、今協議会で取り組んでいることを、町として民生委員、児童委員協議会や家族会等はもちろんのこと、サービス提供事業所にも積極的に周知していく必要があると認識しております。

それから、2番目の障害者福祉計画の今の状況ということでございましたけれども、今、菊陽町におきましては、障害者計画等策定委員会を開催をしております、現在2回の会議を行っております。そして、27年から29年の3年間を計画期間とします障害福祉サービスの策定に向けて準備を進めているところでございます。それから、平成29年度までの障害者計画につきましても、現在どのような課題があるかを協議しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今、福祉課の方でそういう状況であるということで説明があったんですけど

ども、その中で、この自立支援協議会の取組の周知というふうなことを言われたかと思うんですけども、それについては、総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項というような資料があるんですけども、この中でも、その留意点として協議会の取組の周知というようなことは留意点として上げられております。ただ、そこで周知活動を行うということであれば、それは協議会としての情報発信というふうなことになってくるかとも思うんですけども、そうなってくるとそこには、なんらかの費用は発生してくるのかなというようにも考えます。そこで、例えば自立支援協議会に、先ほどは28名の委員さんがいるということと言われました、設置要綱の第5条では協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから関係団体等の所在する市町村長が選任するというふうに規定されてるんですけども、ここからいうとある程度、先ほど言いました費用が発生するのかなと、例えば費用弁償等は発生するのかなと思うんですけども、このあたりについては今どうなんでしょうか。

全国的に見ましても、その費用弁償の方の規定があるところもあります、また熊本県では、熊本市、氷川町というところでも、この費用弁償の規定があるものですから、2市2町ということで単体ではありませんので、その辺が検討の余地、調整が必要なかと思うんですけども、その辺については、今の時点でのお考えで結構ですので、簡単に説明をしていただけませんか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

協議会の運営につきましては、事務局を関係市町で持ち回りとし運営経費については予算化しておりませんので、報酬、費用弁償、その他の経費の支弁及び負担については今後検討してまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） そういふところでの、費用弁償とかそういうところでも、今後見ていただくようにして、この自立支援協議会が、簡単に一言で言いますと、菊池圏域の福祉行政、福祉サービスの充実あるいは発展に、自立支援協議会の方を存分に生かしていただけたらと思えますんで、そういうところも今後考えていただいて、各委員さんもマンパワーといいますか、そういうものを生かせるような環境整備なりということもやっていただけたらと思っております。

続きまして、質問の方の2番目、地域活性化についてというようなことで質問をしたいと思っております。

この地域活性化についての1番目、定住促進制度、また2番目の国道443号線というようなことでお聞きをしております。この2点については先ほども申し上げました、過去の一般質問の経緯を踏まえた上で質問の方をさせていただきたいと思っております。

まず、定住促進制度についてですけども、この質問については今年度といいますか平成26年



度第1回定例会の一般質問において、同じような内容で質問をしております。そして、その時点では都市計画課の方から26年2月末現在の実績について説明をいただいております。また同時に、学務課の方からは、南小学校の児童の状況について数値的に説明をいただいたところです。そのような状況があります。また、昨日も定住促進制度というようなことで質問もありました。また、今日はいろんな形で各議員さんの方からも、南校区の活性化についてのいろんな提案があつてるところですけども、私の場合はこういうことの過去の質問の状況から、その後の状況で少し答弁をいただけたらと思うんですけど、特に昨日の一般質問でも定住促進の現在までの状況というようなところで数値的な説明がありましたので、そこは私もあえてまた質問はしませんけども、まず数値的に説明いただきました。その数値を聞いていくと、なるほど成果が上がっているのかなというふうにも考えたところです。そういう成果が出てるといふようなところはその要因としてはどういふのが考えられるかなというところで説明をしていただきたいんですけども、1点だけその前に、昨日の数値的な部分の確認をさせてもらってよろしいですか。

まず1点が補助金の交付状況で、さっき第1回の定例会の時点では4件だったのが、4件であつて6件、25年、26年が6件増えたということですかね。4件が6件になったということで、交付状況です。昨年、よろしいですか、っていうことと、子どもの内訳で、第1回るときには、小学生が2名、幼児が4名、計6名だったですね。昨日の時点では小学生が8名、幼児が7名、そういう数字的に私が聞き漏らしたのかもしれませんが、その辺確認をさせてください。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） では、お答えいたします。

まず数字の確認なんですけれども、今年1月の現在時点、昨日の答弁でも申し上げましたように、昨日の数字と申しますのは制度の開始から累計で申し上げておりますので、当然のことながらこの数字は増えております。その上で、年度別に申し上げますと平成25年度実績、実際は昨年10月からなんですけれども、これにつきましては4件と。それで、その後に26年度の確定分、それから御新築中の予定等を含めて昨日申し上げました合計10件、子どもさんの数で15名、小学生がこの制度が始まって以来8名、それと未就学児が7名という状況でございます。よろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） ありがとうございます。

そこで、学務課の方に確認させてもらってよろしいですか。

小学生が8名ということなんですけども、今年度の26年度の状況では、2年生、3年生に1名ずつだったですよ。その全校生徒の66名という数値を前回はいただいたんですけども、この小学生8名というところでの内訳ってなりますか、確認をさせてください。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） では、お答えいたします。

昨年の数字、要するに学務課で申し上げている数字は、これは26年4月1日現在のところかと思うんですけども、私が先ほど申し上げた数字は何回も申し上げますように、今年度に御新築中が4件ございます。それも含めてそのトータルしまして、来年の4月1日現在の予定数として対象になった世帯というのが、小学生の児童さんが8名いらっしゃるということで、その8名の方は既に今年度の4月1日現在で入学されていらっしゃる方の……

（5番吉山哲也君「入学されてるんですね」の声あり）

と思いますので、これからすぐに来年4月に向けて、8名がそのまま増えるということではございません。そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） はい、そういうふうに理解をしてるつもりなんですけれども、26年度の状況では2名の方が促進制度の対象者であったというようなところで聞いたと思いますんで、8名の方は今現在小学校に通われてるわけですね、8名の方が。26年4月以降の数値で。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 再度申し上げます。この交付の制度の対象になった方プラス現在御新築中の確実な御予定があるものですから、来年4月1日現在で合計8名なんですけれども、この制度が始まった25年度中に対象となった方は2人いらっしゃったものから、実際これから増えるのは、予定とされるのは、多分なんですけれども、あと6名は増えると。2名はもう既に今年度の4月1日現在で、さらに6名ではないのかなというところがございます。ないのかなというのは、実際の開発許可の申請、建築確認等はあっているんですけども、住民票までは移せない状況であるものから、一応いろんなお知り合いの方等でお子さんの状況あたりの周知のお尋ねをしまして、大体この数字に近い数字ではないかというふうに捉えているところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 余り小さいことも言いたくないんですけども、今全校生徒の数は66で変わっていないということですか。最後にこれを確認、この最後にさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 数的なものは、吉山議員が言われましたとおりですが、26年5月1日付で66ということで、現状は若干変わると可能性がございます。転出入がどうしてもございますので、その中でちなみに来年の予定なんですけど、そこでいきますと今現状で把握できとります部分で、今後定住で入ってくるのは入っておりません。この部分で、来年の5月の見込みとして73名、1年生であれば新入生が14名という状況でございます。今現段階でございます。まだ今後これは変動してまいります。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） これをずっとやっていくのではありませんので、そういう状況にあるというところで確認させていただきましたけど、こういう先ほども申しました、ある程度成果が出てくるのかという、その要因としてはいかがなものでしょうか、どういうことが考えられるのかなと思うんです。

その3月定例会、第1回の定例会での同じような質問のことに對して、担当課の方からは、要綱制定25年10月1日です、直後の電話等の反応から補助金を交付することでこの地域の転入を検討する一つの契機にはなっているものとする。課題については運用開始後まだ5か月ということで見えていない。ただ課題が出てきた段階で柔軟に對應していきたいという答弁をいただいております。

ですから、まだ半年というような状況で見えていないというようなことだったものですから、こういう今の現状からしてこの成果の要因といいますか、これがよかったのかなとそういう部分、簡単でいいですのでお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 残り17分になっておりますので、あとの御質問もあるかと思しますので、法定速度範囲内でお答えしたいと思います。

昨日、野田議員さんの方からも最後の方で似たような御質問があったかと思しますので、一部重複するかと思っておりますけれども、では御質問の効果はどうなるのか、あるいはどのような効果となってあらわれているかというのを、少し踏み込んで御説明申し上げたいと思います。

要は、交付対象となった定住世帯10世帯のもとのお住まい、前住所地、これが町外であるか町内であるかとか、あるいはその方々はもともと南小学校区の御出身の方なのか否か等、どのような方、世帯が制度を活用されたのか、計画されたのか等について御説明申し上げますと、若干分かりやすいかなと思います。

昨日もお答えしましたがけれども、先ほど確認されましたように10世帯、子どもさんが15名なんですけれども、この内訳と申しますのは、町外からの転入世帯……

（5番吉山哲也君「ちょっとすいません、課長申し訳ない、もっと簡略で結構ですからね、要因についてどういうふうにご考えていらっしゃるのか」の声あり）

要するに10世帯のうち、もともと同校区地域に住んでらっしゃった方が7家庭でございます。これはですね、もともと人口減少の一番の原因と申しますのが、もともといらっしゃった若年世帯、あるいはそういう若年世代の方々が、地区外に転出することや、白水地区だけじゃございませんで、ほかの地区も一緒だと思うんですけども、この方々をまずいかに地元へ呼び寄せるかと、呼び寄せるというと表現なんなんですけども、そういうきっかけをつくるかということであるかと思っておりますので、この10件中、町外よりも町内が多かったと。さらに今後の御実家等への、さきの質問の御答弁でのリフォーム、修繕、増改築等を行うことによってますます地元へ帰る空気、契機、きっかけになればというふうにご考えておるところでございます。

して、この7件の数字、この短期間の間にこれだけの数字が出てくるということは、一定の成果、効果がこの補助金の制度で上がっているのかというふうに考えているところでございます。こんなものでよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） ありがとうございます。

ある程度、その成果が上がってきているのかなと思うんですけども、次の質問の方で、より効果を上げるための今後に向けた町の考えはどうあるかということで質問を上げております。この点については、また同じような質問を第1回定例会でやっております。その中で、私の方からは隣接自治体の取組というようなことでの提案、事例として申し上げております。また、担当課の方からは、本制度の実効性を上げていくためには地権者等に対する理解を得るための説明会等を開催し、また町の方も地元の情報を集めるとか大事と考えているというような答弁をいただいております。また、町長の方からは、面積が固まって、そこが開発可能な所であれば具体的に地元の方々の協力もいただいて一緒に取り組んでいきたいというような答弁もいただいております。

さらにはこの後、南校区活性化協議会の方からは、子細にわたっての要望書が提出されていると思います。このようなその後の経緯もありまして、2番目の質問なんですけども、この制度が、より効果を上げるための今後に向けた町の考えはどうあるのかということで、説明をいただきたいと思いますが。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えいたします。

これは、昨日の答弁で担当課長がしておりますけども、増改築、リフォーム、修繕等、新たな交付対象とするなど、制度そのものを拡充することで、効果的な仕様であると考えているところでありまして、新しい制度についても指示してまいりたいと思います。

そして、今議員が言われましたように、南校区のことについては南校区の活性化協議会や関係者の方々と十分にこの郷土のまちづくりという形で取り組んでいくことを最初に申し上げております。

そして、今年度の新たな定住促進の策といたしまして、今年度の予算におきまして本町の独自の取組として、開発適地地図の作成に着手をしております。その内容といいますのは農地等を宅地化するための開発行為を行うためには、集落内開発条例の指定区域にあるのか、農地転用は可能なのか、建築基準法の道路に接しているか等々について、専門的な調査を行っております。

このようなさまざまな地図情報を一元的な地図として調製し、活用することによって、また若年世帯の皆さんの多くの方々や、多くの人に見ていただくことによって、南校区の住宅の新築を促進したいと考えるものであります。

この地図作製は住宅開発のみならず、企業誘致、店舗等の業務施設、また福祉医療施設など

の立地促進にも使えるんじゃないか、有効ではないかと考えるところであります。

南校区の活性化、白水地区の振興は、本町が解決すべき喫緊の重要な課題の一つであると考えております。

このようなことから、町といたしましてはこの定住促進制度のみならず、今、鼻ぐり井手公園の整備もしておりますし、そのほかさまざま企業立地も追加したところでありまして、そういった施策を着実に確実に進めていかなければならないと考えて取り組んでいるところでございます。

吉山議員におかれましても、南校区の議員さんとして地域の方々としてそれから考えて一緒にやっけていただいて、一緒になって取り組んでいただくならと思ってるところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 時間も少なくなってきましたので、最後の質問の方に行きたいと思えます。

これは、20年の第2回定例会において総合計画前期基本計画におけるまちづくりというふうなところからも考えて質問をしたところであります。

そのときもこの443号線については県の管理になっているが、1市7町で整備促進期成会をつくり、特に道明から馬場楠、橋梁と、これは上村の人のことと思うんですけども、向けて改修の業務を続けているという現状の説明をいただいております。そこで、そういう流れの中で、今県の方でも443号線、ガソリンスタンド、JAのスタンドとか、そこにあります改修の事業が計画されているようであります。これら26年から28年の事業で計画をされているようであります。これについて、多少簡単に説明をしていただけますか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

簡単にということでもありますので、国道443号のルートなり、菊陽町のルートっていうのは、皆さん御存じということをお前提のもとでその部分は割愛しながら説明させていただきます。

国道443号について県に確認しましたところ、熊本市東部地域及び阿蘇くまもと空港へのアクセス道路として欠くことのできない重要な幹線道路として認識されており、このため空港周辺の交通混雑の緩和及び熊本空港へのアクセス性向上を図るため、現在交通容量の拡大、4車線化の検討が行われております。本町におきましても、次の質問で説明いたしますが、整備促進期成会の中で積極的に活動したことにより熊本県が応え、菊陽町部分が工事着工となったものであります。なお、本町の中でも特に渋滞が顕著なJAきくちのまんまがある曲手交差点においては、今年度から事業に着手しており、測量設計や用地交渉等を進めている状況であります。今後については、交差点整備の進捗状況や交通状況の変化を見きわめながら、未改良部の事業展開が図られていくものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） こういう事業計画があるというようなことで、一般町民の方たちの知るところとなるのは、なかなか難しいかなと思いますので、今説明をいただいたところであります。そういう事業が行われるということですが、本来の渋滞緩和という視点からすると、その先の、先ほども言いましたが馬場楠から上村橋、あのあたりの交通渋滞っていう、これが一つの大きな問題点だと思うところであります。また、今度はあそこに集落内開発制度の対象地域の馬場楠の上にあるんですけども、そこから国道の方に出る国道との接点にする道、この渋滞のときにはなかなか出れない、そういう問題もあります。これらはひいては、集落内開発制度の運用をしていく過程で、なかなか住民の方もこういう混雑ではっていうふうな二の足を踏まれるような状況もあるかと思えます。

また、交差点は4車線化というようなことを課長が言われましたけども、その先がどうしても1車線、片道1車線ですので、渋滞はいかんともしがたい状況かなと思います。特に農業者の方が農業車両で行くというようなことは、これはもうほとんど不可能に近いというような状況がありますので、そういうところからするとずっと4車線を延伸をするというようなことも考えられるかと思えます。

また、先の上村橋があるんですけども、大型車両が通るときは片側一方通行というような状況になってきますので、そういうところも24年度の定例会での一般質問のときも、そこを決めたことで考えていくというような答弁いただいたところであります。いろんな形でそういう配慮の方法を考えていく、最終的にはまた路線変更もあるのかなという思いにまで至ってしまうんですけども、そういったところで、今、町の状況として、そういう期成会とかを通してでも結構です。こういう443の改良について今はどういう方法、情報発信をされてるのか、その辺について簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） それでは、簡単に説明いたします。

443号の整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行うことを目的として、国道443号整備促進期成会を平成5年7月に発足させました。構成市町は菊陽町、大津町、益城町、御船町、甲佐町、美里町、八代市、氷川町の1市7町の首長及び議会議長をもって構成されております。なお、主な活動内容は、期成会が関係市町の要望を取りまとめの上、毎年度、道路管理者である熊本県に対して国道443号整備促進に関する要望活動を行っているところであります。菊陽町からはこの要望は、リハビリ病院から道明地内、中代地内、馬場楠地内の4車線化等について要望を行っております。今後についても、沿線市町及び地域住民の強い願いであります早期の整備完了を目指して、期成会によりしつかり要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今443号内での4車線の要望というようところで活動していくといただきましたので、今後そういうのは、早目早目で実現していくような動きをしていただけたらと思います。

それでは、これで私の一般質問の方を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤眞佐男君。

○14番（加藤眞佐男君） 改めましてこんにちは。議席番号14番、加藤眞佐男でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。久々でありますので少し緊張しております。

まずは、後藤町長におかれましては、先の改選におきまして見事3選を果たされ、誠におめでとうございます。まだ、2か月余りですが、随分と以前のことに感じられます。この間、毎日激務をこなされております、井手副町長と二人三脚、これから町政のかじ取りをよろしくお願いいたします。

本日は、やがて完成予定の光の森町民センター、通称キャロピアについてお尋ねいたします。この後は質問席からしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君。

○14番（加藤眞佐男君） 通告書では、1番に工事が遅れた理由と、それに対する住民の理解は得たのかということになっております。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

光の森町民センターにつきましては、昨年11月に着工し、予定では今年9月に建物が完成する予定でした。ところが、今年1月に基礎工事を行っていたところ地下にある障害物が原因でくい掘削が進まない状況となり、ショベルカーで周囲を掘り進めたところ大きな石の存在が確認されたところがございます。大きいもので2メートルから3メートルもあり、ショベルカーで掘り出すこともできないほどの重さがあったため、取り除くことを断念し、かわりにオールケーシングという石をくりぬいて掘り進める工法に切り替え、作業を行ったところ。これら一連の変更による準備及び作業により約3か月、当初は12月15日から1月15日までの工期でしたけれども、変更後は12月15日から3月25日まで要しております。このくい打ち作業の遅れにより、結果的に建物の完成が当初予定していました9月22日から12月5日に延長され、外

構、舗装工事を含めた全体の完成が12月下旬にずれ込むこととなりました。

次に、住民の理解は得たのかについてですが、住民の皆さんには建設に関しましては、設計段階から進捗状況を町広報紙などを通してお知らせをしております。また、このたびの工事の遅れにつきましても、3月定例議会での説明及び6月定例議会での行政報告に加え、メディアへの対応など広く周知を行い、住民の皆様の御理解をいただく努力をしてきたところでございます。

現在、住民の皆様からも光の森町民センターのオープンがいつになるのか、問い合わせの電話等があります。町西部地域の拠点施設となる光の森町民センターのオープンに向け、鋭意進めておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君。

○14番（加藤眞佐男君） 住民の周知も徹底されております。

さっき、工期はございましたか。ございませんね、答えた。

では、完成期日、落成式の日程等は決まっておりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

現在建設を進めております光の森町民センターにつきましては、最後の作業を行っているところで年内には建物が完成する予定であります。その後、年明けから備品等の搬入及び設置を行い、証明書等を発行するためのテスト、リハーサルを繰り返しながら、オープンに向け万全の態勢をもって進めていくところであります。

開所日につきましては、いつオープンさせるべきか現在精査中であり、正確な期日は未定ですが、なるべく早く開所させ、あわせて落成式も行うところで現在進めております。

開所日及び落成式の日程が決まりましたら、住民の皆様には広報、ホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君。

○14番（加藤眞佐男君） このたび日程は、はっきり決まっておりますが、なるべく早くと言いつつ待っておりますので、よろしく願いいたします。

3問目です。

会議室、軽運動室、和室等の使用時間や使用手続等はどうか。使用、利用する際の制限等はあるのか。町民センターについては地域にも開放すると思うが館内での飲食は可能か。

各地域で敬老会とかがございますので、どんなふうになっておりますかお答えください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それではまず、通告にあります会議室、軽運動室、和室等の使用時間や使用手続等はどうかにつきまして、お答えいたします。



光の森町民センターの使用時間及び使用手続等につきましては、本12月定例議会に上程しています菊陽町町民センター設置条例のほか、詳細の事項につきましては、菊陽町光の森町民センター規則で定めることとしております。

基本的には、町民体育館、中央公民館や、各町民センターの運用の方法を参考に使用時間、使用手続等を定めるところであります。

次に、この館の機能また事業等について若干説明させていただきたいと思っております。

光の森町民センターは、役場西部支所、光の森子育て支援センター、光の森地域センター、光の森体育館の4つの機能を持ち合わせた複合施設であります。役場西部支所は町の西部地域を所管する出張所であり、武蔵ヶ丘支所で取り扱っていた業務を基本的には引き継ぎますが、光の森町民センターの立地場所、広い駐車場を備える立地条件のよさなどから、来場者及び取扱業務も1.5倍程度の増加を見込んでおります。このことから、オープン後トラブル等が発生しないように万全の準備を進めてまいります。

次に、光の森子育て支援センターは、子育て支援の拠点施設として乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供を行い、加えて町民センターを利用する乳幼児を抱えた利用者のための託児事業も行う予定であります。

次に、光の森地域センターは、会議室3部屋、談話室2部屋、和室2部屋、多目的室、調理室を備えており、光の森地域には地区公民館が整備されていませんので、地域コミュニティ施設としての利用はもとより、西部地域のコミュニティづくりの拠点施設として利用いただけるものと考えております。

最後になりますが、光の森体育館は健康器具を備えた健康増進施設、小学校と同規模程度の体育館から成り、光の森地域センターとあわせて健康づくりセンターとしての機能を持たせ、乳幼児健診やがん検診などでの利用をはじめ、健康相談、健康教育、介護予防事業、健康運動事業など、まちの健康づくりの拠点施設としての事業を行う予定であります。

それから、館内での食事の件が尋ねられたかと思いますが、基本的に会議室、そういった部屋内での飲食は禁止となるかと思っております。ただし、こちらの光の森町民センターにつきましては、廊下、共有スペースとなる廊下がかなり広うございます。ロビーとか。そういったところでの飲食は可能というところで今のところは考えているところであります。

もう一点ありましたですか、すみません。

(「敬老会」の声あり)

地元の敬老会、どの部屋を使うかにもよりますけれども、先ほど申しました体育館等はかなり広うございますし、ステージもございますので、またそちらの方を使ってそういった敬老会もできるかと思っておりますし、先ほど言いました、会議室は3部屋ございます。これは全部取っ払えば大会議室にもなります。机、椅子と並べても100人収容の広さがございますので、こちらも活用できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君。

○14番（加藤眞佐男君） 光の森は本当、公民館もございませんので、利用できるようになったら喜ばれると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、私は、昭和59年から武蔵ヶ丘地域に住み始めて約三十数年になりますが、考えますと、ちょうど高度成長の終わりに近づく時代がありました。楠木地域や武蔵ヶ丘地域に、また地域住民の住宅建設からにぎやかな地域でございました。夏祭りも合同でにぎやかに行っておりました。また、自衛消防団の参加も若い人が多数お集まりになりまして実施してきました。今でもまだまだ活気は残っておりますが、40年以上が経過いたしまして大変年を重ねてまいりました。また、40年間に武蔵ヶ丘支所でも大変お世話になり愛着があります。吉本議員も少しいろいろな事柄を詰められました。武蔵ヶ丘支所の今後の取扱いにつきまして、町長からもし何かお考えがございましたらお話をお聞かせいただけたらと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 今の質問については通告されておられませんので。

以前に、説明があったと思います。答弁があったのでそれを参考にしてください。

○14番（加藤眞佐男君） 分かりました。

それでは、子育て支援、高齢者対策あるいは介護等いろんな意見も出され、町長におかれましては、町民の意見を聞く多くの情報を集められ、これまた、その中から適切に御判断されると思います。今後の町政に協力いたしたいと思いますので、後藤町長におかれましては、3期の運営、町政運営よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 加藤眞佐男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時22分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月10日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君   |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君   |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君   |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君   |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君   |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞 佐 男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君     |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |             |                                 |           |
|-------------------|-------------|---------------------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君   | 副 町 長                           | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長          | 曾 我 惟 雄 君   | 教 育 長                           | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長           | 桐 陽 介 君     | 総 務 部 長                         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君   | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君   | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 | 総 務 課 長                         | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君   | 財 政 課 長                         | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長           | 阪 本 章 三 君   | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 東部町民センター所長        | 平 野 葉 子 君   | 福 祉 課 長                         | 西 本 一 浩 君 |
| 子育て支援課長           | 宮 本 義 雄 君   | 健康・保険課長                         | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君   | 環境生活課長                          | 今 村 敬 士 君 |

町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君  
選挙管理委員会委員長 石坂孝行君

農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君  
選挙管理委員会書記長 吉川義則君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、9日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。

まずは、後藤町長、3選の当選おめでとうございます。今後の町政運営はもとより、対外的に、特に環境組合では大事な大事な4年間になります。強力なリーダーシップを発揮されることを期待しております。頑張ってください。よろしくお願いします。

先日の一般質問の際に、一般質問の際は赤いネクタイをしてこいということで、赤系のネクタイを締めてまいりました。私のモットーは、町民の声、要望を町政に届けるかけ橋になるということがモットーでやってきております。今回の質問も、町民の声、要望のもとに通告をいたしました。通告の内容は、まず保育所入所選定について、2、農業振興発展について、3、菊陽空港線延伸と原水駅周辺整備について、4、予算説明資料についてでございます。質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） まず、質問項目1、保育所入所選定についてですが、(1)の保育所入所決定にはどのような過程を経て決定しているのかについてですが、この質問に当たっては、多数の保護者及び祖父母の方から、入所選考や入所場所決定について疑問や不満、要望の相談を受けての質問です。今度、新規に菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例が制定される予定ですが、それを踏まえて答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今御質問がありました、保育所入所決定にはどのような過程を経て決定しているのかの御質問に対してお答えいたします。

保育所の入所申し込み、決定までの流れを、平成27年4月から新規に入所するケースを例に御説明したいと思います。

まず、保育所に児童の入所を希望する方には、申し込みを行う前に、希望先の保育所の見学を先にしていただいております。その後、今年は11月に保育所入所申し込み、それと来年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりますので、その関係で、施設型給付費、地域型保育給付費等支給認定書をあわせて提出してもらいまして、来年1月に希望の保育所で保護者の面接を実施する予定であります。その後、児童福祉法に規定します児童の保育に欠けるという程度

ですね、言いかえれば保育を必要とする度合いでございますが、この保育を必要とする度合いを菊陽町保育所における保育の実施に関する実施要項に定めます選考基準表に基づき点数化しまして、上位の者から入所可能数までの範囲で点数順に入所者を選定いたします。次に、来年2月に、町の民生委員・児童委員協議会の役員さん、これ会長さん、副会長さんそれぞれいまして合計3人、それと主任の児童委員さんが3名いらっしゃいますので、合わせて6人なんです。で構成されます入所会議の審査を経まして、3月上旬までに入所者を決定し、入所申込者に対して入所の承諾あるいは入所の保留の通知とあわせて支給認定証を交付してるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それじゃ、(2)の質問に移ります。入所選定で優遇措置はとれないかですが、例えば消防団員及び地区役員等での社会貢献度並びに地元定住者などについて質問します。

この質問に当たっても、多くの方から相談を受けての質問です。入所選考決定に際しては、公平公正な選考審査を経て決定されると思いますが、認定基準をクリアしている消防団員や消防団OBの方、また地区役員等での社会貢献度の高い方及び地元定住者の方などが第1希望どおり入所できるよう、優先度を上げる優遇措置をとれないかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、議員御質問の入所選定で優遇措置はとれないかというところの御質問にお答えします。

まず最初に、入所選考の判断となります保育を必要とする度合いの点数の出し方について御説明したいと思います。

先ほどの御質問で説明しましたが、菊陽町保育所における保育の実施に関する実施要項に定めます選考基準表の指数は、まず基本指数、それと調整指数の合計から成っております。その2つの指数の合計が、保育を必要とする度合いの点数になります。まず、基本指数ですけれども、これは保護者の就労時間の長さ、あるいは母親の出産、保護者の病気、傷病あるいは傷害、あるいは同居家族等の看護あるいは介護などの状況に応じて点数をつけます。次に、調整指数でございますが、これは基本指数に分類される家庭の状況以外において考慮すべき家庭の状況があると思われるものについて、点数を足しまして入所選考の優先度を上げるというものであります。具体的には、ひとり親世帯、あるいは兄弟、姉妹の在園児がいる世帯、あるいは産休、育児休業明けで保護者が職場復帰する世帯、あるいは障害のある児童がいる世帯等には加点をいたします。

なお、基本指数と調整指数の合計指数では点数がつかない場合もありますので、そういった場合は同点者選考優先基準というのを定めまして、最終的に優先順位を決めておるところでございます。具体的には、就労中の世帯が就労を予定をされてる世帯に比べれば優先する、保護

者と児童のみの世帯がその他の世帯に優先する、あるいは入所希望月が早い世帯が遅い世帯に優先するなどございます。

議員が御質問の優遇措置につきましては、調整指数において考慮すべき事項と思われるかもしれませんが、現行の同指数に共通してるのは、ほかの世帯と比べて保育を必要とする度合いがより高いかどうかというところでございます。国の子ども・子育て会議におきましては、個別の考慮すべき家庭の状況で入所選考の優先度を上げる、いわゆる優先利用でございますが、この優先利用の基準について議論がされたところでもあります。子ども・子育て会議で主に議論されましたのは、ひとり親家庭あるいは障害児の受入れ、あるいは虐待あるいはDVのおそれがあり、社会的な養護が必要な場合などでありまして、いずれもが対象児童の保育を必要とする度合いの観点からのものでありまして、議員が御提案されてるような社会貢献などによる優遇措置については、この会の中のテーマにはなかったということでお知らせいたします。したがって、児童福祉法の趣旨からいきますと、議員提案の優遇措置をとるということは難しいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 消防団員は、この間は何月でしたか、カンデオホテルかな、あそこ午前2時ぐらいの火災のときにも出動しとります。人情的、心情的にも優先度を上げてやってもいいのじゃないかと思えます、親心でですね。また、実現すれば、消防団員の増員、また地区行事の役員とかかされている方は地区行事への参加者アップにもつながると思えます。今言われた中に社会貢献度指数をぜひ入れてもらって、点数をアップさせるような考えは、町長、ないですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町の、菊陽町の町民の人口の増加を背景に、議員も御存じのとおり、保育所の入所希望者が毎年増え続けておる中で、地元校区の保育所に入れられないというケースがあることは承知してるところであります。坂本議員の消防団員や地区役員等の社会貢献度、地元定住による優遇措置を講じてほしいという気持ちは十分理解できるところであります。日ごろ、仕事等によって忙しい中で消防団の活動や地区の役員等を引き受け、地域や社会のために献身的に活動されてるということは本当に感謝の念にたえないところであります。そうした方々の子どもさんやお孫さんの保育所入所に対して、多くの待機児童が発生しておる中では、町として配慮したいけども配慮できないような現状でありまして、全ての方々の希望を受け入れるというのは大変難しい面もあります。町では現在、保育を必要とする度合いにより入所選考を行っておりますけども、より多くの保護者の方と児童の希望がかなえられるように、今後とも保育サービスの充実を十分図っていかねばならないと考えてるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） なるだけ地元におられる方、消防団員加入者、また地区役員等される方の



子どもさんに関しては、なるだけ地元の保育所に入所できるように考慮をお願いいたします。

次に、質問項目2の農業振興発展について質問します。

(1)の用水路の水量調査及び改修はできないかについてですが、先日の上田議員の質問での答弁で、農地基盤整備で畑の方ですたいね、畑というか、鉄砲小路地区、また白水地区のポンプや送水管の改修については事業化に向けて進んでるような答弁でございました。工事完了から30年、25年を過ぎている久保田地区、津久礼地区、原水地区については、取り入れ口や水路に対してさまざまな問題が生じております。この3工区は、既設田で白川の水を取り入れる水田です。工事着工当時は減反政策の真ただ中で、全水田への水供給ができる用水設備は約70%ぐらいで計画し、施工してあるとの声も聞いております。現在は、減反田でもWC Sや地下水涵養の目的での水張りで水の利用が増えております。末端の水尻、水田では、水不足が慢性化しているのが現状です。その辺を踏まえて答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

では、議員の質問にお答えしたいと思います。

一応、全域で水稻水張りを行った場合の仮定でよろしいですか。では、お答えいたします。

菊陽町に水田の大部分が、おっしゃるとおり、25年か30年ほど前の圃場整備事業で整備されていまして、その用水路の整備基準は、減反政策をおっしゃるとおり加味して、代かき時の用水量は受益面積の7割を基準に整備されております。そのため、同時に受益地全体に水稻等水張りを行えば、当然水量は不足するところですが、現在県営かんがい排水事業整備中の上井手、下井手、馬場楠井手、と津久礼井手は今後ですけれども、これにつきましては用水供給の重要な幹線であるとともに、梅雨時期の排水路としても重要でありますので、必要用水量と防災時の通水断面を比較して、大きな断面である防災時通水断面を採用し、整備しているところであります。一方、支線や枝線の水路で水量が不足する用水路は、各土地改良区で水路のかさ上げや排水路からの用水再利用などを行っておりますので、極端に不足する地域は、各土地改良区の理事、総代を通じて要望していただければ対応できると思います。

それとともに、利用者側におかれましても、この地域の土質が浸透しやすい土壌であることは御存じですので、水をためる場合は代かきを行って水の歩どまりを高めるとともに、用水を入れながら一方では排水路に捨てるようなかけ流しをしないように協力していただければ、どうか必要とする農地に供給することができるものではないかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 土地改良で対応するということですが、理事会にかけて、その理事会がなかなか通らない方もおられるんですよね。その場合、農政課に行って相談とか受けることはできるんですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） その場合は、身近な方は総代さんですけども、総代さん、理事さん交えてお話をさせていただくことになりますので、うちの方に来られれば、うちの方が音頭として兩名の方に来ていただいて話を聞くという段階にはなります。ただ、決定は土地改良区の総代会、理事会ですので、こういう状況で困っていらっしゃいますという話をその会で申し述べるぐらいであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 課長がおっしゃるとおり、菊陽はざる田です。水の浸透が早くて、上の方がばんばんかければ下は足りない状況ですので、個人のモラルも大切です。その辺の周知も、今後土地改良区か、または農政課の方から周知してほしいと思います。

続きまして、(2)の質問に移ります。農作業の効率化のため、町単独で再度の農地基盤整備はできないかについてですが、同じ質問を平成26年第1回の定例会で質問しました。答弁では、農業競争力強化基盤整備事業を活用して農地拡大及び農業用施設改良を行っていく、また農地中間管理機構については本年に詳細な活動計画が出てから活用することでしたが、私が提案する農業基盤整備は、農業委員会を中心とした用排水路や送水管等は現状のまま使い、隣接する田、畑などのあぜをなくして1ヘクタール以上の農地にする小規模な基盤整備ですね、その中で農業委員会の中に農地銀行をつくり、貸し手からは長期にわたり農地を借り上げ、借り手には農地銀行から農地を貸し与えるようなことで、工事に際しては国や県の補助があれば活用して、なければ工夫して、安価にできるような事業はできないかの提案ですが、どうですか。答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 質問にお答えします。

平成26年度より、おっしゃるとおり、国は新たな農業・農村政策として再度の基盤整備事業のメニューを策定されています。その中には、県営事業で行う20ヘクタール以上の整備事業や市町村が実施する団体営事業などのほかに、国が行う小規模事業に対する定額助成の事業があります。これらの事業は、地域の中心となる経営体が農地の貸借により圃場を大区画化して農作業の効率化を目指すものであり、今後の高齢化する農業者の離農による農地の受け手として経営面積を拡大しやすくするものでありますが、国の事業でも町の事業であっても農地所有者の賛同が必要でありますので、地域の中心となる農業者と農地の所有者の大まかな話し合いがまとまれば、町もぜひ推進したい事業でありますので、農地中間管理機構の事業を利用しながら国の助成を受けて、なるべく受益者の負担が生じないように実施していきたいと考えています。

国が行う小規模事業というのが、議員がおっしゃった1ヘクタールとかという話の事業でございます。で、これ定額助成ですので、それ以上かかってもそれから先は出ないという話ですが、使いやすいメニューになっています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） これは全国農業新聞11月28日の、これ菊陽のことも載ってた全国新聞ですが、菊陽の田んぼの学校ですかね、が載ってたときの記事なんですけど、この中で山梨県の甲府市の農業委員会の農地銀行の記事が載ってました。ちょっと読み上げます。農地銀行とはということで、農業委員会が市から事務委任を受ける形で実施、委員と推進員は貸し手と借り手のマッチングでは農用地利用集積計画（契約書の作成）を指導し、現場段階での運用に汗をかいているということで、この農地銀行が過去5年間でなされたのが、374件で57.4ヘクタールを新たに利用権設定されたということです。で、これ集落ごとに推進員がおられまして、かなりの成果を上げておられますが、先ほど私が提案した農地銀行ですね、長期にわたって農業委員会が借り上げるようなことはできないんですかね。中間機構等は複雑な手続が必要ですので、できれば農業委員会が間に入って農地銀行等を設立して、長期にわたって、30年、40年ぐらいのスパンで借り上げて、その中で隣同士だったら、先ほど課長がおっしゃった事業を使ってあぜを取っ払って、段差があれば、高低差があればならずということですね、そういうことを農業委員会を中心とした組織ができないもんか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 今おっしゃった組織といいますのが、新たに人・農地プランというのがございまして、これがそのような役目を果たしていかなきゃならない組織です。これは、人・農地プランについては各集落に推進員さんという形をとって、お願いする方が二、三名ずついらっしゃいます。実際はそこで、集落でお話し合いをしていただいて、そこから出てきたやつをマッチングさせていくということなんですけど、今のところその組織がうまく働いてはおらず、農家の方が個人個人で昔どおりの農業委員会に届けに来るという形で動いておりますので、言いますと、議員がおっしゃるように隣の農地を借りて大きくするというものじゃなく、点々と、まだ今やってらっしゃるところと、集団化という形にはなっていないということですが、そういう組織を使いながら実際は進めていく問題でございます。で、そこでマッチングできれば、その中で今の定額助成のやつを使って拡大していく事業に進めるということなんですけど、農業委員会につきましては、今決まったやつを今度は農地中間管理機構に出して、機構からお金が出てくる分はいただいてという話になってるんですけども、その後マッチングしたやつが農業委員会に行って承認されることで正式に決まるという段階があります。町独自でやるとするならば、人・農地プランの方の組織を活用してやるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 人・農地プランも結局複雑で、手続も大変そうで、認可されるか認可されないか、承認されるかされないかもありますよね。そこで、農業委員会が中に入って農地銀行

をつくって、町単独でそういうのができないかということなんですよね。いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 町単独でということですが、横並びで座っておりますので、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 十分前向きに検討していただくようお願いいたします。

続きまして、(3)の各井手についてですね、(3)の各井手のかんがい排水事業等の進捗状況と平成27年度の工事計画はどうなってるかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えいたします。

各井手について、数字になりますけども、上井手から順番に答弁したいと思います。

まず、上井手については、県営かんがい排水事業で整備中で、第1期の事業期間が平成20年度から平成28年度までと1年延長され、全体事業費11億2,700万円、事業量2,855メートルのうち、平成26年度までに事業費8億5,270万円、事業量で2,332メートルを施工しています。平成27年度は事業費1億4,600万円、事業量298メートルを予定していきまして、用地境界の地積修正が必要となり遅れました菊陽町の入道水223メートルと古閑原の24メートルの合計247メートルは、平成27、28年度で施工する予定であります。

次に、下井手については、上井手と同じ県営かんがい排水事業で整備中で、平成20年度から平成28年度までと、上井手と同じく1年延長され、全体事業費8億700万円、事業量2,325メートルのうち、平成26年度までに事業費6億5,181万6,000円、事業量で1,785メートルを施工しています。平成27年度は事業費1億4,500万円、事業量596メートルを施工する予定ですが、菊陽町区域は完了していますので、大津町区域の施工になります。

次に、馬場楠井手については、県営ため池等整備事業で整備中で、事業期間が平成24年度から平成28年度までで、全体事業費4億4,670万円、事業量2,751メートルのうち、平成26年度までに事業費2億6,900万円、事業量で1,622メートルを施工しています。平成27年度は、事業費4,000万円、事業量421メートルを施工する予定であります。

次に、津久礼井手については、農業水利施設保全合理化事業で新規事業化するもので、平成27年度から平成30年度までで全体事業費1億2,600万円、事業量889メートルを予定しており、施工区域は大津町地内となりますが、受益地は全て菊陽町であることから、事業費の負担は菊陽町で行います。平成27年度は、事業費1,400万円で測量設計を実施する予定です。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 下井手は菊陽町内は完了ということですが、上井手、馬場楠井手、津久礼井手に関して何か問題点等はございますか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 上井手につきましてが、まだ地積の修正ができなくて用地買収ができない状況にあります。しかしながら、用地提供については地権者も同意されておりますので、なるべく早くやればというふうに思っております。

それから、津久礼井手でございますけれども、津久礼井手につきましては施工地内が全部大津町区域ということで整備してまいりますけれども、1か所だけ取り入れ口が白川の防災築堤と高さが食い違っております、これ今全体事業費がこんだけですけども、増額になる可能性は十分あると思っております。取り入れ堰ですね、堰の高さが白川の堤防の高さより、今整備されてきてますけれども、ちょっと低くなってますので……

（7番坂本秀則君「取り入れ口が低い」の声あり）

取り入れ口というか、堰の用水口ですね、取り入れる樋門のところでね、高さがちょっと低くなってしまっておりますので、その改修はまだここに入っていないので、全体事業費は大きくなる可能性がありますと。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 前回の質問のときも、上井手に関して国土調査の地図の訂正が必要で、その作業に時間を要しているということでした。今もそれが問題になっていることですが、今後の対応というのはどういったふうな対応をとられていくんですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

今現在、水があると境界立ち会いができなかった部分もありますので、減水期間に入った11月後半ぐらいからという話で、広域本部の方の農地整備課の方から境界立ち会いを実施して、うちの建設課の方で地積の修正を行ってから用地買収というふうな段取りになってます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 境界立ち会いが古閑原の方も入道の方も難航していることですが、もしも境界立ち会いがちゃんとできなかった場合はどうなるんですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 境界立ち会いが不調になるということになると用地買収ができない状況になりますので、なるべくそういうことはないように地積を訂正していこうという話ですので、皆さんがおっしゃる境界がどこかという問題もありますけど、そこに反対する人がいれば、それは不調という形になりますが、今のところそうではないというふうな話ですので、最悪のことはないように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 最悪のことがないように祈っております。

では続きまして、(4)の新町井手に対する今後の計画はについて質問いたします。

平成26年の第1回の定例会での質問で課長の答弁では、井手の改修については国の施策や事業種別が昨年から変わっているので、事業化を見合わせているということでした。また、農地基盤整備については、町長の答弁で、農地の所有者の機運が上がれば推進していくということでしたが、それを踏まえて今の現状どうなってるのか、よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

全体的なことから申します。新町井手は、古閑原地区から馬場、新町、鉄砲小路、沖野を通り、県の堀川遊水地に沿って堀川に至る水路で、上流側では用水路ということですが、下流は地域で唯一の排水路となっていて、特に最下流側では断面の不足があり、特段対策を必要としている状況にあります。その流域全体の検討は、用水路の改修を行う前に防災調整池や下流域の防災対策などが必要であり、調査、検討もされてきた経緯もあります。特に、中流域の未整備地域は以前から圃場整備事業が幾度となく計画されましたが、農家の高齢化や後継者がいないなどがあって受益者負担金の問題で頓挫した経緯があります。そこで、前回と同じことになりますけども、今後事業化できるかが問題であるというところです。

しかしながら、整備の必要性は以前より誰もが考えているところですが、土地改良区の管轄となっていない区域の問題もあります。また、上井手、下井手、津久礼井手、馬場楠井手などの用水路の整備を実施する中で、相当な受益面積のある用排水計画を同じ時期に国の事業採択を得るのが難しい状況でありますし、老朽化した農業用施設の更新事業もありますので、今後は、各事業の残事業の目途がつかましたらこの事業に取り組みなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 町長は、白水台地の送水管、ポンプ等の改修には農地中間管理機構を利用して改修工事に着手するような積極的な姿勢を見せておられます。前回の質問の中で、所有者の機運が上がれば推進していくという答弁でした。新町井手に関しても、農地中間管理機構を活用して農地基盤整備を含めた井手改修をしていくという積極的な町長の姿勢をあらわせば、地権者の機運も一気に高まると思いますが、町長、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 新町井手でありますけども、以前から圃場整備関係の方では話はずっと、もう昭和の時代からあっておって、なかなかここがまとまらないというか、そういうところで進んでいないわけですけども、農家の方々が、最近新町の方々からそういう話も出てますけども、全体的なエリアの中ではまだほかの、私が住んどる馬場地区もあるところでもありますけども、この制度等あたりを農政課あたりからも、また最近の農地中間管理機構等の事業といたしますか、そういうのもあるということで情報提供はやっていきたいと思っておりますけども、こういう面については、坂本議員の方も原水の方から出ておられるということで、そういう農家

の意欲が、ぜひやっぴいこうというふうなところの機運を高めるような情報提供といますか、そういうこともやっぴいただければありがたいなと思いますけども、土地改良区の管轄になって、今農政課長が言っぴいような大きな問題もありますので、時間をかけなければ、また一時には、なかなか一気にはやれませんで、また機運の高まるような、そういう働きかけといますか、そういう状況も十分話を聞きながら取り組むようなところまで行ければあれですけど、要は農家の方々がそこまでやるところができるかというのは、非常に農家も高齢化しるところがあっぴいて難しいところもありますけども、十分検討しながら、まずは農家の方々、新町だけじゃなくて、実際どれぐらいの方がそういうことになればできるかという話し合いといますか、そういうことはやっぴいみなければならぬとは思っぴいっております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 分かりました。

次に移ります。質問項目の3の菊陽空港線延伸と原水駅周辺整備について質問いたします。

これも私の平成25年第1回の定例会の質問での答弁ですが、県道辛川鹿本線の工事完了後に県道新山原水線、県道大津植木線に取りつぱいいた以北の県道熊本大津線を一体的に、合志市と協調し、県に要望していくということでしたが、(1)の菊陽空港線延伸計画はどうなっぴいっているかについて質問いたしますが、工事は完了いたしました、辛川鹿本線のですね、工事は完了しましたので、今後どうなっぴいてるか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

菊陽空港線延伸は、県道新山原水線の付替として、平成19年6月6日に県道新山原水線道路改良整備促進期成会を設立し、同年8月9日に熊本県に対し整備促進の要望書を提出しております。その後、県が優先する県道辛川鹿本線、福原バイパス等の建設が昨年12月に完了したことから、改めて県との協議を重ねた結果、県道新山原水線のつけかえに係る事前調査等の着手をすることになり、現在、現地調査、馬場踏切に係るJR協議及び10月には地元説明会を開催し、進めっぴいている状況であります。現在の県による路線の計画は、県道熊本菊陽線を起点として北へ進み、県道新山原水線を終点としております。

さて、馬場踏切の立体交差ですが、県によりますと、立体交差は道路と道路が直接交わらないため車の流れはよくなる反面、馬場踏切が廃止となることで馬場地区からは直接県道熊本菊陽線へ通行できない問題や、橋をかけることで整備費用が多額となり、財政的な負担が大きい問題があるとの認識であります。そのため、早期事業化のため、平面交差を基本として現在JR協議を進めっぴいしておりますが、6月議会の一般質問でも答弁してございまして、踏切を平面交差した場合、現況8%の急勾配を2.5%以下にといっぴいした基準がありまして、その条件をクリアするためには県道熊本菊陽線の現道を約1メートル上げる必要があります。また、道路を上げると沿線の宅地が低くなり、排水の問題が生じますが、今後検討を進めることとしてございまして、このように、当面は渋滞緩和及び踏切の危険性を抑止するために平面交差による整備を先

行して行っていきますが、将来の延伸については引き続き熊本県へしっかりと要望を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 今の答弁ちょっとわかりにくいんですが、早期実現のために平面交差をするということですか。

（建設課長小野秀幸君「はい」の声あり）

なら、踏切は拡張するということですか。

（建設課長小野秀幸君「はい」の声あり）

なら、あそこの家がありますよね、ああいうところも買収していくということによろしいですか。詳しく説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今、県の方では、立体交差というよりも平面交差ですね、平面交差を基本として考えておられます。その中で、平面交差ということでもありますので、馬場踏切の改良ということを考えておられまして、そのことに付随する、周辺の家屋がありますので、用地買収、それからまた用地の補償等を今現在調査をしているところでございますし、先ほど申しましたけれども、道路の縦断勾配ですね、そちらが今現在8%ございまして、それを2.5%以下に下さいという道路構造令の基準がございます。その基準によりますと、熊本菊陽線、そちらの現道を約1メートル上げる必要があるんですね。そのために周辺の宅地が下がってまいりますので、その辺の影響を今現在しっかりと県の方で調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） じゃ、その平面交差は、従来、今ある道では変則4差路みたいな形ですよ。で、幅員は狭くなるかもしれませんが、あれストレートに平面交差させるということによろしいんですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今現在の馬場踏切は、菊陽空港線の線形からいきますと東側にずれた場所でございます。踏切の幅員も2.9メートルほどというかなり狭い踏切でございまして、その踏切を菊陽空港線の線形に合わせた形で西側の方に拡幅を今後考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それと、さっきの答弁で、平面交差は早期実現のためやっていくけど、その後の延伸についてもどうのこうのおっしゃったところをもう一回詳しく説明をお願いします。



○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 県の方では、先ほど申しましたけれども、県道辛川鹿本線ですね、福原バイパス、そちらの方が完了したものですから、新山原水線の付替工事を今回調査等を着手しているものでございます。その改良の区間としましては、現道の県道の熊本菊陽線から北に向かいまして、東西に走っております県道新山原水線、そちらまでの計画をまずしようと、行おうということで今現在進んでいるところでございます。しかしながら、町としては、将来は、まださらに北側にあります県道大津植木線、そちらの方までの延伸を必ずやりたいということで目指しておりますので、そのことを考えると、将来は立体交差が必要であるというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、平面交差は早期実現のためにやって、その後立体交差の構想もあるということですね。はい。分かりました。あそこの踏切から南は菊陽で一番危険な道で、早期の改良をお願いしときます。

続きまして、原水駅周辺整備計画は進んでいるかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

原水駅周辺整備については、平成25年度に、駅のバリアフリー化と自転車置き場設置等による歩行空間の確保を目的としまして実施設計を行っております。本年度については、来年度の駅前公民館の移設に向けた補償調査実施と、JRをはじめとする関係機関との協議を重ね、おむね設計が固まりつつあります。今後のJR協議については、駅舎の塗装及びトイレの改修等もあわせて協議を進めたいと考えております。

なお、事業としては、平成27年度に駅前公民館の移転補償、平成28、29年度において本工事を進める予定としており、早期完成に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） はい、分かりました。早期完成を祈っております。

続きまして、最後の質問に移ります。質問事項4の予算説明資料についてですが、基本構想、基本計画、実施計画に載った事業別予算説明書の作成及び提示はできないかについて質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の予算説明資料につきまして説明をさせていただきます。

一般会計で申しますと、議員さんに配付してありますが、当初予算書以外に一般会計予算概要

説明書と申しまして、1センチぐらいの、150ページぐらいあるのがあるかと思います。それから、それをまとめました参考資料というのを配付してるかと思います。この概要資料につきましては、各課ごとの目、節、細節区分により予算額とその説明をしてる資料で、これは議会から要望がありまして平成14年度から配付してる資料であります。それから、参考資料につきましては、款項目ごとや性質別内訳の前年度の比較などを記載してる資料でございます。予算概要資料につきましては、150ページという膨大な量になりまして、つくるのも大変でございますけども、当初予算審議の際、分野ごとに予算案が各常任委員会に付託されるというところでございますので、各課ごとに作成してるという状況でございます。作成に当たりましては、予算案の決定後、議会の会期の初めに間に合うようつくってるという状況ではございます。

さて、御質問の基本構想、基本計画、実施計画に載った事業別予算説明資料を作成及び提示できないかということでございますけども、まず予算は、昨日も申しましたけども、地方自治法関係法令に基づいた予算書をつくっておるところでございます。一方、基本構想、基本計画、実施計画といった総合計画につきましては、それぞれの自治体が任意に策定できるものであるということを考えなければならないと思います。このため、予算書の説明としましては当然地方自治法関係法令に定められた様式に沿った形が基本でありますので、総合計画の事業に沿った説明にはなっていないというのが実情でございます。また、予算における事業につきましては、総合計画の事業や施策をさらに補助事業や単独事業など細分化しておりますので、予算と総合計画が全て一致するということでもございません。また、予算における事業につきましては細分化しておりますけども、総合計画は電算システムに入っておりませんで、予算と連動しておりませんので、このため基本構想に沿った事業別説明書をつくるとなると全て手作業になってしまうという実態がございまして、相当の時間がかかるだろうというふうに思います。議員が言われる事業別説明書がどの程度のボリュームかは分かりませんが、例えば予算における事業につき1枚と換算しますと、約300ページぐらいになるんじゃないかなというふうに考えてるところでございます。

ところで、地方自治法第122条では、町長は法第211条第2項に規定する予算に関する説明書を提出しなければならないと定められておりまして、このため町では同法施行令144条の規定に基づき、歳入歳出事項別明細書、それから給与費明細書、継続費に係る調書、債務負担行為に係る調書、地方債に係る調書といった予算に掲載する書類、それから必要な書類としまして、先ほど申しました概要説明資料と参考資料を提出してるというところでございます。それから、こういうふうな書類に加えましてさらに事業別説明書となりますと、なかなか時間がかかるし、また余裕も現時点ではないというのが実情でございます。

なお、毎年3月の定例会では、町長の施政方針の中で、議員が言われます基本構想、基本計画の体系に沿いまして当該年度に計画しております主要事業や政策を申し述べているところでもございます。

以上のことを踏まえまして、町としまして事業別説明書を作成する予定はございませんが、

それぞれの事業の内容につきまして御質問等がありましたならば、ぜひ個別に問い合わせただけですと担当課の方で対応していくというところで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 本町で配付されるこれですね、予算概要説明資料の中で、新たにつくるのは事業別の説明書は難しいということであれば、この概要説明資料をもう少し丁寧に、事業内容とか目的、また新規事業なのか、拡充事業なのか、国、県の補助金、また助成金がどの程度の割合で幾らなのか、その程度ぐらい載せてもらえないかと思うんですが、どうですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 概要説明資料につきましては、少しずつ改善はしていきたいと思ひます。近年で申しますと、今議員がおっしゃいました歳入ですかね、こちらの方も記載するような項目もございまして、ある程度の分の歳入はお分かりになるかと思ひますが、この説明内容では確かにどの事業に幾ら充てたかというのは実際分からないという状況でございます。予算につきましては各常任委員会の方に付託されますけども、その中で、どうしても必要な事業につきましては個別相談をしていただきますと提示できるかもしれませんので、その分をピックアップしてもらおうとか、そういう手法はあるんじゃないかというふうに思ひます。

あと、この内容でどこが、これにつきましては基本的には議会の方から要請があつてつくつた資料でございまして、どこがどうなのかというのをもう一度考えていただいて、よりよいものにできればというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） せめて、中学校の改修事業等の額の中で国の補助、県の補助が幾ら幾らつたのかぐらいはこの説明の中に記入してもいいんじゃないかなと思ひますが、その方が分かりやすいですね。どうですか。いかがですか、あと2分ですけど。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 内容につきましては、議員の方から要望があるかと思ひますけども、いろいろ協議をしながらという形で考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 我々議員は町民にいろんな予算のことに関しても説明責任がありますので、個別的じゃなくて全体的なことも把握しておきたいので、ぜひとも前向きな検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。中岡敏博でございます。早いもので、町議会議員の席をいただきましてから4年が近づいてまいりました。私は、過去、常に町民の皆様の身近におり、町民の皆様の立場に立ってあらゆる問題に対しましても正面から挑み、立ち向かい、解決していく所存であります、また支援をいただいた皆様のため、菊陽町の将来や日本の将来を担う子どもたちのため、また、今まで菊陽町を築き支えていただきました高齢者の皆様のためにも、労苦を惜しまず誠心誠意前進してまいり所存でありますと発言をいたしました。この思いをぶれることなく、曲げることなく、これからも前進してまいりたいと思っております。皆様の御理解、よろしくお願い申し上げます。

では、本題に入ります。去る9月28日執行されました菊陽町町長選挙におきまして御当選されました後藤三雄町長の公約、皆様も御存じのとおり、選挙公報の一番初めに住みやすい安全・安心のまちづくりを掲げられました。私は、この思いに共感し、町長のこの思いを強固のものとし、実現させるために、今回は危機管理について、警察力について御質問をさせていただきます。今回も当然、是々非々でまいります。この後の質問は、通告に従いまして質問席より行います。では、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） まず初めに、本町に設置しております危機管理室及び危機管理についてお尋ねいたします。

これは平成18年10月に総務課内に設置されたものでありますが、私は議員になり最初の一般質問で有名無実との発言をしました。この質問に対してどのように受けとめ、強化してきたのかを、ほかの自治体の動き、本町の業務、また現場を見てまいりました。さらに、専門分野の大学教授、警察官、自衛隊職員、消防職員、防災士、県の危機管理防災課、くらしの安全推進課の方々とお話をさせていただき、学びました。調査すればするほど、本町システムの疑問は増大してまいりました。①であります、有事とは緊急の際、いざというときであります、災害発生も有事です。この分掌事務を一番に持っているもので、危機管理室のかかわる有事、災害とはどのようなものを指すのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

ここで言うております有事、災害、本町におきましては、町民の生命、身体または財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態と考えておりまして、他国からの武力攻撃や大地震等の大規模災害を想定いたしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 有事、災害等について簡単に説明いただきましたが、これは一般的なもので、私も百も承知でございます。皆さんも御存じのとおり、危機管理は広範囲にわたります。例えば、健康、食品衛生、感染症、DV、虐待、道路管理に公園管理、河川、鉄道、ライフライン、学校、幼稚園、保育所の危機管理などが考えられますが、今回は本町の危機管理室設置規程に基づいてお話をさせていただきます。

念を押させていただきます。マルチハザード社会である今日、どのように危機管理室の担当として線引きをしているのかをお聞きしたかったんですが、続きまして2の質問に参ります。ほかの自治体は、災害発生時の危機管理監の役割等の位置づけを明確化しています。本町はなぜそのシステムをとらないのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 本町におきましては、災害が発生し、また災害の発生のおそれがある場合は、菊陽町地域防災計画により菊陽町災害対策本部を設置することとしております。この対策本部は、町長を本部長として副本部長に副町長、教育長、本部員に部長及び各課等の長としており、災害の規模により第1次配置体制から第3次配置体制まであり、職員全員で関係機関、団体と連携して全庁的に対応するものであります。危機管理監は、対策本部の本部室員として、総務部長、総務課長の指揮のもと、危機管理全般に関する事項を担当することになっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 私も危機管理監というものを調べさせてもらいまして、勉強させてもらいました。熊本県にもほかの自治体にも危機管理監という立場の方がいまして、ほかの自治体の災害時の危機管理監の業務のパターンを2つ紹介させていただきます。

1つ目は、危機管理監（部長級）が統括するパターン、2つ目は、危機管理監が首長、くびちようと読みましょう、を補佐するパターンが一般的であります。またさらに、広域連合の市町村が危機管理監等危機管理専門員、防災監でもいいと思います、による協議会を設置し、連携強化を図る必要があるというふうに位置づけられていますが、本町ではこのような事務を危機管理監はなされていないという見解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 危機管理につきましては、国の危機管理、県の危機管理、町の危機管理、いろいろあろうかと思っております。本町の体制としては、今のような体制をとっており

ます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 本町の体制ではということで、次の3の質問になります。では、有事、説明いただきましたが、の反対の状態を、これを平時、平素とか言いますが、平時に防災等に関する事務や防災啓発、広報等でどのような活動をしてきたのか、危機管理室及び危機管理監をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問の活動につきましては、危機管理室のメンバーであります総務課の交通防災係で担当いたしております。平成26年度は次の活動を行っております。嘱託員会議において自主防災組織の説明及び設立の促進の依頼、菊陽町防災会議の開催、区長及び区役員を対象とした地域防災力向上の研修会を実施しております。これは、熊本県の危機管理防災課の職員を招いて、講演とあわせて災害の図上訓練を区長及び役員さんを交えて行っております。さらに、緊急対応としまして、J-A L E R Tによる緊急地震速報に合わせまして住民及び職員による合同訓練の実施を行っております。これは、せんだって熊本シェイクアウト訓練ということで行っております。職員をはじめとして各学校、職場において、熊本県下、全国各地で行われております。株式会社ゼンリンと、災害時における地図製品等に関する協定の締結を行っております。さらに、先月、県北広域本部と菊陽町における大地震を想定した防災図上訓練を実施しております。さらに、転入者への防災ハザードマップの配布や広報きくようへの掲載による災害意識の普及啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 質問では、危機管理室及び危機管理監はどのようにしてまいったのかというのを聞きたかったんですが、総務課の交通防災係担当職員さんの活動を紹介していただきました。自主防災組織の設置促進、消防団の状況把握、これは激務だと私は見ております。図上訓練、実践訓練、J-A L E R T、補習訓練、操法訓練、消防団にかかわる訓練等々、総務課の交通防災係の防災担当者が県の危機管理防災課と協力し、活動をなされたというふうに感じていますが、危機管理室、危機管理監としてはどのようなことをされたかをもう一度お聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 危機管理室は、総務部長をはじめ各部長が本部員となりまして、あわせて総務課が事務局員としてなっております。総務課の職員等で危機管理、交通防災課の係の職員も危機管理室のメンバーでございます。あわせまして、危機管理監も同時に同じような行動をとられております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 今の質問においては、総務課の職員の皆さんも危機管理室のメンバーである、職員であるということで、その方がやったということだから、危機管理室、危機管理監の活動ということで捉えられてお話ししたのかなとちょっと感じました。分かりました。

次の大きな質問、2点目の質問に参ります。国民保護に関することで具体的な内容及び計画を聞くとしております。概要の説明は必要ないので、これは、2004年に成立した国民保護計画とは、日本が戦争などの有事から文民を保護するために整備した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これを国民保護と言いますが、により有事などの不測の事態に際して国民の避難、救援などを行うとしています。これに基づき、市町村で策定しなければならない国民保護に関する計画のことであります。これは、第10条第2項、第11条、第12条、また策定の手続等については第33条から35条に規定されております。

では、質問に参ります。菊陽町国民保護計画は、いつ策定し、必要に応じて見直しているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、これは平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づきまして、菊陽町国民保護計画を平成19年3月に作成しております。この計画は、平成18年1月に作成されました熊本県の国民保護計画を踏まえ、作成されたものです。また、必要に応じて見直しをしているかという御質問ですけれども、現段階においては見直しは行っておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 平成19年3月に作成されたということで、このような冊子をいただきました。その当時は3万3,000人という人口でございまして、人口も増加し、消防団数は条例に基づいて460人から変更はないと思いますが、防災行政無線のデジタル化、いろいろ変化等がありますので、平成19年から何年たっているか、平成26年、今の菊陽町を見ていただき、見直しをさせていただいているのかと思い、質問させていただきました。

これにあわせて②の質問に入ります。国民保護計画において、危機管理室及び危機管理監の役割をどのように捉えているのか。万が一のときに備え、訓練、啓発等を町の事務として明記されていますが、実施状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

菊陽町国民保護計画において、危機管理室及び危機管理監の平素の業務としまして、国民保護計画ですね、それと見直しの作成に関する事項、次に各課、関係機関との連絡調整に関する事項、町国民保護対策本部に関する事項、町の物資及び資材の備蓄等に関する事項、国民保護にかかわる訓練に関する事項といった町民保護の基本的な業務にかかわるものを受け持つこと

になります。また、訓練等につきましては、国民保護計画単独で行うというよりも菊陽町地域防災計画とあわせたものとしておりまして、それを踏まえたところで対処行動等行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） いただいております平成26年度菊陽町地域防災計画書と平成19年3月に作成されております菊陽町国民保護計画、同じような、町民の身体、生命、財産を守るため共通するものが多いので、それに合わせて訓練をしているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 国民保護も菊陽町の地域防災計画にかかわることにつきましても、本町といたしましては全庁的に行っておりますので、それでよろしいかと思ます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） それでは、次の3点目の質問に入ります。これは、各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談に関することについてであります。①過去に総合的な相談窓口があると答弁されました。これは、私が一般質問で尋ねたときの答弁でございます。また、本町では、誤字のまま、危機管理監の監という字を間違ったままで数か所に犯罪被害者相談窓口の案内の表示をしてあります。お尋ねしますが、この役割を十分に発揮できるような業務をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 本町におきましては、各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談に関することについては、危機管理室、危機管理監を中心に対応しております。これまでも、待ち伏せ、見張り等のストーカー行為を受けて迷惑しているといった相談を受けたときも、大津警察署と連携をとりながら、相談者にストーカー対処要領を配したプリントを配布するとともに、自己及び家族の身の安全に配慮するよう防犯指導を行っております。また、各地区において高齢者を対象に犯罪予防に関する出前講座を行うなど、地道な取組も行っております。今後、大津警察署と福祉事務所や関係機関との連携を図りながら、犯罪等の未然防止には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほど言われました相談窓口ということで、危機管理監、危機管理監の監を平成20年か何かにかに字を変えております。当初のときの相談窓口の設置ということで張っておりますので、これについては早急に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 犯罪被害者等相談窓口というのは、熊本県も盛んに、国も盛んにやっております。例えばなんですけど、女性DV、性犯罪に関する相談は、熊本県では警察のみならず7



か所の相談窓口を設置しております。熊本県のくらしの安全推進課職員とお話をしましたが、今のところ熊本県市町村45、100%そういう相談窓口を設置し、皆さんの悩み、相談に対応しているということでございます。

②につなげていきますが、相談の窓口、相談の対応についての研修会、講習会を県は積極的に実施しており、生命を奪われたり、けがを負わされたり、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の無責任なうわさやマスコミの取材、報道によるストレスなどの2次的な被害にも苦しめられるとして、市町村にはこの相談窓口を設置し、パンフレットを作成して、一番身近な存在である直接支援がもしもできない場合は、関係機関、これは警察安全相談室、シャープの9110や熊本被害者支援センター、精神保健福祉センター、日本司法支援センター、これは通称法テラスといますが、と連携し、付き添ったり橋渡しをしているのでしょうか。もしも、相談の対応ができないということで、たらい回しにはしていないと思いますが、②に対して御質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談に関することは、危機管理室、危機管理監を中心に対応しております。昨年の新成区において発生した凶悪事件の犯罪被害者に対するケアについても、大津警察署、犯罪被害者支援センターと連携をとりながら情報収集を含めた対応を行ってきたところでございます。また、最近多く見受けられるDV相談に関しましても、対象者が子どもであったり、女性であったり、さまざまなケースがあります。役場の担当部署も連携機関もそれぞれ異なっておりまして、危機管理室の役割が重要となっております。今後も関係機関との連携を図りながら各種相談業務に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） こちらの方でも関連質問で用意しておいたんですが、そちらの方から発言なされた部分で、今年の7月18日、どこで言いません、三里木周辺で起きた殺人未遂事件の未然防止のための住民相談、また事後の対応、きめ細かくしていただいていると思いますが、もう一度ですね、私も4人、5人と、怖い、もしかしたらという相談を受けておりました。また、総務課の方にもそれを伝えに行きました。残念ながら起きてしまいました。事件発生直後の対応はしっかり見させていただきましたが、件数だったり状況、お話しできる範囲、この事件に対して危機管理室及び危機管理監はどのように情報収集し、対応し、防止というのも含め、起きた後の事後の対応も含め、再度お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） この件に関しては、危機管理監のやり得るべき範囲内で対応はとられておりました。それを踏まえれば、危機管理監としての対応は十分であったかというふうにと

えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 事件も事故も最善を尽くして防止する、予防という危機管理の6つの段階の一つで重要なものですが、起きてしまった悲劇に対して、今後、これを教訓と言っ  
てはいけませんが、この事実を風化させないで危機管理室、菊陽町においてできる限りの対  
応、行動をしていただければと思います。

次の事務分掌の4番目、5番目、4点目、5点目になります。(4)の質問に参ります。汚  
職、職員の犯罪、コンプライアンス違反、情報流出を含みますが、これらの自治体の不祥事は  
その地域の社会的な不名誉であり、またこのような事件が発生すると中・長期にわたり自治体行  
政が停滞し、町民生活にも重大な支障を来すことが多いとされております。しかも、町民から  
の信用を大きく失墜させるものでもあります。危機管理室規程には、これに関する事務として  
明記されております。

最近、私は、事実である3件の事案において不利益をこうむりました。まず1つ目は、町立  
保育所に視察調査によく出向きますが、あるところで町民から、中岡議員は保育園にたまに来  
るが、給食を目的に、給食を食べに来ているようですと職員が言っていましたと保護者に伝わ  
っております。私は、保育園にかかわったときに給食を一回も食べたことはございません。ま  
た、これは本当、お茶を出されてもお菓子を出されてもいただきません。お話を聞きに行く目  
的をしっかりと進めているんですが、職員がということで、ここは信用をとて毀損されたなと  
思っております。この事実があり、2つ目は、役場のホームページの問い合わせのメール、問  
い合わせというのは尋ねて確認をするという意味でございますが、メールを送信しました。そ  
の一部の内容が変更され、その団体の会長へ、また町議会議員候補者の後援会及び本人に伝わ  
ってしまいました。また3つ目は、ある方の役職を確認する、これも問い合わせです、だけの  
電話を役場にしましたが、どなたかが事実と異なる内容でその本人に連絡し、またしても町会  
議員候補の後援会幹部に伝わることもあり、その後私は後援会幹部選挙事務所に呼ばれ、謝罪  
を求められました。これは、もとをたどれば、職員しか知り得ない情報を本人の同意、私はそ  
のようなことが出ていくとはまさかと思っておりました。で、問い合わせ、確認の電話、メールで  
ございました。同意なしに流出したこと以外考えられませんが、危機管理室はこのような事  
実、事案ですね、事件まで行ってないと思いますが、どう把握しているのか、このような状況  
が起きた場合はどのように情報を収集し、調査をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほども述べましたが、有事、災害等における町民の危機管理と職員  
の不正行為等防止を目的に危機管理室を設置しております。総務部長を室長に、危機管理監と  
各部長のメンバーによる全庁的な体制をとっております。先ほど言われましたような地方公務  
員法34条と見受けられる事案があった場合は、当然のごとく危機管理室、危機管理監を中心に

情報収集、調査に当たることになります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） ②に行きます。吉本先生も一般質問で言われましたが、犯人探しだったり、誰が言った、誰がしたとかというのは問いませんが、このようなことが起きて、すぐに担当課長等にお話をさせていただきました。この部分では相談という形でお話をさせていただきましたが、確実に私は不利益をこうむりました。危機管理室までたどり着いていたのでしょうか。また、ここも業務上出せる内容というのが限られてるかもしれませんが、私がこのようなことが起きたんですというふうに相談に行ったんですが、危機管理室、全庁的に対応してるとは思いますが、お話がそこまで行ったのかなというのを確認したいんですが、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 担当課としては、そういう事実関係は見当たらないというふうな報告は受けております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） はい、分かりました。(5)番に続けます。私は、過去、組織の見直しにつきまして平成23年9月に御質問いたしました。そこで、当時の総務課長の答弁であります、設置規程に基づいて事務に当たっている、分掌事務は5点であり、今までの説明いただいた部分だと思っておりますが、構成員は室長以下5人であり、総務課長が室長で、課長補佐兼人事秘書係長が副室長、担当係長として交通防災係長、主査として交通防災課の係員、嘱託職員の危機管理監を置いているとのことであります。また、課題等について尋ねましたところ、危機管理室の任に当たっている職員はほかにも多くの業務を抱えながら事務に当たっているということで、組織の見直しであったり、担当する分掌事務等の見直し等も必要かとは思っておりますとの答弁をいただきました。では、5番の質問に参りますが、今までの答弁を踏まえまして、総合的に考えて、現在の危機管理室を見直しし、整備する必要があると考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 危機管理室は、議員おっしゃったとおり、平成18年に設置しております。平成18年当初は、熊本県警からの派遣職員を中心に業務に当たっております。平成20年から警察OBの嘱託職員で危機管理監は対応しているというふうになっております。先ほどおっしゃられたとおり、危機管理室の業務としては5点ほどあります。これとあわせまして、区長さんからの相談をはじめ町民からの各種犯罪、不法行為等の防止に係る住民相談への対応等、さまざまな対応を行っております。防災業務については、他自治体では所管事務とされてるところもありますけれども、本町においては熊本県危機管理防災課や消防署、自衛隊等との関係

機関との連携を図りながら業務に当たっており、十分対応できているというふうに考えております。

また、危機管理については、先ほども申しましたとおり、国が行う危機管理、県が行う危機管理、町が行う危機管理と、内容、レベルが違っております。本町の危機管理は先ほど申しました5点の業務の範囲としており、町の業務の範囲からして適当と考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 適当ということですが、私も危機管理について国、県、町の役割、位置づけというのを勉強してまいりましたが、防災関係、いつ起きるか分からない災害に合わせて対応するというのをメインにされているところが多いのかなと思いますが、ここで御提案させていただきます。

危機管理監を副町長に兼務していただき、災害時には町長、先ほどおっしゃいました災害対策本部長を補佐し、職員を統括していただき、その管理を強力に補佐する危機管理専門員、調整監、アドバイザーとして自衛隊OBや警察救助隊、災害救助隊等の経験者、消防職員OBさんを雇用すると、今後の課題であります、先ほどもおっしゃいました自主防災組織設立推進、また存在している地域及びボランティアグループの防災力の強化、大学生による防災組織チームや若い世代の、こちらは阪神・淡路大震災後にできたと言われます防災ママグループの立ち上げの手伝いや保育参観での保護者への講演、防災士との協力や社会福祉協議会との協力をして地域中学校へのハザードマップ作成のためによる避難所運営訓練、災害時想像訓練等の、これはさっきも話しましたが、DIG、HUGといいますが、図上訓練など、一般住民に対する防災知識の普及及び、また学校教育における防災知識の普及等、また防災相談窓口の設置も可能となるかと思えます。国、県主催の防災教育の研修会に積極的に参加、さまざまな訓練に参加してもらい、評価や助言をしてもらうこともできます。さらに、激務である防災担当職員の助言、サポートをする、今後増えるであろう、今増えてますが、高層アパート、ビジネスホテル等の火災に対するための設備対応や防災行政無線、戸別受信機の使用等について、今後いろいろな課題に対しましても尽力していただけるのではないのかなと思っております。これが、本来町が目指す協働、自助、共助のことにつながっていくものと思えますが、これに対して町長はどう考えられておりますかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 私の名前が危機管理監でどうだというような話がありましたので、私の方からこの件に関して少し前語りをさせてもらいたいと思えます。

一般的に危機管理というのは、基本的にその自治体なり何なりの長が全ての権限を握ります。これは、いろいろ補佐をするような人間がいることは当たり前ですが、基本的なところで、その自治体を預かる長が全部の責任を負います。したがって、この全部の責任を負う長の考え方で危機管理の体制というのはつくられていきます。ですから、御提言がありま

したような副の町長であるとか、あるいは副市長であるとか、そういうところを置いてらっしゃるところは、その自治体の長の考え方だろうと思います。そして、この長の考え方というのは、その地域の防災であるとか、安全であるとか、安心であるとかに対する現状認識から、こういう体制が望ましいというところでその体制というのがつくられていきます。そして、その体制をスムーズに運転させるにはどうしたらいいかということで人員が配置されている、関係機関との協力体制が築かれていくと、こういう形で組織というのはつくられていきます。

初日だったですかね、観光協会の組織をどうだというふうな御質問がありました。一般的に組織をつくる時というのは、そこで必要とされている業務がある、仕事がある、ニーズがあるというようなことを前提に、それを上手に処理していく、仕事をやっていくというためにはどういう体制が要るかということで組織が出てきます。10年、20年先のこと、それから見当違いのいろんな用務までひっくるめて、役に立つからいいじゃないかというような事柄で組織というのがつくられていくわけじゃありません。基本的に組織というのは、組織の目的というのがきちんとありますんで、その目的を達成するために組織というのはつくられていくと。したがって、その目的の前提であります菊陽町の防災なり安全なりということの現状認識の違いから、多分中岡議員はこうあるべきじゃないだろうかというような御提案をいただいたんだと思うんですが、私どもは今の体制で十分菊陽の安全と安心というのは保持できてるんだというようなことで考えています。

これをいたずらに複雑にする、そして肥大化させるというようなことがあっては決してならないと。なぜなら、危機管理のときは非常に小さい組織でやっていくというのが原理原則であります。これは、あちこちで危機管理のお勉強なさったみたいで、お聞きになったことと思いますが、いっぱい船頭が出てきたら危機管理のときは対応できないというのは一番の原則ですね。ですから、組織を複雑にする、あるいは必要でもないような事柄の中に入れていく、これをやればもっと万全じゃないかというようなものをつくりたいという気持ちというのは、平時のときはそういう考え方が通用しますが、一般的に、基本的なところで何か起きたときには簡素化して簡素化していくというような形で組織というのは編成していくんだというようなことでありますので、今の体制で十分に危機管理に対してはやっていけるというふうに思っています。それ以前に、ぜひ、危機管理が実際に指導できないような、そういう地域をつくっていくというのが、私ども役場としては一番先にせにやいかんことじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町の危機管理室、それから危機管理監、いろんなことが起きたときには必ず、どういうふうなことが起きておる、そしてまたどういうふうな対処をしとる、またどうやっていくかという報告はきちんと上がった中で対応してるところであります。今日、中岡議員の危機管理及び危機管理監についての役割等についての質問でことで、このことにつき

ましては、日ごろから中岡議員におかれましては町民の安全・安心を守るために、本町の危機管理の重要性を深く認識されている御提案あったところでもありますけれども、また日ごろからスクールパトロール隊の指導や、それから小・中学校、保育所等の見守り、それから地域の防犯活動の啓発活動に必死に取り組まれているところでもあります。私もいろんな保育園や小・中学校の運動会のおきに行っても、必ずそこに来ておられて、私に対していろんなところに誘導していただくということで、大変ありがたいと思っておりますけれども、そういう点につきましてはこの場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

これからも町民の皆様、菊陽町に生まれてよかった、移ってよかった、住んでよかったと言われるような安全で安心できる住みよいまちづくりに取り組んでいくということでもありますけれども、組織、それから機構、どういう形で動かしていくかということにつきましては今日の答弁の中で答えてきたところでもありますけれども、これからも安全・安心のまちづくりの中で、今までどおり防犯、防災活動にさらなる御協力をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 危機管理について、また町長の思いと、これは町民に対する信用を得るために一生懸命されているということで、内容を確認させていただくような形と提言をさせていただいたんですが、ここの部分では協働、同じ思いを持って進めさせていただければと思います。

時間が押してまいりました。大枠の2に参ります。これは警察力の強化についてであります。この質問は当然重要なものであります。先日、同じ質問を8日に甲斐議員が質問されており、細かく町の取組、思いというのをお聞きさせていただきました。また、この後、本日、佐藤議員も警察力について質問をされております。今後、交番等設置等については、これは本町のみ事務範囲を超えているものと思いますので、1番から3番まで通告をしております。先日本日お聞きしました犯罪発生率から、いろんなデータから、状況から、県警の動きというのを把握しておりますので、一言町長の現実に向けての思いをいただければと思います。一括してお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、警察力の強化ということで、一括でということあります。これまでも、熊本県警察本部や大津警察署に対しまして機会あるごとに陳情、要望活動を行っております。警察力の強化に関しましては多くの自治体で要望が出されており、町としても相当な努力が必要と考えております。今後も、熊本県、熊本県警察本部に対しましては可能な限りの協力をするとともに、継続的な要望活動をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの総務課長が申し上げましたとおり、これからも県警本部、それ

から県、身近な大津警察署を通して粘り強い要望活動をやっていきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 町長の思いというのをお聞きいたしました。この中の項目の4番目に参りますが、警察力の強化については、県とのつながり、協議というのもいろいろありよと思いますが、まず菊陽町でできること、本町でできることを提案させて先日もいただきましたが、(4)番に参ります。

最後の質問になりますが、これは過去にも御質問させていただきました。過去の質問の答弁では、現在、自主防犯組織8団体365人がいらっしゃるということで、これは過去です。これにより、地域住民自警団、見守り隊、自主防災組織、防犯組織、青少年健全育成町民会議、民生・児童委員、区長やスクールパトロール隊、これは公務ですね、セーフティーパトロール隊、これは熊本県警が委託している防犯部隊なんです、また役場の防犯組織、防犯部隊、警察官、消防職員、消防団と、さらに今注目しているのは、夢街光の森会、菊陽土木建設業協会の企業の皆様たちが積極的に防犯、防災、また清掃活動等に力をおかしくさせております。過去の平成19年10月に発足いたしました光の森自警団、これは150人体制でございました。また、合志菊陽夜回り隊、これは保護者の方が青少年健全育成のためにスーツ着用のもとパトロールをするという部隊でございましたが、その方たちの活動はどのようになっているか把握はしておりませんが、また新しく防犯、防災に対しまして参加したい、協力したいという方が多く見られます。私も存じ上げておりますが、そのような方たちの横のつながりを強固にする拠点を西部地区につくってはどうかということを再度御提案します。お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それじゃ、御質問にお答えします。

この御質問につきましては、3月の定例議会でもお答えしておりますけれども、菊陽町光の森町民センターが改修予定となっております。ここは夜間もあけるようにしております。西部地域の活動拠点として、また地域の会合やボランティア団体の活動の場として利用していただけるならと考えております。さらに、先ほどおっしゃったとおり、夢街光の森会や菊陽土木建設業協会において活発的に防犯パトロール等の活動を行っておられますので、それらの方々の活動拠点としても利用していただけるならというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 前向きな御答弁ありがとうございました。このような活動で、またこれは公助になりますが、スクールパトロール隊の方を中心にしたり、その周りを取り巻くボランティアの方たちが協力して、私も活動できる範囲協力させていただければと思っております。また、警察ボランティアの少年補導員、少年指導委員、これは公安の委託になりますが、その方たちも町では盛んに活動されております。このような活動を積極的に推進し、自分たちの町は自分たちでも守るとの姿勢を警察にも理解していただき、より強力な連携が生まれ、町の安

全・安心につながると信じております。

最後になりますが、災害、事故、事件が起きてからではなく、その防止、抑止が大切なのは言うまでもありません。また、不幸に起きてしまったときに最小限に止める努力を惜しんではなりません。最後になりますが、後藤町長の本気度に大きく御期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんこんにちは。

ただいま大塚議長より平成26年度第4回定例会の最後の一般質問者として許可をいただきましたので、町民を代表して質問させていただきます。

後藤町長は3期目おめでとうございます。支援者として私も協力しますので、また御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の質問の事項ですが、今町長にエールを送りましたが、今後の取組について町長の考えはと。1つ、町立保育所の民営化の推進の考えはあるのか、2つ目、警察力強化に向けた交番の設置はどうなっているのか、3つ目、菊陽空港線の延伸は本当にできるのか、4つ目、水害による曲手地区の工事が進められているが、その進捗状況と完成予定はどうなっているのか、5つ目、中部小学校建設について、総事業費及び建築単価について、大津町美咲野小学校や益城中央小学校と比較した場合どうあったのか、6つ目、投票率の低さをどのように捉えているのか、今後の対策はあるのか、投票所の関連はないのか、について質問させていただきます。あとは質問席でします。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） まず、町立保育所の民営化の推進の考えはあるのかについてお尋ねいたします。

これは小林さんの許可を得て、改めて紹介議員として小林さんが町営保育所の民営化計画の見直しということで、教育内容の充実等を求める請願書が出ていました。これを踏まえて、今回は議員さんが初めておられますので、内容の説明をしていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、今議員が言われました町立保育所の民営化についての御



質問ですね、これまでの経過について御説明をいたします。

まず、町立保育所の民営化に当たりましては、平成21年3月に菊陽町公立保育所民営化検討委員会の答申を受けまして、運営主体を受けるという移管法人との1年間の合同保育を経まして、武蔵ヶ丘第一保育園を平成23年度、あるいはさくら園を平成24年度に民営化する公立保育所民営化計画が同年5月に策定されたところであります。この公立保育所民営化計画を受けまして、民営化対象保育所であります武蔵ヶ丘第一保育園、さくら園をはじめ、ほかの町立保育所の保護者の方あるいは町、議会に対して計画の説明が行われました。その後、平成21年9月議会におきまして、先ほど議員がおっしゃった菊陽町公立保育所の民営化計画を見直し、保育内容の充実を求める請願と署名が提出されまして、このとき9月議会では請願は継続審査となり、次の12月議会で採択されたところであります。

保護者の方や議会への説明が実施されておりますけれども、当時は民間保育所が1つということで、民営化のメリットがなかなか十分に理解が得られないまま請願につながったのではないかと考えております。その請願がありまして、それから5年余りが経過し、来年4月には民間保育所が町内保育所のうち約半数を占め、平成21年度当時とは保育環境が変化しております。また、民間保育所ならではの魅力や特徴を生かした保育が評価されて、保護者の人気が高まっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） それでは、民営化に対してのメリットをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 公立保育所の民営化のメリットというのは幾つかありますけれども、今日はそのうち財政面でのメリットについて御説明いたします。

保育所運営に要する国、県の負担が、平成16年度に国の地方分権三位一体改革により、公立保育所の運営に関する件については、それまで国が2分の1、県が4分の1の保育所運営費の負担という方式が、これは地方交付税の算入方式に変更されました。保育所保育指針に基づいた同じ保育内容にもかかわらず、設置主体が民間、公立の違いにより、保育所運営費や延長保育の事業費が民間保育所は対象になり、公立保育所は対象になってないという状況が続いております。したがって、この不合理な制度変更に対応していくためにも民営化の方針は堅持していくと、そしてそれを進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） それでは町長、この基本方針に対して町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えします。

公立保育所の民営化が今は一時ストップしているわけでありまして、その経緯については今担当課長の方から申し上げたとおりであります。国県負担金制度の、いわゆる我が町にとっては改悪といえますか、そういうものに対しまして改善を求めていくことにつきましては今までどおり続けていくところでありまして、現実的な対応として、そして民間との協働、すなわち民間の知恵と力で菊陽町の待機児童を解消するという方向性は正しいということでは思っております。平成21年5月策定の計画からさっき言いましたように5年の月日がたっておりますので、民営化計画の中で変更する部分については見直しを行い、町民の方々に丁寧に説明をし、御理解をいただいて待機児童の解消に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今、町立保育園が8園あります。もしも、私が個人的な考えでおるならば、今待機児童が多いうちに民営化を進め、一気に私は既存の福祉法人の方に協議していただきながらその辺を含めた考えをしていただきたいと思いますけれども、その点、町長、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、そうですね、今度できると民間が7園になりますけれども、民間の経営されとる、既にやっておられるところ、非常に意欲があらわれて、今年の正月だったですかね、そういうときに非常に一生懸命頑張るとも言うておられましたので、また実際運動会やら卒園式等行ってみますと、町立の方も行っておりますけれども、非常にそれぞれが民間の保育園の特徴を出された取組をされておられて、民間の方に移行していく場合は十分その辺も視野に入れた中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ、財政面と言うと非常に言葉が悪いものですから、聞こえにくいと思いますが、先ほど町長がおっしゃったように町民や保護者の理解を得て協議しながら、先ほど言う既存の法人の方々に学識経験やその他を入れて第三者的なをつくりながら進めていただくならと思っておりますけれども、次に移らせていただきます。

次は、警察力の強化に向けた交番の設置はどうなってるのかと。これは甲斐議員や先ほど中岡議員が質問ありましたけれども、相手がおることでありまして、私たちはお願いするほかないということですから、警察庁の方に委ねにやいけませんけれども、ぜひこの件は要望活動を続けていただいておりますので、議長、次に移らせていいですか。すいません。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○11番（佐藤竜巳君） 次は、3番目の菊陽空港線の延伸は本当にできるのかと。先ほど坂本議員の質問がありましたので、内容的には課長の方から答弁いただきましたけれども、私は違った観点から町長にお聞きしたいと思います。

中九州道路が熊本市の須屋からスマートインターから約20キロメートルできる、国に今要望

があつてと思ひますけれども、第3回の協議会において路線が決まると聞いていますけれども、その点、決まれば、なるだけ私は南側の方に近く、菊陽寄りに近く要望をお願いしますけれども、それに伴つてですね、町長、空港延伸をそこまで延ばす考えはあるのかないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 佐藤議員におかれましては、議員になられた当時から菊陽空港延伸の必要性について関心を持っていただいております、平成19年の第1回菊陽町議会定例会の一般質問をはじめとして質問をいただいていると同時に、当時、促進期成会の設立、そしてその後の要望活動も一緒に行つて同行されたという記憶がありますけれども、いろいろ御尽力をいただききたところであります。

この菊陽空港線の延伸は、セミコンテクノパークと、それから阿蘇熊本空港を結ぶ社会経済活動を担う幹線道路として、また将来は今言われました中九州地域高規格道路へアクセスする最重要路線として認識してるところであります。よつて、県道大津植木線までの菊陽空港線の延伸はもちろんのこと、いわゆる立体交差についても、幹線道路としてスムーズに通行ができ、安全性も格段と向上することから、今回、今県の方が平面交差ということで測量等していただいで整備に向けた検討していただいておりますけれども、将来的には立体交差するよう、引き続き熊本県の方へしっかりと要望していきたいというふうに思つております。

そのためには、促進期成会、議会の方の代表、それからそれぞれの関係者の方で構成していただいております期成会の皆さんとともに、一緒に努力しながら、必ず実現できるようなところで取り組んでいきたいと考えてるところであります。議会をはじめ、関係各位のなお一層の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私も、今町長が述べられたように最初の取りかかりから今までずっと見守つてきてますけれども、これは国や県の予算が大事なものですから、町がどうのこうのということではできないと思ひますけれども、先ほどの課長の答弁によりますと、県道までのところまでまだ推進するという話ですから、その以降はまた将来的には大津西合志線ですかね、そこまでという話でした。しかし、先ほどの僕の言つたのは、町長、中九州高規格道路ができれば、それに向かつてまたすると、菊陽ばかりの渋滞じゃなくて、将来的な空港やその他農業、商業、工業、輸送、そして大分に続く道路ができると思ひますので、ぜひそれを私たちと一丸となつて、私も応援しますので、町長、やろうではありませんか。そして、町の近隣の発展もなりますので、近隣の方々の力も得ながら後藤町長が前向きにやつていただくことを願つてますので、その点は町長、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中九州高規格道路がどこを通るかがはっきりしてきますと、それに向けてつなぐというのは非常に菊陽空港線の延伸にとっては重要な路線ということで、訴える力も要

素も強くなってきますので、ぜひそういう物事に対しては真剣に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひよろしく願いして、次に移ります。4番目の、水害による曲手地区の工事が進められているが、その進捗状況と完成予定はどうなっているのか。この件は何度も私は一般質問しましたが、最近曲手地区を回ってみますと、今激甚指定により工事が進められております。この問題は、課長にお尋ねしますが、今までの高さよりも高く今積んであると思えますが、その高さ、そして拡張されるとが、一番長いところで現在から12メートル下がったところに拡張工事がされるということをお聞きしましたが、それでいいのか、そして工事的にはどのくらいなのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

一昨年7月12日の豪雨災害後、一級河川白川においては、菊陽町区間は熊本県において、災害発生直後から河川災害復旧事業等が進められております。御質問の曲手地区については、河川災害復旧事業等のうち、河道掘削工事はおおむね完了しております。豪雨時には以前よりも水かさ下がるなど、掘削工事による一定の効果が上がっております。また、河川断面を確保する護岸工事については、川手橋の上流、下流部に現時点で一部、地権者との用地買収契約の締結に至ってない部分がございます。熊本県では、粘り強い交渉を続けるとともに、平成27年度の完成を目指して用地取得ができた箇所から随時工事が進められております。護岸の高さについてでございますけれども、先ほど議員が申されましたとおり、以前より約1メートルほど高くなっております。その内側に4メートルの管理用道路が整備されることとなっております。それにつけ加えまして、河川断面を確保するために約12メートルほど川幅を広くとってるところでございます。

このように、熊本県により災害関連工事等が進められ、河川の流下能力は災害以前よりも向上し、さらに現在計画が進められております黒川遊水地や立野ダムの完成並びに白川河川改修が完成することによって、大津町、菊陽町の白川流域において、今後豪雨が発生したとしても十分に対応できるようなものになっていくと考えてるところであります。そのためには、平成13年7月に、白川改修事業と立野ダム建設の促進を目的に、流域の自治体である熊本市、菊陽町、大津町、南阿蘇村から成ります白川改修・立野ダム建設促進期成会が立ち上がっておりますので、その活動にあわせて白川水系河川整備計画の策定を引き続き国、県に対して強く要望し、事業が早急に行われるようにしっかりと活動を行っていきたくと考えております。

さらに、昨年10月には、各行政機関の連携の枠組みとして、国、県、そして流域の自治体から成ります白川水系治水対策連絡調整会議が立ち上がり、河川整備事業の進捗状況や河川整備に係る課題など、行政機関3者が一堂に会して話し合える機会を得たところでもありますので、そのような場においても新たな白川水系河川整備計画の策定を強く要望していきたくと考えて

おります。いずれにいたしましても、計画された河川整備事業が一日も早く完成し、その効果が発揮されて流域住民の皆様の安心・安全な生活が確保されますよう、町も積極的に協力してまいりたいと考えてるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひそういったことで進めていただきたいと思います。課長、ちょっとお尋ねですが、1メートル高くなりますと、今の現状を見ると、かなり畑が下がるとお思います。全面的にあっこができる、私の考えが甘いのかもしれませんが、畑自体が遊水地になりやせんどかという懸念があります。そのときの下流での流出ですか、そういう計画等は何かありますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 先ほど申し上げましたとおり、1メートルほど高くなるということで、その1メートルというのを補足しますと、対岸と同じような高さになるということでございまして、たとえそこに、豪雨のときに水が入ってきて遊水地のような形になるおそれがあるということでございますけれども、そのことについては県の方でしっかり対策の方は検討を講じているというふうに考えておりますので、町としましてもしっかりそのようなことを確認しながら情報発信をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） すいません。なぜ私が言ったのかというと、先ほど課長もおっしゃったように住民の方の不安、いろいろあったとき誤解のないような形をつくっていただきたいと思ってお尋ねした点です。

次に移ります。次は、中部小学校建設について、総事業費及び建築単価について、大津町美咲野小学校や益城中央小学校と比較した場合どうであったのかという質問ですが、これを何であえて尋ねたかということ、中部小学校の建築費は高いとか、いろいろうわさがあります。また、町民の皆さんからの疑問やチラシ等が配られておまして、益城中央小学校は約23億円とか、美咲野小学校は23億円、中部小学校は当時28億円だったが40億円という書かれ方もあります。それを、中部小学校建設について総事業費及び建築単価を大津町美咲野小学校や益城小学校と比較した場合、誤解のないようにしたいと思いましたので、この質問をさせていただきます。

まず、質問1で、美咲野小学校と益城小学校と中部小学校の校舎竣工時の児童数や各小学校の教室数の状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします前に、お断りですが、これから答弁します回答につきましては、根拠資料につきましては、各町が広報紙や落成式の際の

配布物などで公表されております数値を根拠としております。各学校を取り巻く環境や諸条件です、各町が持っておりました条件が異なっておりますので、一概に比較するということができないことをお断りしまして答弁をさせていただきたいと思っております。

美咲野小学校等との比較ということでございますが、各小学校の児童数でございますけれども、美咲野小学校は、竣工時でございます、532名、それから益城中央小学校が430名、菊陽中部小学校が760名であります。菊陽中部小学校の児童数は、倍数でございますが、美咲野小学校と比較しますと1.4倍、それから益城中央小学校の約1.8倍という状況でございます。

それから、教室数ということでございますので、教室数につきましては、美咲野小学校では各学年3クラスで計画をされております。普通教室が18、少人数教室が1、特別支援教室が2、特別教室が10、合計の31教室でございます。それから、益城中央小学校では、同じく各学年3クラスで計画をされております。普通教室が18、特別支援教室が5、特別教室が8、合計31教室となっております。それから、菊陽中部小学校でございますけれども、本町におきましては今後の児童数増を見込み、各学年5クラスの対応が可能な計画としておりまして、普通教室が28、少人数教室が2、特別支援教室が4、特別教室が12の合計46教室でございます。比較をしますと、美咲野小学校、益城中央小学校と比較しまして、菊陽中部小学校の方が15教室多いという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） それでは、各小学校の延べ床面積と、各小学校の校舎建築にかかった事業費と建築単価はどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 延べ床面積ということで、まずお答えしていきたいと思っております。

美咲野小学校の方ですが、延べ床面積が7,037平方メートル、益城中央小学校が延べ床面積8,194平方メートル、中部小学校は延べ床面積1万2,124平方メートルでございます。比較しますと、菊陽中部小学校の延べ床面積は美咲野小学校の約1.7倍、それから益城中央小学校の1.5倍という状況でございます。

それから、校舎建設にかかった、純粹に総事業費ではございませんで、今お尋ねのは校舎建築ということでございましたので、校舎建築費ということでお答えしたいと思います。まず、その構成としては、校舎、体育館、プールの費用でお答えしたいと思います。これをほかの2町とも合わせておりますので、そういう形でお答えさせていただきたいと思っております。

3小学校の1平方メートル当たりの建築単価としまして、実績として、設計額ではございません、実績として20万円から23万円となったということで、妥当な建築単価だったかなと思っております。個別に申しますと、各学校で、美咲野小学校の校舎建築費が16億3,882万円で、建築単価が平方メートル当たり23万2,886円という状況でした。それから、益城中央小学校の校舎建築費が17億円で、建築単価が平方メートル当たり20万7,468円となっております。それから、菊陽中部小学校の校舎建設費が26億8,293万6,000円で、建築単価が平方メートル当たり

22万1,291円となっております。比較しますと、菊陽中部小学校の建築単価は美咲野小学校の約0.9倍と安くなっております。それから、益城中央小学校の約1.1倍という状況でございました。

なお、これにつきましては、一般的に工事等の予算につきましては、予算の方のお話なんです。設計金額により予算計上することになります。たまにですが、予算についてこれまでの実績と比較されることから、設計が高過ぎるというふうな御批判をいただいたことがございます。日ごろより、予算につきまして、実績である工事請負金額が予算額ではないことを念頭に予算編成を行っておりますので、そのあたりを御了解をいただきたいと思っております。

なお、菊陽中部小学校において設計建築単価との比較をしますと、中部小学校の1平方メートル当たりの建築単価は約26万円でございます、設計単価ですね。ですから、これに対し実績が22万円ですので、差額が約4万円となります。延べ床面積が中部小学校は1万2,124平方メートルでありますので、建築工事関係だけで約5億円が下がったということで、これは入札結果の大きな成果だったかなと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） それでは、各学校の造成、用地費用など含めた総事業費はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 次に、今、建築費用でお話ししましたので、今度は総事業費というお尋ねでございます。美咲野小学校が総事業費23億1,924万9,000円、益城中央小学校が21億4,000万円、中部小学校が37億8,040万9,000円でございます。比較しますと、中部小学校の事業費は美咲野小学校の約1.6倍、それから益城中央小学校の約1.8倍でありました。児童1人当たりの費用に換算しますと、美咲野小学校で435万円、益城中央小学校で497万円、菊陽中部小学校で497万円でありまして、事業費につきましては同一程度であったということがうかがえます。菊陽中部小学校の事業費が他校に比べまして特別に高いということではないということがお分かりになるのかなと思っております。

さらには、菊陽中部小学校の事業費の中には、これは本町特異な今回の総事業費でございますので、さくら保育園及び周辺を含めまして、その辺の周辺一帯もあわせた開発工事を行っております。これにつきましては、さくら保育園の駐車場整備及び園内の改修をはじめ、園や周辺住民が安全に通行できるように町道中部小学校東線道路改良工事、それからさくら保育園北側駐車場整備に伴う大型ブロック積みの擁壁工事等によりまして、駐車場の上段の住宅、スカイブリッジと通称言われておりますが、その場所、または下段のさくら保育園とその周辺の住宅の降雨による土砂崩壊防止等の宅地防災機能を果たす役割もあわせて担っております。このように、中部小学校建設事業につきましては、安全・安心な学校建設はもとより、さくら保育園の安全確保、さらには近隣住民の安全確保に貢献した事業であったというふうに思っております。

ます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんもお聞きになったように、誤解のないように町民の方にも知らせるために私はこういう質問をさせていただきました。総括として、教育長、どういうお考えかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今、課長から詳しい説明をいたしたところでございます。菊陽中部小学校の落成から1年4か月がたちました。昨日現在の児童数が780名であります。当時が760で工事に入ったと思いますが、12月9日現在では780名の子どもたちがおる大規模校でございます。西小学校が820名を今超すような状況でありますから、菊陽町の中では2つ目に大きい学校だということでございます。この建設につきましては、町当局をはじめとして議会あるいは町民の皆様、そして建設検討委員会等々、工事に携わってこられた関係の皆様にはすばらしい校舎を建てていただきましたこと、教育委員会として改めてこの場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

新校舎の工事が始まって2年がたち、ようやく私たちの校舎が完成しました。私は今日初めて校舎の中に入りました。全てが驚きでした。行った瞬間、木の香りがして、広々とした空間が広がっていました。四方を校舎で包まれた光の庭、ここで合唱すると気持ちいいだろうなと思いました。屋上にある、きれいでリゾート施設にいるようでした。教室は明るく、楽しく勉強ができそうでした。このようなすばらしい施設の整った学校に行って勉強したり遊んだりできることは、とてもうれしいです。このような校舎を建ててくださった町の方々、暑い中工事をしてくださった方々、本当にありがとうございます云々という、これは平成25年8月8日の菊陽中部小学校での落成式での児童代表のお礼の言葉であります。子どもからのありがたい言葉に、この工事に日夜携わった学務課の施設係、このたった一言、ありがたいに、これまでの苦労が吹き飛んだと涙したことを今思い出しをしておるところでございます。一生懸命にこの建設に携わった者の偽らざる感動であろうかなと思っております。

さて、菊陽中部小学校の落成については、子どもたちはもちろん、多くの町民の方々に喜んでいただきました。今、子どもたちは、まだ新築の木の香りのするすばらしい校舎で笑顔あふれる元気な学校生活を送っております。こんな子どもたちの姿がありますが、裏腹に大人社会においては、今回の町長選に見られますように、戦いとはいえ、菊陽中部小学校建設について町民の方々に誤解を招くような、やたらといいかげんなチラシの配布あるいは言動があり、許せない気持ちと怒りでいっぱいでございます。先ほど、チラシについては議員も申されましたが、こういったチラシが、多分皆さん御存じだと思いますが、発信元は町政刷新きくよう未来の会と書いてありました。私は政治家ではありませんので、余り詳しく分かりませんが、全てが菊陽中部小学校を否定する内容であります。腹立たしさを通り過ぎて、書いた人に哀れみを感じ



じる、そんな感じもいたします。

さて、菊陽中部小学校の建設については、議会でも町民の間でも賛否両論がありました。平成22年第1回3月定例議会の最終日、3月25日、当時の文教厚生常任委員長の川俣議員の委員会報告が始まったのが午前10時、延々と議論が続き、休息を挟み、午後1時50分、賛成多数により現在地とする関連予算が可決されました。私どもは、議会での承認をいただいた予算によって、大規模校である中部小の工事を進めてまいりました。無駄なお金は一銭も使っておりません。今回の御質問は、今課長が答えましたように、中部小学校建設にかかわるということで大津町と益城町の比較というようなこともありまして、事前に課長がお断りをいたしましたように、両町にもそういったお許しを得ながらの公表であります。お聞きのとおり、各小学校などを取り巻く環境とか、いろんな規模等がありまして、各小学校の持つ諸条件により計画が異なるのは当たり前のことでありますが、一様にこれをただ数字だけを並べて聞くと、40億円だとか23億円だとかで終わってしまって、中部小は高いなという声があるのは事実でありました。

今日のこの課長の説明の中で十分住民の方々に御理解をいただきながら、元気に頑張ってる子どもたちに不安を与えない、そんなことを思いますし、皆さん方のこれからも中部小学校のこういった建築についてしっかりと理解をしていただいて、子どもたちの見守りをこれからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。子どもたちに決して不安は与えちゃいけないと思いますし、御質問いただきました佐藤議員、聞かれないとなかなかこういう機会がなくて、お話しする機会もなかったわけでありましたが、十分このことは住民の方にも議事録として伝わるわけでありますから、ぜひひとつ正しい理解をしていただいて今後御支援をいただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳。

○11番（佐藤竜巳君） 正しい情報を流させていただきます。

次に移ります。次は最後でございます。投票率の低さをどのように捉えるのか、今後対策はあるのか、投票所の関連はないのか。今回の投票率の低さですが、50%未満だったようでございます。また、今回の町長選と町議の補選に対しての候補のポスターの大きさの違いや、選挙公報の候補者の年齢の間違いがあったり、今回そういったことが数々多くありましたので、選管に対してどのように総括して考えて、今回どのようにしてまた解決するのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（石坂孝行君） 皆さんこんにちは。選挙管理委員長の石坂でございます。日ごろより皆様たちにはいろいろ選挙の行政につきましてはお世話になっております。厚くお礼申し上げます。

それでは、答弁を書記長に渡しますんで、どうかよろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） それでは、委員長にかわりまして書記長の方でお答えさせていただきます。

先の9月28日に執行されました町長選挙、それと前回、平成22年9月26日執行の町長選挙の投票率を比較しますと、今回は46%、前回は56.44%で、今回の方が10.44%下がりました。これにつきましては熊本県の蒲島知事の方が詳しく研究されておられますけれども、日本はかつて投票義務感が大変強かった、それが今は希薄化しているというふうな御指摘もされておられます。投票率は、その選挙が有権者にとって関心がある選挙なのかどうか、また投票当日の天候など気象状況によっても変動することがあります。

選挙管理委員会としましても、有権者ができるだけ投票に行っていたできるように、町広報紙やホームページへの選挙記述等の掲載、啓発チラシの全戸配布、あと防災行政無線、大型店舗等への放送依頼を行うなど周知に努めております。また、当日選挙に行けない有権者には期日前投票もできますので、このことについてもさらに周知を図りたいと考えております。さらに、今回の町長選挙の際には、若者の投票率向上などを目的に県内の大学生で構成、設立されたNPO法人ドットジェイピー熊本支部による、ゆめタウン光の森店とイオン菊陽店で町長選挙、町議補欠選挙の投票を呼びかけるイベントを行っております。今後も、若者が自分の町や生活に関心を持ち、投票するきっかけとなる選挙啓発活動を行いたいと考えております。

次に、投票所との関連はないかということですが、本町の投票所につきましては、平成18年6月、それまでの16投票所から現在の10投票所に見直しを行い、9年が経過しておりますので、今回の選挙の投票率に影響したとは考えておりません。全国的に投票率が低下傾向にあり、選挙管理委員会としましても明るい選挙推進協議会と連携を図りながら、若者や中高年層の投票率アップに取り組んでまいりたいと考えております。

それと、後の方でおっしゃられましたポスターの大きさの違い、選挙公報の候補者の生年月日の誤りということでございますけれども、まず選挙ポスターの大きさの違いについては、このポスターについては事前に選挙管理委員会でチェックしており、主なチェック項目としてはポスターの掲示責任者と印刷者の住所、氏名が記載してあるかどうかを確認しております。ポスターのサイズは決まっており、サイズが違っていたということは候補者自身のミスですが、選挙管理委員会のチェック体制も再確認いたしたいというふうに考えております。その後の事務処理につきましては、候補者自身がポスターのサイズミスを認めた上で速やかに撤去作業を行っております。

次に、選挙公報の候補者の生年月日の誤りについてですが、選挙公報の発行後に候補者の生年月日が違うとの指摘を受けましたので、直ちに選挙管理委員会を招集し、候補者事務所に事実確認を行いました。候補者事務所から、確かに間違っており、訂正したいとのことでありますので、選挙公報発行規程第11条に基づき、告示によりこれを訂正しております。選挙公報の発行であります、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとする

ときは、その掲載文を選挙管理委員会の指定する期日までに文書で申請しなければならないとしており、選挙管理委員会は掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないというふうになっております。今回の選挙公報の掲載文は、候補者から申請されたものを原文のまま掲載したものであります。

誤りの内容は、それまで配布されていたビラ、パンフレット等には西暦で生年月日を表示してありましたが、広報及び選挙はがきには和暦で表示されていたものです。一般に、自分の生年月日を間違えるってことはあり得ないというふうに考えておまして、加えて、今まで西暦で表示していたものを選挙公報、選挙はがきのみ和暦で表示するという事は、誤記ではなく、意図したものではないかというふうな疑義も生じております。これは、公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪に当たるのではないかということから、選挙後、選挙収支報告書の提出後に候補者本人から事情聴取を行ったところです。公職選挙法第235条では、当選を得、また得させる目的をもって、公職の候補者もしくは公職の候補者になろうとする者の身分、職業もしくは経歴、これらに関し虚偽の事項を公にした者は、2年以下の禁錮または30年以下の罰金に処するとなっております。この後、一連の事実と事情聴取の結果を取りまとめ、熊本選挙管理委員会等と相談し、中央選挙管理委員会に意見を求めているところでございます。また、本件以外にも菊陽町選挙において初めてというようなことがありましたので、あわせて熊本県警及び中央選挙管理委員会での取扱いについて協議をし、意見を求めているところでございます。

選挙は民主主義の根本であります。不適正な選挙活動は許されません。選挙管理委員会として、来年の統一地方選挙の際は十分な対応ができるよう、しっかりと準備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私たち議員も来年の統一選挙に対して勉強し、そして誤解のないチラシやいろんなことをしていくためにお尋ねしたところでございます。今回のことを踏まえて、私自身もこの一般質問が最後になるかと思っておりますけれども、来年の4月、統一選に向かって一生懸命皆さんも頑張りになると思っておりますけれども、フェアプレーで選挙をし、そして町民の私たちに興味がある選挙戦をして、投票率アップを自分たちでやっていくために自分も努力しますので、どうかよろしく願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時4分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年12月11日（木）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年12月12日（金）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年12月15日（月）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月16日（火）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（6日目）

（平成26年第4回菊陽町議会12月定例会）

平成26年12月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案の撤回について（議案第39号 菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第3 議案第40号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第46号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第47号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第48号 町道路線の認定について
- 日程第12 同意第3号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第14 報告第8号 平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君   |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君   |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君   |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君   |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君   |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞 佐 男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君     |

## 3. 欠席議員



な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君  
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|  |                         |                   |        |
|--|-------------------------|-------------------|--------|
| 町長   | 後藤三雄君                   | 副町長               | 井手義隆君  |
| 教育長  | 赤峰洋次君                   | 教育次長              | 桐陽介君   |
| 総務部長<br>武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長<br>産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 吉野邦宏君<br>渡邊幸伸君<br>荒木一雄君 | 福祉生活部長            | 實取初雄君  |
| 総務課長   | 吉川義則君                   | 産業建設部長            | 松村孝雄君  |
| 財政課長   | 阪本浩徳君                   | 会計管理者兼<br>会計課長    | 大川由紀美君 |
| 人権教育・啓発課長  | 高木定伸君                   | 総合政策課長            | 服部誠也君  |
| 福祉課長   | 西本一浩君                   | 税務課長              | 阪本章三君  |
| 健康・保険課長  | 佐藤清孝君                   | 東部町民センター所長        | 平野葉子君  |
| 環境生活課長   | 今村敬士君                   | 子育て支援課長           | 宮本義雄君  |
| 農政課長   | 志垣敏夫君                   | 介護保険課長            | 市原憲吾君  |
| 都市計画課長   | 大山陽祐君                   | 町民課長              | 酒井章彦君  |
| 総務課長補佐兼<br>総務法制係長  | 中島秀樹君                   | 建設課長              | 小野秀幸君  |
| 学務課長   | 松本洋昭君                   | 下水道課長             | 士野公典君  |
| 農業委員会事務局長  | 紫藤広美君                   | 図書館長              | 山崎謙三君  |
|  |                         | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 堀行徳君   |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案の撤回について（議案第39号 菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案の撤回についてを議案とします。

町長から議案第39号菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に配付しましたとおり議案の撤回の申し出がありました。

本件は、理由説明、質疑等を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、説明、質疑等の省略は決定されました。

これから採決を行います。

ただいま議題となっております議案の撤回の件について許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案の撤回の件は許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））

○議長（大塚 昇君） 日程第2、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、承認第4号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本件につきましては、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてのことでございます。

去る12月14日に執行されました衆議院議員総選挙に伴い、その事務経費について予算措置が必要となりましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、11月21日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同法第3項の規定によりまして報告し、承認をを求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応

じお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、承認第4号の2ページめくっていただきまして、予算書の1ページを御覧いただきたいというふうに存じます。

平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,341万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億2,727万4,000円と定めました。

2ページ、お開き願ひます。

第1表の歳入歳出予算補正ですが、歳入では款の17県支出金、項の3県委託金を1,341万9,000円増額し、下の3ページを御覧いただき、歳出では款の2総務費、項の4選挙費を1,341万9,000円増額しております。

5ページ以降は、補正予算に関する説明書で、これまでの説明と重複しますが、御説明申し上げます。

8ページをお開き願ひます。

まず、歳入ですが、款の17県支出金、項の3県委託金、目の1総務費県委託金、節区分6の選挙費委託金で衆議院議員選挙委託金が1,341万9,000円であります。

以上が歳入でございまして、下の9ページを御覧いただき、次は歳出に変わります。

款の2総務費、項の4選挙費、目の3衆議院議員総選挙費で、節区分1の報酬は、投票管理者や立会人、事務補助などの報酬を137万5,000円、節区分3の職員手当等は投開票の事務従事者や毎日の選挙事務従事者の時間外勤務手当として513万2,000円、節区分12の役務費は入場料の郵送料などで218万2,000円、節区分13の委託料はポスター掲示場設置等委託料を51万7,000円、それから節区分18の備品購入費は選挙備品購入費で275万4,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第40号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第40号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第40号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

提案理由は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、菊陽町の一般職の職員においても平成26年4月1日に遡及し、給料、勤勉手当及び通勤手当の額等を改定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、改正内容を御説明します。

まず、1ページ目を御覧いただきたいと思えます。

まず、第11条の通勤手当の改正であります。交通用具使用車に係る通勤手当については民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものです。

次に、第20条第2項の第1号の勤勉手当の改正であります。期末手当及び、表紙概略説明ですので1枚目の表紙、1枚目です、はい。まず、概略だけ御説明してあります。通勤手当の改正であります。期末、次、勤勉手当の改正であります。期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給割合に見合うように平成26年以降の勤勉手当を0.15月分引き上げ、一般職員年間支給月数を年間3.95月分から4.10月分とするものです。

次に、別表第1の給料表2ページを次のとおり改正するものであります。

それでは、中ほどの参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

それでは、新旧対照表の1ページ目でございます。

通勤手当の改正です。第11条第2項第2号イ中4,100円を4,200円に改め、同号ウ中6,500円を7,100円に改め、同号エ中8,900円を1万円に改め、同号オ中1万1,300円を1万2,900円に改め、同号カ中、これは2ページになりますけれども、1万3,700円を1万5,800円に改め、同号キ中1万6,100円を1万8,700円に改め、同号ク中1万8,500円を2万1,600円に改め、同号ケ中2万900円を2万4,400円に改め、同号コ中2万1,800円を2万6,200円に改め、同号サ中2万2,700円を2万8,000円に改め、同号シ中2万3,600円を2万9,800円に改め、同号ス中2万4,500円を3万1,600円に改めるものです。

続きまして、勤勉手当の改定です。第20条第1号中100分の67.5を100分の75に改めるものです。

続きまして、別表第1、給料表の改定です。

4ページをお開きいただきたいと思います。

人事院勧告においては世代間の給与配分の見直しの観点から、若者層に重点を置いた改定となっております。これは給料表は傾斜配分により、下に厚く上に薄い改定となっております。均等ではございません。

あわせて、熊本県では人事院勧告に準じた改定に加え、改定後の各級各号の額に0.29%を乗じて得た額を給料月額とする。これは熊本県における民間給与と職員給与の格差が2,066円、0.55%、国の官民格差1,090円より大きく、本年の人事院勧告に準じて給料表を改定するだけでは解消できない状況であるため、本町においても熊本県に準じた改定を行うものでございます。

中ほどにお戻りいただきたいと思います。参考資料の前のページを御覧いただきたいと思います。

附則です。参考資料の1ページ前です。附則でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第41号 菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第41号菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議案第41号菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、町が子ども・子育て支援法第20条の規定に基づく保育の必要性の認定を行うに当たり、同法施行規則第1条に定める事由に基づき、保育の必要性の認定に関する基準を定める必要があるため、現行の菊陽町保育所における保育に関する条例を廃止して本条例を制定するものであります。

では、条例案の2枚目の菊陽町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を御覧ください。

第1条は目的で、本条例は保育の必要性の認定について必要な事項を定めるものとしております。

第2条で、この条例における用語の定義は子ども・子育て支援法で使用する用語の例によるとしております。

第3条で、保育の必要性の認定に当たり、小学校就学前子どもの保護者の要件を定めております。

第1号で月52時間以上労働することを常態とすること、第2号で妊娠中であるか、または出産後間がないこと、第3号で疾病もしくは負傷または障害を有していることとしております。

第4号で同居または長期入院等している親族の介護あるいは看護をしていること、第5号で災害復旧に当たっていることとしております。

次の第6号から第11号までの要件は、現行条例にはないものを定めておりますけれども、いわゆる保育に欠けるとして現在の入所選考基準には既に内容を取り入れているところであります。

第6号で求職活動を継続的に行っていること、第7号で教育施設に在学していること、第8号で職業訓練を受けていること、第9号で虐待、第10号で配偶者からの暴力を受けていること。

次のページに移りまして、第11号で育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることとしております。

最後に、第12号で前各号に掲げるもののほか町長が認める事由に該当することとしております。

附則の第1条で、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

第2条で、現行の菊陽町保育所における保育に関する条例は廃止するとしております。

第3条で、経過措置を設けております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第42号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について**

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第42号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（今村敬士君） おはようございます。

それでは、議案第42号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

提案理由は、町内のごみの一時保管所に出されております一般廃棄物のうち再資源化の対象となる資源物等の持ち去りを防止するために、町以外の者が資源物等を収集または運搬することを禁止する条項を現行条例に追加するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

近年、町の許可を得ていない収集業者らしき者が資源ごみの収集日に合わせましてごみステーションに置かれた資源ごみを袋ごと持ち去り、有価物となるような空き缶や瓶などを取り出して、残ったごみを他の地域のごみステーションに、しかも指定収集日に関係なく置いていくという行為が多発いたしております。中には、近隣の市町に出されたごみ袋まで含まれておりまして大変悪質きわまりない事案が横行している状況であります。指定収集日以外の日にごみ袋を置かれたごみステーションでは、地区の住民の皆さんがその取扱いに苦慮されており、地区の皆さんのごみ置きにも支障を来している状況であります。私どもも早朝からパトロールを行い、持ち去りを行っている業者に対して持ち去りや置き去りを行わないよう直接指導もしておりますが、現在そうした指導等を行える法的根拠が現行条例では具体的に示されていないことから、今後は法律に基づいた指導及び命令等を行うことができるよう、今回現行の条例に町

以外の者の収集、運搬の禁止条項を設けて、町の指導権限を強めることとしたものであります。

それでは、議案の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行条文で、右側が改正条文案になります。

まず、第24条、一般廃棄物収集運搬業等の許可を、改正では収集または運搬の禁止に改めております。

内容は、第24条、収集または運搬の禁止、町及び町長が定める者（以下、町等という）以外の者はごみ収集保管所に搬出された家庭系廃棄物のうち再資源化等の対象となるものとして規則で定めるもの（以下、これらを資源物等という）を収集し、または運搬してはならない。

第2項、町長は町等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、または運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができるとしております。

次に、現行の第25条を改正案では一般廃棄物収集運搬業等の許可とし、以下現行の第26条から第32条までを改正案では1条ずつ繰り下げております。

また、現行の第26条第1項及び第27条の条文中、第24条を第25条に、第25条を第26条に改めております。

それでは、2枚目の本文に戻っていただきまして、下段になりますが、別表第5中第26条を第27条に改めます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第43号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について



○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第43号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第43号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の最終ページ、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案であります。

現行の第7条第1項で、菊陽町健康保険における出産育児一時金の総支給額は出産に際して支給する出産育児一時金39万円と産科医療補償制度掛金3万円の合計42万円を上限として支給しております。今回、産科医療補償制度の見直しで、その掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられ、そのことを踏まえて健康保険法施行令において支給総額を42万円に維持するための改正が行われましたことから、出産育児一時金を現行の39万円から改正後の40万4,000円に改めるものであります。

なお、産科医療補償制度掛金につきましては、条例に定める上限の3万円の範囲で、規則において1万6,000円に改正することとしております。

最初の改正条例に戻っていただき、附則でこの条例は平成27年1月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行の日の以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第44号 菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第44号菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（士野公典君） おはようございます。

それでは、議案第44号菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由としましては、みなし償却制度の廃止に伴いまして、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の一部を改正する必要があるとございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、最後のページの新旧対照表で御説明いたします。

左側が現行、右側が改正案でございますが、第3条、資本剰余金の処分に関する規定で、従来補助金等によりまして取得しました固定資産につきましては補助金部分については償却を行わない、いわゆるみなし償却が任意で認められていましたので、第1項でみなし償却を行った資産の除去時における資本剰余金の処分について、第2項で議会の議決について定めておりますが、新会計基準におきましてはみなし制度が廃止となりましたことから、第3条第1項を削り、同条第2項の下線部分を削りまして、同項を同条第1項とするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第45号平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第45号の平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成26年度も残り4か月となりましたが、歳入の区分ごとの増減や歳出の予算に不足額が生じたもの、不用額が見込まれるものがあり、また状況の変化等により支出すべき事案が発生したため補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1,484万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,212万3,000円と定めるものであります。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

2ページから6ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為の補正は、1の追加が2件ございます。

1つ目が、老人福祉センター、福祉支援センター管理費で、期間が平成27年度から平成29年度までの3年間、限度額が1,740万円であります。

2つ目は、ふれあい交流・福祉支援センター管理費で、期間が平成27年度から平成29年度までの3年間、限度額が1,260万円であります。

なお、本案件が可決されましたならば、本年度において指定管理者を選考し、議会の議決を経て当該施設の管理を行わせる計画でございます。

次に、2の変更は4件の借上料についてでございますが、確定しました契約に合わせて限度額をそれぞれ減額するものでございます。

次の8ページを御覧ください。

第3表の地方債補正は1の変更で、起債の3件ともそれぞれ減額しており、補正額としましては1,730万円を減額することにより、地方債の総額は17億5,170万円となるものでございます。

9ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。

次は、歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に御説明を申し上げます。

まず、1、総括の歳入です。

款の1町税を7,656万4,000円増額し、款の16国庫支出金を2,362万8,000円減額し、款の17県支出金を2,745万1,000円減額し、款の18財産収入を1億3,066万9,000円増額し、款の20繰入金を1億2,400万円減額し、款の23町債を1,730万円減額しております。

以上、歳入合計は補正額としまして1,484万9,000円の増額となり、総額は139億4,212万3,000円となります。

下の11ページは、歳出になります。

款の2総務費を1,198万6,000円増額し、款の3民生費を3,943万9,000円増額し、款の8土木費を3,912万7,000円減額し、款の10教育費を3,280万7,000円増額し、款の11災害復旧費を3,818万6,000円減額しております。

以上、歳出合計は補正額としまして1,484万9,000円の増額となり、総額も139億4,212万3,000円となります。

なお、財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

次は、2の歳入でございます。

主なものを説明させていただきます。

まず、款の1町税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は、所得割を2,752万5,000円、中段の項の2固定資産税、目の1固定資産税の現年課税分は土地を1,525万1,000円、家屋を3,378万8,000円それぞれ増額しております。

下の13ページを御覧いただき、款の16国庫支出金は、項の1国庫負担金、項の2国庫補助金とも事業費の増減や内示額等に合わせて説明欄のとおり増減しておりますが、下から5段目の節区分の3児童福祉費補助金2,856万6,000円は保育緊急確保事業費補助金で、県補助金からの組替えによるものです。

14ページを御覧ください。

上から2行目の目の9災害復旧費国庫補助金は、節区分4の農林水産業災害復旧費補助金を3,608万3,000円減額しております。これは、平成24年7・12九州北部豪雨災害における曲手地区の復旧工事を熊本県が実施することになったため減額するものでございます。

下の段の款の17県支出金は、16ページにかけまして項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金とも事業費の増減や内示額等に分けて説明欄のとおり増減しておりますが、15ページを御覧いただきまして、目の2民生費県補助金、節区分3の児童福祉費補助金2,550万8,000円の減額は、国庫補助金であります保育緊急確保事業費補助金への組替えによる減額などでございます。

それから、下の段の目の4農林水産業費県補助金、節区分5の農地・水保全管理支払事業補

助金855万4,000円の減額は、事業の制度変更による減額であります。

それから、16ページをお開きください。

中ほどの款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は1億3,066万9,000円を計上しております。内訳は、土地売却金として原水工業団地約4,700平米の売却7,166万9,000円、それから第二地区の保留地処分金5,900万円などがございます。

下の段の款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の2減債基金繰入金を6,500万円、下の17ページを御覧いただき、目の7土地区画整理事業基金繰入金を5,900万円、それぞれ減額しております。これは、款の18の財産収入のところで説明しましたとおり、土地が売れたことによりまして財源確保できたことによりまして減額するものということでございます。

下の段の款の23町債は、18ページにかけまして事業内容の変更にそれぞれ減額しているものがございます。

以上が歳入の主なものでありまして、次は歳出に移らせていただきます。

19ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出の中では、それぞれの目で給料、職員手当等及び共済費を増額計上しております。これは、先ほど議決いただきました人事院勧告に伴います職員の給料改定に係るものや職員の異動による組替えでございまして、それぞれ計上させていただいております。内容は省略させていただきますけれども、本議案の48ページに給与費明細書というのをつけております。その中でそれぞれの費目の中で合計金額を入れておりますけれども、全体では4,900万円弱ということの増額を計上させていただいているところでございます。

それでは、20ページをお開きいただきたいと思っております。

増額するものを中心に説明をいたします。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費、下から2つ目の目の6企画費です。こちらにつきましては、人口4万人突破記念事業に係る予算を計上させていただいております。

少し飛びますが、25ページをお開きいただきたいと思っております。

次は、款の3民生費で、項の1社会福祉費、下の段の目の2高齢者福祉費、最後の行の節区分28の繰出金は介護保険特別会計繰出金を359万8,000円計上しているものでございます。

次の26ページをお開きください。

1行目の目の3障害者福祉費は、事業費の増加により節区分20の扶助費を1,522万7,000円計上しております。

飛びますが、28ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の4保育園費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、補助金申請額の増による保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を276万円増額いたしております。

31ページをお願いいたします。

次は、款の6の農林水産業費で、項の1農業費、目の1農業委員会費では、全額県補助によりましてシステム対応業務委託料、これは農地台帳のシステム改修事業でございまして、312万

2,000円を計上いたしております。

次の32ページをお開きください。

下の段の目の8土地改良費は、農地・水保全管理支払事業が多面的機能支払事業に移行しましたことに伴いまして、節区分19の負担金、補助及び交付金で2つの農地・水保全管理支払事業を全額削減し、下の33ページの3つの事業を新たに計上しているものでございます。一応組替えという形でございます。

34ページをお願いいたします。

次は、款の7商工費で、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分15の工事請負費を542万4,000円計上しております。これは、原水工業団地の分譲に係る用地の分筆の伴う境界ブロックや擁壁の設置の工事ということでございます。

下の35ページから36ページは、款の8の土木費の項の2道路橋梁費ですが、補助事業の内示額に合わせまして事業費を削減しているものでございます。

37ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、予算の組替えが主でございまして、節区分22の補償、補填及び賠償金を1,600万円減額し、節区分15の工事請負費を1,600万円増額しております。

また、目の3公共下水道費は、節区分28の繰出金で公共下水道分の下水道事業会計の繰出金を311万4,000円減額しているものでございます。

少し飛びますが、40ページをお開きください。

次は、款の10の教育費になります。下の段の項の2小学校費は、新年度のクラス増に向けました各種備品の購入費などを計上させていただいております。

下の41ページの下段の目の5学校建設費では、各小学校の体育館の天井改修に係る設計委託料を932万2,000円計上しているものでございます。

それから、42ページをお開きください。

42ページは、項の3中学校費になります。こちらも新年度のクラス増に向けた各種備品の購入費などを計上しているものでございます。

また、目の1学校管理費、節区分19の負担金、補助及び交付金で菊陽中学校合唱同好会の全国大会出場補助金95万1,000円も計上しているものでございます。

下の段の目の5学校建設費では、武蔵ヶ丘中学校武道場天井改修に係る設計委託料211万円、それから菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の駐輪場の整備工事費650万円を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

次は、款の11災害復旧費で、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、節区分15の工事請負費で、災害復旧工事費を3,818万6,000円減額いたしております。これは、歳入で申しましたとおり、平成24年7・12九州北部豪雨災害における曲手地区の復旧工事を熊

本県が実施することになりましたので、減額するものでございます。

下の47ページを御覧ください。

最後になりますが、款の14の予備費でございます。

予備費は、調整のため34万5,000円を減額し、計を4,416万2,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第46号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第46号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第46号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億8,446万3,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

今回の補正の主なものは、介護保険法改正に伴うシステム改修に必要な経費を補正するものであります。

歳入であります。款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目4事業補助金を148万9,000円増額しておりますが、これは説明欄の事業の実施に伴う補助金であります。

次に、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2その他一般会計繰入金は、システム改

修に必要な財源として一般会計繰入金359万8,000円を増額しております。

下の9ページは歳出で、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を508万7,000円増額しておりますが、介護保険法改正に伴うシステム改修を実施するための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第47号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第47号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） それでは、議案第47号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、社会資本整備総合交付金事業と熊本北部流域下水道建設負担金の減によります建設改良費の減額でございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

収益的支出の第1款事業費用を14万8,000円増額し、13億9,567万7,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。



第1款資本的収入を4,338万7,000円減額し、4億5,163万5,000円としております。

それから、支出につきましても、4,338万7,000円減額し、8億6,429万4,000円としております。

御覧のように収入額が支出額に対し不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しております。

続きまして、3ページの第4条企業債の補正につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金の減額によりまして、流域下水道事業分の限度額を630万円減額し、3,560万円としております。

それから、社会資本整備総合交付金の減額によりまして、流域関連公共下水道事業分の限度額を1,950万円減額し、9,720万円とし、限度額の総額を1億9,410万円としております。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正としましては、給与改定に伴い、職員給与費を18万8,000円増額し、5,256万2,000円としております。

その下の第6条他会計からの補助金の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の減によりまして他会計補助金を308万円減額し、2億1,559万2,000円としております。

次に、6ページから9ページが補正予算実施計画になります。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、社会資本整備総合交付金の減に伴います汚水事業費の減額及び熊本北部流域下水道建設負担金の減額によりまして2,580万円減額し、1億9,410万円としております。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金は、社会資本整備総合交付金の減に伴い、汚水事業費及び老朽管対策事業の減額によりまして、一般会計からの繰入金金を308万円減額し、4,740万6,000円としております。

次に、項の5交付金、目の1交付金につきましても、社会資本整備総合交付金の減により2,260万円減額し、6,940万円としております。

次に、項の7その他資本的収入、目の1その他資本的収入は、平成25年度の熊本北部流域下水道建設負担金の返還金でございます。建設負担金につきましては、事業費から国庫補助金を除いた2分の1相当額を年度末に関係市町の負担割合に基づいて負担するものでございます。平成25年度の建設負担金としましては、平成24年度、25年度、債務工事としまして処理水再利用施設増設工事及び水処理設備改築更新工事を日本下水道事業団との協定により施工され、その協定に基づき建設負担金の請求があり、納付しております。その後、県と事業団とで工事の入札差金の精算が行われまして、既に納付しております建設負担金との差額812万7,000円が返還されるものです。なお、この建設負担金につきましては、起債の借入れをしておりますので、次のページの支出の企業債償還金で返還金分812万7,000円の繰上償還を行うものです。

以上、収入合計は4,338万7,000円減額し、4億5,163万5,000円とするものです。

次のページの支出ですが、款の1 資本的支出、項の1 建設改良費、目の1 施設費は、社会資本整備総合交付金の減によります工事費の減額及び熊本北部流域建設負担金の減額によりまして5,151万4,000円減額し、2億6,787万4,000円としております。

次に、項の2 企業債償還金、目の1 企業債償還金は、先ほど説明しましたとおり熊本北部流域下水道建設負担金の返還に伴う繰上償還をするものです。

以上、支出合計は4,338万7,000円減額し、8億6,429万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、ページ、9ページの社会資本整備総合交付金事業の減額補正が施設費で5,151万4,000円なんですけど、この減額になる事業内容というか、主な理由についてお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） ただいまの質問にお答えします。

減額になりますのは、白川左岸の污水枝線築造工事、それから津久礼污水枝線築造工事、これは上津久礼を予定していたところですけども、それと花立第1排水区雨水幹線築造工事、これは減額分を減らして工事を発注しております。それから、5,151万4,000円の中に熊本北部流域下水道建設負担金が入っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第48号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第48号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第48号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい道路は、新山30号線であります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

最後のページを御覧ください。

1の路線は新山30号線であります。

場所は、新山区公民館の北西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

延長が76.55メートル、幅員が6.0メートルの道路で、起点、終点とも、菊陽町新山1丁目地内です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 同意第3号 菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

て

○議長（大塚 昇君） 日程第12、同意第3号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第3号教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

このたび教育委員会の委員に紫垣徹様を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

来る平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き教育委員会委員をお願いするものでございます。

紫垣様は、住所が菊陽町大字久保田2790番地6、下原区になります。

生年月日が、昭和23年1月6日生まれの66歳になられます。

紫垣様の経歴につきましては、昭和45年熊本大学教育学部を卒業後、菊陽中学校を皮切りに阿蘇郡、荒尾市、天草郡、菊池郡市の小・中学校に奉職され、平成20年3月31日に旭志中学校校長を最後に定年退職されるまでの38年間の長きにわたり教職に携わってこられました。その後、平成20年4月から熊本県教育公務員弘済会理事、平成21年4月からは菊陽町教育委員会社会教育委員、平成23年1月からは教育委員に就任され、現在1期目でございます。

紫垣様は、人格高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職の経験や教育委員としての経験を生かされ、教育委員として最適と思っておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号菊陽町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第3号菊陽町教育委員会委員の任命につ

き議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて**

○議長（大塚 昇君） 日程第13、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（高木定伸君） おはようございます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明をいたします。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち2名の方が平成27年3月31日をもって任期満了になりますので、候補者として菊陽町大字原水1367番地6にお住まいの米村憲子様を再任、また菊陽町沖野4丁目11番19号にお住まいの別府逸郎様を新任の候補者としてお願いいたしますものでございます。

御両名を御紹介いたしますと、米村憲様は、菊陽町大字原水1367番地6にお住まいで、昭和29年5月3日生まれの60歳でございます。

平成6年から2年間、菊陽町立菊陽北小学校のPTA副会長、平成7年から3年間民生委員・児童委員を、平成23年からは菊陽町男女共同参画推進懇話会委員として活動され、人格及び識見ともに高く、平成21年4月からは人権擁護委員として積極的に活動されておまして、平成27年4月から3期目の再任をお願いするものです。

次に、新任としてお願いいたします別府逸郎様は、菊陽町沖野4丁目11番19号にお住まいで、昭和27年9月7日生まれの62歳でございます。

昭和46年4月に熊本県に入庁され、平成24年に退職されるまでの御担当としては高齢者、障害者、児童等の福祉行政を担当され、人権問題等に深く携わってこられました。

人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考え、平成27年4月から新任として推薦をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから1人ずつ採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、米村憲子君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、米村憲子君を適任とすることに決定しました。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、別府逸郎君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、別府逸郎君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 報告第8号 平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、報告第8号平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第8号平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告書について説明申し上げます。

内容は、継続費を設定しておりました菊陽中部小学校改築事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をするものでございます。

表紙をめくっていただきますと、報告書がでございます。少し字が小そうございますけども、御了承願います。

事業は、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽中部小学校改築事業であります。

表は、年度ごとに全体計画と実績及びその比較を記載しております。

まず、年度は平成23年度から平成25年度までの3年間でございます。

次に、全体計画の年割額の経緯は、一番下の行でございます。35億4,815万円で、財源内訳は国県支出金が6億7,202万8,000円、地方債が22億8,440万円、その他が1億5,000万円、一般財源が4億4,172万2,000円であります。

それから、中央の列は実績でございまして、通次繰越しました分を含んだ実際に支出した額を記載しております。

支出済額の計は、34億1,506万2,249円で、財源内訳は国県支出金が6億7,202万8,000円、地方債が21億8,600万円、その他、これは学校建設基金であります、1億5,000万円、一般財源が4億703万4,249円あります。

右の列の比較は全体計画から実績を差し引いた額となります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 報告の第8号について質疑を行います。

中部小の建設問題につきましては主に質疑をしてきた者の一人としてたくさん正したいことはありますけれども、本日は時間の関係もあります。また、いずれかの機会に冷静に総括的な事業の反省等はいけなくてはいけないというふうに思っておりましたので、それは3月の一般質問に回すとして、本日は1点だけお答えいただきたい。これをもって中部小の本体及び関連の事業は全て確定したかどうか、その1点だけお答えいただきたい。あとは、3月の一般質問に回します。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 事業の中身ということでございますので、私の方でお答えしたいと思います。

これの精算をもちまして当初予定しておりました中部小関係開発工事から建築工事全て終わります。その精算ということになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第8号平成25年度菊陽町一般会計予算継続費精算報告についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時24分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成26年12月18日（木）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成26年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成26年12月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 研修報告

日程第3 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第4 発議第4号 地域の中小企業振興策を求める意見書(案)

日程第5 発議第5号 菊陽町議会基本条例の制定について

日程第6 発議第6号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第7 発議第7号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

日程第8 議員派遣について

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 発議第8号 「農協改革」に関する意見書(案)について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 佐々木 理美子 君

2番 中 岡 敏 博 君

3番 野 田 恭 子 君

4番 吉 本 孝 寿 君

5番 吉 山 哲 也 君

6番 渡 邊 裕 之 君

7番 坂 本 秀 則 君

8番 石 原 武 義 君

9番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教育委員会委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

|                   |           |                                 |           |
|-------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| 教育次長              | 桐 陽 介 君   | 総務部長                            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君 | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君 | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長    | 大 川 由紀美 君 | 総務課長                            | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君 | 財政課長                            | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税務課長              | 阪 本 章 三 君 | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 東部町民センター所長        | 平 野 葉 子 君 | 福祉課長                            | 西 本 一 浩 君 |
| 子育て支援課長           | 宮 本 義 雄 君 | 健康・保険課長                         | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君 | 環境生活課長                          | 今 村 敬 士 君 |
| 町民課長              | 酒 井 章 彦 君 | 農政課長                            | 志 垣 敏 夫 君 |
| 建設課長              | 小 野 秀 幸 君 | 都市計画課長                          | 大 山 陽 祐 君 |
| 下水道課長             | 土 野 公 典 君 | 総務課長補佐兼<br>総務法制係長               | 中 島 秀 樹 君 |
| 図書館長              | 山 崎 謙 三 君 | 学務課長                            | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 堀 行 徳 君   | 農業委員会事務局長                       | 紫 藤 広 美 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第1、諸般の報告を行います。

先般、議会活性化特別委員会委員長から議会活性化特別委員会報告書が提出されました。

議会活性化特別委員会報告書は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第2、研修報告について。

これより閉会中の特定事件の調査について産業建設常任委員会、議会運営委員会で研修されました件につきまして報告をお願いします。

まず初めに、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会所管事務調査として研修を行いましたので、報告をいたします。

産業建設常任委員会は、中心市街地活性化と6次産業化の取組について、取組の先進事例視察を目的として11月5日から7日の日程で松村部長に同行いただき、愛媛県西条市、香川県高松市丸亀町商店街に伺いました。

西条市では、6次化産業、農業革新都市の取組について研修を行いました。

平成14年度から総合6次産業化に向けた取組を推進、地場産品輸出路開拓事業、新商品の開発、イチゴの周年栽培実証実験、野菜ソムリエ育成支援事業、サツキマスの陸上養殖などに取り組み、食品加工の流通コンビナート構造として各種の事業を展開されております。この事業時期を第1期として、平成23年度より新たに第2期として西条農業革新都市の実現に向けて取り組まれております。経団連のサンライズ・レポート、いわゆる民間主導による経済成長戦略として未来都市モデルプロジェクトと題し、人口20万から30万の地域と一緒に、医療、農業、教育などの新産業を創出し、全国展開、輸出産業に育て上げるという地域に選定され、農業界と経済界が連携した農業活性化モデル西条農業革新都市がスタートしております。住友化学を筆頭出資者として地元のJAや第三セクター企業とともに株式会社サンライズファーム西条を設立し、露地栽培の薬物野菜を中心にコスト削減、売上金額の増大、地域農業の活性化をコンセプトとして展開されております。その事業を推進するため、地域活性化総合特区の指定も受けて、高い評価を得ているそうでございます。その成果といたしまして、50を超える企業から

もいろいろな声かけがあったそうであります。

官民共同で取り組む新産業のあり方として、今申し上げました経団連企業、これが未来都市モデルプロジェクト、サンライズファーム西条、それから行政、西条市、ここは四国一の経営耕作地面積を持っておられます。農業者などさまざまなプレーヤー、そして総合6次化産業に向けた取組が相互作用しております。

また、マーケット・インの仕組みづくりとして人材育成、生産、パッケージ加工、流通販賣まで、必要とされるものの情報をいち早くキャッチし、効率的に栽培する仕組みを目指す取組もされております。視察に伺った数日前に株式会社サンライズ西条加工センターの工場も竣工し、四国最大のカット工場として関東、関西などの小売店、コンビニ、総菜工場などに向けて出荷されております。生産は、西条市だけでなく四国全域、また全国のものを扱うということでございます。今後は、農産物の貯蔵、流通機能の向上を図り、四国経済を牽引することが可能となる機能としての6次産業都市コア機能の確立を目指す、この機能を軸としてこれまでの露地栽培へ施設栽培を加えた安定的生産機能や、大学など高等教育機関との人材育成を加えた専門育成機能も関連させ、都市としてのスケールアップを目指すということでございます。ちなみにこの御説明いただいた係長さんは博士号を持ち、現在も大学で研究を続けておられる方で、かなりレベルの高い取組にただただ敬服するのみでありました。

後日、委員で反省会を行いました。これを本町で取り組む場合の問題点として、6次産業化への人手や販路の問題、中核となる組織に課題がある、また農産物の安定供給、取引価格などがあるとの意見が出ました。

現在、本町にある食品加工企業など受けることが可能か、西条のように町内の農産物だけでなく近隣圏内も想定し、空港や道路など利点を生かして取り組めないか、今後、検討研究をしていきたいという結論を見ました。

続きまして、高松丸亀町商店街でございます。

御教授いただきましたのは、丸亀町商店街振興組合理事長の古川康造さんでございます。内閣官房まちづくり伝道師、経産省タウンプロデューサー、総務省地域力創造アドバイザー、香川大学非常勤講師などもお務めで、全国で講演をされております。ちなみに昨年一年間だけで1万3,000名の方が視察に訪れ、そのうち4,000名は地方議会、残りの大半は行政の視察だったそうです。

この丸亀商店街が全国的にも注目されるのは、中心市街地商店街の再開発を民間主導でなし遂げたからであります。まちづくりを、ここからは講演いただいた内容を要約しておりますが、まちづくりを本気で議論するときに行き着く先は土地の問題である。個人所有のためにシャッターを閉め放置される。借りたくてもこれまでの一般的な借地権では既得権がついて手元が戻らない。この問題を解決しない限りは何もできない。これは行政では解決できない。それは土地の利用制限や財産権の侵害に抵触するからであります。それをコミュニティに依存し、民と民の契約で実現したとのことでした。再生計画を簡単にまとめますと、まず国の制度を活

用し、既存の商店を正しく廃業支援をさせる。すなわち従前の債務を解消する。そして、ウナギの寝床のような土地を町ぐるみで一体的にマネジメントし、もう一度正しく商業を集積し、住宅を整備し、病院を開設し、介護施設をつくって市場を開設する。このようなまちづくりをすることによって商業が活性化し、利益を生み、これが地権者の新たな収入、地代としての配当、そして新たな税金を生む仕組みをつくるというスキームでございます。

もともと高松は古くから集積度の高いコンパクトシティで、基幹産業が商業、大手の支店経済の町であったそうです。しかし、バブルの地価高騰や本州から橋ができたことで壊滅、大手の流入で県内小売業が壊滅、大型ショッピングセンターの進出で税金が県外に流出、ショッピングセンターの競争出店でオーバーした状態になっているということでございました。

戻りますが、なぜ民間主導かということで、これは旧態依然の制度、行政の前例主義では解決ができないからだそうです。この町の再生として中心部の抱える根本的問題の解決、先ほど申しました土地の問題、居住人口の問題、そしてこの丸亀商店街を7つの街区に区切り、各街区ごとに役割を持たせ、全体を開発していく。土地の所有と利用を分離した新しい開発のスキームということでございます。生活者がいなくなって業種の偏りにより廃業に陥る。業種の再現性、いわゆるテナントミックスを進める、そのためには土地の利用権と所有権を分離させなければならない。そこで、街区ごとに地権者の共同出資会社を設立し、60年の定期借地権を設定、所有権は失わず利用権だけ一旦60年放棄して各人の利害調整は一切行わずに新しいまちづくりの仕組みをしたということでございます。街区は、最小のコミュニティであり、共同会社が利用権を持ち、共同ビルを建設、運営はまちづくり会社が行う。その社員は全てプロだそうです。商業ビルの運営管理、施設管理、誘致専門の部隊などであります。このまちづくり会社は第三セクターであります。自治体の出資は5%、95%は商店街振興組合だそうです。これお聞きしますと、通常の第三セク、前の「さんふれあ」もそうだったようですが、どうしても議会の議決を経なければならない、これが物すごく遅くて、こういうシステムは使ってもらえないということで自治体の出資を5%に抑えたそうであります。

まちづくり会社は利益から運営経費、これはほぼ人件費だそうです。これを差引、劣後として地権者に配当する。現在は8%だそうです。資産に対しての8%を配当するということになっております。

また、権利者のリスクを押し下げるための活用制度として、法律は都市再開発法、都市再生特別措置法、中心市街地活性化法、これに基づく事業として第一種市街地再開発事業、民間都市再生事業、戦略的中心市街地中小商業等支援事業などの補助を活用したということでございます。再開発は本来役所の都市計画で国交省などの制度などでやる官の制度であります。役所の縦割りでは使えないのが現状であり、民間だからこそ国交省、経産省、総務省などの国の融資や出資など制度をミックスして活用できるということでございました。この開発効果として、市の中心部の活性化、眠っていた土地の活用ですね。市中心部の活性化は新たな収入、利益と新たな税金を生む、補助金を投資として評価してもらいたいということで、この手厚い支

援をいただいたそうです。この効果ですが、県、国、市に対して年間10億円近い税金を払っているそうでございます。これが中心市街地活性化の必要性であるというようなことを強く説いておられました。

7つの街区に分けて開発されましたが、まずはこのA街区のみを行ったそうです。それは戦略的に小さくても成功例を見せる。そのことによって成功の連鎖を導くということでもございました。総花的にならないように集中投資をさせるためのものでもあるということでもございました。また、パチンコ店はゼロ、住民提案型の地区計画を条例化したそうです。高さやデザイン、ビルのセットバック、パチンコ店、風俗店の禁止などは住民からの提案によって条例化をされたということでもございます。

高松市は42万規模からできるというふうによく言われるようでございますが、3万の町でも例えば駅前等に2万を凝縮することができれば立派な町ができる。これからの先のキーワードは集積だということでもございました。

この研修を終えて、委員からは、菊陽町を想定しながら、この丸亀町商店街の手法を生かして、特に三里木駅前の再開発に応用はできないかということでもいろいろと議論をいたしました。今、申しあげましたような利用権と所有権を分離するとか、こういうことも非常に参考になるということでも議論をいたしました。地元商工繁栄会や地主、それから商工会などと協議したいという意見が出ました。移動は大変でございまして、松村部長には大変御苦勞をおかけしました。この場をおかりして御礼申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまで委員全員が意義のある研修であったと感想を述べております。改選前で時間も限られておりますが、2つの研修を生かすために閉会中にいろいろなこれまで研修に行ってきた成果を生かす取組を計画しております。

以上で産業建設常任委員会の視察研修について報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員長甲斐榮治君。

○議会運営委員長（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の視察研修の報告をいたしたいと思っております。

ちょうど本議会で議会の基本条例と政務活動費の交付に関する条例案が上程されることになっておりますけれども、議会運営委員会としては、これまで議論をしてきたことを踏まえてあらかじめ質問も設定をして研修に当たっております。本日の後の発議とも多少関連がありますので、しばらく時間を頂戴したいと思います。要点だけを整理いたします。

研修の日時が11月18日、19日、2日間です。

研修先が佐賀県の嬉野市議会、それから長崎県の大村市議会、2か所です。

研修目的は、大きくは議会基本条例の実施の状況について。質問項目は多数ありましたけれども、そういうふうにとまとめております。

参加者、私甲斐榮治、小林久美子、岩下和高、渡邊裕之、大塚昇、梅田清明、以上の議会運

宮委員と廣野豊徳議会事務局長、7名でございました。

この研修を受けて12月10日に反省会を開いて、その結果を踏まえて本報告をしております。幾つか項目がありましたけれども、要点だけ申し上げます。

1番目に、議員相互間の自由討議の進め方とその状況についてというのが1番目です。議会は議論するところと申しますけれども、なかなか質疑等も一方的になりがちで、議員同士がその意見を交わすという場が比較的少ない現在の状況です。そういった意味で、この自由討議というのが一つの今の議会の大きな課題になっておりますので、そのことをお聞きしました。

大村市議会では、委員会でこの自由討議を採用してあります。執行部が説明をして、それに対して議員が質疑をして、その後は議員同士でこの意見交換をする。これは本議会とも多少似ておりますけれども、そういう形ですね。

それから、その自由討議の結果、その問題についてというのが委員会が必要と判断する件のみについて自由討議をしておるということですから、それが議員全体に必要という判断をすれば全員協議会を開いて討議をしておるということです。

それから、この委員会も全員協議会も、これも本議会と一緒にですが、正規の委員会でございますので、議事録を残しておるということです。

それから、嬉野市議会では政策討論会を設定をして、執行部抜きで討論を行っております。その討論の結果を政策提言としてまとめて、そして市長に政策提言をしておると。現在の段階ではまだ余り採用されたことはない。ただし、少しずつ今効き目が出つつあるというふうな報告でございました。

2番目です。議会報告会、これはもう基本条例にもうたわれておりますが、議会報告会の運営方法と、その課題について。

大村市議会の方は、3月、9月の定例会終了後、つまり予決算の議会の終了後に議員を6人ずつ4班に分けて市内8か所で夜の19時から21時まで行っておると。このときの共通のテーマは予算と決算であると。地区ごとの意見交換のテーマ、地区によって少しテーマも違いますので、それはその班に任せてあるということでした。意見とか要望、その場で出た意見とか要望等については常任委員会で調査研究をして、その結果をホームページに掲載すると。ないしは次の議会報告会で周知をするという方法をとっておると。参加者が、これはいずれの議会もそうですけれども、横ばい状態か漸減傾向にあると。大体5月、その予算後の参加者が96人から296人、ちょっと幅がありますけれども。それから、10月決算後が93人から233人ですね。これも幅があります。こうして説明責任を果たして議会活動に対する市民の理解と協力が得られつつあると。そういう効果があると。それから、報告会をすることによって議員の自覚が高まって、議員議会の資質を向上させることに貢献しておるということでした。

嬉野市議会は、8小学校区ありますので、その8小学校区ごとに年2回議会報告会を行っておる。参加者は121人から232人、これも幅があります。ちょっとやはりこれも漸減傾向にあると。嬉野市議会では本会議をインターネットによりライブ中継をしておるということでした。

3番目、議会審議における論点情報形成のために市長はどのような資料を提出しているかという疑問を提出しておきました。

大村市議会の方では、政策や議案の発生源、総合計画との整合性、将来にわたるコスト計算などに着眼することとしているが、市長に説明資料を求めてはいない。むしろその議会の方が注意をして今言ったようなことに着眼をして議論をしておると、こういうことです。

それから、嬉野市議会の方は、議長を通じて文書による資料の請求を行っているということで、こちらは大村市議会とは対照的なあり方ですね。もう20年前から非常に詳しい資料の提出が行われております。もちろん予算の款項目、事業名とも明確明記されておりますし、計画のどの部分に位置するかも明記されております。それから、事業の目的、効果、事業の内容、それから全体の計画、事業の全体計画ですね。例えば年度にわたる場合にはこの年度はこれだけこの年度はこれだけというふうに国庫の支出金、県支出金、市の債権その他、それから一般財源、これがどう使われるかという、そういうところまで分けて資料が提出をされております。この前、坂本議員の一般質問の中にもありましたけれども、かなり詳しい、これをやるならば300ページぐらいになるんじゃないかというふうな話も出ておりましたけれども、せめて新しい事業、それから大規模な事業についてはこういうものがあれば理解が早いかなと。現在の予算書、決算書で、特に決算の場合にはもうページを何ページを開いてくださいというて、行ったり来たりしているうちに何が何だか分からなくなるという状況ですので、大きな事業、継続する事業、新しい事業、そういったことについてはひとつ執行部の方も今後は理解をいただければというふうな意見が出ておりました。

それから、反問権です。反問権についてはいろんな議会の規定がありますが、嬉野市議会ではもう反問権そのまま、逆質問も想定している。例えば何かの質問を議員がした場合に、じゃあ議員さんあなたはその予算措置はどういうふうに考えていらっしゃいますかと、そういうところまで許容しておるということでした。

それから、議員の定数についてです。大村市議会の方では、委員会を運営するに適切な人員をまず考えていると。大体6人ぐらいだろうと。それと、委員会数が幾つか、大村市議会の場合は4委員会ありますので六四、二十四ですね。それに議長がプラス1になりますから25人が定員、こういう基準の考え方をしておるようです。もう一回言いますが、委員数、委員会を運営するに必要な委員数掛ける委員会数ですね。これを基準にしている。

それから次に、今日もまた後で出てきますが、政務活動費についても質問をいたしております。

大村市が月額2万5,000円、これは事務局で事前に査定をして、結果はネットで公開をするという形をとっております。

嬉野市では、月額2万円、領収書等を全部公開、レポート提出を義務づけておるということでもございました。ちなみに嬉野市は人口2万7,805人の規模の町です。それから、大村市議会は人口9万3,644名、そういう町であります。



最後に、議会の基本条例そのものについて質問いたしております。

大村市議会では、平成21年4月1日に施行されております。

それから、嬉野市では、平成21年7月1日に施行されております。これはもう言い尽くされたことですが、市民参加、情報公開、議会機能の強化を目指す。議会の基本を定める規範であって、議会及び議員のあり方の理念を集約したものが議会基本条例であると。議会基本条例は自治基本条例とは違い、二元代表制の一方の側たる議会の基本について定めるものである。だから、私が聞いたのは執行部とどのような詰め作業を行ったかを聞きました。両市議会とも先ほどのように二元代表制の一方の側の議会に関する基本条例であるので、執行部とは一切詰め作業はしておらない。意見交換もしていないと。議会の方で決定したと、ということでした。

20日の日に反省会をしましたが、まとめとしては嬉野市の市議会のモットーを紹介してまとめにかえたいと思います。議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば自治体は変わる。会して議し、議して論じ、論じて決し、決して行くと、これをモットーにしておるそうです。私もよく分かりませんでした。後でよく調べてみますと、議論の議は相談をするということですね、簡単に言えばですね。論、議論の論は筋道をつけると、物事にですね。議論というのは、だからいろいろ話し合っ筋道をつけると、こういう働きをするものであると、それを議会としては尊重しながら基本条例なり政務活動費の交付に関する条例等も考えなくてはいけないなというふうなことで帰ってまいりました。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 議会運営委員長の報告を終わります。

（17番梅田清明君「議長、広報研修報告もある。忘れとる」の声あり）

失礼しました。

広報特別委員会委員長梅田清明君。

○議会広報特別委員長（梅田清明君） おはようございます。もう広報が忘れられんように。

広報特別委員会の研修報告を行います。

去る10月2日、3日、木曜、金曜と1泊2日で広報委員全員6名と、山野係長随行のもと宮崎県延岡市議会と高千穂町議会、熊本県高森町議会と、3か所視察に行きました。

視察の目的は、議会広報全般についてでございます。

それでは、順を追って報告します。

10月2日、宮崎県延岡市議会を視察いたしました。延岡市議会では、事務局2人、内田理佐広報委員長ほか広報委員3名と、6名で対応されました。延岡市議会では、平成22年3月定例会において議会改革特別委員会を設置して、23年には広報・広聴特別委員会を設置されております。平成25年3月定例会において議会基本条例を可決し、4月1日より施行されています。それまでシティーミーティングを21年から実施していたが、議会基本条例が成立したことによ

り、25年7月に第1回議会活動報告会が開催されていました。

一般質問は1人当たり300字以内、それも3問以内、1人で1段強でした。文字だけの紙面にならないように写真を委員会で協議して掲載しているとのことでした。この辺は菊陽町議会だよりも検討すべきと思った。また、平成13年にケーブルテレビ放送にて本会議、一般質問の生中継を開始され、平成24年からFM放送にて本会議、一般質問の生中継を開始されております。延岡市は人口12万7,026人、世帯数5万3,234世帯でございます。菊陽町も考え、検討すべきだと思います。

次に、10月3日、高千穂町議会を午前中視察いたしました。高千穂町議会は、佐藤定信議長、工藤広報委員長ほか4人の広報委員が対応してくれました。議会だよりたかちほ創刊は平成6年1月20日発行、現在83号ということで、菊陽町が9月号で82号ですので、ほぼ一緒です。平成13年までは議員互助会内の編集委員でやっていたが、平成13年10月29日、議員発議により高千穂町議会報発行に関する条例を原案可決し、編集委員会を公務として明確にしています。また、各常任委員長が広報委員になり、常任委員会の紙面は各常任委員長が担当、写真は各紙紙面担当が該当写真を撮影か入手している。

一般質問は1人2分の1ページ、原稿用紙は11字掛ける24行、3段、やはり写真は大きく掲載しており、大変読みやすくなっていた。全国町村議会広報コンクールで7年連続優秀賞を受賞されており、全国から広報視察研修に来庁され、たくさん土産を買って帰られると広報で頑張っている視察を全国から呼び込み、観光に力を入れられていました。

また、10月23日、東京の砂防会館研修の帰りに飛行機の中で高千穂の広報委員さんたちと会いました。広報委員全員と事務局1人、7名、それも毎年全員で研修に行っているとのことでした。今度も表彰をとると、広報委員の意欲が感じられました。

午後は、高森町議会を視察いたしました。高森町議会は定数10人で、3常任委員会で重複して委員会に参加されていました。高森町も3常任委員長と副委員長1人、4人で広報委員されていました。平成26年3月議会において議会基本条例を制定され、今まで議会報告会を23年に町内4会場、24年に7会場2回、25年に9会場2回、26年に9会場、高森町は広範囲だから会場を増やして年2回議会報告会を開催されていました。また、町内全世帯がケーブルテレビを見られるようになっており、たかもりPOINTチャンネルという町の自主放送で議会の様子を放送する取組を行う予定ということでした。

今回、3か所研修に行ってきましたが、どこも広報委員や議会の取組意欲が違っていると感じました。私たち広報も研修の反省会を開き、よりよく読みやすい広報を目指して頑張っていきます。

これで広報の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 広報特別委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第3、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の順とします。

まず初めに、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） それでは、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

今回、産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項について、請願第3号「農協改革」に関する請願書、以上2議案でございます。

12月11日、12日、2日間にわたり各担当課長及び係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査を行いました。

なお、13日の午前10時から、お手元に配付しておりますが、上井手のミツユビ分水路、そのほかそれぞれの井手、そして株式会社愛歯さんの視察を行いました。

それでは、審査の経過につきまして要点を記録した資料が配付しておりますので、簡単に御報告をいたします。

まず、都市計画課でございます。

菊陽第二土地区画整理事業は84%終了というふうなことです。事業終了の予定はいつなのかという質問でございます。現計画では平成29年3月31日とされておりますが、現在事業計画及び実施計画の変更業務を行っており、平成32年3月31日、平成31年度まで期間延長の変更予定でありますということでございます。

この31年度で事業終了すれば、区画整理は終了となるのかという質問に、この事業が完了すれば今のところ終了ということでございます。

また、保留地処分も以前に比べたらスムーズに処分できていると思うと、不動産業者の仲介による処分の効果はあるかという質問でございますが、保留地処分全27件に対して仲介による処分が11件となっており、相当な効果が出ているということでございます。

先ほどの3年延長、延期にする理由はというところで、区画整理事業は人様の財産を扱う事業であり、減歩や換地、補償交渉等非常に難しく計画どおりに進まない。しかしながら、進捗率84%と、よくここまで進んでいるというふうに進んでいると感じておりますという回答でございました。

続きまして、農業委員会でございます。

農地流動化推進事業費の報償費で農地流動化推進員謝礼とあるが、何人に対して支払われているのかという質問に対しまして、農業委員が推進員であるので、農業委員17名分ということでございます。

耕作放棄地、休耕田の現状をどう思うか、また地主に対してせめて原状回復させることはで

きないかという問いに対しまして、9月に現状を把握すべくパトロールを行った。農業振興地域については少し手だてを講じていきたい。地主に対しては本年度事例が1つある。あくまでお願いという形で当初拒否していたが、最近現地を確認すると原状回復されていたと。命令指導という形では現時点では難しいということでございました。

続きまして、商工振興課でございます。

企業誘致ですが、出張が多いようですが、経過は出ているのか、原水工業団地の状況はということでございます。これはまだ余り情報を出せないということでございましたが、現在停止条件つき契約を締結した企業が2社、約4,700平米と3,000平米と、予約契約が締結した企業が1社、1万2,100平米でございます。また、予約が入っている区画約8,000平米となっていると。このことから、これら全て成立しますと、1万2,000平米と約2万4,000平米の2区画を残すのみ、分譲率は80%ということでございます。

続きまして、建設課でございます。

町営住宅使用料で、収入未済額があるが、この未納者は固定化しているのではないかと質問でございます。収入未済額として920万5,800円の未済額がありますが、臨戸訪問や電話等による催促や徴収を行い、未納者が固定しないように努力しているということでございます。現年度分と過年度分合わせて収納率は平成23年度が80.11%、24年度が84.20%、25年度が85.26%となっており、回収率は上がっているということでございます。

道路新設改良費の委託費の登記委託料について、測量士、司法書士は輪番で委託しているのか、また指定しているのかという質問に対して、現状や実情を詳細に理解しているなどの理由がある場合を除き、基本的には熊本県の公共嘱託登記土地家屋調査士協会、熊本県司法書士会に委託し、協会で振り分けてもらっているということでございます。

古閑原住宅の建替えについての質問がございました。現在は20世帯分あり、11世帯入居されていると。この中で1世帯が退去予定です。上井手の護岸改修、引っ越しの費用等問題があるため、ほかの用地での建替え、現在地での建替えも含め検討しているということでございます。

続きまして、農政課でございます。

土地改良費の白川漁場環境保全補助金について何に使われているのかと質問に対して、交付対象事業はアユの遡上に伴って下流域から上流域に移す事業がある。下流域で捕獲して上流に移す事業だということです。上井手、下井手、津久礼井手と取水しているので、それに伴う河川掘削をしていることもあり、大津町と菊陽町で負担しているということでございました。

歳入の農業施設使用料、資源循環型豚舎等施設使用料4万5,000円掛ける12か月、54万円には期限があるのかという質問でございますが、これは耐用年数まで、地域改善対策事業の豚舎を移転したもの、先々は町と話し合いで自立してもらいたいということでございます。

これが以上でございます。

そして、請願第3号の「農協改革」に対する請願でございますが、これは9月に同文が提出

されており、紹介議員であります上田議員から説明をいただき、議員間で議論をいたしました。今回は、この趣旨としてこの9月から12月の議会の中に11月6日に組合員自らの意思に基づく自己改革内容を取りまとめを行い、今後5年間で自己改革集中期間として改革に取り組むということをごさいますて、その趣旨に賛同して、質疑も討論もございませんでした。

以上が審査の主な経過でございます。

付託されました2議案について採択を行いました結果、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により認定と決しました。

請願第3号「農協改革」に関する請願書については、全員賛成により採択を決定をいたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果についての報告を終わります。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑については自席にてお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、請願第3号「農協改革」に関する請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第3号「農協改革」に関する請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務常任委員会に属する事項について、認定第3号平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案が付託をされました。

12月11日、12日の2日間にわたり、各担当課及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査をいたしました。

なお、13日の午前10時から光の森キャロップアの現地調査を行い、担当課より説明を受けました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告をいたします。

まず、税務課。

固定資産税の課税誤りにおける還付は既に終了したのかという質疑に対しまして、連絡がとれていない581名中7名の方について還付が済んでいない、県内の方については直接自宅へ訪問したが会うことができない状況です。また、法人分も既に倒産をしている可能性がある。還付が済んでいない分の総額は残り約6万5,000円ですということでした。

次に、総務課。

夜間等のさまざまな委託契約は一括して1つの会社になっているのかという質問につきましては、一括しているわけではなく、委託ごとに契約をしていると。

剪定等の契約はと。見積りを取り、シルバー人材センターにお願いをしていると。委託契約もできるだけ町内業者を入れて契約をしていますということです。

次、総務課の交通防災係。

交通安全対策特別交付金はどのようにして算定をされているのか。交通違反の反則金を財源として交通事故の件数、道路延長等により算定をされ、市町村へ交付をされていますということです。

次、総合政策課。

宝くじ交付金はオータムジャンボ分だけかということ、毎年なのはオータムだけです。サマージャンボは市町村振興協会が毎年積み上げており、毎年は交付はされておられませんということです。

次、東部町民センター。

看護師報酬に関してデイサービスを行っているということだが、事業内容は高齢者対策事業としているものか。社会福祉協議会が行っているものかという質疑に対しまして、事業としては地方改善事業の中に隣保館デイサービスの事業があり、補助金を受けてセンター独自のサロン事業を毎週金曜日に行っていると。第1週目の報酬は社協から支払われており、残りの週についてはセンターからの報酬を支払っていると。毎週水曜日は社会福祉協議会によるミニデイサービスも行われておりますということです。

次に、人権教育・啓発課。

団体活動助成金について任意の団体に公金を支出しているということになるが、減らす努力をしてもらいたい。減額交渉は行ったかという質疑に対しまして、補助金全体が減額傾向にあることはお話をしていると。今後も話をしていくが、全て納得してもらうのは難しい。同和対策事業で生活環境は大幅に向上したと。結婚差別をはじめ、部落問題はまだ根強く残っており、運動団体もその解決に向けた活動を続けており、支出を続けていく必要がありますということです。

次、財政課。

不交付団体は何を基準に決まっているのかということに対しまして、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた差が普通交付税となります。需要額より収入が上回っている場合は交付団体となりますということです。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました結果、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務常任委員会に属する事項につきましては、全員賛成により認定と決しました。

認定第3号平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全員賛成により認定と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑におきましては自席によりお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長長の報告を終わります。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第3号平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成25年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長長の報告は認定するものです。この決算は委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） それでは、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項について、認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案が付託されました。

12月11、12、15の3日間にわたり各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されておりますので、その中の主なものだけを報告いたします。

まず、健康・保険課ですが、国民健康保険の特別会計の中で国民健康保険税の不納欠損額は例年どれくらいあるのかという質問に対して、監査資料のページ、12ページに不納欠損処分理由及び件数がありますが、不納欠損とは滞納分の徴収金を消滅時効、執行停止等によって消滅させ、徴収権を放棄することで、理由としては生活困窮、執行停止、倒産、生活保護、外国人の帰国等がありますということでした。また、平成25年度は前年度より約1,300万円の増となっており、消滅時効が5年経過後、執行停止が3年経過後に計上されることや、執行停止等の件数、高額滞納者等の有無によって増減をするということでした。

次のページの延滞金や差押えの件数についても質問がありました。それは資料を参照してください。

それから、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者の1人当たりの保険料は今どれくらいになっているかということについて、約6万7,000円という答弁でした。

それから、ページ、3ページですけれども、町の健診費用負担金があるが、町の負担額は、また被保険者の自己負担額という質問に対しては、75歳以上の後期高齢者医療保険者426人が受診をされ、特定健診の町負担額は医療機関によって若干差がありますが、約7,500円です。また、特定健診の自己負担額は800円になりますという答弁でした。

次、介護保険課です。

介護保険課については、一般会計の中で老人クラブ活動補助金及び敬老会開催補助金の算定方法はという質問に対しまして、単位老人クラブへの補助は1クラブに3万円と、会員1人当たり500円の補助を、敬老会開催に際しては1地区に1万円と参加者1人当たり600円の補助をいたしましたという答弁でした。

介護保険特別会計については、地域住民グループ支援事業委託料で説明のあったふれあいサロンの新規参加者、特に男性の参加が少ないと思うがという質問に対しては、老人クラブも同



様ですが、減少傾向にあるようです。今年度は、町社会福祉協議会に委託して、お試しサロンも実施し、活性化を図っていますということでした。

次、環境生活課です。

環境生活課では、ごみ減量は町にとっても財政負担の軽減となるが、ごみ減量に向けた町の取組はという質問に対して、一般廃棄物に関して、これまでどおりごみ分別を徹底し、来年春からは廃食用油ですね。食用油の回収を行うなど、廃棄物の再資源化を推進し、可燃ごみや埋立ごみの減量に取り組んでいきますということで、また近年増え続ける商業施設等の事業者に対しても一般廃棄物に係る分別の徹底と産業廃棄物の混入を行わないよう、さらに指導を強化していきますという答弁でした。

次、町民課です。

町民課については、日曜開庁日については代休措置ではないのかという質問に対して、日曜開庁日の開始当初から時間外手当で対応していますという答弁でした。

次は、武蔵ヶ丘支所です。

諸証明手数料のうち住民基本台帳手数料の内容はということで、これに対しては主に住民票ですということでした。

手数料の多いものの件数という質問に対しては、住民基本台帳手数料が6,910件、印鑑証明登録を含む手数料が4,355件、諸証明（税証明等）手数料が3,979件という答弁でした。

それから、福祉課ですけれども、災害時用備品で毛布105枚の購入で自主避難の場合は各自で毛布を持ち込むようになっているようだが、高齢者から貸与してもらいたいという要望があると、どうかできないかという質問に対しては、福祉課で購入したものは福祉避難所で使用するようになっています。購入した毛布を自主避難の際、貸与できないかということについては、総務の防災担当とも協議し、検討させていただきます。自主避難所としている老人福祉センターにはわずかですが布団類が置いてありますという答弁でした。

それから、子育て支援課です。

子育て支援課については、家庭的保育者委託料の来年度以降も増え続けるのかという質問に対しては、家庭的保育室2か所が開設されているということで、来年度以降は子育て支援新制度に移行することによって事業費全体が膨らむこととなりますという答弁でした。現在ゼロ歳から2歳児までを対象に三里木と青葉台の2か所の家庭的保育室で、それぞれ定員5名で事業が実施されているということです。

あと、延長保育の利用状況や、それについて延長時間を延ばすことができないかという声があるがどうかということについては、議員の方からアンケート調査なども行ったらどうかという質問があったんですが、アンケート調査については昨年子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査で実施をしましたが、19時以降利用したいという人の数は少数だったということで、特に必要とする方はファミリー・サポート・センター事業等を活用していただきたいという答弁でした。

また、保育士の確保は今厳しいのかということについては、近隣の市町でも待機児童対策として保育所の整備が進められており、保育士数全体が余り増えない中で、求人が増え続けていることから、次年度以降は保育士の確保がさらに難しくなることが予想されるという答弁でした。

あと、次のページの待機児童支援助成事業補助金の内容はという質問に対して、認可保育所への入所を希望しながら入所できず、認可外保育施設を利用されている家庭の経済的な負担軽減を目的とした事業で、ゼロ歳児は1万1,000円、1歳児から3歳児までは9,000円、4歳、5歳児は3,000円を上限に助成をしているという答弁でした。

次、学務課です。

学務課は、ページ、12ページになりますが、建設等補償費の内容はという質問に対して、補償の内容としては住宅外壁や室内のクラックの修繕費用、スカイビレッジの住宅については目隠しフェンスの設置費用を補償していますという答弁でした。

次、図書館です。

図書館につきましては、ページ、13ページですけれども、ホール運營業務委託について質問がありまして、これは開館以来委託業者はかわっていないがという質問に対しては、館によって音響、照明等の機械が違うため、新しい業者に決まってもなれるのに時間がかかってしまい、特に4月は行事が多いので、他の業者がとれないのだと思いますということで、今の業者で11年目ということでした。

それから最後、生涯学習課ですけれども、ふれあいの森研修センターが狭いという話を聞かすが、拡張はできないのかという質問に対して、拡張はできないのでやりくりをしている。なお、学童保育で2部屋使用しており、学童保育が新築されれば解消できるのではないかと考えているということでした。

また、教育長の方からは、菊陽北小校区の区長会からセンター建設の要望が上がっているということでした。

あと、中央公民館は、特にありませんでした。

以上が審査の主な経過です。

なお、付託されました4議案につきましては、採決を行いました結果、認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項については、全員賛成により認定と決しました。

認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定と決しました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席にて伺います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の報告が終わりましたので、これから認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

決算については、幾つか評価できる点について、まず初めに述べます。

教育関係では、菊陽中部小学校改築事業を行われ、平成25年2学期から授業が開始されています。また、武蔵ヶ丘小学校、菊陽西小学校のプール改修事業が行われています。菊陽中学校増築・改築事業では16億4,525万円のほか、武蔵ヶ丘中学校空調整備工事に7,848万円などが実施をされています。ソフト面では、町独自で小・中学校へ学習サポーターが配置をされています。子育て支援については、西小学校学童保育施設建設工事に3,988万円支出をされています。また、学童保育8園の運営補助金の支出などがあります。介護保険関係ではきほう苑きららに介護基盤緊急整備特別対策補助金として1億3,340万円支出をされています。歳出の中で民生費が25.99%、教育費が19.45%であり、合わせますと45.44%になります。菊陽町は人口が急増する中で、教育、施設の整備などが待ったなしで、非常に力を入れていただいていると思っています。

また、平成25年度の財政力指数を見ますと0.925で県内トップです。私は今議会の一般質問でも述べましたが、この財政力を生かして公務員の中での非正規職員の占める割合が県内で一番高い、また九州内でも最近の調査でも4位ということで上位にあり、改善が必要であると考

えます。

また、待機児童解消のために平成25年度は家庭的保育事業の定員を10人増やされていますが、これも全体として追いついていません。非正規職員の待遇改善がより一層必要だということと、待機児童に対しての対策も待ったなしというか、非常に力を入れていただきたいということをお述べまして、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成25年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号平成25年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第4号 地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第4、発議第4号地域の中小企業振興策を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものです。

提出者を代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） それでは、発議第4号地域の中小企業振興策を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、アベノミクスによる景気回復は大企業だけで、中小企業はまだ大変厳しい状況です。地方創生のもとに中小企業のさらなる振興策を求めるものです。

それでは、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）。

今年の円相場は、1ドル100円前後で推移してきましたが、8月以降急速に円安が進行し、10月1日には一時110円台と約6年1か月ぶりの水準を記録しました。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など、幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されています。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心です。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言えます。また、中小企業は、コスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられます。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせません。

よって、政府においては、地域の中小企業を守る以下の振興策を強力に推進するよう求めます。

記。

一、中小、小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目の無い支援体制を構築すること。

一、中小企業需要創生法によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること

一、地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など人手不足の抜本的解消のための対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣安倍晋三様、財務大臣麻生太郎様、経済産業大臣宮沢洋一様、厚生労働大臣塩崎恭久様。

以上です。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第5号 菊陽町議会基本条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、発議第5号菊陽町議会基本条例の制定についてを議題とします。

この議案は、甲斐榮治君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いします。

○9番（甲斐榮治君） それでは、発議第5号菊陽町議会基本条例の制定について御提案をいたします。

その前に訂正箇所が2か所ありますので、恐れ入りますが御訂正をお願いします。

まず1つ目は、提案理由、かがみの提案理由のところ2行目「議会及び議員活動の」、「に」になっておりますが「の」に訂正してください。「の充実と活性化のために」、よろしゅうございますか。

それからもう一点、お手元にお配りしております議会基本条例案の第8条、第8条の2行目、「議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、」その次です。「全条の規定に準じて」の「全」が全てになっておりますが、これを前、前条、「前」というふうに御訂正をお願いします。

以上です。

それでは、御提案を申し上げます。

菊陽町議会基本条例の制定について。

約4年に近い期間全議員で討論をしてきたことについて、その果実を代表して提案できる名誉と責任を痛感しております。

菊陽町議会基本条例の制定についてですが、上記の提案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由としましては、町民の福祉向上と公正で民主的な町勢の発展に寄与するため、議会及び議員活動の充実と活性化のために必要な議会運営の基本的な事項を定めるものであるとしております。

本条例は、平成23年6月に設置されました議会活性化特別委員会の調査検討の集大成であります。条例制定の経緯については、これまでに全員協議会、議員連絡会及び議会活性化特別委員会で行っておりますので省略いたしますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で本条例提案についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

なお、質疑は自席においてお受けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

行政からの質疑について申し上げます。

議員から質疑については試行的であります。行政側に反問権の付与を行っております。この後、上程予定の議会基本条例の中では議長または委員長の許可を得て、その論点の整理、または質問の趣旨を明確にするため、当該議員に聞き返すことができるとなっておりますので、反問ということで行政と直接関与する部分について許可します。

井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 質問をお許しいただいてありがとうございます。

発議第5号菊陽町議会基本条例に対して幾つかのことについて疑義を感じていますので、質問をいたします。

今、大塚議長の方から執行部に関係のあるところというような制限がありましたが、執行部に関係のあるところは当然でありますので質問をさせていただくわけなんです。それに至るところの部分で少しお尋ねをしたいことがありますので、お許しをいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○副町長（井手義隆君） ありがとうございます。

まず、この条例を中心になって検討してこられました議会活性化委員会の皆様方、そしてその中心となって委員会活動を行ってこられた坂本委員長、吉山副委員長に対し深く敬意を表すものであります。議会では、平成23年6月町議会活性化委員会を結成され、以来20の項目について検討、協議を重ねてこられたものと思っております。全国で同じような活性化委員会ができていますが、どこでも熱心に取り組んでおられることを幾つもの雑誌、あるいはレポートが報じているところです。その雑誌、レポートを読んでおきますと、議会活性化のためにと検討してこられた項目の一つ一つが大変重要である、難しい項目であるというようなことから、それぞれの議会の状況によって活性化のための対応策が違っていたりしております。例えば先ほど議長にお許しをいただきました反問権のことでありますが、この反問権を執行部が議員の質問の



内容を確認するためのものと、いわゆる確認権というふうに捉えているところもあれば、今日お許しいただいたのは今から申し上げるような、いわゆる反論権として捉えているようなところもあります。先ほど甲斐議員が大村の議会でございましたかね。御紹介がありました。そこでお使いになっているものは反問権というのはむしろ反論権に近いというような形での運用状況ではないかというふうに思います。このように大変難しい問題ですので、慎重な議論が議会内部でも菊陽町議会内部でもなされたものと思います。菊陽町議会活性化委員会においても20の検討項目がなされたということでもありますので、その結果として現在試行中であるとか、あるいは検討継続中であると、幾つか決定されているということでもありますので、いつか活性化委員会委員長から町民の方々、それから私ども執行部に対して検討の成果報告がきちんとされるものというふうに期待をしているところであります。

さて、その議会活性化のための検討項目、20項目というよりはむしろ先ほどの甲斐議員の発言ですと、集大成というお言葉をお使いになっていました。検討がなされてきたわけですが、今提案のこの集大成である基本条例がこの手元にあります。この基本条例には、その内容として町民との関係、執行部との関係、議会内部のことが規定されております。議会内部のことだけの条例であるならばそんな条例が要るのかというような問題は別にしまして、さほど私どもが私が意見を挟むことはないわけではありますが、町民との関係であるとか、あるいは執行部との関係であるとか、それからこの議会基本条例と既存条例規則との関係が規定されている以上、議論を深める必要があるというような考えからこれを質問させていただきます。

質問の項目は、質問の事項につきましては遅くなったところではありますが、昨日議会事務局の方にあらかじめ届けておりますので、それに基づいて大体質問をさせていただきたいと思えます。

ただ、先ほど甲斐議員の方から研修報告なり何なりの中で報告された事柄で十分足りることについては通告したことにもかかわらず、これは省略をさせていただきたいと思えます。

まず第1点が、議会活性化対策の一つとして基本条例が検討されてきたところではありますが、条例提案に当たっての基本的な事項について、まず説明を求めます。

まず1点は、県内の、全国とは言いませんので県内の市あるいは町村の議会基本条例の制定状況についてということでもあります。

それから2つ目に、議会基本条例を必要とする背景ということでもあります。

そして3つ目には、議会基本条例の検討に要した時間なり、あるいはその手法をどういうふうにおやりになったかというようなことでもあります。

それから4つ目が、議会基本条例制定の効果であります。この質問の中身につきましては、今回議会基本条例の中にも書いてあります、議会は町長等が提案する政策等について、その水準を高めるため、あるいは町民への公開のため説明を求めることができるというふうに第7条で規定がされています。その中の項目で全6項目、それからプラスしてその他議会が必要と認める事項を町長に説明を求めることができるというふうにしてあります。当然このことは基本

条例制定に当たって議会の側から説明をしていただけると執行部に対して説明をしていただけるということが期待できるわけでありますので説明の用意があると思われまして、御説明をお願いをいたします。説明を求める事項というのは、県内、それから市町村の議会基本条例の制定状況、それから議会基本条例を必要とする背景、基本条例の検討に要した時間と手法、それから基本条例制定の効果、これについてどのように認識してあるのか、これをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 質問にお答えします前にお断りしておきますけれども、昨日、その質問の通告書を受け取ったのが昨日の5時半でございました。緊急のことであったのかもしれませんが、本来ならば私たちも質問の通告をするときには大体2週間以上前、1週間以上前ですね。執行部の方にお届けをして執行部の方では誤りがないようによくよく精査をして成文化をして答弁に臨まれるというふうに思いますが、今回はそのような時間的余裕がありませんでしたので、場合によっては少し不十分な説明になるかもしれません。それは御承知おきいただきたいと思えます。

大筋においてはお手元に配られておると思いますが、議会活性化特別委員会の委員長の坂本委員長の報告書がお手元にあると思えますので、それを御参照をいただきたい。

それからもう一点、今の質問、副町長がなさいましたけれども、町を代表しての質問であるかどうか、その1点をお答え願いたい。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 町を代表してなのか、個人的な質問なのかというような事柄と捉えてよろしいんですかね。

（9番甲斐榮治君「はい」の声あり）

その町を代表しての質問か、あるいは個人的な意見かというようなことの聞かれるところの理由がもう一つよく分からないんですが、基本的には町を代表してといえますか、執行部側からの質疑だというふうに捉えていただいて結構かと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 聞きましたのは、今回は議長が許可をされましたので執行部からの質問に答えるというふうなことにしておりますけれども、今後、このような事態がまた起きてくるかと思えますが、その際に物事を整理しておかないとルールができませんので、一応お聞きをしておきました。

それでは、御質問の内容に答えます。

まず1番目ですが、県内市町村の議会基本条例制定状況についてであります。

これは私が知るところでは現在は水俣市、天草市、それから御船町、その3つの自治体ですね。が県内では制定をしておる。質問にはありませんでしたが、全国的には約600の自治体が既に制定を終わっておる。特に議会の基本条例ではありませんが、お隣の大津町においてはま

ちづくり基本条例、これはもうほぼ自治基本条例に準ずるものというふうに私は理解をしておりますが、もう制定済みであります。それから、合志市においては、名のとおり自治基本条例が制定を済んで、もう運用をされております。そういう状況でございます。これが1番目に対する答えです。

それから2番目ですが、基本条例を必要とする背景、これはもう副町長が私たちとの意見交換のときにもずっとおっしゃってきたことと思いますが、かいつまんで申します。1つは、2000年以前と2000年以後では自治体のあり方も議会のあり方も全く変わってきているということが1点ですね。2000年以前は、これは2000年といいますのは地方分権一括法ができた年です。その以前は膨大な機関事務が国から地方自治体に委任されておりました。ですから、端的に言えば地方自治体というのは国の下部機関的な、そういう機能を果たしておったということです。地域の政策選択とか意思決定の権限というのは非常に範囲が限られておったという状況です。ですから、ところが2000年に地方分権一括法が成立をしまして、この機関委任事務が廃止をされております。それから、国と地方は対等になりました。地方自治体というのはその結果権限が非常に増して、責任も大きくなっております。そして、特に自立が求められてき出した。皆さんよく御存じと思いますが、夕張市の件ですね。夕張市では財政破綻をしました。このときに言われたのが議会は一体何をしておったのかということが大きな問いかけとして出ております。これに答えなくてはならないという、そういう事態になってきた。その後、地方自治体の議会、地方議会の状況等がいろいろ焦点を当てられてきて、役に立ってないんじゃないかというふうな大まかなそういう雰囲気がありました。多くの自治体で定数削減、それから議員の報酬カットですね。これが議会の改革、行財政改革と言ってもいいかもしれませんが、そういう状況になってきて、議会不要論まで出てきた年があります。そういう情勢を踏まえて、議会というのは本来何かと。団体の意思決定機関である。市長や執行部の監視、それから政策立案の機能を持った、そういう存在である。そういうものとして再生させねばならないというのが地方議会の一つの使命になっております。開かれた議会、公平公正にして透明性のある議会づくりを通して住民の信頼を得る議会づくりが必要になってきた。これが大まかに申し上げますと議会基本条例が必要だという一つの背景でございます。

次です。議会基本条例の検討に要した時間と手法ということですが、時間につきましては報告書にありますように平成23年6月15日から平成26年12月15日に至るまで、御覧になると分かりますが、期間としては膨大な期間、それからそれを一つ一つまとめれば何分間とかまとめることもできますが、さっき申し上げましたようにその時間はちょっとございました。膨大な時間を費やしております。

それから、手法ですけれども、活性化特別委員会が結成されて、その討議ですね。条例案づくりの作業チームも動き出しました。それから、結果は全員協議会で諮りました。また、議員連絡会にも諮っております。さらに、議会運営委員会と活性化特別委員会との合同委員会等も催して、何度も何度も討議をしております。この間には先進地の研修を何度もやっております。

す。そういう手法を駆使して今日に至ったということです。

それから4番目に、議会基本条例制定の効果ということですが、これはまだ今から出てくることですが、現在確認できることとしましては、自分を振り返ってもそうですけれども、この条例案をつくる過程でさまざまな議論をいたしましたし、いろんな面から今の議会を眺めてみた結果として自分の意識の中に議会とは何かという、そういう意識の変化が起きている。ほかの議員の中にもそのような状況が起きておるといふふうに思います。

あと、期待されることとしては、独立した機関として政策決定を行う開かれた議会として機能することが今後は期待される。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） ありがとうございます。きちんとした御返事をいただいたというふうに思っているところであります。

第1点目の議会基本条例の制定状況で、水俣、天草市、それから御船というようなところが出たんですが、それ以外でも議会基本条例というきちんと名前が同じ状態が出ているのが荒尾市と、それから今年の3月に菊池市が出ております。それから、上天草市、あと高森、氷川、あさぎり、これだけのところが既に議会基本条例が制定されている状況になっております。

それから2つ目が、いただきました夕張のことが契機だというようなことでおっしゃったんだろうと思いますが、私も夕張が破綻したときに同じような行政機関の中におりましたものですから、ショックを受けたのは今でも覚えております。そのときの第1番目のショックは職員は一体何をしとったんだ、議会の方々がチェックができなかったのどうのこうのという前にこんなになるまでほたつとった職員というのはどういう職員だったんだというのが私そのときに覚えたところでありまして。当然こういうことはうちにはないだろうなという形でいろんな形のチェックが行われ、絶えず自分たちは不断の革新をしていかなければならないというような思いをしたというのを記憶にとどめております。

それから、3点目の検討に要した時間と手法というのは書いてあるとおりでありまして、大変な努力をなされたということ、大変だったろうということで評価をしているところです。敬意を表したいというふうに思います。

それからもう一点、制定の効果については期待されているのがこういう効果だというようなことは非常によく理解できましたし、そういう効果が出てくるんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

ということで、それから一番最初に昨日の夕方というようなことでもございましたけど、以後こういうことがないように早い時期に私どもも意見が言えるというような形でこのたびみたいに議長からちゃんとお許しが出るだろうなというようなことが想定できるならば、きちんとした対応というのをあらかじめやっつけていこうという用意はありますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

それから、質問事項の2番目に行きたいと思います。

議会基本条例は議会運営の基本的な事項を定めるというようなことだろうと思います。ただ、その具体的な内容にここから本論に入ってくるわけなんですけど、議会のことだけではなくて町民の関係であるとか、執行部との関係というのが規定されています。したがって、これは町民との関係というのが規定されているならば、あるいは執行部との関係というのが規定されているならば、これらの方々との十分な事前対する十分な説明と、それから方々に対する協議と、そして理解を得るための努力というのが十分なされるべきじゃないだろうかというような問題視から町民との関係、それから執行部との関係、このことについて十分協議をしたんだ、理解を求めようように努力をしたんだというようなことの御説明を1つはいただきたいと思います。

それからもう一点は、条例をつくるときにはどうしても基本的なところからだんだんブラッシュアップされてきちんとしたものになっていくという経緯をたどっていきます。こういう条例の精度を高めるために条例の論点を整理し、議論を深めるためにどのようなことがなされたのか、このことについて御説明がいただけるならと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） では、お答えをいたします。

大きな項目の2番になりますが、まずその①の町民の理解を得るために何をしたかということですね。これは報告書に明らかなおりですけれども、簡単に申し上げます。区長会役員会との意見交換会1回ですね。それから、区長会との意見交換会2回、それから町民との意見交換会2回、そういうふうに行っております。私の感覚としては、またほかの議員の感覚としても、基本条例についても政務活動費についても基本的な了解は得たという感覚を持っております。それが1点です。

それから、執行部との意見交換ですけれども、これは平成26年5月16日が最初で、それから通算3回行われておりますが、議論が余りかみ合わなかったという感想を持っています。議会としてはこの条例で言及した執行部に関する事項ですね。これについての意見が欲しかったんですけれども、町の執行部としてはなぜ今議会基本条例が必要なのかというふうな点の疑問がどうしても解消できないというふうなことで、そちらに疑問が集中しまして余り議論がかみ合わなかったと。成果は余りなかったと言わざるを得ないというふうに思います。

それから、条例の精度を高めるためにどのようなことをしたかと。これはありましたかね、質問に。これは先ほども申し上げましたけれども、先進地ですね。何度も何度も研修をしております。これはもう活性化特別委員会、議会運営委員会、さまざまの活性化特別委員会の委員長、副委員長の研修とか、そういったことで研修を深めております。それから、専門家の意見もある程度聴取をしております。その結果で、なるだけこの議会基本条例の精度が高まるような措置を講じております。なお、今できる限りのことをしておりますけれども、それでもなお今後施行していったら不都合が生じれば、それはまた訂正することもあり得るというふうなこと

を申し上げておきたいと思います。

以上です。

(16番小林久美子君「議長、すみません。ちょっと意見をいいですか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 今、甲斐議員と副町長が質疑されているんですけど、かなり項目も多岐にわたるようですので、できれば昼食休憩のときに今の質疑の項目を皆さんに配付した方が中身が分かりやすいのではないかという提案です。じゃないと、ちょっと私たち聞くのがどこをポイントなのかがちょっと分かりにくいのでお願いしたいと思います。

○議長(大塚 昇君) はい、そのようにいたしますし、質疑の途中ですけれども、昼食休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大塚 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

質問者に申し上げます。一般質問については質問回数は撤廃して試行的に撤廃しておりますが、上程されました議案に対しては質疑ということで3回までとさせていただきますことを了承していただきたいと思います。

井手副町長。

○副町長(井手義隆君) ありがとうございます。

質問通告が皆さん方のところに行ったというふうに思いますので、今大きい1番と、それから大きい2番とのお答えをいただいたところまでが終了したというところであります。大きい2番のところのことを振り返ってみますと甲斐議員の方からは町民の理解を得るためにこれだけのことをしたということと、それから執行部との意見の調整にこれだけのことをやったということと、それから条例の精度を高めるためにこういうことをやったという御返事をいただいたというふうに思います。

第1番目の町民の理解を得るためにという部分に関しましては、坂本議員が報告書の中で取りまとめておられる6ページの町民との意見の交換会というところの(4)のところに記載してあるわけなんですけど、この中で24年2月8日、25年2月18日、この2回については私どもはちょっとこの中で議会基本条例が議論されたかどうかというのが分かりませんので、これは評価を挟むわけにはいかないわけなんですけど、あとの順序が逆に書いてありますが、25年11月1日、これが三里木町民センター、それから中央公民館、この2か所に分かれて行われた部分だろうと思います。それから、26年2月21日、公園管理センターの学習室で行われた分が最後に

書いてある分だろうと思います。最後といたしますか、一番上に書いてある分ですね。それから、26年5月21日に中央公民館で区長さん、区の役員さん、元区長さん、それから私ども役場の職員、それから他の市町村からも来ていたというふうに聞いていますが、これで行われた意見交換会なり説明会というようなことだろうと思います。この3件、件数にすると4回の部分ですが、この4回については私どもの方の職員も出席をさせていただいておまして、その復命を読んでいるところなんです、私の読み方では十分に理解が行き届いたかということについては、そうではないんじゃないかというふうに思われるような中身だったろうというふうに思います。説明が行われて意見の交換が行われて集約ができるような形で整理したかというところ、そこまではなかなか行ってなかったんじゃないかというふうに思うところがあります。

それから、2つ目の執行部との関係につきましては、なかなか到達できなかったと、3回やったけれどもというようなことをごさいました。私ども一般的にこういう法律であるとか、条例であるとか、規則であるとか、こういうものをつくる時というのは、まず基礎的なその土俵をつくります。いわゆる基本的なフレームをつかって、そのフレームの中で議論をしていくというやり方をするわけなんです、まだまだ協議の玄関口に立ったところで土俵がやっとできかけたかなというふうな段階ではなかったかというのが私の認識であります。

それからもう一点、3番目の条例の精度を高めるためにどのようなことをなされたのかという質問であります、これには研修をたび重ねて積み重ねたと。それから、専門家の意見を聞いたというようなこと、2点が御返事じゃなかったかというふうに思っています。私の方で想定していましたのが、こういうことは当然おやりになるというのは当たり前でありますんで当然のことというふうに思っているわけなんです、加えまして3番目のところが基本条例というような非常に重要な案件であります。そして、節が幾つも分かれている。それから、これを制定しているところにあっても、それぞれのところで事情の違いというのが幾つもあるということですので、議論を深めるため、論点を整理するため、自治法の第100条の2専門的知見の引用、それから第100条の2公聴会及び参考人の出頭というような制度があります。こういう制度が活用なされるべきじゃなかったのかなというのが私の意見です。今回の提案条例の第14条の中にも専門的事項に係る調査、これは規定されているわけであります。したがって、専門的な人からの意見を聞くというのは必要なことだということの認識は十分おありになってのことでおつくりになったろうというふうに思います。この専門家の話を聞いたというようなこともすり合わせをやっているときに教えていただいたわけなんです、そのとき聞いた限りでは法務局の局長さんか何かおやりになった方が文言整理であるとか、そういうことについては意見をいただいたというような御説明ではなかったかというふうに記憶をしております。

以上のとおり、私の方から見た限りでは町民に対する説明なり、意見の聴取なり、あるいは成案に至るまでのすり合わせなりというのが十分ではないんじゃないかというような疑問があるということと、それから私ども執行部との意見のすり合わせなり何なりについても、まだそ

の緒についただけではないかというような認識を私はしています。

それからもう一つ、専門家の知見なり何なりというのをきちんと聞いてということについては、これはぜひこの案件がどういうふうになるのか分かりませんが、きちんとおやりになった方がいいんじゃないかというふうに思います。ということを申し上げまして、質問の3番目に行きたいと思います。

以下の条文についてどのように論点されたのか、説明をしていただきたいというふうに思っているところです。

活性化委員会が活性化のために検討されている項目の中に反問権というのがあるというのは冒頭に申し上げたところなんです、この問題の所在として論点の明確化というのが今回提案の議案の中にも書いてあるところです。論点の明確化、あるいは課題の明確化というのは事柄を進めていく場合の全てに必要なことですから、議会活動をするときに論点を明確にしていくというようなところをそういうところに基本条例の中にもこれを入れようというようなところが決定されたのではないかというふうに思います。そこで、議会基本条例の条文のうち執行部が関係する次の条項についてどのように論点を整理されたのかについての説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げますけれども、質疑に関しましては自分の意見を言うことはできないとなっておりますので、以後注意してください。

（副町長井手義隆君「はい」の声あり）

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 私も同じように言うつもりでしたけれども議長がおっしゃいましたので、改めて申しません。

それでは、御質問の次が6項目ほどありますけれども、これもごく簡単に申し上げたいと思います。

1番目の第6条の町の執行部と議会の緊張感の保持ということですが、これはもう先ほど申し上げましたとおりに2000年を機に大きく国と自治体の関係が変わってきております。以前は自己決定ができない、そういう場面が多い地方自治体でしたけれども、2000年以降は自立をして、そして権限も拡大をして責任も拡大をして自分で全てを決定しなければいけないというふうな、そういう時代に立ち至ってきたと。俗に二元代表制と言われておりますけれども、それぞれの立場を執行部は執行部、議会は議会、それぞれの立場と権限の違いもございませぬ。その辺を十分考慮しながら、安易になれ合うのではなくて、自治体の発展のためにお互いに切磋琢磨をして正しい競争関係の中で自治体の行政を発展させる。そういうためにはその緊張感の保持というのは大変大事であると、こういうこととございます。

それから、2番目の第7条ですが、重要な政策等の説明、これは基本条例案を御覧になりますと、第7条第1項、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、町民参加の実施の有無及びその内容、菊陽町総合計画との整合性、財源措置、将来にわたる効果及び費用、



その他議会が必要と認める事項というふうに列挙してありますが、何か議案を提案するならば当然考えられるであろうこと、それを整理してあるということの一言で答弁としたいと思いません。

それから、第8条、予算及び決算における政策説明資料の作成、これは先ほど出張報告のときに申しあげましたが、なかなか我々素人では予算書、決算書、この理解しにくいと申しますか、我々も勉強しなくちゃいけないんですけども、なかなか一遍見ただけでは理解できない。そういうことのためにせめて今後は大きな事業、それから新規の事業、年度をまたいで継続される事業等については、その目的、事業内容、全体計画、年度別の事業費、内訳、財源の種類等について一覧表で出ればと、これは議会全体としてそういうふうに今決定しているわけではありません。これはもう私見のうちに入りますけれども、そういうものが出来れば非常に助かるということでございます。

それから、第9条、自治法第96条2項の議決事件についてでございますが、これは少し詳しく御説明申し上げたい。というのが、議決事件にできない事項がございますので、その辺をここで確認しておきたいと思えます。なお、これもまだ議会内では明確に区別をしているわけではございません。これから使用基準、この運用基準ですね。基本条例の運用基準をつくっていく中でまた執行部ともすり合わせなくてはいけないというふうに思いますが、以下私が調べたことを答えさせていただきます。議会の総意ではございません。

平成24年5月1日付で総務省の自治行政局行政課長からの通知が来ております。地方自治法第96条第2項に基づき、法定受託事務を議決事件とする場合の考え方についてという表題ですが、その中で法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の決すべきものとしてできる事項は次の3つの事務以外の事務と考える。だから、今から申しあげる事務については議会の議決事項にすることはできないということですね。その1番目は、法律またはこれに基づく政令により地方公共団体に執行が義務づけられている事務、例えば公示であるとか公告であるとか、表示、掲示、その他、たくさんありますけれども、そういうことは議決事件ではないと。それから、2番目に法令によって長その他の執行機関の権限に属することとされているもの、長の権限にもう専ら属するというふうにされていることについては、これはもう具体的は上げませんが、一応調べております。そういうものについては議決事件にはできないと。それから3番目に、国家の安全、外交、その他国家の存立にかかわるもの、緊急時、または切迫している状況における国民の生命、身体、財産などの保護に関するもの、こういったことも議決事項に加えることはできない。このことは一応確認をしておきます。これはもう法令で決まっておることですので。ですから、しかしこの中には町の基本計画は入っておりません。ですから、当然議決事件に加えても問題はないという理解をいたしております。いずれにしましても、このことについては後に基本条例の運用基準を策定するときにすり合わせをするということになるかというふうに思います。

それから、その次でございます。政務活動費の適正処理ということですが、政務活動費を支

給できるということを基本条例に規定してあるわけですが、御存じのとおりに地方議員、我々の身分は地方公務員の特別職という位置づけですが、大きく捉えれば非常勤であります。非常勤であるためにさまざまな手当等はつけられません。例えば通勤手当とかですね。こういったものはつけられない。それから、住宅手当等も非常勤につくはずがありません。けれども、政務活動というのはしなくてはいけないものですから、法によって認められているものは政務活動費でございまして。この政務活動費を支給することによって議員の政務活動を支援すると同時に議員の資質向上に資するというふうに考えます。それをどういうふうに処理していくかということは、あとでまた政務活動費の交付に関する条例のところでも当然話題になると思いますので、ここでは完全公開をするということだけ申し上げておきたいと思っております。

次です。最後です。第19条、議員定数及び議員報酬についてでございます。定数は先ほども報告で申し上げましたとおり、議会でも今のところは議論の途上でございます。基本条例に書いてあることはもう従来どおりのことですので問題ないかと思っておりますが、これから先のことについて少し話されていることの内容ですね。決定じゃございません。申し上げますと、定数というのは委員数が大事である。委員会の中ですね。常任委員会の中で適切な議論が展開されて決定されていく、その適切な委員の数ですね。これが必要であろう。それから、それに委員会の数を掛ければ定数と。ですから、これは私見でございます。本町の場合には委員数が基本的に大体6名、産業建設常任委員会だけが5名になっていますが、6名掛ける3イコール18ですかね。そういうふうに考えられるんじゃないか。

それから、報酬でございますが、これもこれからの議論です。あとは私の私見になりますので、そういうふうに御了解いただきたい。非常勤でございます。ですから、フルタイムと違いまして、実際どれだけ本当に議員としての活動をしたかということがこの報酬の対象になるということだと思います。ざっと申しますと、私は領域をA、B、Cというふうに分けて考えていますが、Aというのが一番中心部分、本会議、委員会ですね。それから、Bが協議の場ですね。全員協議会とか議員連絡会とか、そういう会合。それから、領域のC、これはこのAとBを成り立たせるために必要な活動。内容としては政務調査活動ですね。それから、一般質問の作成、それから任意の協議、協議ですね。それから、議員個人による視察。それから、議案の精読ですね。それから、種々の根回しも大事だと思います。それから、広報活動ですね。議員個人の広報活動。それから、住民との接触や会合、こういったことが領域として考えられる。これを本当は記録をして、そして何月何日は何時から何時までこれをしたと、そういう記録を残しておいて、そしてそれを1年間合算をして、そして何日分の労働に当たると、そういうことを決めて、そして例えば町長なり副町長なり、あるいは総務部長なり、そういった他職との関連を見て、そして議員の報酬の基準を設けるべきではないか。これはもうあくまでも私の私論でございます。報酬そのものについては現行どおりの規定になっておりますし、将来に向けてはそういうふうな議論が議会の中でされていくであろう、そういうふうに理解をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 議長の方から意見は質問ではないので差し控えるようにということでありましたが、なかなか逆の立場になっているものですから、意見を質問の形で言うというのがいかに難しいものかというのを今思い知っているような状態ですので、議長そこら辺少し大目に見ていただけるならというふうに思います。

今、甲斐議員の方から私どもと議会との、それから私どもとの関係について関係のあるようなところの論点をどういうふうに整理なさったのかというようなことについての御説明をいただいたところです。総じて言わせていただくなれば、非常に甲斐議員の個人の高い倫理性といえますか、議会人としての責務を非常に意識したような私見が幾つか御披露されたというふうに聞き取っております。ただ、自分でもおっしゃって、当然お感じになっていることだろうと思うんですが、まだ議会内部で全体の議論が行われてないというようなことがかなりあるなど、私どもの直接に関係するところで少し言わせてもらうなら、先ほどの96条第2項の議決案件の件であります、自治省法制局長の通達といえますか、あれは解説ですか、なり何なりというのも私どもも読んでおります。そのことについて、あれは書いてあるのは限定して除外をするというのはこういうことだという書き方であって、そのことは反対解釈でそれ以外のことはできるということを許すというわけではないというのは、これは法律を解釈していくときの常識であります。反対解釈が許されるという場合もあります。しかし、反対解釈が全て許されるということではないというのは、法をつくる者であるとか、あるいは解釈をする者であるとか、こういうのは前提として知っている。ですから、あのことは除外するのは当たり前だけ、それ以外がつくったっていいんだという論拠にはならないというのが1つであります。

それから、意見になるといけませんので、少し整理しながら言うんですが、こういう状態での御提案を受けて私どもは質問の形で、今ちょっと言い過ぎているところありますが、私どもの考えを述べていかなければならない、これがもしこの議場に入る前に十分な説明なり意見の交換なりというのを重ねていたならばこういう事態にはならなかったんじゃないだろうかという思いというのがあります。そっちが時間をとらなかつたんじゃないかとか、幾つかの行き違いがあるのは事実ですが、ただいかにも拙速であるなというふうに私は今思っています。ぜひこの議論について慎重に重ねていただきたいということと、今、甲斐議員がおっしゃった私見の部分については、ある一定の議会内での統一した考え方というのができた段階でこれは提案なさるべきものじゃなかったのか。私どもの立場からいうならば96条第2項というのは、すぐれて、これは私どもの権限に属すること、執行部の権限に属することもありますので、そのことについては事前のすり合わせといえますか、協議というのがなされるべきだというふうに私は思っております。これも個人的な見解かと言われればそうだというふうに言ってもいいですし、多分これが行政に携わる者の共通した認識だというふうに考えていただいても結構かと思

います。

今日は本来ならば議員提案の案件ですので、私どもの方から質問をするというのは法は予定していません。ですから、できないぞと言われるならそのとおりにですね。法は予定していないわけですから。でも、今日は大塚議長のお目こぼしで言うだけ言うたいというような形でお許しいただいたんで、このことは非常にありがたいというふうに思いますが、でもこういうふうな形で意見を言えるような土壌をつくっていただいた大塚議長に感謝すると、これは一つの例になってくると。議会運営の際の議員提案の条例なり案件に対して執行部はどういうふうにかかわっていくのかというのは、こういうふうなかかわり方もあるんだということの例になってくるといえるんじゃないだろうかと思えますんで、大塚議長には非常に感謝をしているところです。

それからもう一点、議員提案のことについて、質問であるとか、それから討論が予定されていないというのは、その前段で執行部とのすり合わせが十分に行われるという前提があつてのことです。そういうふうに法律というのはつくっていきます。法が予定しているのは、十分な事前に説明と協議のすり合わせがあつたところで議員提案があるということを想定しているものですから、執行部側からの質問であるとか、討論であるとかというのはいいぞというふうに書いてないということでもありますので、ここら辺のところもぜひ頭に置いて今後進めていただけるなと思います。

大塚議長、今日はどうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） ほかに。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） もう切りがありませんのでお答えはしませんけど、ただ2つだけ確認しておきたいと思います。

1つは、私が私見とわざわざ申し上げたのは、私の考え方であつて、この議会の基本条例には全然それは入っておりません。

それからもう一点は、執行部とすり合わせの時間ですけれども、これはもう今年の5月に提案をして、随分私たちも催促はしたという記憶はありますが、なかなか応じていただけなかった、そういうことだというふうに思っております。

以上、2つをつけ加えて、もうあとは切りがありませんので、これで打ち切りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は発議第5号菊陽町議会基本条例に対する反対討論を行います。

議会としては、この条例を含めて議会の活性化のために平成23年6月以来、坂本委員長、吉山副委員長を中心に議会活性化委員会の中で皆検討してきました。議会は町民の福祉の増進のために努力をしなければならない、そのためにはこういうふうに変えよう、あの町のやり方を参考にしようと随分頑張った。結果として幾つもあると思います。その議会活性化のために検討してきたことの一つにこの菊陽町議会基本条例があります。この基本条例には、議会の活性化のために決まりが書いてあります。しかし、規定していることの中には町長と十分意見交換、意思の疎通を図らなければなりません。私がいつもこの件について、条例の件についてお話しするのはやはり7条、8条、9条であるのを昨日おとこの全協の中でも私は申し上げました。やはり議会の立場と議員の立場だけ考えますと町民の民意に応えることはできません。例えば第7条、第8条、第9条であります。第7条は、町長は政策提案をする場合は議会に重要な事項の説明をしなければならないとあります。第8条は、町長は議会に分かりやすい予算の説明資料を出さなければならないとあります。第9条は、議員の最大の権限である議決の項目に総合計画、その他重要な町の計画を議決事項としている。第7条、8条については町長の意見のすり合わせが十分なされることである。第9条については、町長の権限に踏み込む内容であり、議会内容でも十分検討し、そして町長と協議すべきである。いつも私がこの7条、8条はいつも条例の全協の中で申し上げておったんですけども、なかなか浸透しなくなって、まだまだ十分な検討と協議が残っていると私は思っており、これにつきまして私の反対討論といたします。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この提案がなされておりますが、実際その議会の基本条例というのはあくまでも私たち議会活動をする上においての何も成文化しなくても当たり前のことです。これをただ当たり前のことであっても、再度それぞれの者が確認するために成文化するものだろうと思いますが、その内容はともかくとして、今のこの議会と執行部との関係、どんなに立派な成文化されたものがあっても、これを議員提案をして執行部からあれだけ細かく質問が出るということは議会と行政との信頼関係がないと、そのあかしじゃないかと思うんですね。ですから、運用するのはそれぞれ立場のある議員であるし、執行部であるわけですけども、町をよくしていこうという方向性は変わらない。いつも挨拶の中では車の両輪両輪と格好いいことばかり言いますが、根本にあるのは町民なんですね。ですから、議会ともう少し執行部が大事なところできちっと信頼関係があって、なおかつ意見の対立があるというならまだしも、もう最初から入り口のところからもう議会と行政が対立しとるというふうな構図というのは非常におかしい。ですから、私たち議員も私たちはもう平議員ですから、実際この4年間、議会活性化委員長はじめ、議運のメンバーでそれぞれ十分もうこれ以上ないというぐらい精査して動いてこられましたけども、そこらのところの対執行部に関することについては、今日副町長

が行政を代表して質問はされましたけど、雰囲気的にもあれだけ感情的になるような議会、この議会基本条例これをあえてつくって、本当に菊陽町のためになるのかと思ったら非常に寂しい気がします。ですから、議会の議長をはじめ、議運の委員長をはじめ、執行部と行政の調和ですね。もう少し議論するところは議論する。協調するところは協調する、そういう方向づけをしていただきたい。運用するのは人間ですから、何もこの決まりじゃない。だから、お互いに間違ったところがあったとしてもやむを得るところは通していく。正しいことでも否決するところは否決せにゃいかんという状況もあると思いますよ。ですから、そういうふうな行政と議会の関係になっていただきたいという思いで、私は今回もうちょっと行政の方も反省していただかないといかんし、私たちも活性化の一員で責任はありますが、代表者たる議長、副議長、議運の委員長あたりと執行部はもう少し本当に心の底ではつながって、だめなところはだめ、賛成は賛成、そういう信頼関係の運営をしていただきたいと思います。ですから、今回の提出については私も反対をいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 賛成の立場から討論させていただきます。

3年半議会活性化でいろんなことを視察に行つて勉強して委員長、副委員長御苦勞のもとに報告書も出していただきました。それをもとに町執行部に再三内容を詰めようということで申し入れたけれども応じてもらえなかったというか、なかなかその議長が当時相当悔しがっていましたが、私がかわりに申し上げます。本当に議長は執行部と丁寧に説明をしていただこうと思って申し入れたけれども対応がなかったということでございます。そして、ほかにもいろいろありまして、菊池に聞いたところ、菊池は1年間でこれをつくり上げた。執行部とは一切話していないと。この間嬉野町議会は半年でつくり上げた。日にちはその間に詰めてずっとやったということで執行部とは一切打ち合わせなし、また大村市議会も一切執行部とは打ち合わせしていない。あくまで議会基本条例なので、議会のことだから議会ですという趣旨だったんです。そつで、今回の12月議会に議会基本条例として議員提出議案になったわけですので、どうかその辺は考慮して賛成していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第6号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、発議第6号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、吉山哲也君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、吉山哲也君より趣旨の説明をお願いします。

○5番（吉山哲也君） それでは、発議第6号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について申し上げます。

提案理由としましては、議会活性化特別委員会からの報告にあるように一般質問については行政全般にわたる議員主導による政策議論であることから、質問回数の制限を撤廃することにより、より深く、より分かりやすいものとなることが期待できるからであります。

それでは、参考資料のお手元にあります資料の参考資料の1ページ目をあけていただきます。

一番最後のページになりますけども、よろしいでしょうか。

表がありますけども、新旧対照表で説明させていただきます。

左側が現行の規定で右側が改正後の規定案であります。

第63条の規定ですけども、これの下線部分の「第55条（質疑の会数）及び」というこの下線部分を削除するものであります。そういう内容であります。

それでは、この議案の1ページ目を開いていただきまして、そこに附則の部分があります。この規則は平成27年4月1日から施行するという規定であります。

以上で説明を終わります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第7号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、発議第7号菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、坂本秀則君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、坂本秀則君より趣旨の説明をお願いします。

○7番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

発議第7号。平成26年12月15日。

菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、町民の福祉向上に寄与するため、議員の調査研究その他活動の必要な経費の一部として議員に対し政務活動費を交付するための規定を定めるものであります。

本条例は、平成23年6月に設置されました議会活性化特別委員会において調査検討してきたものであります。条例制定の経緯については、これまでに全員協議会、議員連絡会及び議会活性化特別委員会で行っておりますので省略いたしますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で本条例案についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、質問については自席でお受けいたします。どうぞ議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、提案の坂本議員に質問します。

この政務活動費の交付に関する条例の制定についての第7条で収支報告書の保存及び閲覧というところがありまして、収支報告書を希望する者は菊陽町情報公開条例の規定により公開することができないとされている情報を除き議長に対して閲覧を請求することができるというのがあるんですけども、今可決をした議会基本条例の制定についての第12条の3ですね。そこでは、議長は町民から疑義が生じないよう収支報告書とともに議員の政務活動費による活動状況を速やかに公開しなければならないというふうにあります。私はこちらの方が積極的に町民の方に公開する基本条例の方がそういうふうな立場になっているのではないかとこのように思うのですが、それがどうかということで、やはり政務活動費については非常に全国的にもいろいろ問題があって町民の目線も非常に厳しいものがありますので、私はしっかり公開することが大事ではないかというふうに思っていますが、これについて提案者の坂本議員としては今後どういうふうな、施行規則とかは今からまたつくっていくところもありますので、どうい



ふうに考えておられるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 公開については、ネット上、また広報紙等、またその収支報告書等研修報告書については自由に町内町外限らず自由に見られるようにするものとしております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 川俣議員からお叱りといいますか、アドバイスといいますか、指導を受けたにもかかわらず少し疑義を感じているところがありますので、申し上げたいというふうに思います。お許しをいただきます。

これも同じように坂本委員長、それから吉山副委員長が鋭意検討をしてこられたことでありまして、敬意を表するところでもあります。平成12年5月の自治法の改正、そのとき政務調査費、そのときは政務調査費の交付というのが可能になっています。その際、国会における趣旨説明というのが次のように言われています。地方議会の活性化を図るためにはその審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっているというようなことが最初に国会で趣旨説明で言われています。平成24年9月の自治法の改正で、この政務調査費が政務活動費となって、その使う範囲がより広がっているところです。政務活動費ですと、審議能力を強化するための研究調査、資料作成に要する経費というようなものが政務活動費になっては、政務調査費の使途に加えて補助金等の要請活動、会派議員としての活動経費、こういったものも使えるというように対象が拡大されているところです。今度、議会の活性化委員会で提案されている菊陽町の場合は、その使途基準として研修会費、それから調査研究費、資料作成及び購入費、資料の購入費、それから広聴費、こういったものを対象経費にして、あと慶弔見舞いの交際的な経費とか政党費とか、その他政党活動費とか、それから講演会の活動に要する経費であるとか、飲食を主目的とした会議等に関する経費、その他政務活動費の目的に沿わない、そぐわない経費については使用不可というようにしてあります。自治法が政務調査費から政務活動費に変わっているにもかかわらず、今回提案の政務活動費の内容は従前の政務調査費と同様のものというふうに思われます。非常に大変高い倫理性が感じられるものだというふうに高く評価をしているところでもあります。やはり政務活動費の不正受給といいますか、妙な使い方というのは、この前皆さん全員御覧になったと思うんですが、兵庫県の号泣県議会議員の一斉に注目を浴びているというようなこともありまして、この件以外にも全国市民オンブズマンであるとか、こういう方々が特設ページで不正について関係記事をいつも露出しているというような状態になっておりますので、幾つか質問をさせていただきたいんですが、私の方からは質問通告書にいっぱい書いておりますが、先ほどの基本条例のところ甲斐議員からの回答で大体納得できたところは幾つかありますので、2点に絞って質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目が、まず政務活動費というのが第2の報酬というふうな形でやゆされています。その必要性であるとか、支給額であるとか、あるいは支給方法であるとか、対象経費であるとか、精算の方法、チェックのシステム、こういうものについて透明性を確保するということが非常に求められています。したがって、そのために旧自治省から次のような通知が出されています。1つ目は、政務調査費の制度化に当たっては各地方自治体における議員の調査活動の実態や議会運営方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性や、その交付対象について十分検討をすること。2つ目が、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要なことであるから、条例の制定に当たっては透明性の確保に十分意を用いること。それから3つ目が、政務調査費の額は例えば特別職報酬審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないように配慮をすることというように自治省の通知が出ているところであります。したがって、この1番、2番というのは、十分御検討になって、そのことはこういうことは絶対ないというようなところでの御提案かと思えます。ただ、3つ目の額の決定に当たって特別職報酬等審議会の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことのないように配慮するようという通知に対して、今から実際には4月1日からといいますか、年明けの4月1日からの施行適用になりますので、まだ日にちがあるわけですが、この間に特別職報酬審議会等の第三者機関の意見を聞くというふうな、そういう計画というのは、坂本委員長、これはお持ちなんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 審議会の意見、また意見交換会ですかね。それはまた議運があります。活性化特別委員会はもう最終報告出しましたが、その中の吉山さん、私と議運のメンバーと相談して私の意見じゃいけませんので、相談して検討してどうするか決めたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 先ほど小林議員からの質問もありましたように透明性をきちんと確保する。それから、額について住民の方々からなぜそういう額になるんだというようなことについてきちんと答えられるというようなことをやっておくというのは、やはりお金をもらうということになります、これは。ですから、そのことについて説明責任というのは通常の一般的な説明責任よりも金が絡んでいます。それも血税ですから非常に高いものが要求されると思いますので、ぜひ報酬審議会等なり何なりの意見を聞いていただいて、施行適用をしていただくならというふうに思うところです。

それから、2つ目の質問です。これは自治法の第222条の事柄になってまいります。当然読んでいらっしゃると思うんですが、自治法の222条というのは、地方公共団体、普通地方公共団体ですね。特別じゃなくて普通地方公共団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件があった、新たに予算を伴うこととなるものであるときは必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないとあります。これは財源の手当てもないままに条例等の制定によって地方公共団体が財政上の負担を負うことにはなれな

い、こういう条例の提出は議会への提出というのは規制をするんだということです。つまり金の算段がつかないようなのを長は議会に提案できないということです。

これを受けまして、議会提出の条例案件についても全く同じものだというようなことを昭和32年9月の自治法行政の実例では次のように述べている部分があります。これは自治六法の中にはどれも赤字で、どの方が持ってらっしゃるのも赤字で書いてあると思います。議会が予算を伴うような条例その他の案件を提出する場合、法第222条第1項の規定の趣旨にのっとってあらかじめ長との連絡を図って財源の見通し等意見の調整をすることが適当であるというふうな自治法、行政局からの通知文が出ております。これは全く同じことですね。執行部が出す条例なり何なりで予算の措置が必要だというものであるならば、議会が出す予算なり何なり条例なり何なりも予算措置がなされるよう事前に執行部ときちんと長と相談をすることだというようなことが書いてあります。一般的に公務員の給料は人事院勧告とか、あるいは人事委員会の勧告というような形で進んでいきます。民間の大企業は労使の交渉で賃金が決まっています。組合がないところについては、会社の支払い能力であるとか、あるいはこの近辺の生活水準、生活費がどういふふうになってあるとか、それから同業他社がどのくらいの給料を払うとるかというようなことから、従業員の代表と相談をして社長が決めるというような形で決まっています。つまり金の支出については自分で自分のことは決められないというふうになっているのが一般的であります。ですから、このことについても坂本委員長におかれましては、今からこの2万円の支給について予算化はまだしておりませんので、十分な協議が執行部に対して行われるというふうな予定はあるのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） その点については協議してませんので、個人見解は控えさせていただきますけど、今日終わって、先ほど申しましたメンバーと話し合っただけで答え出したいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 発議第8号 「農協改革」に関する意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、発議第8号「農協改革」に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、渡邊裕之君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、渡邊裕之君より趣旨の説明をお願いします。

○6番（渡邊裕之君） 「農協改革」に関する意見書（案）について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、JAグループが組合員の意思に基づき自己改革に今後5か年かけて取り組む、この姿勢を尊重するため提案をいたします。

それでは、意見書案を朗読して提案にかえさせていただきます。

「農協改革」に関する意見書（案）。

平成26年6月24日改定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、政府は農業の成長産業化に向けて「農協改革」の推進を行っていくことを決定した。

具体的には、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が来年通常国会で行われる予定となっている。

本町はこれまでJAと密接に連携しながら、農地利用集積・新規就農支援・健康福祉活動等を通じた農業振興・地域社会振興に取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた活動が困難となり、ひいては農業者、地域住民、地域社会に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、JAグループの自己改革内容を十分尊重した上で、下記の事項の実現に対応していくよう強く求める。

記。

#### 1、総合事業によるJA事業の展開について

JAの役割は「農業振興」と「地域振興」に寄与することであり、この役割を果たしていくためには、総合事業（営農経済・信用・共済・生活・福祉等）による多様なサービスの提供が不可欠であることから、今後もJAの協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度、法人形態の転換等は、強制しないこと。

#### 2、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進について

准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地域創生の推進」、「地域のライフライン維持」を今後図っていくためには、准組合員の事業利用・JA運営参画の促進を図る必要があることから、准組合員に対する事業利用の制限等は行わないこと。

#### 3、農協法上、「新たな中央会制度」位置づけの明確化について

「新たな中央会制度」は、JAの経営課題解決や積極的な事業展開への支援を目的とする自律的な制度に転換し、その機能を代表機能、総合調整機能、経営相談、監査機能に集約・重点化していくが、これらの機能を十分発揮するためには、農協法に規定された上での制度維持が必要であることから、「新たな中央会制度」も引き続き農協法上に位置づけられた組織とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月18日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長伊吹文明様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、農林水産大臣西川公也様、内閣府特命担当大臣（規制改革）有村治子様、内閣官房長官菅義偉様。

以上です。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成26年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時7分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 加藤 眞佐男

菊陽町議会議員 上田 茂政

菊陽町議会会議録  
平成26年第4回12月定例会

平成26年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919